

衣服、寢具、布片及び硝子器、陶器、磁器其他鑄製若くば、木製品類等にしてよく煮沸に堪ふるものなるべし。

○蒸氣消毒とは如何なるものを云ふか

蒸氣消毒とは水を熱して蒸氣を發生せしめ、之を消毒に用ふるものにして、蒸氣消毒器を使用して之を行ふ。而して普通の消毒器にて發せしむるものは流通蒸氣にして攝氏百度の温を有し、四十分間乃至一時間之を行へば完全なる消毒を爲し得べし。

○蒸氣消毒と瓦斯消毒との差異は如何

蒸氣消毒は水蒸氣を以てする濕熱消毒にして、衣類、寢具、布片及び硝子器、陶器其他氣熱に堪へ得る物品に適し、其の消毒力は物品の中心に達す、瓦斯消毒は藥品に依つて發生せる毒瓦斯を以て密閉し得る室内又は室内に定着せる器物にして他の消毒方法を行ふこと能はざる場合に應用するも其の消毒力は單に被消毒物の表面に過ぎざるなり。

○藥品以外の消毒方法を問ふ

理學的消毒法にして、即ち温熱的若くば器械的に細菌を消除する方法にして、乾燥法、照光法、燒却法、煮沸法、乾熱法、蒸氣法等種々在り。

○藥品に由らざる鍼の消毒法如何

藥品に由らざる鍼の消毒方法としては煮沸消毒法を以て第一とす。即ち清淨なる鍋の如きものに水を容れ、其中に鍼具を入れ、火にて約三十分間沸騰せしむるものなり。

○三%の石炭酸水五百瓦を作れ

○同石炭酸水一リットルを製する方法

三%液を製するには石炭酸三瓦をとり、これに清水九十七瓦を混じ、よく震盪して製す、依て五百瓦を作らんには前量の五倍即ち原液十五瓦に、清水四百八十五瓦を混じて製す。三%液一リットルを製するには一リットルは千立方糶即ち千瓦なるを以て、石炭酸三十瓦を清水九百七十瓦に混ざるなり。

○五%の石炭酸水を以て三%の石炭酸水千五百瓦
を作らんには、其の石炭酸水と水とを如何なる
割合に加ふ可きか

三%の石炭酸水千五百瓦は、石炭酸原液四十五瓦、水千四百五十五瓦の割合なり、依て原液四十五瓦を含有する所の五%石炭酸水量は、九百瓦に相當す、即ち五%の九百瓦は原液四十五瓦に、水八百五十五瓦の割合なり、之に加ふる水六百瓦は即ち水千四百五十五瓦、原液四十五瓦となる、之にて三%石炭酸水千五百瓦を調製し得たるなり、依て割合は五%液九百瓦に水六百瓦を加ふ可きなり。

○クレゾール液の製法并に効果如何

クレゾール水は傳染病豫防法に依ればクレゾール石鹼液三分に水九七分を加へ調製す、其の効果は石炭酸と同じく總ての消毒に適す、殊に石鹼を含有するを以て器物を清淨にするの利あり。

○「リゾール」を用ゐる理由及び色の鑑別

「リゾール」を用ゆるは水に溶解し易く、又其着色度に由り溶液の濃薄を判別し易きが故にして、其色度は五十倍にして日本酒色を呈し、百倍にして無色となり、百五十倍にして乳白の濁濁を呈するものなり。

○昇汞水調製方法并に該液は鍼術上の消毒に適するや

昇汞水は通常千倍のものを使用するを以て、其の調製は昇汞一瓦を水九百九十九瓦に溶解して之を得べし、昇汞水は金屬を腐蝕するの性を有するを以て鍼術上の消毒には適せざるなり。

○昇汞水使用時の注意

昇汞水は猛烈なる殺菌作用と毒性とを有し、且つ無色無臭なるが故に、他と誤用せられて危険を招く虞れあり、依つて少量の「フクシン」色素を以て着色し、一見他と識別に便なら

しむべし。又昇汞は蛋白と化合して不溶性の蛋白化水銀を作り消毒力を消失する故に創面・喀痰・糞便等の蛋白含有物の消毒に使用すべからず、又昇汞は金属を腐蝕する性あるを以て之が調製には金属製器具を用ゐるを禁じ且つ總ての金属製品の消毒に應用すること能はず。

○アルコールの殺菌作用を問ふ

アルコールには無水及び含水、アルコールの二種ありて、日本薬局方にては甲を純酒精といひ、乙を稀酒精と稱す、而して普通消毒用として殺菌力最も強く其効力確實なるは、アルコール含有量の六〇%乃至八五%のものにして、無水アルコールは殺菌力却つて之に劣るは實驗上証せられたる所なり、故に消毒薬としては純酒精よりも稀酒精を用ひる所以なり。

○無水「アルコール」と普通「アルコール」との消毒効力の差異を問ふ

○消毒に何故普通アルコールを使用するか其理由を説明せよ

無水アルコール即ち純酒精は其の名の示す如く純粹のアルコールのみにして毫も水を含みせずと雖も實驗上殺菌作用頗る弱きを以て消毒薬として使用せず、普通アルコール即ち稀酒精は約三〇乃至四〇%の水を含有するものにして細菌學上の實驗に依れば純酒精よりも水を含有する酒精に殺菌力強く、殊に稀酒精の含水量は其の殺菌力最も強大なり、是れ消毒に含水アルコール(即ち稀酒精)を使用する所以なり。

○アルコール、昇汞水の用途並に二十五倍の石炭酸水は何%なるや

アルコールは稀酒精を其儘ガーゼ或は脱脂綿に浸して使用するか若くは直接に手指及び器械の消毒に使用し、昇汞水は千倍にして手指の消毒には最も有効なるも水銀を以て製したるものなれば木製物には可なるも金属を腐蝕する性質を有するが故に器械の消毒に適せず

又二十五倍の石炭酸水は四%に相當す。

○石炭酸・酒精・昇汞の消毒上の價値を問ふ

三藥には各特長あるが、石炭酸の特異なる臭氣は、消毒藥として鑑別に便し且つ喀痰、吐瀉物、器具等總ての物品の消毒に適し、酒精の含水されしものは、調製するの要なく、取扱の危険なきも其の殺菌力は石炭酸・昇汞に劣るが故に單に比較的清潔なる手指又は金屬製小器具等の消毒に適するのみ、昇汞水は、消毒藥中殺菌力強く、價格廉にして多量に製するに便なるも蛋白質を凝固し金屬を腐蝕する性質あるを以て應用の範圍極めて狭しとす

○生石灰は如何にして使用するや

生石灰に少量の水を加へて石灰末となして、使用に臨みて之を製し、溝渠、下水、井戸等の消毒に用ふるものにして、其の水量に對する五十分一の一の石灰末を濃乳狀となして投じ攪拌す、又石灰乳としては排泄物、便壺、土地、塵芥等の消毒に使用し内容の五分一以上の石灰乳を投じて能く攪拌すべし。

○石灰乳は如何にして製すや

石灰乳を製するには、其割合二分の生石灰末に八分の水を徐々に加へ能く攪拌すべし、本品は使用に臨みて之を製す、普通石灰を代用とする場合は、生石灰を得ること能はざる場合に限り、其の倍量を用ふ可し。

○瓦斯消毒の方法を問ふ

密閉し得る室内或は消毒函の容積百立方尺に付、フォルマリン四十瓦以上を噴霧せしめ、若くばフォルムアルデヒド瓦斯十五瓦以上を發生せしめ、同時に約百瓦以上の水を蒸發せしむるの比例を以て處置したる後、七時間以上密閉し消毒するものなり。

○フォルマリン消毒の利害並に應用を記せ

フォルマリンは、劇烈なる臭氣の爲め、生體消毒等には不適當なり、又蛋白質を凝固するを以て糞便等の如き蛋白質含有物質の消毒に適せざるも、無生物及び室内消毒其他普通の

消毒方法を應用する能はざる物品に對して使用せらるものなり。

○自己の使用せる消毒薬の名稱及び之を撰びたる理由

自己の使用せる消毒薬は施術者の手指及び鍼は石炭酸水を使用し、施術部位の消毒には稀酒精を使用す。何となれば施術部の如きは發散し易く且つ溶解するの不便なく、又患者に悪臭を與へざるが爲めにして、石炭酸水は價格比較的低廉にして且つ殺菌劑として其効顯著なるものあるを以てなり。

○最も簡便なる消毒法を記せ

本法は先づ術者の手指を洗滌したる後、稀酒精を脱脂綿、又は消毒ガーゼに浸し以て術者の手指並に患者の施術部を能く拭ひて消毒し、鍼具は豫め該液中に浸し置きて消毒し、或は鍼器の如きは煮沸し消毒するも亦簡單なる消毒法たるを失はず。

○業務上常に多く用ゐる消毒薬三種の名稱及び使用方法を説明せよ

石炭酸水・リゾール水及び稀酒精にして、石炭酸水及びリゾール水は各二%にして孰れも拭淨又は浸漬す、稀酒精は單に拭淨して使用す。

○鍼治の際術者の手指・鍼具及び被術者の部位は如何にして消毒すべきや

鍼は筋肉に刺入するものなれば、消毒を嚴にせざれば爲めに有害細菌を體內に送り、時に危害を招くことあるを以て、之が豫防の爲めに消毒の必要あるものにして、規定の消毒薬を以て先づ術者の手指を洗淨し、次で鍼も亦消毒薬を浸せる脱脂綿又は精製「ガーゼ」にて克く拭ひ、然る上被術者の刺鍼部をも克く消毒すべきものとす。

○鍼器の消毒法

鍼器即ち鍼・鍼管等を消毒するには豫め規定の消毒液中に浸し置き、之を消毒液を浸せる脱脂綿又は消毒「ガーゼ」を以て淨拭するか、又は水を入れたる器物に入れて十分間以上沸騰せしめて消毒すべきものとす。

○ 滅菌の消毒上最も簡便有効の方法

滅菌消毒の簡便有効なるものは化學的には稀酒精にして、此のものは稀釋するの用なく、從つて稀釋度を誤ることなく、而かも其儘使用せられ極めて簡便有効にして危険なく、取り扱ひ至便なり。又理學的には煮沸法なりとす。

○ 局所と器械の消毒法を問ふ

局所は消毒液を浸せる脱脂綿或は消毒ガーゼを用ひ該布の汚れざるに至るまで淨拭し以て消毒し、又器械類は昇汞水を除く外の消毒液中に浸すか、或は理學的消毒法を應用すべし

○ 滅菌施行に際して行ふ可き最も有効なる消毒法を記せ

術者の手指を温湯中にて藥石鹼を以て洗去したる後ち、三%の石炭酸水溶液中に手指を浸しよく消毒し、滅菌は豫め該液中に浸し置き、患部は稀酒精或は二%のリゾール液を充分布片に浸し布片の汚れざるに至るまで數回充分に拭ひて、後ち滅菌を消毒液中より取り出

し手術すべし、此際患部の皮膚面は稀酒精を以て清淨消毒せば、患者に他藥品の如き臭氣を感じしめず、且つ其部の脂肪を分解して施術易く大に有効なり。

○ 左の物品器械の消毒法を記せ

- (イ) 被服 (ロ) ゴム管 (ハ) 鍵 (ニ) 紙屑 (ホ) 爪洗刷毛
- (イ) 蒸氣消毒 (ロ) 藥品消毒 (ハ) 藥液或は煮沸消毒 (ニ) 燒却法 (ホ) 藥液又は煮沸若くは蒸氣消毒法を用ふ。

○ 木製器及び金屬器具の消毒法

木製品にして蒸氣に堪ゆるものは蒸氣消毒を用ゐるも、通常は石炭酸水・クレゾール水・昇汞水・フォルマリン水を以て拭淨又は浸漬す、金屬器具は昇汞に侵さるゝを以て昇汞水以外の上記の消毒藥を使用して拭淨又は浸漬すれば可なり。

○ 金屬類を消毒するには如何なる種類の消毒藥を用ふるや

○金屬製品の消毒には、石炭酸と昇汞水と何れを用ふるか、其理由稀釋度並に其製法

金屬類の消毒には石炭酸水・クレゾール水・フォルマリン水等を用ひ、昇汞水を使用せず是れ昇汞は金屬と化合して消毒力を失ひ且つ金屬を腐蝕するが故なり、而して石炭酸水は五十倍即ち二%液は石炭酸二瓦水九十八瓦を混じて能く震盪溶解せしむべく、昇汞水は通常千倍即ち〇・一%液にして昇汞一瓦に清水九百九十九瓦を投じ能く攪拌して溶解せしむべし、之に昇汞と同量の食鹽を始めに加ふるときは溶解し易く且つ其の効力を増加し且つ保護すべし、而して普通清水と誤まられざるやう少量のフクシンを加へて着色し置くべし

○衣類の消毒は如何にするや

衣類の消毒法としては、蒸氣消毒を以て最適とすれど設備なき場合は、煮沸消毒に依か或は消毒液中に二時間以上浸し置き、後清水にて洗去す。

○手術衣の消毒は如何にすべきや

手術衣の消毒法としては蒸氣消毒を以て第一とすべし。即ち水を熱して蒸氣を発生せしめ蒸氣消毒器(通常用ふるものをコホ氏釜とす)中にて四十分乃至一時間之を行ふものなり。

○排泄物の消毒法

法定石灰乳を排泄物の五分一以上加へよく攪拌して二時間以上放置す、又法定の石炭酸水及クレゾール水の同量を加ふるもよし、昇汞水並に「フォルマリン」水は使用すべからず、是れ蛋白を凝固して無効となればなり。

○結核患者の喀痰は如何に消毒するや

唾壺に喀出されたる喀痰は、療養所等に在りては唾壺のまま蒸氣消毒を行ふも、個人にあつては三%石炭酸水の同量を投じ二時間以上放置す、最も便利なるは唾壺に一握の洗濯曹達を投じ熱湯を注ぎて冷却するまで放置するにあり。

○室内消毒の方法を問ふ

室内の消毒法は、石炭酸水・クレゾール水・昇汞水等にてよく拭洗するか、或は撒布し以

て消毒をなし普通の消毒方法を應用する能はざる場合にして密閉し得る室内に於ては、フオルムアルデヒドを百立方尺に付一五瓦發生せしめ同時に水百瓦以上を蒸發せしめ或はフオルマリン四十瓦以上を噴霧して七時間以上密閉し置くべし。

○皮膚の消毒法

皮膚の消毒を施すには手指等に在りては先づ器械的に根本的に洗滌清潔ならしめ、然る後規定の石炭酸水・クレゾール水・昇汞水中に浸漬して消毒し、或は稀酒精にて拭淨することあり、又施術部の如き體表なるときは上記消毒液を浸したるガーゼを以て根本的に擦拭し使用ガーゼの清潔に止まるに至るべし。

○皮膚消毒にリゾールの價値如何

リゾールに石鹼を含有するが故に、脂肪を溶解し易く且つ稀薄溶液を用ふるを以て皮膚粘液膜等を刺戟すること少なく故に皮膚消毒には、最も適するものなり。

○理學的消毒は皮膚消毒に適すや否や

概して之に適せず、何んとなれば普通の理學的消毒法は生體の皮膚に加ふること能はざればなり。然れども器械的に清潔に洗滌して無菌となすに至れば理學的消毒にて其の目的を達するものといふを得べし。

○灸點後の消毒法を問ふ

灸點後直ちにその周圍部を消毒し、局部には絆創膏を貼し自然搔破を避け、常に清潔となし、細菌の附着侵入を防ぐ可し。

○消毒器を持たず患家へ行きし時の鍼の消毒法

此際は理學的消毒法の一なる煮沸消毒を行ふ、先づ清淨なる鍋の如きものに、清水を入れ鍼を其中に投じ、火上にて十分間位沸騰せしむべし、之にて充分消毒の目的を達すべし。

○傳染病に對し施術するときの消毒法は如何

法定十種傳染病の如きは無論施術せざるも、若し結核・徽毒・皮膚傳染病の如き患者にし

て鍼灸術の適應症を來せば規定せられたる消毒薬を以て充分術者の手指・器具・患部等を消毒したる上、施術し終らば亦た嚴重に消毒し、消毒の終らざる内は決して他患者等に觸れざる様すべし。

○傳染病に疑はしき患者に接したる後の手指及び着服の消毒法に就て記せ

手指は施術前の如く消毒液にて充分消毒し、着衣は蒸氣消毒を行ふを可とするも此設備なき時は消毒液中に二時間以上浸し置き、後清水にて洗滌するか或は、煮沸消毒法に依り充分消毒を行ひたる後にあらざれば、他患者に接す可からず。

○左記の理由を述べよ

(イ) 痰壺を備ふる理由 (ロ) 日光に物を曝露する理由
(イ) 結核菌を含む喀痰も日光に觸れて乾燥するときは自然其の傳染力を失ふも、室内にして而かも人の群集する場所にあつては、今喀出されたる喀痰も直ちに踏み潰され生氣潑刺

たる結核菌が塵埃と共に飛散して吸入せられ危険なるを以て、必要なる場所に痰壺を備へこれに喀出すべく命令せられある所以なり。

(ロ) 強烈なる日光に乾燥すれば紫外線の爲に細菌は撲滅され得るを以て一種の理學的消毒方法を施行することゝなるなり。

○井水、汚水の消毒に就て

井水並に汚水等の消毒には水量五十分一の煨製石灰を乳状と爲したるもの、若くは水量の五百分一のクロール石灰水を投入し、充分攪拌したる後、十二時間以上放置し又は適當の装置に依り熱蒸汽を通じ三十分以上沸騰せしむ。

○グロッシヒ氏の皮膚消毒法

グロッシヒ氏消毒法は手術すべき皮膚を乾燥のまま剃毛して沃度丁幾を塗布し、局所麻醉の終るや否や再び塗布し、手術終了後に縫合の上に更に塗布する方法にして種々の變法あり。

○ヒュールプリングル氏の手指消毒法

ヒュールプリングル氏の手指消毒法は外科手術の際に應用する手指の理學的・化學的消毒方法にして、先づ手指を刷子並に石鹼を用ひ流出する温湯にて十分間洗滌したる後ち九六%アルコホルを以て三乃至五分間刷毛し、次で○・一%昇汞水若くは○・二%スブラミン水中にて三乃至五分間刷毛する方法を云ふ。

○沃度丁幾の消毒的効果を記せ

沃度丁幾は脾脱疽菌芽胞並に化膿菌に對する實驗にては其成績佳良ならざるも、外科的に應用するには甚だ有効にして現今廣く使用する皮膚消毒方法の一に屬す、是素より沃度の殺菌力に歸すべきも亦アルコホルの皮膚孔穴に進入することが其力を助くるものなるべし(尙ほグロッシヒ氏法を参照すべし)

○石炭酸中毒の症状を記せ

石炭酸は單に内用のみならず外用に依つて外皮、創面より吸収せられ中毒を發するものな

其症状は内服の際は腐蝕作用のために内粘膜等が腐蝕發炎し、惡心・嘔吐・腹痛・下痢を發し、大量を用ひたる際は酩酊状態・脱力・發汗・脈細小・體温下降・譫語を發し呼吸及心臟麻痺に陥りて死亡す。其間吸収せられたる石炭酸は體內にて變化し尿中に排泄せられ大氣に觸るれば尿は暗色又は黒褐色に變ず之を石炭酸尿と稱し特異症状なりとす。

○消毒に關し左の言葉を説明せよ

- (イ) 殺菌 (ロ) 滅菌 (ハ) 消毒 (ニ) 滅毒
- (ホ) 防腐 (ヘ) 制腐

(イ) 殺菌とは消毒方法に従つて目的物に附着する總ての病原及非病原菌を殺滅することを云ふ。(ロ) 滅菌も亦(イ)の殺菌と同じ、此の兩語孰れを使用するも宜しとす。(ハ) 消毒とは廣き意味にては總て細菌を撲滅する方法に使用するも、狹義にては傳染病毒を撲滅して他に對して傳染性を失はするに至る手段、即ち傳染病豫防に對する方法を稱せり。(ニ) 滅毒の意味も消毒殊に狹義の解釋に同じけれども此の語多く使用せず、(ホ) 防腐(アゼブジ

ス)とは外科手術等の際、全然無菌的に處置して化膿等を防ぐをいひ、(へ)制腐(アンチゼブジス)とは既に化膿を起せし創傷等を消毒薬を用ひて化膿菌等の發育を抑制停止せしむるを云ふ。

○消毒と滅菌との例を擧げて説明すべし

消毒とは例之ばコレラ患者の排泄物ありとし、之に消毒薬を注ぎて、その中に含有するコレラ菌を死滅せしめて他に傳染を不可能ならしむること、即ちコレラ毒を撲滅するを目的とし、他の總ての非病原菌にまで及ばざるも可なる場合をいひ。滅菌とは病原菌は素より總ての非病原菌に至るまで一も残さず滅亡せしむるを目的とするものにして、例之ば繻帶材料の如く全然無菌ならしむるを云ふ。

○太陽直接光線は如何なる作用に依り細菌を死滅せしむるや

太陽光線の殺菌作用は太陽光線に含める紫外線の作用によるものにして、紫外線は又化學

的光線と稱し種々の色素を變化し、身體細胞を障害破壊する等、藥品の如く化學的に作用するものなるを以て、此の力に依て消毒薬の如く細菌體内の蛋白質等を破潰し以て死滅せしむ、高山海濱等の日光が皮膚を黒色ならしむるも亦紫外線あるの作用なり。故に煤煙・塵埃等を混せる都會の直接光線には紫外線を含まざるを以て殺菌力を有せず。

○蒸氣消毒に適する物品を擧げ

蒸氣消毒に適する物品は衣類・寢具・敷物・布片・硝子器・陶器・磁器・鑛製品・竹木製品等なり。(但し革類・革製品・漆器其の他の塗物類・ゴム製品・セルロイド製品・ゴム附製品・糊附製品・膠附製品・紙製品・毛皮・象牙・鼈甲・角等は之に適せず)。

○蒸氣消毒と熱氣消毒の異なる點

蒸氣消毒とは水を沸騰して百度若くはそれ以上の水蒸氣を用ひて消毒する方法にして、熱氣消毒とは百五十度以上に熱したる空氣を以て消毒する方法をいふ。即ち甲は濕熱にして乙は乾熱なり、而して其の結果は同一なりと雖も、熱氣消毒は高温なるを以て物體を破壊

しその應用の範圍極めて狭小なるも、蒸氣消毒は濕潤せる水蒸氣よく物體の深部に達し、消毒力確實にして應用の範圍極めて廣し。

○消毒薬には常に水分を必要とする理由如何

總て消毒薬は固體又は氣體なるときは、細菌に密接すること不可能なるを以て水溶液となし或は水分と共に蒸散せしむるを常とす。又液性消毒薬（クレゾール石鹼液・アルコール等）なるも其の儘使用するときは單に細菌表面を凝固するに留まり、之を死滅せしむること能はざるを以て、適宜量の水溶液となすを必要とするものなるが、其の根本の理由は細菌被膜なるものは總て他の液體よりも水を竄透する力遙かに強きを以て、水分あるにあらず、是れ常に水分の必要なる所以なり。

○石炭酸の稀釋度に依り消毒の効力に關係

ありや若しあるとせば其の理由

總ての消毒薬は稀釋度に依て消毒力に差あるものにして、石炭酸に於ても亦然りとす、其の理由は石炭酸に在りては濃厚に過ぐるときは細菌表面のみが凝固せられて菌體を侵すに至らず、又稀薄なるときは細菌膜を通過するも菌體「プロトプラスマ」に何等影響を與へざるがために是亦死滅せしむること能はず。故に多數の消毒力試験を行ふて確實に細菌を死滅せしむる稀釋度を標準として其の規定を示せり。

○石鹼を使用して手を洗滌する場合の消毒價値

石鹼の消毒力は消毒石鹼と稱するものには多少之を有するも、消毒薬として使用するに足らず、加里石鹼も亦有效的に使用するに堪へず。故に石鹼を使用して洗滌するは、理學的に手指の脂・垢等と共に細菌を洗出して、無菌に近き清潔ならしむるところに消毒的價値を存すると云ふべし。

○喀痰及唾液とに媒介せらるる傳染病の種類並之が消毒方法

○飛沫傳染病とは如何なるものか

喀痰及唾液中に病毒を含みそれが談話・咳嗽・噴嚏等によりて、唾痰の微滴を外部に飛沫して噴出するを飛沫傳染病と稱するものにして、即ち喀痰及唾液とに媒介せらるゝ傳染病と同種のものなりとす、而してその種類はチフテリア・肺ペスト・クロープ性肺炎・肺結核・猩紅熱・流行性腦脊髄膜炎の類を謂ひ、消毒方法としては唾液・喀痰を採集して、唾壺と共に蒸氣消毒に附するか、若くは普通石炭酸水・クレゾール水の同量を加へ、よく攪拌し二時間以上放置すべし。

○糞便と共に病毒を排出する傳染病の種類及之が消毒方法

糞便と共に病毒の排泄する傳染病は、所謂消化器性傳染病たるコレラ・赤痢(疫痢を含む)・腸チフス・パラチフス等にして、消毒方法は採集したる糞便量と同量の石炭酸水・クレゾール水を加へ、よく攪拌し二時間以上放置すべし。

鍼灸術消毒編(終)

各府縣 鍼灸術試驗問題集 (附録)

●大阪府 (明治四十五年)

- 腹膜とは何んぞ
- 口腔消化に就て記せ
- 半身不隨に對する刺鍼點
- 上肢に於ける二三經穴の名稱及び其部位
- 規定消毒藥の名稱
- 消毒の目的
- 喘息に對する刺鍼點並に鳩尾の部位は如何
- 普通使用する消毒藥の名稱及び其稀釋度
- 脚氣に對する灸點
- 愛知縣 (明治四十五年)
- 脊椎骨の構造及び諸骨の聯接
- 坐骨神經の分佈狀態
- 麻痺及び痙攣に對する鍼灸の作用
- 頭部顔面に於ける禁鍼部位及び名稱
- 消毒の目的
- 消毒藥の種類及び使用法

大阪府、愛知縣、奈良縣、大阪府、大分縣

○施灸の適應症を示せ

●奈良縣 (明治四十五年)

- 下腿に於ける禁灸穴の名稱及び部位
- 脊髄より出する神經は何對あるや
- 呼吸器とは如何其一般生理作用
- 前膊の擔骨側及尺骨側筋間を通過する動脈並に神經の名稱を問ふ
- 鍼灸術を禁忌すべき疾病及び鍼灸術上の注意
- 腹部正中にある鍼灸術の經穴禁穴の名稱位置並に坐骨神經痛に對する經穴の名稱
- 消毒法とは如何なる事か
- 消毒藥品の種類及び鍼の消毒法
- 大阪府 (明治四十五年)
- 男子腹部内臓の名稱及び其位置
- 呼吸の必要
- 白條に於ける禁鍼穴並に瘧門風府の各解剖的部位

○鍼灸に於ける誘導法と反射作用とは如何其一例を示せ

○灸の一般効用を記せよ

- 胃病に對する經穴及び其解剖的部位
- 消毒の効用
- 如何なる亞爾爾個保兒を消毒藥として使用するや、及び其使用法は如何
- 大分縣 (明治四十五年)
- 骨盤の部位並に之を構成する骨名及び聯接
- 坐骨孔を通する血管、神經の名稱分佈の個處
- 一片の肉を攝食すれば如何なる作用を受けて消化管を去るや
- 鍼灸を避くべき病症附たり體中何れの部位にても直鍼に刺すや
- 十四經の穴歌と禁穴を
- 黴菌とは如何及び黴菌に因て起る劇しき病を問ふ

熊本縣、東京府、大阪府、奈良縣、奈良縣、廣島縣、大分縣

○消毒の目的消毒液の種類稀釋度

●熊本縣 (明治四十五年)

- 肺臓の位置、形状、構造、機能
- 三叉神經の分佈
- 消毒薬の種類及び用法
- 消毒の必要なる理由
- 刺鍼法。期門、日月、胸門、天柱を問ふ
- 灸點法。四華息門六穴を問ふ
- 禁穴委中、淵液、脊中を問ふ

●東京府 (明治四十五年)

- 消毒を行ふ理由 (以下鍼術)
- 鍼器及び施術者手指の消毒法
- 上肢下肢に分佈する主なる神經の名稱及び經過
- 唾液を排泄する腺の名稱及び其生理的作用
- 四肢に鍼を刺入するには如何なる注意が必要なるや
- 顔面に於ける禁穴の數、位置及び名稱を述べよ
- 上肢に分佈する動脈の名稱及び其徑路
- 血液循環の理由

○消毒薬の種類

- 消毒に當り注意すべき事項
- 雲門璇璣の位置及び其の經名を述べよ
- 鍼を刺す時に押手の作用に就て述べよ
- 胸筋に屬する筋の名稱 (以下鍼灸)
- 呼吸時に於ける鼻腔の機能
- 華蓋及び中府の分寸に付き述べよ
- 腹部に於ける禁穴の名稱
- 大椎を定むる方法に付き述べよ
- 背部に於て禁穴の箇所は何箇所ありや
- 督脈經中に於て鍼灸を禁すべき穴の名稱

●大阪府 (大正元年)

- 鎖骨、腎臓、太陽叢の各部位を記せ
- 血球の種類及び其作用
- 鍼治に於ける制止並に興奮法とは如何
- 官能的月經閉止に對する解剖的刺鍼點並に穴名
- 神經系病にして灸の適應症を列記せよ
- 頭痛の主徴及び灸點の解剖的部位と穴名を記せ
- 石炭酸の性状及び消毒に要する稀釋度
- 施術部消毒方法如何

●奈良縣 (大正元年)

- 胸廓を構成する骨の名稱並に胸腔内臓の位置
- 運動神經と知覺神經とは如何なる別あるや
- 坐骨神經の起始及び徑路を問ふ
- 鍼灸は如何なる効用を有するや
- 胃痙攣に對する鍼治法如何
- 灸の種類及び其適應症を記せ
- 肋間神經痛に對する灸治法如何
- 消毒の必要なる所以を述べよ
- 消毒薬品の種類名稱及び稀釋の割合

●廣島縣 (大正元年)

- 前腹壁の構造
- 胃の機能
- 總動脈の部位並に其の筋及神經との關係
- 胃痛に對する刺鍼法及び灸點法
- 承扶、股門の位置
- 石炭酸の性状及び其溶解法
- 消毒の目的
- 大分縣 (大正元年)
- 腎及副腎の位置、形状、構造並に作用

○頸部に於ける血管、神經の名稱及び分佈區域

- 受胎胎兒各月の大さ妊娠の徴候及び妊娠に刺鍼の可否
- 淋巴液の生源性質及び淋巴管の作用並に淋巴腺と微菌との關係に就て
- 任脈經に備ふる穴名を挙げ且つ禁穴を示せ
- 上肢にて有用なるもの十穴を掲げて其處を按示せよ
- 消毒の目的、消毒法、消毒薬の種類並に稀釋度 (以上鍼術)

(以下灸術)

- 胸廓の位置及び之を構成する骨名、骨數、胸廓の上下を通ずる器管の名稱
- 胸廓に分佈する血管神經の名稱、胸廓に位せる重要器管の名稱と位置
- 大腿部に於ける血管神經の名稱並に經過
- 呼吸の目的と法式の區別
- 血液循環と呼吸の關係
- 傳染病に接したる場合の處置如何
- 微菌の性状及び消毒の必要なる所以
- 患者に於て若し消毒液の缺乏したる場合の處置並に普通使用する消毒薬名と稀釋

佐賀縣、福岡縣、大阪府、和歌山縣

度

- 大腸經に備ふる穴名を按示せよ
- 下肢に屬する禁灸穴の名稱を掲げて按示せよ

●佐賀縣 (大正元年)

- 胸廓を構成する骨の名稱及び其聯接は如何
- 心臟の機能は如何
- 刺鍼を避くべき部位を記せよ
- 神經痛に對する鍼治の作用を記せよ
- 鍼に消毒の必要なる理由を述べよ
- 石炭酸水の使用稀釋度並に其稀釋法を記せよ (以上鍼術)
- 脊柱を構成する骨の數及び其の區別は如何
- 胃の消化作用は如何
- 灸治の作用及び灸灸を避くべき部位を記せ
- 灸治の適應症を記せよ
- 消毒の目的は如何
- リンゴール溶液は幾倍の稀薄のものを使用するや且つ其の稀釋法を記せよ

●福岡縣 (大正元年)

- 皮膚の機能
- 顔面神經の分佈區域並に之が麻痺に陥りし際に發現する症状
- 鍼灸の人體に及ぼす作用を記せ
- 頭部及び腹部に於ける鍼の刺方並に姿勢消毒法の種類

●大阪府 (大正元年)

- 齒牙に分佈せる神經の名稱及び其起始
- 食物吸收の經路を記せ
- 九鍼の名稱並に刺鍼の方式
- 鳩尾、環跳、三陰交、脊柱の解剖的部位並に神經の關係
- 腸愈、肝愈、膽愈の所在主治及び壯數
- 淋毒性器丸炎に對する灸治點
- 施術時の消毒の順序を記せ
- フオルマリンの使用法

●和歌山縣 (大正元年)

- 利尿作用
- 大腿に於ける筋と脈管と神經の關係
- 三里手(五里足)肝愈の解剖的部位
- 鍼灸の効能並に適應症を掲げよ

○本縣令に規定せる消毒薬名を挙げよ
○施術消毒の順序を記せ

●京都府 (大正元年 拾壹月施行)

○脊椎骨の名稱及び各部骨の個数を掲げ
○大腿に於ける貴要血管神經の名稱並に其
経路を記せ

○胃瘕癰症に應用する穴名及び其目的如何
○心經の用穴及び其禁穴を問ふ
○消毒方法の種類を掲げ
○術者被術者に於ける消毒方法如何
○任脈穴を挙げよ
○督脈の禁穴を挙げよ

●東京府 (大正元年 拾月施行)

○五管器の名稱
○胃の消化作用
○消毒薬の種類
○消毒の方法
○肩井及び手の五里の經名部位
○腹痛に鍼を施す時の注意
○腰痛に施すべき灸點の場所
○腦神經の名稱
○血液循環の理由
○消毒薬の種類及び消毒方法

○天突の部位及び足の三里に分佈する神經
の名稱

○下顎齒痛に施すべき刺鍼點
○坐骨神經痛に施すべき灸點の個所

●三重縣 (大正元年 十一月施行)

○坐骨神經の起始分佈
○腸の消化作用
○腹痛に對し注意如何
○手の太陽肺經並に禁穴名
○消毒の目的
○石炭酸の主成分並に溶解法
○胃痛に對する六ツ灸
○手の太陰肺經並に禁灸穴名

●愛知縣 (大正元年 十月施行)

○關節とは如何
○筋運動の起る理由
○刺鍼を禁すべき部位
○刺鍼の拔除法
○消毒の意義
○消毒薬の種類
○下肢骨の联接
○體温に就て
○施灸部に置ける化膿の理由

○消毒の意義
○消毒薬の種類
○同岡崎の分

○腹部臟器の位置
○身體血液の量
○折鍼時の處置法
○炎症に鍼治の手術適否及び理由

○消毒法の意義
○消毒薬の種類
○脊椎骨の數及び區別
○關節運動とは如何
○灸治の効用
○禁鍼の場所あるや
○消毒の意義
○消毒薬の種類

●鹿兒島縣 (大正元年 十一月施行)

○妊娠中に於ける主なる禁鍼穴を記せ
○坐骨神經の經過に附隨せる穴名及び其部
位
○上膊動脈の經過を記せ
○腎臟の部位
○鍼の消毒法
○二十倍石炭酸溶解法
○脚氣病に於ける穴處及び壯數を問ふ

(以下灸術)

○左の主穴に於ける位置、療法、主治
太都、復留、腹哀、中衝、少海

○肝臟の位置
○下腿の骨名
○クレゾール石鹼溶解法及び使用法
○石鹼は消毒の効有るや

●栃木縣 (大正元年 十月施行)

○横膈腹の起始停止に就て記せ
○軀幹骨の名稱
○迷走神經の經過及び作用
○胃の消毒作用
○頸部に刺鍼の際注意する理由
○灸の種類並に其方法
○商曲及び青靈の所在を記せ
○合谷及び氣衝の所在
○消毒とは如何なる事か
○消毒薬の種類
○施術部の消毒法
○灸に消毒の必要如何

●宮城縣 (大正元年 十月施行)

○腹腔内の諸臟器の名稱
○心臟の作用

栃木縣、宮城縣、熊本縣、福井縣、大分縣

○胃瘕癰に對する刺鍼法

○鍼治の効用
○消毒は如何なる必要あるや
○消毒の主なるもの二三を挙げよ
○灸術禁忌の場合如何
○脚氣病に對する灸治點

●熊本縣 (大正元年 十一月施行)

○胸廓を構成する骨及び胸筋の名稱
○刺法及鍼の押手の人體に及ぼす作用、並
に施術を避くべき重なる疾病を問ふ
○灸點の尺度の標準及び年齡體質等に對す
る灸壯の程度並に施術を避くべき主なる
疾病を問ふ
○風池、天牖、胞育、秩邊、三焦俞、尺澤
陽關各穴の部位並に禁穴の區別は如何
○消毒薬の種類
○消毒法の順序
○肺俞、心俞、脾俞、膈戸、肩井、鳩尾、
石門、天樞、三陰交、大敦の各穴の部位
を問ふ、並に禁穴の區別は如何

●福井縣 (大正二年 二月施行)

○頭部に於ける鍼の可否
○胃痛に對する刺鍼法

○胃痛に對する灸治法

○上肢に於ける禁穴の場所を問ふ
○僧帽筋の位置
○ホーベルト氏親帶下を通過する血管神經
の名稱
○消毒は何故に必要なや其理由
○鍼術を施すべき局處の消毒方法順序如何
○施灸部に化膿を起さざるは如何なる場合
なるや

●大分縣 (大正二年 一月施行)

○手指の消毒方法及び其順序
○膀胱の位置形状及び之れに來たる血管神
經の名稱
○迷走神經の起始並に分佈の個處
○腹膜の位置並に臟器との關係
○腎臟の作用並に腎臟を切除したる結果、
就て
○延髓の作用附たり嚥下の起る理由
○膽汁の効用
○細菌とは如何なるものか及び消毒の理由
を問ふ
○消毒薬の名稱及び其稀釋度
○患者に於て若し消毒薬の缺乏したる場合
は如何

●長崎縣 (大正元年十二月施行)

- 顔面骨の名稱並に其聯接を問ふ
- 肺臓の機能を問ふ
- 坐骨神経痛の主なる刺鍼點及び其作用
- 鍼後按法の効用に就て記せ
- 鍼の消毒法
- 消毒薬の種類及び効用 (以上鍼術)
- 脊柱骨の構造、之を連接する骨の名稱 (以下灸術)
- 膽汁の作用
- 天柱、關元、合谷、志室の各解剖的部位を記せ
- 灸の効用に就き記せ
- 傳染病の疑ひある者に接したる後の消毒方法
- 施術前後に於ける消毒の心得

●岩手縣 (大正元年十二月施行)

- 心臓の位置及び其機能
- 三叉神経の經過及び分佈の概要
- 鍼治の醫治効用
- 經穴禁穴とは何ぞ禁穴の主なる部位を明記せよ
- 坐骨神経痛、肋間神経痛、心臓絞痛等

に對する鍼治法

- 鍼及び手指の消毒法 (以上鍼術)
- 胃の位置及び機能 (以下灸術)
- 循環器系とは如何
- 灸治の血管神経に及ぼす影響
- 顔面神経麻痺に對する點灸の部位
- 灸後の腸蠕動に及ぼす影響
- 消毒薬及び其の量を記せ

●長野縣 (大正元年十一月施行)

- 胃の機能は如何
- 膈筋の所在
- 捻鍼法とは如何
- 上肢の三里對解剖及び經名
- 灸の禁忌症
- 消毒法
- 氣管枝加答兒、胃瘕、坐骨神経痛の處置

●大阪府 (大正二年三月施行)

- 心臓の位置、形狀、大さ
- 神經刺戟の種類
- 健體に於ける刺戟の作用
- 扁桃腺炎に對する解剖的刺點及び穴名
- 癩癩に對する灸治點
- 腰椎の兩側に存する穴名及び其主治

○鍼灸術に消毒の必要なる理由

- 消毒薬の名稱及び稀釋度
- 胸鎖乳嚢筋痙攣に對する實地刺鍼及び目的

●愛知縣 (大正二年四月施行)

- 神經衰弱症に對する實地刺鍼及び目的
- 腎臓の位置形狀及び構造
- 延髓の機能
- 刺鍼中若し絶息せば其の處置如何
- 鍼治に適する重なる疾病の名稱
- 消毒法の意義
- 消毒薬の種類及び使用法 (以上鍼術)
- 上膊運動を起す筋肉 (以下灸術)
- 運動中樞の所在
- 合谷並に三陰交の所在及び之に連なる神經は如何
- 左顔面麻痺に對する灸點を示せ
- 同岡崎の分
- 胸廓を構成する筋肉の名稱
- 體温の起る生理的作用
- 三里及び五里は何れにありや且治療的効用
- 齒痛の刺鍼點
- 消毒法の意義

- 消毒薬の種類及び使用法 (以上鍼術)
- 胸廓を構成する諸骨の名稱及び其聯接 (以下灸術)
- 皮膚の効用
- 灸瘡の生ずる理由を説明せよ
- 古來より有名なる脚氣八處の灸穴の部位

●島根縣 (大正二年四月施行)

- 坐骨神経の經過
- 動脈血と靜脈血との區別
- 胸腹部に於ける禁穴名
- 胃瘕の症候及び刺鍼の部位
- 消毒薬の名稱
- 消毒の順序及び方法
- 肋間神経痛の症候

●東京府 (大正二年四月施行)

- 腹筋の名稱及び其の起始停止
- 小循環及び大循環とは如何且つ各循環中に於ける血液は如何なる變化を爲すや
- 消毒薬の種類
- 手術に際し術者被術者は如何なる注意を要するや
- 肺經の穴名及び部位
- 齒痛に對する刺鍼法並に灸點法
- 胃瘕に對する刺鍼法並に灸點法

○下腿筋の名稱

- 唾液の分泌及び其生理的作用
- 重なる消毒薬品の種類並に灸點法
- 常習便秘に對する刺鍼法並に灸點法
- 胃經の穴名及び部位

●奈良縣 (大正二年五月施行)

- 胸廓を構成せる骨の名稱並に胸腔内臓の位置及び名稱を問ふ
- 皮膚の生理的作用
- 上膊に於ける筋と血管神経との關係
- 折鍼は如何なる場合に起るや及び折鍼時の所置を如何にするか
- 八竅及び足の三里の解剖的位置並に足の三里に通ずる神經の名稱
- 施灸部の化膿する理由を問ふ
- 脚氣病に對する灸治點を問ふ
- 消毒方法の種類を記せ
- 消毒薬の名稱を挙げよ

●三重縣 (大正二年五月施行)

- 上肢の血管の名稱及び其徑路
- 消化液の名稱及び作用
- 胸骨劍突より臍中に至る穴名及び禁穴部位

○偏頭痛に對する刺鍼點

- 消毒の理由
- 刺鍼部の消毒法
- 迷走神経の分佈に就て記せ
- 胃の消化作用を問ふ
- 便秘に對する刺鍼點及び目的
- 腰痛に對する灸點部位
- 腰の兩側にある十二穴の名稱及び位置を問ふ
- 二十倍の石炭酸水の調製法
- 同小倉市の分
- 淋巴管とは何ぞ
- 上肢に分佈する主要なる神經の名稱、經過
- 胸鎖乳嚢筋痙攣に對する刺鍼點及び目的
- 胸筋痙攣質斯に施すべき灸治點
- 中府、雲門、天府、狹白の位置及び經名を記せ
- 鍼灸術者及び其局所と器械の消毒法
- 同久留米市の分
- 骨盤を構成する骨の名稱
- 神經中樞とは何ぞ其作用を記せ
- 後頭神経痛に對する刺鍼點及び目的

●福岡縣 (大正二年四月施行)

熊本縣、大阪府、靜岡縣、宮崎縣、高知縣、大分縣

- 坐骨神經痛に對する灸點部位
- 神庭、曲差、本神の位置及び經名を記せ
- 化學的消毒法とは何ぞ

●熊本縣 (大正二年 四月施行)

- 腸の部位形状及び作用
- 坐骨神經の分佈
- 刺鍼法の方式及び押手の要點並に施術を避くべき重なる部位
- 灸點方式及び各部の位置と體質強弱の別其年齡により施す程度
- 經穴及び禁穴、瘰癧、上髀、京門
- 外陵、聽會の六穴を指定し其部位を示せ
- 消毒薬の種類
- 顔面神經麻痺、尿閉症を指定し施術の位置及び程度を問ふ
- ヒステリー、脚氣を指定し灸點の位置

●大阪府 (大正二年 六月施行)

- 腹壁は如何なるものより構成せらるゝや外表より内面に至るまで其順序に依り記載すべし
- 反射運動とは如何
- 幼児急劇に對する解剖的刺鍼點同穴名と其目的

- 鍼術は如何なる疾患症候に適するや
- 肋間神經痛に對する灸點其の穴名解剖的部位
- 下肢にある穴名五個の名稱、部位及び主治
- 「リンネル」の性状及び使用法
- 皮膚の消毒方法

●靜岡縣 (大正二年 五月施行)

- 顔面を構成する骨の名稱
- 上膊部臓器の名稱、位置並に消化液とは如何
- 痲痛に對する刺鍼法並に其穴名
- 上肢の禁鍼穴名及び其位置
- 消毒の目的
- 鍼及び局部の消毒法
- 中風(腦出血)に對する點灸穴名
- 上腹部の禁灸穴名及び其位置
- 點灸後の處置

●宮崎縣 (大正二年 五月施行)

- 腎臓の位置形状及び構造を示せ
- 腦の作用
- 痲骨神經麻痺及び後頭神經痛に對する刺鍼法

- 卒倒の際鍼治を施すべき穴所を示せ
- 消毒薬の名稱
- 消毒の順序及び方法
- 灸の適應症を示せ
- 手の太陽の穴所数を示せ

●高知縣 (大正二年 月日不明)

- 筋肉の構造及び作用、附背部淺層筋の名稱
- 心臓の位置、形状、構造
- 肋間神經痛と胸筋レウマチスとの鑑別及び刺鍼法
- 手の少陰心經の穴名
- 鍼術に於ける消毒法の順序(以上鍼術)
- 腕骨を構成する諸骨の名稱(以下灸術)
- 動脈と靜脈の差異
- 半身不隨を發する疾病の名稱及び其灸法
- 任脈に於ける鳩尾以上の(上身)穴名並に手の太陰肺經に於ける禁穴を記せ
- 肺結核症に接したる時の消毒法
- 消毒法の必要なる理由

●大分縣 (大正二年 五月施行)

- 胸膜の部位並に其纖維の狀
- 脊髓神經の發出及び分佈の模様
- 上肢諸關節の構造

法如何

●東京府 (大正二年 六月施行)

- 上膊筋の名稱及び其起始停止
- 成人一日の栄養量幾何なりや
- 消毒薬の種類及び其効用
- 石炭酸の溶解法
- 正中神經の經過
- 胃の消化作用
- 一般消毒法の種類

●大阪府 (大正二年 九月施行)

- 刺鍼に於ける消毒の順序
- 下頸叢より出づる主要なる神經の名稱を擧げよ
- 體温調節とは何ぞ
- 消毒薬の種類を擧げよ
- 鍼器消毒法
- 刺鍼刺戟の緩急強弱は何によりて定むるや
- 小兒の夜泣(又夜驚、夜啼)に對する刺鍼方法並に其部位
- 膝關節レウマチスに對する灸穴の名稱及び壯數
- 關頭蓋正中線に於ける經穴の名稱

●鹿兒島縣 (大正二年 月日不明)

- 肘關節を構成する骨の名稱及び靭帯は如何
- 腓骨神經の經過及び血管との關係
- 胃痛に對する刺鍼點及び其療法を記せ
- 刺鍼を禁すべき場合を記せ
- 昇水調製の方法並に該液は鍼術上の消毒に適當なりや
- 施術に際し術者は如何なる準備を要するや (以上鍼術)
- 膝關節を構成する骨の名稱及び膝關節を通過する血管神經の名稱 (以下灸術)
- 膀胱の位置及び機能
- 半身不隨に於ける灸點の穴名及び其部位
- 章門、京門の位置及び其經名を問ふ
- 手指の消毒方法及び注意事項
- 殺菌薬の名稱及び使用上の注意如何

●奈良縣 (大正二年 十月施行)

- 顔面神經痙攣の鍼法如何
- 合谷及び三陰交の解剖的位置並に之に通ずる神經の名稱
- 膈痛に對する灸治法並に經穴如何
- 婦人尿道淋疾の灸治法如何
- 胃の位置形状及び各部の名稱を問ふ

佐賀縣、東京府、大阪府、鹿兒島縣、奈良縣

- 上肢に於ける血管神經の經過
- 呼吸の目的並に方式
- 内呼吸と外呼吸に就て
- 脊髓の作用
- 延髓及び小腦の作用に就て
- 禁穴の名稱を擧げ其部位を按せよ
- 消毒薬の種類及び稀釋度
- 臨床消毒法の順序

●佐賀縣 (大正二年 五月施行)

- 五里(上肢)の解剖的部位及び血管神經との關係如何
- 血液循環の區別を擧げよ
- 鍼治に適する主なる疾病の名稱を記せ
- 齒痛に對する刺鍼の部位は如何 (以上鍼術)
- 動脈と靜脈との區別を説明せよ (以下灸術)
- 後脛骨線に於ける經穴の名稱及び其解剖的部位を示せ
- 灸の種類及び灸治の効用を記せよ
- 坐骨神經痛に對する灸治點如何
- 灸治の際消毒の必要なる理由
- 消毒薬の種類及び手指並に皮膚の消毒方

京都府、滋賀縣、愛知縣、岐阜縣、靜岡縣

- 血管の種類及び血液の効用を記せ
- 坐骨神経の徑路を問ふ
- 消毒の必要なる理由を問ふ
- 消毒薬品の稀釋度を問ふ

●京都府 (大正二年十月施行)

- 五臓器とは如何及び其機能を記せ
- 上膊に於ける筋肉の名稱及び作用
- 胃擴張に於ける鍼の目的並に應用穴名を問ふ
- 肺經の經路及穴名を掲げ並に雲門の解剖的關係を記せ
- 足の厥陰肝經の穴名を擧げ禁灸穴の有無を記せ
- 合谷、曲池、肩髃は何の主治穴にして何程なるや
- リンソールの消毒法の如何

●滋賀縣 (大正二年十一月施行)

- 胸廓を構成する骨の名稱
- 膽汁の作用
- 脚神經とは如何
- 腎部より膝に存する穴名を問ふ
- 顔面痛とは何ぞや其鍼灸的治法
- 胃痛とは如何及び其鍼灸的治法

●愛知縣 (大正二年十一月施行)

- 腹腔内に存する臟器の名稱其位置
- 體温の調節機能
- 天府の部位且此の經穴に刺鍼する目的を説明せよ
- 上肢に於ける禁穴名を示せ
- 鍼術に應用する消毒薬の種類及び製劑法
- 試験に於ける消毒を行ふの理由を説明せよ
- 骨盤の形狀及び構成する骨の名稱 (以上鍼術)
- 大循環と小循環 (以下灸術)

●岐阜縣 (大正二年十一月施行)

- 尺澤は何れに有るや其部に點灸の可否を示せ
- 列缺に點灸するは如何なる病名に適するか
- 灸術に應用する消毒薬の種類
- 消毒を行ふ理由を説明せよ
- 肺臟の位置及び其機能
- 膝關節を通れる血管神經の名稱
- 誘導刺鍼とは如何なるものなるや二三例を擧げよ

- 頸充血の刺鍼點と目的並に手の神經は何神經に屬するや
- 胸部の禁鍼灸穴名並に湧泉の穴は何れにあるや
- 灸を禁ずる場合及び三陰交は何神經に當るか
- 滅菌ガーゼとは如何なるものなるや
- 鍼灸施行時の消毒方法及び順序
- 肝臟の位置
- 脊髓の機能
- 肋間神經痛に對する刺鍼點及び刺法
- 鍼の生理的作用及び鷹骨孔に該當する穴名
- 五臟の穴とは何れに在るか其の部位を記せ
- 坐骨神經痛に對する灸點及び足の三里の主治
- 薬局によらざる鍼の消毒法如何
- 消毒法の種類を擧げよ

●靜岡縣 (大正二年十一月施行)

- 上肢の主なる筋肉、血管、神經の名稱
- 心臓の機能如何
- 偏頭痛の刺鍼點
- 下肢の禁穴名

●大分縣 (大正二年九月施行)

- 手の消毒法
- 石炭酸の溶解法
- 脚氣の灸點法
- 胸部の禁穴名
- 頸部に來たる血管神經の名稱並に甲狀腺の位置並に上肢各關節の名稱及び構造の大略
- 下肢に於ける血管神經の名稱及び經過
- 生殖器の生理的作用
- 脊髓の生理的作用
- 坐骨神經痛の療法
- 鍼灸術と消毒に就て
- 消毒薬の種類及び其稀釋度

●福岡縣 (大正二年十月施行)

- 顔面神經の經過
- 脊髓に於ける中樞
- 體中折鍼時の處置
- 灸の大小壯數
- 齒痛に對する刺鍼法並に灸點法
- 二十倍石炭酸水の調製法
- 上膊筋の名稱及び起始停止
- 呼吸の目的及び區別

大分縣、福岡縣、東京府、三重縣、熊本縣、和歌山縣

●東京府 (大正二年十二月施行)

- 瘰癧、百會の位置及び經名を記せ
- 三叉神經痛に對する刺鍼點及び灸點部位
- 施術時の消毒順序
- 唾液の種類及び所在
- 皮膚の生理的作用
- 理學的消毒法
- 手指、皮膚、器械類を消毒する理由
- 缺盆の所在及び其内にある神經並に内臟
- 大迎の所在及び經名
- 誘導刺鍼の手法
- 胃痙攣に對する刺鍼の要穴 (以上第一日分)
- 骨盤を構成する骨の名稱 (以下第二日分)
- 脈膊の起る理由
- 拔鍼後皮膚に粟粒大若しくは麥粒大の隆起を生ずる理由如何
- 坐骨神經痛の刺鍼點並に刺鍼中に於ける手法
- 肩井の部位及び血管神經との關係
- 臍より鳩尾に至る間にある穴名數並に分寸を述べよ
- 上膊筋の名稱

●三重縣 (大正二年十一月施行)

- 腸の生理的機能
- 肋間神經痛に對する刺鍼點並に刺鍼中に於ける手法
- 上膊に於ける主なる神經の名稱及び徑路
- 肝臟の位置、形狀及び其作用
- 太陽叢の部位並に鍼治上の關係
- 手の厥陰心包經の穴名並に禁鍼穴名を問ふ
- 消毒の意義
- 衣類の消毒法
- 脚氣に對する灸治法
- 子宮の位置、形狀、構造
- 毛細管とは如何
- 消毒薬の種類及び使用法
- 足の太陰脾經に於ける腹裏以下腹部に於ける經穴部位を問ふ
- 手の陽明太陽經に於ける禁穴を問ふ
- 鍼術を禁すべき疾病及び灸術の適應症
- 小兒の腦膜炎に對する刺鍼法
- 脊髓炎に對する刺鍼法

●和歌山縣 (大正二年十一月施行)

大阪府、東京府、大阪府、奈良縣、高知縣

- 頸部に於ける動脈、神經の名稱を擧げよ
- 血液の循環を説明せよ
- 刺鍼の方向を説明し併せて體中折鍼の處置を記せ
- 偏頭痛に對する刺鍼點
- 主なる傳染病三種以上を擧げ病毒所在地を説明せよ
- 皮膚消毒の方法
- 手の少陰心經の穴名を擧げ其禁穴の解剖的部位を記せ
- 脚氣に對する灸治法如何

●大阪府 (大正二年十二月施行)

- 消化器の名稱及び食物消化の順序
- 皮膚の構造、作用及び神經終器の位置
- 知覺並に運動神經及び交感神經の病變に對する鍼術の作用を記せ
- 小兒消化困難症に對する施鍼の部位及び目的
- 同名異穴の穴名拾穴及び其部位
- 如何なる場合に鍼器及び手指の消毒を反覆するや
- 逆上(腦充血)に對する灸治點の名稱と解剖的部位を記せ

- 灸の大小及び壯數多少は何々により斟酌するや
- 東京府 (大正二年十二月施行)
- 肺神經叢
- 延髓の機能
- 昇水水の調製法及び機械消毒に對する適否
- 天柱の經名及び部位
- 關元の經名及部位並に此内にある内臟の名稱
- 刺鍼に對する注意事項
- 灸點の必要條件とは如何

●大阪府 (大正三年三月施行)

- 迷走神經の起始及び分佈臟器の名稱
- 唾腺の所在及び唾液の生理的作用
- 鍼術にて痙攣を治する理由如何
- 關の病名三個を記し關一般の灸治法
- 鍼灸を避くべき部位及び症狀
- 腹及び脊部に於ける禁穴の名稱、同部に灸を禁ずるは如何なる病者なるかを記せ
- 側腹部に於ける穴名及び類車、曲澤の解剖的部位を記せ
- 肋膜炎に對する灸點

- 手指の消毒法を記せ
- 奈良縣 (大正三年五月施行)
- 胸筋並に腹筋の名稱及び關節の構造
- 消化器の一般的生理作用
- 上膊に於ける主なる神經の名稱及び徑路
- 何故に消毒は必要なるか
- 常習便秘者に對する刺鍼部位並に目的消毒方法の種類

●高知縣 (大正三年四月施行)

- 胸廓を構成する諸骨の名稱を問ふ
- 脊髓中樞の名稱
- 刺鍼後皮膚に小隆起を生ずる理由並に之に對する處置
- 中樞及び曲骨の鍼穴の部位並に之に刺鍼の目的を問ふ
- 刺鍼上消毒は何故に必要なるや
- 鍼の消毒を問ふ (以上鍼術)
- 骨盤を構成する諸骨の名稱(以下灸術)
- 呼吸の方式を問ふ
- 施灸の禁忌症を問ふ
- 尺澤、少海の部位並に之に施灸の目的
- 消毒の意義を問ふ
- 金屬類を消毒するに如何なる種類の消毒

薬を用ふるや

●岩手縣 (大正三年五月施行)

- 横隔膜の位置及び機能
- 消毒の必要なる所以を問ふ
- 齒痛に對する灸治法を記せ
- 頸部に於ける禁穴を擧げよ
- 施術の禁忌症は如何

●佐賀縣 (大正三年四月施行)

- 上膊前側筋の名稱及び其作用を記せ
- 神經の傳達機能に就て
- 鍼治の目的を説明せよ
- 灸治の作用を説明せよ
- 胃瘧に對する刺鍼の部位(穴名)を記せ
- 慢性胃加答兒に對する施灸の部位(穴名)を記せ
- 皮膚消毒の方法を記せ
- 鍼治の際使用するべき消毒薬の名稱

●福岡縣 (大正三年四月施行)

- 皮下に淺在せる貴要の靜脈を擧げよ
- 消化液の名稱及び其作用を記せよ
- 鍼治上に於ける誘導法と反射作用とは如何

岩手縣、佐賀縣、福岡縣、東京府、大阪府、鹿兒島縣、宮城縣

- 坐骨神經痛に對する灸治法
- 神庭、瘡門、百會の各解剖的部位
- 鍼灸術は如何に消毒の必要ありや
- 器械と手指消毒法とに就て説明せよ

●東京府 (大正三年六月施行)

- 肩胛筋に分佈する神經の名稱
- 呼吸の化學的變化
- 蒸氣消毒とは如何なる事か
- 消毒の方法、取穴法
- 魄戶、脊骨の位置並にある筋及び神經如何
- 膀胱麻痺の灸治點 (以上第一日分)
- 脊髓の機能、胃の部位及び形狀名稱 (以下第二日分)
- 消毒の内完全なるもの
- 脊部禁穴の部位及び經名
- 偏頭痛の要穴、便秘の要穴、肩胛痛の灸治點

●大阪府 (大正三年六月施行)

- 脊髓神經を記せ
- 血液の有形成分の種類及び其重なる作用
- 少商、期門、客主人、承扶、京門
- 右解剖的部位並に禁鍼灸の區別

- 施鍼に由て膝關節炎の如き腫脹を減少する理由如何
- 何に由つて鍼の細大長短を撰定するや
- 筆痕に對する灸點
- 灸の普通の壯數及び壯數の多少は何に據るか
- 鍼管の消毒方法
- 皮膚の消毒方法
- 鹿兒島縣 (大正三年六月施行)
- 肝臟の位置並に其の作用は如何
- 僧帽筋の起始停止及び血管神經との關係
- 青囊、少海、交信の部位並に附隨する神經は何か
- 肋間神經痛の原因、症候並に其主治
- 消毒薬品の名稱並に主なるもの二三の溶解法を記せ

●宮城縣 (大正三年五月施行)

- 胸廓の構造
- 膈の機能
- 手の少陰心經の穴所及び其數を示せ
- 腦充血に對する刺鍼法
- 最も實用に適する消毒法及び消毒薬を示せ

北海道、熊本縣、大阪府、福井縣、愛知縣、滋賀縣、京都府

- 消毒を施す理由如何
- 灸治を禁ずる疾病の種類を挙げよ
- 後頭神経痛に對する灸點の穴所を示せ

●北海道 (大正三年六月施行)

- 心臟の位置、形狀及び其作用
- 呼吸作用及び其効用
- 肋間神経痛に對する灸灸治
- 膝關節附近に於ける禁灸禁灸の部位
- 胃痛に對する刺灸點
- 脚氣に對する灸治點
- 消毒薬の名稱及び溶解法
- 傳染病の機能

●熊本縣 (大正三年月不明)

- 脊柱とは如何
- 皮膚の機能
- 各部の刺灸法を問ふ
- 灸點の部位を測定する尺度の標準を問ふ
- 任脈經に於ける曲骨以上神闕に至る經名並に手の少陰心經に於ける禁灸を問ふ
- 消毒法の目的
- 消毒の順序
- 上肢レウマチス、常習頭痛の對照灸治法

●大阪府 (大正三年九月施行)

- 顔面神経の起始及び分佈を記せ
- 尿の生成及び排泄の徑路
- 迷走神経の變當に對し刺灸に依つて調整し得る理由如何並に其一例を示せ
- 神經衰弱に對する灸治法
- 脚氣八處の灸穴並に解剖的部位
- 腹瀉、魚際、腹中、懸鐘、水瀉の解剖的部位並に禁灸灸の區別
- 消毒の目的及び消毒薬の名稱

●福井縣 (大正三年九月施行)

- 心臟の所在及び構造を記せ
- 腦神経の名稱及び其分佈の概要
- 傳染病の疑ひある患者に接したる時の消毒法
- 施術時に於ける消毒法の順序
- 手の太陰肺經に屬する穴名を挙げ且禁灸を示せ
- 會陰穴の施術法及び主治効用を記せ

●愛知縣 (大正三年十月施行)

- 上肢に分佈する神経の名稱
- 尿の分泌作用は如何

- 神經痛に對する刺灸の目的
- 神封の穴の部位且刺灸の目的及び可否は如何

●滋賀縣 (大正三年十月施行)

- 灸術に應用する消毒薬品 (以上灸術)
- 消毒を行ふ目的 (以下灸術)
- 皮膚の構造は如何
- 知覺に就て説明せよ
- 經門の穴の部位且つ點灸の目的及び其可否は如何
- 齒痛を治する穴名及び其部位
- 灸術に應用する消毒薬品
- 消毒を行ふ理由
- 遺尿及び其灸灸治法
- 消毒を行ふ理由
- 皮膚の生理的作用
- 迷走神経の起始及び分佈臟器の名稱

●京都府 (大正三年十月施行)

- 痲痺及び痲痺に對し灸の効ある理由を問ふ
- 肺俞、曲池、伏兔の位置並に解剖的關係を記せ
- 消毒の方法を記せよ
- 傳染病に接したる時の處置
- 足の陽明胃經の禁灸穴名及び其の所在を記せ
- 腦溢血後、半身不隨の上肢に於て應用する主治穴名を記せ

●奈良縣 (大正三年十一月施行)

- 食物は如何にして體內に吸收せらるゝか
- 上膊に於ける重なる筋肉の名稱及び血管神經の關係
- 刺灸去困難の處置如何
- 陽白、風池、鳩尾、陰陵泉の部位を問ふ
- 灸により傳染を媒介し得る疾病如何
- 灸に用ふる消毒薬品名及び用法
- 灸の作用及び其適應症如何
- 湧泉、商丘、合谷、肩髃の部位を問ふ
- 灸術に消毒の有無及び其理由
- 消毒薬品の種類及び其稀釋度

●兵庫縣 (大正三年十一月施行)

奈良縣、兵庫縣、和歌山縣、長野縣、秋田縣、富山縣

- 刺灸の淺深強弱に對する治療的關係
- 後頭神経痛に對する要穴並に解剖的説明
- 内臟の名稱並に作用
- 皮膚の生理的作用
- 自己の使用せる消毒薬を記せ
- 消毒の目的
- 灸治の適應症を記せ
- 神經性消化不良に對する要穴及び其解剖的説明

●和歌山縣 (大正三年十一月施行)

- 坐骨神経の徑路を問ふ
- 唾液の効用を問ふ
- 灸治(灸治)の作用を説明せよ
- 四滿(一名隨府)横骨の解剖的部位並に刺灸(點灸)法
- 蒸氣消毒法とは如何なることを云ふか
- 消毒薬品の名稱並に主なるもの二三の溶解法

●長野縣 (大正三年九月施行)

- 頭蓋骨
- 横隔膜
- 身體の溫度

- 交感神経の作用
- 口腔の機能
- 鎖骨下動脈
- 呼吸及び其目的
- 便秘の灸灸及び石門の部位
- 消毒の方法

●秋田縣 (大正三年十月施行)

- 胸骨の位置、形狀及び聯繫
- 心臟の機能
- 頭部疾病と灸灸法
- 禁灸を挙げよ
- 灸術上の消毒方法

●富山縣 (大正三年十一月施行)

- 骨髓の構造、位置、形狀及び名稱を問ふ
- 迷走神経の生理的作用
- 偏頭痛の症候刺灸の穴名及び灸灸の理由
- 刺灸によつて生じたる創傷部の生理的作用
- 僧帽筋痲痺質斯に點灸穴名及び灸灸の理由
- 點灸後局部に於ける生理的作用
- アルコホル消毒の價値

岐阜縣、三重縣、鳥取縣、岡山縣、宮崎縣、福岡縣、大阪府

○石炭酸水、リソール水の溶解法

●岐阜縣 (大正三年十二月施行)

- 膀胱の位置及び作用
- 坐骨神経の経路
- 月経痛に鍼灸の可否及び其理由
- 誘導刺鍼を施すに當り注意すべき件及び下肢の禁穴名を問ふ
- 手指の消毒法を問ふ
- 滅菌法と消毒法との區別

●三重縣 (大正三年十一月施行)

- 動脈血と静脈血との區別
- 膀胱の位置、形状及び機能
- 側腹部に於ける經穴名及び之に通ずる神經は如何
- 關節レウマチスの鍼灸法
- 筋肉レウマチスの灸治法
- 頭の正中前後に並べる穴名及び禁穴名
- 五十倍石炭酸水の調製法
- 消毒の効力如何

●鳥取縣 (大正四年一月施行)

- 心臟の位置、形状及び其作用を問ふ

○施術時の消毒法

●新潟縣 (大正三年十二月施行)

- 心臟の位置、形状及び構造
- 胃の位置、形状及び生理的作用
- 誘導の目的に對する刺鍼の方式、部位及び應用の場所如何
- 梁丘、曲垣、譚竹、章門、陽陵泉の所在
- 灸治の適應症は如何
- 三又神經痛に對する灸穴の名稱
- 消毒方法及び消毒薬名

●愛知縣 (大正三年十二月施行)

- 消化器の名稱及び食物消化作用の順序
- 知覺神經及び運動神經並に交感神經の病變に對する鍼灸の作用
- 承扶、身柱、三陰交、客主人、鳩尾の解剖的部位及び神經の分佈は如何
- 灸の大小、壯数は如何なる場合に加減するか
- 皮膚の構造、作用及び末梢神經器の位置
- 消毒薬の種類、稀釋度及び消毒の順序

●大阪府 (大正四年四月施行)

新潟縣、愛知縣、大阪府、京都府、愛知縣、兵庫縣

○上腹部に於ける骨、關節血管神經の名稱

○鍼灸の効用及び其禁忌症を問ふ

○胃瘻に對し鍼灸を行ふべき場所の名稱並に腹部に於ける禁鍼場所の名稱

○消毒の意義、消毒薬品の種類

○鍼を消毒する必要如何並に手指、手術部の消毒方法

○灸術の効用及び其禁忌症を問ふ

○脚氣病に對し灸術を行ふべき場所の名稱並に下肢に於ける禁灸場所の名稱

●岡山縣 (大正三年十月施行)

- 上膊動脈の起始及び經過並に是に關係する筋の名稱
- 三又神經第三枝の分佈部位及び其機能
- 鳩尾、氣海俞、曲池、上巨虛の解剖的部位並に大椎より下脊柱に沿へる禁鍼穴
- 頭痛に對する刺鍼部位、刺鍼法及び目的
- 頭痛に對する施灸部位、壯數及び目的
- 消毒の効用及び消毒法の順序
- 石炭酸水の調製法

●宮崎縣 (大正三年十月施行)

- 腹腔内にある臓器の名稱

○髀臼關節の構造を記せ

○血液循環の生理

○施術時に於ける術者の主なる注意事項を詳記せよ

○刺鍼の刺戟に由て神經は如何なる動作状態を呈するや

○腺病癰腫とは何ぞ其の灸治法

○施灸に腹背何れを撰むか其の利害を問ふ

○腰眼、漏谷、氣海俞、客主人、肩貞の解剖的部位

○消毒薬の種類及び石炭酸の溶解法

●京都府 (大正四年四月施行)

- 腰神經叢より出づる主要なる神經の名稱
- 唾液を分泌する腺の名稱及び唾液の生理的作用
- 子宮痙攣に對する刺鍼の目的及び應用穴名を問ふ
- 大腿部に在る經穴名並に禁鍼穴名を問ふ
- 消毒とは如何
- 施術部に於ける消毒方法は如何
- 灸施術後水泡又は化膿し潰瘍を發したる時如何なる處置をなすや
- 胃擴張症の徴候の概要及び背部に於て施

○動脈血と静脈血との區別

○肋間神經痛に對する刺鍼點

○齒痛に對する灸點法

○消毒の意義

○消毒薬の種類及び其使用法

●福岡縣 (大正三年十一月施行)

- 三又神經の分佈を記せ
- 鼻腔の作用
- 合谷、曲池、五里、各穴の解剖的部位
- 麻痺、痙攣に鍼灸の効ある理由
- 齒痛に對する灸點
- 器械並に手指の消毒法に就て記せ

●大阪府 (大正三年十二月施行)

- 上肢を構成する骨の名稱及び排列の順序
- 皮膚の構造及び生理的作用
- 内臟神經機能の變常に對して施鍼の效果如何其一例を示せ
- 痔とは何ぞや及び其灸治法
- 灸の施術中眩暈を發せし時の處置及び豫防法
- 俗に丹田、打鼓、橫章門と云ふは何穴なるや其の解剖的部位

すべき應用穴名を挙げよ

●愛知縣 (大正四年四月施行)

- 肝臟の作用
- 前胸部に於ける禁鍼穴の二三の名稱及び其部位を記せ
- 肋間神經痛に對する刺鍼穴を示せ
- 鍼灸に應用する消毒薬品の種類を挙げよ (以上鍼灸)
- 消毒を施すの理由 (以下灸術)
- 背部の筋肉の名稱 (以下灸術)
- 陰市なる灸穴の部位且つ壯數の可否其主治を説明せよ
- 内庭なる灸穴は何れなるか且つ其治病の目的を示せ
- 灸術に應用する消毒薬品の種類を挙げよ
- 兵庫縣 (大正四年四月施行)
 - 肘及び膝關節の構造を記せ
 - 五官器の名稱及び作用
 - 細菌とは如何なるものなりや
 - 消毒法の種類及び其應用
 - 鍼灸に對する絕對的禁忌症
 - 偏頭痛に對する刺鍼點を説明せよ
 - 施灸上最も注意すべき要件

廣島縣、奈良縣、熊本縣、靜岡縣、三重縣、佐賀縣、大府版

○股神經に對する灸治點の説明

●廣島縣 (大正四年四月施行)

- 三叉神經第一枝の分佈及び機能を書き記せ
- 血液循環に就て知る處を書き記せ
- 肋間神經痛の刺鍼點及び刺鍼法
- 肋間神經痛の施灸點及び壯數
- 氣海兪、大椎穴の部位、取穴及び之に分佈する神經の名稱を書き記せ
- 消毒の必要なる理由
- リンネルの性状及び其稀釋度

●奈良縣 (大正四年五月施行)

- 肩胛骨の位置及び解剖的構造を問ふ
- ポリアルト氏靱帶とは如何なる部位に在るや之に通ずる血管神經
- 脊髄中に存する各中樞を擧げ其生理的機能の説明せよ
- 雙麻痺と神經痛との區別並に肋間神經痛の刺鍼法
- 身體に刺入したる鍼の抜けざる時の拔出法及び其原因
- 灸治の効能及び施灸不可の場合を記せ
- 摺竹、陰廉、肩中の各部及び壯數を問ふ

○化學的消毒法とは如何

●熊本縣 (大正四年四月施行)

- 呼吸の作用及び種類
- 顔面の筋及び分佈する神經
- 鍼の響を術者の指頭に感受するは如何なる機會なるや
- 上肢に施灸するには其の採穴法如何
- 足少陰腎經中、横骨より以上兩門に至る各經穴及び禁穴の部位を問ふ
- 消毒薬の種類
- 消毒の順序方法

●静岡縣 (大正四年五月施行)

- 心臓の位置及び機能
- 動脈の淺在部位並に位置名稱
- 胸部禁灸穴名及び位置
- 頭部禁灸穴名及び位置
- 上肢麻痺の刺鍼法
- 各種消毒薬の適用
- 手指の消毒法

●三重縣 (大正四年五月施行)

- 偏頭痛に對する鍼治法
- 灸治の作用を説明せよ
- 鍼灸施術時に於ける重なる注意事項
- 消毒の目的並に其方法如何
- 同小倉市の分
- 胸腔内に存在する臓器の名稱及び位置
- 尿の性状及び常成分を問ふ
- 中府、雲門、天府、狭白の解剖的部位
- 耳下腺炎に對する鍼治法
- 施術時消毒の必要なる所以並に方法

●鹿児島縣 (大正四年六月施行)

- 血液循環の理由は如何
- 股關節を構成する骨の名稱如何
- 鍼治を施し得ざる場合を記せ
- 齒痛の原因及び鍼治を施すべき穴を問ふ
- 消毒の目的は如何
- 消毒薬各種の品名及び二三の溶解法 (以上鍼術)
- 胃の位置及び生理的作用を問ふ
- 鎖骨下動脈の起始經過及び神經との關係
- 灸の大小、壯數と効果との關係
- 胸部及び腹部の禁灸穴を問ふ

●福岡縣 (大正四年六月施行)

- 尿管の種類は如何
- 皮膚の生理的作用

東京府、福岡縣、鹿兒島縣、富山縣、愛知縣

○骨盤の位置、形状及び構造

○延髓の機能

○胃痙攣に鍼治の可否及び理由

○心經に於ける穴名を擧げよ

○消毒の必要なる理由

○「アルコール」消毒 (以上鍼術)

○脚氣八處の灸穴名を擧げよ(以下灸術)

○神經衰弱症に對する灸治法

○曲澤に灸點法

○脚氣血に對する施灸法

●佐賀縣 (大正四年五月施行)

- 頭蓋骨縫合の種類並に構成骨の名稱
- 胃の消化作用は如何
- 鍼治の禁忌症は如何
- 常習便秘に對する施灸の部位
- 灸治の禁忌症は如何
- 膀胱加答兒に對する施灸
- 消毒の効用は如何
- 王なる消毒薬二種に就て其使用法を記せ

●大阪府 (大正四年六月施行)

- 女子腹部内臓の名稱及び其位置
- 筋肉強直とは如何

●富山縣 (大正四年七月施行)

- 傳染病患者に對したる時の術者の心得
- 消毒薬の名稱を擧げよ
- 後部の筋名及び之に分佈する血管神經
- 呼吸の神經作用
- 神經性心悸亢進症の症候及び要穴
- 坐骨神經麻痺の症候及び要穴
- 慢性胃加答兒の症候及び要穴
- 熱氣消毒とは如何なるものぞ、完全の熱氣消毒をなすには攝氏何度にして何時間を要するや
- 皮膚の消毒

●愛知縣 (大正四年十月施行)

- 坐骨神經の起始及び經過
- 鍼に消毒の必要なる理由
- 消毒薬品の種類及び其應用法
- 三陽絡は何れにあるや又是れに鍼治を行ふことありや
- 胃痙攣に對する刺鍼點を問ふ
- 肩胛筋肉の名稱
- 灸術に應用する消毒薬品の名稱並に其應用法を問ふ

- 消毒の効力を説け
- 下肢に於ける禁灸二三の穴名及び部位
- 脚氣灸治に應用する經穴を問ふ
- 上肢に於ける重なる血管の名稱
- 鍼に消毒の必要なる理由
- 消毒藥品の種類及び使用法
- 顔面神経痛の鍼治法を説明せよ
- 膈戸は何れにありや且之に鍼治を施す目的如何
- 腹部筋肉の名稱 (以上灸術)
- 灸術に應用する消毒藥品の名稱及び用法 (以下灸術)
- 消毒の効用を説け
- 灸術不可の場合を問ふ
- 瘰癧、風府の部位及び壯数は如何

●新潟縣 (大正四年八月施行)

- 腎臓の位置、構造
- 呼吸の理學的作用及び化學的作用とは如何
- 咀嚼筋とは如何、之れに分佈する血管神經を擧げよ
- 消毒法の種類を問ふ
- 何をか消毒と云ふか
- 神経痛に對する刺鍼の目的及び坐骨神経痛に對する刺鍼點並に其深さを問ふ
- 灸痕の化膿は如何なる場合に起るや而して灸痕化膿せる時灸開業者は如何なる處置を取るや
- 上肢に於ける五里、三里、合谷の經穴部及び其壯数を問ふ

●東京府 (大正四年十月施行)

- 灸治の目的
- 五里(手)臂關、肩關の部位と分佈神經
- 便秘の灸穴
- 肩胛筋の名稱
- 呼吸式の種類
- 消毒法の種類
- 鍼の消毒順序
- 灸の化膿の處置
- 痲疹に對する灸治の要穴及び施灸法
- 天柱、承扶、股門の位置及び分佈神經の名稱

●兵庫縣 (大正四年十月施行)

- 關節の種類及び構造
- 皮膚の生理的作用
- 列缺、尺澤、孔最、各穴の解剖的部位
- 顔面神経麻痺に對する灸治點
- 鍼の區別及び名稱
- 消毒の目的及び順序
- 小倉市の分
- 横隔膜の位置、形状
- 内呼吸及び外呼吸とは如何
- 五里、曲池、三里、各穴の解剖的部位
- 痲疹に對する刺鍼點
- 灸の種類並に其方法
- 消毒の必要なる所以
- 久留米市の分
- 膈神經の名稱
- 膈の生理的作用
- 頭部の髮際の前方に存する穴名を記せ
- 偏頭痛に對する刺鍼點
- 灸治の適應症並に施灸時の消毒法如何
- 消毒薬の名稱並に施灸時の消毒方法如何

●廣島縣 (大正四年十月施行)

- 總頸動脈の部位及び之が筋と脈管、神經との關係
- 胃液の主成分及び生理的効用
- 頸部後頭神經に對する刺鍼點及び目的
- 天柱、胃俞、崑崙、小海、天樞の解剖的部位を記せ
- 消毒の効用
- 石炭酸水の調製法
- 坐骨神経痛の灸治點を記せ

●岡山縣 (大正四年十月施行)

- 灸術に應用すべき消毒藥品並に調製法
- 胸腹部に於ける禁灸穴名を問ふ
- 正中神經麻痺に對する灸治法
- 腓腸筋痛に對する灸治法

●島根縣 (大正四年十月施行)

- 胸廓を構成する骨の名稱
- 血液循環の概況
- 鍼術の鎮痛作用ある理由
- 三叉神経痛に對する刺鍼點
- 消毒の意義
- 消毒薬の名稱と其稀釋度
- 顔面に於ける神經の名稱
- 消化の順序
- 腰痛に對する刺鍼點の部位
- 下腹部に於ける禁穴の名稱及び解剖的部位
- 喘息に對する施灸法
- 足の少陽膽經に於ける禁灸穴名及び解剖的部位
- 消毒とは如何
- 衣類の消毒法

●三重縣 (大正四年十月施行)

- 關節の種類及び構造
- 皮膚の生理的作用
- 列缺、尺澤、孔最、各穴の解剖的部位
- 顔面神経麻痺に對する灸治點
- 鍼の區別及び名稱
- 消毒の目的及び順序
- 小倉市の分
- 横隔膜の位置、形状
- 内呼吸及び外呼吸とは如何
- 五里、曲池、三里、各穴の解剖的部位
- 痲疹に對する刺鍼點
- 灸の種類並に其方法
- 消毒の必要なる所以
- 久留米市の分
- 膈神經の名稱
- 膈の生理的作用
- 頭部の髮際の前方に存する穴名を記せ
- 偏頭痛に對する刺鍼點
- 灸治の適應症並に施灸時の消毒法如何
- 消毒薬の名稱並に施灸時の消毒方法如何

●和歌山縣 (大正四年十二月施行)

鳥取縣、大阪府、山梨縣、徳島縣、鳥根縣、愛知縣

- 横隔膜の位置及び其作用を問ふ
- 前膊に於ける主なる動脈及び神經の名稱
- 承泣、臑中、雲門、天柱、心俞の解剖的部位を問ふ
- 腰腹神經痛に對する鍼治法
- 脚氣に對する灸治法
- 施術時に於ける消毒法の順序を問ふ
- 消毒薬の種類並に二十倍石炭酸水の製法を問ふ

●鳥取縣 (大正四年十二月施行)

- 頭蓋骨縫合の名稱及び位置
- 交感神經の作用
- 齒痛に對する刺鍼法
- 陰交の位置並に刺鍼の方法及び適應症
- 鍼術に如何なる消毒薬品を使用するや且つ其調製方法
- 鍼術に於ける消毒方法
- 肋間神經痛に對する灸治方法
- 天柱の位置並に灸治方法及び適應症
- 消毒の目的及び其種類
- 普通使用する消毒薬品の名稱及び其調製法

●大阪府 (大正四年十二月施行)

- 胸腔内臓器の名稱、位置、形狀を記せ
- 生理的脈搏、呼吸の數及び體温如何
- 擦鍼、打鍼、管鍼の由來並に其法式を問ふ
- 直接刺鍼し能はざる神經の病變に對し如何なる處置を取るや其二例を擧げて説明せよ
- 灸治の適應症、禁忌症の一般を記せ
- 脚氣八處の灸穴を説明し其壯數を記せ
- 三陽絡、陰市、陶道、巨闕、大迎の解剖的部位並に禁鍼灸の區別
- 施術時の方法を記せ

●山梨縣 (大正四年十二月施行)

- 前腹壁の構造は如何
- 胃の機能を問ふ
- 呼吸の神經機能
- 胃痛の刺鍼點(若しくは灸點)
- 承扶、顛門の位置
- 石炭酸の溶解法
- 消毒の目的

●徳島縣 (大正五年四月施行)

- 交感神經とは如何
- 血管腺の種類及び構造
- 口腔の生理的作用
- 内呼吸とは如何
- 鍼には如何なる種類ありや其發明者及び優劣を記せ
- 合谷は何經に屬し如何なる部にありて是れに刺鍼するときは如何なる効ありや並に其部の最善消毒法
- 灸の禁忌症及び其理由
- 手の太陰は何經に屬し如何なる穴ありや

●鳥根縣 (大正五年四月施行)

- 顔面神經の經過
- 尿の分泌作用
- 疼痛に對する鍼の作用
- 上肢の穴名並に部位
- 手の消毒を要する理由
- 消毒薬の種類を列記せよ
- 腹部の灸穴の部位
- 腹痛に對する灸の部位

●愛知縣 (大正五年四月施行)

- 肝石症の症候及び其療法を記せ
- 消毒薬の種類及び調製法を述べよ
- 消毒法の施行の理由を記せ

●兵庫縣 (大正五年四月施行)

- 刺鍼中折鍼したる場合の處置
- 三叉神經痛に對する解剖的刺鍼部位
- 何故に消毒は必要なりや
- 化學的消毒法を説明せよ
- 胸廓を構成する筋肉の名稱
- 皮膚及び毛髮の作用
- 灸治の作用及び其種類
- 慢性胃加答兒に對する施灸の要穴及び其方法

●京都府 (大正五年四月施行)

- 下肢に於ける主なる關節及び名稱並に其構造を問ふ
- 腎臓の位置及び生理的作用
- 臨泣、禾髻、三里上、下肢、郛門、少海、合谷、臂臑、懸鐘、股門の位置及び其部の神經は如何
- 亢奮術と鎮靜術の差異
- 顔面神經癱瘓症に應用する穴名を擧げて

●同名古屋市の分

- 顔面骨の數及び其名稱
- 健康人の體温、脈搏、呼吸數
- 刺鍼を避くべき部位を示せ
- 膀胱麻痺の鍼治法
- 無水酒精と含水酒精との消毒効力の差異
- 鍼の消毒に昇水水の不可なる理由
- 前膊神經の名稱 (以上鍼術)
- 筋肉の主成分を問ふ (以下灸術)
- 大腿部に於ける禁灸穴の二三を示せ
- 遺尿患者に對する灸治法
- 術者の手指と被術者の臍部と何れを先きにするや
- リゾールの用ひらるゝ理由及び其鑑別
- 同豊橋市の分
- 關節とは如何
- 筋運動の起る理由
- 神庭なる經穴は何れにありや
- 顔面神經麻痺に對する刺鍼點を示せ
- 無水酒精と含水酒精の消毒効力の差異
- 各種消毒薬の名稱及び其使用法を述べよ
- 鍼の消毒に昇水水の不可なる理由
- 上肢骨の联接 (以上鍼術)
- 皮膚呼吸とは如何 (以下灸術)

廣島縣、山口縣、兵庫縣、京都府

●廣島縣 (大正五年四月施行)

- 後頭部に於ける禁灸穴の名稱及び其位置
- 溺水後死者を救ふ灸治法
- 施術者の手指は被術者の臍部と何れを先に消毒するか
- リゾールの用ひらるゝ理由及び色の鑑別
- 坐骨神經の部位之を被ふ筋肉及び其枝別如何
- 胃の機能を詳説せよ
- 小兒夜驚症に對する刺鍼法如何
- 遺尿症に對する灸點法如何
- 瘰癧、臍愈、章門、氣海、陽陵泉の部位は如何
- 消毒上含水酒精と無水酒精との優劣及び其保存又は取扱上注意すべき事項
- 消毒の目的如何

●山口縣 (大正五年四月施行)

- 可動關節に就て
- 膠液の消化作用を記せ
- 後頸部に於ける經穴の名稱及び其位置を記せ
- 胃瘡癰の主徴候及び其療法を記せ

説明せよ

- 局部貧血症に灸を施し其治癒する理由如何
- 藥物に依らざる消毒法を記せ
- 消毒時に於ける注意すべき要點を記せ

●東京府 (大正五年四月施行)

- 坐骨神經の經過 (第一日目)
- 血液循環の理由
- 鍼術に於ける消毒の順序
- 消毒法の種類
- 曲垣、肩外、肩中の部位並に此の神經の名稱
- 拔鍼後皮膚に粟粒大の隆起の生ずる理由
- 灸點前に於ける注意及び要項 (第二日目)
- 上肢に分佈する主なる神經の名稱
- 胃の消化作用
- 鍼術に於ける消毒の順序
- 理學的消毒とは如何
- 腦充血に對する刺鍼法
- 乳中、乳根の部位及び解剖的部位
- 肋間神經痛に對する灸點の部位
- 上肢に分佈する動脈の名稱(第三日目)

○尿分泌の作用

- 鍼術に於ける消毒の順序
- 消毒法の種類
- 天樞、氣海の部位經名
- 胃痛に對する刺鍼法
- 遺尿の灸點法

●三重縣 (大正五年四月施行)

- 胸廓を構成する筋の名稱
- 胃腸の部位及び機能
- 手の陽明太陽經にある禁鍼穴名及び其部位
- 肋間神經痛に對する灸療法
- 藥物消毒によらざる消毒法
- 昇米水の消毒用途
- 俗に痞根と唱ふる穴あり其部位及び効能は如何
- 風市、伏兔の取穴法並に主治を問ふ

●長崎縣 (大正五年四月施行)

- 股動脈の經過並に靜脈との關係を記せ
- 頸部を通ずる血管神經の名稱及び其位置を記せ
- 癆風、陰都、合陽の位置及び解剖的關係

- 前揉法及び後揉法の必要なる理由を記せ
- 鍼術施行に要する消毒藥の名稱並に使用法
- 消毒法の種類及び其方法を記せ (以上鍼術)
- 以下灸術

●香川縣 (大正五年四月施行)

- 肩胛骨の位置及び之に起始する筋の名稱
- 上膊骨に於ける筋肉の名稱を記せ
- 尺澤、魂門、懸鐘の位置及び解剖的關係
- 慢性胃加答兒に對する灸點の穴名を記せ
- 煮沸消毒とは如何なる事か及び其方法
- 主なる消毒藥の名稱及び其溶解法を記せ

●千葉縣 (大正五年四月施行)

- 上肢に於ける主なる血管、神經の分佈
- 胃瘕に對する灸治の作用
- 化學的消毒法とは如何
- 刺鍼後に於いて皮膚に紫赤色の粟粒様の癢痕を生ずる理由
- 腹部白條線に於ける經名及び穴名
- 有癢痕と無癢痕灸治との作用の差異
- 顔面神經麻痺に對する灸治法

- 腹腔内にある臟器の名稱及び位置
- 坐骨神經の徑路を問ふ
- 鍼の人體に及ぼす作用
- 鍼は如何なる場合効ありや又害ありや
- 消毒の目的
- 鍼の消毒方法如何
- 交感神經とは如何
- 灸の人體に及ぼす作用
- 灸は如何なる場合効ありや又害ありや
- 各種消毒藥の名稱及び其使用法

●佐賀縣 (大正五年四月施行)

- 大腿後側に於ける筋の名稱及び其作用
- 顔會、百會の解剖的部位並に血管、神經との關係
- 鍼治の適應症
- 脚氣に對する刺鍼點
- 理學的消毒法の種類
- 鍼術に應用する消毒藥の名稱及び其用法 (以上鍼術)
- 以下灸術
- 下腿前側に於ける筋の名稱及び其作用
- 肺俞、心俞の解剖學的的部位並に同關係
- 灸治の適應症

- 坐骨神經に對する灸治點
- 化學的消毒法の種類
- 灸治に應用する消毒藥の名稱及び其用法

●福岡縣 (大正五年四月施行)

- 腎臟の位置並に其機能
- 血液循環を説明せよ
- 後頭部の髮際を横に並列せる穴名を記せ
- 顔面神經麻痺に對する刺鍼點並に其奏効の理由
- 灸治の適應症
- 消毒藥の種類並に用法
- 同久留米市の分
- 横隔膜の位置
- 血液の組織に對する作用
- 胸部の正中線に存する經名を記せ
- 鍼の種類並に刺鍼の方式
- 灸治の禁忌症並に禁忌部位
- 消毒の方法
- 同小倉市の分
- 六大關節の名稱
- 頸部に存する主要なる脈管及び神經の名稱
- 兪府、或中、神藏、靈墟、神封、步廊各

穴の解剖的部位

- 鍼術の適應症並に不適症
- 脚氣に關する灸治點
- 石炭酸の性状及び其溶解法

●大阪府 (大正五年六月施行)

- 腹壁を構成する筋の名稱起始停止を記せ
- 呼吸作用
- 下腹叢に對する施鍼部位並に如何なる疾病に應用するや
- 大人の項部に施鍼中失神せし時の處置並に其失神の理由如何
- 疝痛に對する灸治點
- 阿是の穴とは何ぞや其二例を挙げ説明せよ
- 承筋、内關、腹哀、盲門、癆風の解剖的部位並に禁鍼の區別
- 消毒法の種類及び其方法

●奈良縣 (大正五年五月施行)

- 口腔の位置及び構造
- 大循環及び小循環とは如何
- 腦神經を舉げ其主なる顔面筋に對する關係をのべよ

富山縣、靜岡縣、宮崎縣、大阪府、靜岡縣

- 胃瘧の症狀及び其刺鍼法を問ふ
- 瘧門、陽谿、肩髃等の灸穴部位及び上膊中禁灸穴をあげよ
- 卒中患者に頭部施灸の可否
- 煮沸消毒とは如何
- 消毒用昇水水の製造方法を問ふ

●富山縣 (大正五年六月施行)

- 頸部交感神経の位置及び之より出る神経の分佈部を記せ
- 筋の疲勞原因に就て
- 月經閉止と妊娠との鑑別及び月經閉止に對する刺鍼の要穴を問ふ
- 尺骨神經の麻痺症候及び刺鍼法並に穴名を問ふ
- 常習頭痛の特徵及び灸治の要穴、壯數を問ふ
- 胃瘧の症候之に對する點灸の穴名及び壯數を問ふ
- 消毒の順序及び藥名並に用法
- 消毒の意義及び消毒法の種類

●靜岡縣 (大正五年四月施行)

- 前膊筋肉の名稱を問ふ

○脊髄神經及び其作用

- 胸腹部の禁灸の名稱及び位置
- 胃瘧に刺鍼の穴名
- 鍼治器の消毒の大意 (以上鍼術)
- 頸部に於ける筋肉の名稱 (以下灸術)
- 上肢に循る神経の名稱
- 肩胛部、上肢に於ける灸穴
- 灸治を施す前の心得
- 手指消毒の大意

●宮崎縣 (大正五年六月施行)

- 上肢に於ける禁鍼の部位及び其穴名
- 顔面神經麻痺に對する刺鍼點
- 身體に存する主なる關節の名稱及び下肢の主なる血管、神經を示せ
- 消化器管及び消化作用に就て記せ
- 鍼の消毒法
- 主なる消毒藥の種類及び其使用法
- 下肢に於ける禁灸の部位
- 四肢厥冷症に對する灸治法
- 手指の消毒法

●大阪府 (大正五年九月施行)

- 顔面頭蓋を構成する骨の名稱及び各骨數

を問ふ

- 體温調節の理由及び發生を記せ
- 項部には如何なる疾病に對して施鍼するや並に其目的は如何
- 炎症とは如何なるものか之に對する施鍼の可否並に其理由
- 中風とは如何なる病なるか及び其灸治法を詳記せよ
- 施灸せし後、火熱のため皮膚に如何なる變化を起すか
- 脾胃、帶脈、客主人、少商、魄戶の解剖的部位を問ふ
- 傳染病患者に對し施術するときの消毒法は如何

●靜岡縣 (大正五年十月施行)

- 肝臟の位置、形狀、及び其機能
- 坐骨神經の起始及び徑路
- 腰部禁鍼穴々名及び其位置
- 神經痛に對する刺鍼法及び有効なる理由
- 鍼術施行に際し消毒の必要なる理由
- 鍼術施行に用ゆる消毒藥の種類及び適用 (以上鍼術)
- 下腿筋肉の名稱 (以下灸術)

○脊髄神經とは如何

- 腰部禁灸穴名及び其位置
- 灸術は如何なる病狀に對し有効なるや
- 點灸局所の糜爛したる際の處置
- 灸術に用ゆる消毒藥の種類及び適用

●石川縣 (大正五年十月施行)

- 心臓の位置、形狀及び構造
- 消化器の名稱及び食物消化作用の順序
- 興奮刺鍼を施すべき場合並に術式如何
- 肋間神經痛の症候及び其刺鍼の穴名
- 刺鍼後抜鍼し難き理由並に其處置
- 鍼術に於ける消毒方法
- 施術時に於ける術者の主なる注意事項 (以上鍼術)
- 上肢麻痺の刺灸法 (以下灸術)
- 骨盤を構成する骨の名稱を問ふ
- 血液循環の概況
- 便秘に對する灸點の要穴
- 灸點法の禁忌症に就て述べよ又其適應症は如何
- 天樞、氣海の經名並に部位を問ふ
- 胃擴張に對する灸治法
- 灸術を施すときの注意事項

石川縣、山口縣、長野縣、福島縣、大阪府、廣島縣

○肩胛關節の慢性リウマチスに對する灸治法

●山口縣 (大正五年十月施行)

- 膝關節の位置、形狀及び其機能をのべよ
- 坐骨神經の起始及び其分佈を記せ
- 脚氣八處灸穴の名稱を記せ
- 鍼術の身體に及ぼす作用を記せ
- 咯血及び吐血の區別如何
- 膝關節に於ける經穴の名稱及び其位置如何
- 消毒の必要ある理由を述べよ

●長野縣 (大正五年十月施行)

- 小腸の機能
- 血液循環及び其作用
- 肝臟の位置及び形狀
- 骨盤の構造
- 上腕の位置
- 消毒の方法
- 同伊那町の分
- 唾液腺を記せ
- 頭骨を記せ
- 横隔膜の作用及び神經
- 腎臟の作用
- 地機的位置

○消毒法

●福島縣 (大正五年十月施行)

- 肝臟の位置及び機能
- 喉頭の位置及び機能
- 消毒法の種類
- 胃瘧に對する刺鍼法
- 胸の正中に縱に並べる經穴の名稱
- 鍼を避くべき部位
- 胃加答兒に施す灸術
- 灸術を禁すべき病を問ふ

●大阪府 (大正五年十月施行)

- 膝關節の構造を記せ
- 食物消化の理由如何
- 痙攣とは何ぞや並に鍼効を奏する理由如何
- 現時の鍼術家は何に由つて刺點を定むるか並に其一例を示せ
- 第七頸椎の探求法
- 脚氣の種類及び其灸治法
- 項部髮際及び臍の上下左右にある穴名並に其禁鍼灸の區別
- 酒精を以て消毒する方法を記せ

●廣島縣 (大正五年十二月施行)

長崎縣、鹿兒島縣、德島縣、熊本縣、鳥取縣

○脊柱を構成する骨の名稱及び胸椎に存する名稱をあげよ

- 迷走神経の分佈及び機能
- 後頭神経痛壓痛點の部位及び刺鍼點
- 頭蓋正中線に於いて前髮際より後髮際に至る穴名を挙げよ其禁鍼穴及び禁灸穴
- 消毒藥品の名稱及び應用法
- 施術時に於いて消毒に關し注意すべき事項を挙げよ

●長崎縣 (大正五年 十二月施行)

- 上、下肢に分佈する神経の名稱を記せ
- 泌尿器に屬する臓器の名稱及び機能
- 扶突、大横、犢鼻の位置及び解剖的關係
- 偏頭痛に對する鍼の穴名を記せ
- 石炭酸及び昇汞の溶解法及び其應用法
- 施鍼に際し行ふべき消毒法の順序

(以上鍼術)
(以下灸術)

- 上、下肢の筋の名稱及び其位置
- 肝臓の位置及び其形狀を記せ
- 脚氣に對する灸點の穴名
- 理學的消毒法につき記せ
- 灸術に使用する消毒藥品の種類及び應用法

●鹿兒島縣 (大正五年 十月施行)

- 體温發生の理由を如何
- 股動脈の起始、經過及び神経との關係
- 鍼の大小長短と其生理的との關係
- 腸痛の原因、症候、鍼治法如何
- 理學的消毒法とは如何
- 消毒の必要な理由は如何(以上鍼術)

(以下灸術)

- 咀嚼筋の名稱及び起始、停止は如何
- 有熱患者に灸術を施す時は如何なる影響を及ぼすや
- 胃の位置及び其機能
- 胸筋、ロイマチスの原因、症候並に灸治法
- 主なる消毒藥品の名稱及び其溶解法

●德島縣 (大正五年 十二月施行)

- 三叉神経第一枝を説明せよ
- 心臓の位置、形狀、之に分佈する神経を問ふ
- 静脈の逆流せざる理由
- 呼吸の目的
- 神経に對する鍼の作用如何
- 施鍼を避くべき部位並に其穴名

を記せ

- 手の太陽肺經の經過、及び穴名を記し併せて禁鍼穴の部位を記すべし
- 子宮痙攣に對する刺鍼の部位、目的
- 何故に鍼並に局部、手指を消毒せざるべからざるや其理由
- 普通、(含水)酒精と純(無水)酒精との消毒上の價値を記し其保存法を問ふ

●福岡縣 (大正五年 十一月施行)

- 福岡市の分
- 上肢各關節の名稱
- 皮膚の生理的作用
- 三陰交、玉枕、百會、瘰癧の解剖的部位
- 黄疽に對する刺鍼部
- 黄疽の灸治の効用
- 施術時の消毒法
- 同小倉市の分
- 肝臓の位置、形狀
- 内呼吸、外呼吸とは如何
- 腹の正中線に在る五穴の名稱
- 三叉神経痛に對する刺鍼部位
- 灸の種類及び適應症
- 消毒藥品の種類及び石炭水の調製法

福岡縣、大分縣、滋賀縣、兵庫縣、青森縣、富山縣

●同久留米市の分

- 膀胱の位置、形狀
- 消化液の種類、及び其生理的作用
- 手の太陽肺經の穴名
- 鍼治の目的
- 坐骨神経痛の灸治法
- 消毒藥品の種類及び其使用法

●大分縣 (大正五年 十一月施行)

- 上膊に於ける筋の起始及び作用並に上膊を通ずる脈管、神経の名稱及び經過
- 皮膚を剥脱すれば、生理的如何なる變化を來すや
- 消毒藥品の意義、種類と其稀釋法
- 實地消毒の順序
- 神庭、鳩尾、肩井の位置、解剖的關係

●滋賀縣 (大正五年 十一月施行)

- 頭蓋骨とは如何
- 胃の消化作用を問ふ
- 脾臓の位置
- 坐骨神経痛の症狀並に其治法
- 偏頭痛の症狀及び其治法
- 胃痙攣の症狀及び其治法

○坐骨神経痛の鍼治法並に消毒法

- 齒痛の鍼治
- 僕麻質斯に灸の効ある所以
- 手の陽明は何經に屬するや、其穴名
- 腸痛の灸治法
- 書癩の灸治法

●熊本縣 (大正五年 十一月施行)

- 腓腸筋の所在、起始、停止、及び分佈する神経
- 盲腸の部位
- 刺鍼後に於て、鍼身を抜去し難き場合の處置、如何
- 肩隅、上廉、下廉の灸點探穴法如何
- 足の少陽膽經に於ける京門、以下陽關に至る經穴及び禁穴の部位如何
- 鍼灸術に消毒法の必要な理由
- 消毒法の順序、方法
- 神經性心悸亢進、腹水の對症鍼治法
- 糖尿病、痲痛の對照灸治法

●鳥取縣 (大正五年 十二月施行)

- 胃の位置、形狀、及び胃腸の生理的作用
- 下肢に於ける、重なる關節、血管、神経

○腹の正中線に在る穴名

○消毒藥品の種類及び其使用法

●兵庫縣 (大正五年 十一月施行)

- 鍼の種類及び治療上の關係
- 交感神経に對する施鍼點を示せ
- 灸術は如何なる部位に施すも可なるや
- 腸疾患に對する灸の効用如何
- 施灸息部に化膿を來すこと理由
- 消毒の效果
- 呼吸器とは如何、又其主要なる臓器の構造を略述せよ
- 消化器の名稱及び食物消化を説明せよ

●青森縣 (大正五年 十二月施行)

- 僧帽筋の所在及び起始、停止
- 坐骨神経とは如何
- 鍼の効用を示せ
- 胃痛及び肋間神経痛に對する刺鍼法
- 消毒とは如何及び其使用法
- 灸の効用を示せ
- 灸點後の感應したる時の意見を問ふ

●富山縣 (大正五年 十一月施行)

○大腿部の筋の名稱並に之に分佈の血管、神經

○血管各部に於ける、血液の流通、速力及び壓力

○乳汁分泌減少の原因及び刺鍼法

○三叉神經痛の症候及び刺鍼法

○常習頭痛の症候及び刺鍼法

○脚氣の症候及び灸法

○消毒法の意義及び方法

○消毒藥の名稱及び稀釋度

○下腿筋の名稱及び其作用

○皮膚の機能

○頸部の經穴の名稱及び解剖的關係

○刺鍼刺戟の強弱は何に由つて定むるや

○齒痛に對する刺鍼法(灸點法)

○主なる消毒藥の名稱並に消毒方法

○血液循環器の神經作用

○坐骨神經の起始及び其分佈

○體溫發生の原理を問ふ

○齒痛に對する刺鍼の要點、及び其治療す

る理由

○上肢の主なる神經の徑路に當たる要點、位置

○蒸氣消毒に於ける注意すべき要點

○消毒藥の種類及び通常使用の稀釋度

○百會の部位及び主治病名を舉げよ

○承漿の經名、部位及び其部の血管、神經

○廣島縣 (大正六年 四月施行)

○橈骨動脈の部位及び筋との關係

○人體の寒暑に拘らず同温を保つ理由

○臍痛に對する刺鍼、灸點法

○上肢の三里、上巨虛、天柱、膏肓の解剖的部位、分佈神經

○石炭酸の性状及び其溶解法

○傳染病に汚染せる被服、手指の消毒法

○石川縣 (大正六年 四月施行)

○頭蓋骨の縫合の種類、並に之を構造する骨名

○運動神經と知覺神經の作用及び其差異如何

○隱市、靈道、腰俞、膺戶、期門の解剖的部位を述べ、且つ禁鍼灸穴あらば指摘せ

よ

○誘導の目的に對する、刺鍼の方式、部位及び應用の場合如何

○灸治の大小利害に付いて詳述せよ

○化學的消毒法とは何を云ふか詳述せよ

○施術時に於ける、消毒の方法及び順序に就て述べよ

○東京府 (大正六年 三月施行)

○上膊及び前膊に分佈する主なる神經の名稱

○消化液の種類

○昇汞消毒に適する物品

○消毒法の種類

○足の三里、合谷の部位並に之に分佈する神經の名稱

○灸治の生理的作用に付いて述べよ

○誘導刺鍼の目的を問ふ

○承扶、衝門の部位、之に分佈する神經

○下肢に分佈する主なる動脈、神經の名稱

○呼吸の目的

○消毒用石炭酸水の製法

○蒸氣消毒と煮沸消毒との區別

○常習便秘に對する灸點法を問ふ

○興奮刺鍼の部位並に術式を問ふ

○天柱、曲差、玉枕の部位、之に分佈する神經

○上膊筋の名稱 (第三日目)

○胃の消化作用

○消毒法の種類

○鍼術に於ける消毒の方法

○鍼の細大、短長及び利害得失に付いて述べよ

○醫風、和露、絲竹空の部位、及び之に分佈する神經

○灸術の禁忌症に就て述べよ

○腹筋の名稱を舉げよ (第四日目)

○鼻腔の生理的作用

○燒却消毒に適するものを述べよ

○理學的消毒と化學的消毒との區別

○鍼の生理的作用

○灸點禁忌の部位、場合

○乳根、氣海、天樞の部位、經名

○愛知縣 (大正六年 四月施行)

○顔面骨の名稱

○筋運動の起る理由

○顔面神經麻痺に對する刺鍼點

○陽谷の部位、主治

○消毒藥の種類、稀釋倍数及び鍼の消毒に昇汞の不可なる理由 (以上鍼術)

○上膊骨の聯接 (以下灸術)

○肺の作用

○大乙の主治及び部位

○灸板の化膿したる場合の處置

○消毒藥の名稱、稀釋倍数及び術者と患者と何れが前に消毒するや其理由

○同豐橋市の分

○骨盤を構成する骨の名稱

○健康體の體温

○鍼治に適應する疾病

○刺鍼の際注意すべき事項

○消毒藥の名稱、稀釋倍数及び術者と患者とは何れを前に消毒すべきか

○前膊神經の名稱

○皮膚呼吸

○衝陽なる灸穴の部位、其主治及び目的

○兵庫縣 (大正六年 四月施行)

○鍼の効用を問ふ

○肩胛神經痛に對する刺鍼法

○肺臟の機能を説明せよ

○下肢の主なる動脈の名稱を舉げよ

○皮膚消毒の方法を詳記せよ

○石炭酸、リゾール水の使用法及び濃厚度

○妊娠中に於ける施灸の可否

○消化不良に對する灸治法

○島根縣 (大正六年 四月施行)

○腎臟の位置、形狀、作用

○三叉神經の機能

○疝痛に對する刺鍼部位

○天柱、曲池、鳩尾の部位

○齒痛に對する灸治點

○百會、上脘、風池の部位

○消毒は何の爲めに行ふや

○消毒藥の主なるものを掲げよ

○滋賀縣 (大正六年 三月施行)

○胸廓を構成する骨名及び其數

○心臓の位置及び機能

○膽汁の消化作用

○肩より肘に至る迄の穴名

○胃痙攣の症狀及び其鍼灸治法

○脊中の兩側各三寸を隔て、ある穴名

- 上肢神經痛及び其鍼灸治法
- 鍼灸術者の消毒法

● 福岡縣 (大正六年五月施行)

○ 福岡市の分

- 頭蓋骨の名稱、縫合の種類及び其所在
- 體温發生の理由
- 顔面神經麻痺の原因及び症候
- 刺鍼を避くべき部位
- 灸治の禁忌症

○ 消毒法とは如何附り鍼の消毒法

○ 同小倉市の分

○ 腦神經の名稱

○ 血液循環に對て

○ 肋間神經痛の原因並に其症候

○ 鍼の區別並に其名稱

○ 灸治の適應症

○ 消毒の目的

○ 同久留米市の分

○ 坐骨神經の起始、經過及び枝別

○ 皮膚の構造及び機能

○ 三叉神經痛の原因並に症候

○ 鍼の適應症

○ 灸の作用は如何

○ 主なる消毒藥の名稱及び用法

● 奈良縣 (大正六年五月施行)

○ 胸骨の位置、形狀及び隣接骨名

○ 體温、及び脈搏の數を記せ

○ 消毒の意義

○ 消毒藥の種類

○ 刺鍼の拔去法

○ 子宮痙攣に對する刺鍼部位及び目的

○ 六腑の穴名

○ 灸の大小、壯數は何の關係にて斟酌するや

● 佐賀縣 (大正六年五月施行)

○ 胸骨の位置、形狀及び其聯接如何

○ 胃の消化を記せ

○ 大椎、脊柱の解剖的部位如何

○ 慢性胃加答兒の主なる徵候及び刺鍼點

○ 皮膚消毒の方法如何

○ 鍼具消毒に使用する消毒藥の名稱及び使用法

○ 陽陵泉の探穴手技並に大腿部に施鍼手技

○ 大腸俞、小腸俞、膀胱俞の探穴手技

○ 應骨の形狀及び聯接は如何

○ 唾液の効用を記せ

○ 瘧門、天柱の解剖的部位は如何

○ 膀胱麻痺の主なる徵候、及び施灸點

○ 消毒法の種別は如何

○ 手指消毒に使用する消毒藥の名稱及び使用法

○ 三陰交探穴 手技並に穴に施灸する疾病の名稱

○ 肩中、肩外、肩井の探穴、手技

● 三重縣 (大正六年五月施行)

○ 五臓器の名稱及び其機能

○ 膀胱の位置、形狀及び其機能

○ 鍼術の効用及び刺鍼の際、神經纖維を何本位損傷するや

○ 黃疸の特徵及び療法

○ 點灸の血管に及ぼす影響

○ 不眠症の點灸法

○ 化學的消毒法

○ 如何なる場合に消毒を行ふや

● 香川縣 (大正六年五月施行)

○ 胸腔内臓器の位置、形狀、機能

○ 消毒とは如何並に消毒藥の溶解法

○ 手指痛風の症候及び灸點法

○ 腸痙攣の症候及び灸穴

● 宮崎縣 (大正六年六月施行)

○ 胃擴張の症候及び刺鍼點の部位、穴名を舉げよ

○ 筋ロイマチスに對する刺鍼點部位、穴名を舉げよ

○ 期衝、商丘、臨泣、上關、大淵、尺澤、委中の部位並に禁鍼の有無

○ 補穴法として重要な二三の例を舉げよ

○ 豐隆の部位及び刺鍼の方式

○ 實地に接し注意すべき事項を舉げよ

○ 背部に於ける禁灸穴の部位及び其穴名

○ 慢性胃加答兒に於ける灸點の部位及び穴名を舉げよ

○ 不眠症に於ける施灸點及び其穴名

○ 月經不調に對する施鍼點並に穴名を記せ

● 東京府 (大正六年五月施行)

○ 下股に於ける主要なる神經の名稱經過

○ 唾液を分泌する腺の名稱及び唾液の生理的作用

● 大阪府 (大正六年九月施行)

○ 視神經の起始、分佈を記せ

○ 坐骨神經痛に對する刺鍼點を示せ

○ 誘導刺鍼の適應症

○ 灸の適應症と不適應症及び禁灸の部位

○ 十四經とは如何

○ 五官器とは何ぞや、且つ各其作用を記せ

○ 尺骨神經の分佈

○ 關牙とは何ぞや並に其施鍼點を問ふ

○ 肋膜炎とは如何なるものぞ及び其灸治法を記せ

○ 灸の適應症及び灸の禁忌症と身體の部位的禁忌に就て詳記せよ

○ 俗に打抜、亥の目、肩引、云は何穴に當るや、其解剖的部位並に各主治の大略

○ 消毒法を怠る時は如何なる危険ありや

● 富山縣 (大正六年六月施行)

○ 筋の位置、形狀、機能及び構造

○ 顔面痙攣に對する刺鍼穴名及び方法

○ 足關節炎の刺鍼穴名及び方法

○ 消毒藥の名稱及び應用法

○ 消毒藥の溶解法

長野縣、京都府、茨城縣、廣島縣、愛知縣

- 血液の生理的作用如何
- 俗に小兒の疳又は虫と稱するは鍼治家として如何なる疾病と見做すや、並に其治療法
- 施鍼中誤つて鍼尖骨に當らば自覺如何、並に結果及び其所置を問ふ
- 灸の火熱により皮膚に如何なる變化を來すや
- 帶下とは何ぞ及び其灸治法
- 建里、靈臺、天柱、天井、漏谷の解剖的部位並に禁灸の區別
- 豫防衣の消毒法を記せ

●長野縣 (大正六年十月施行)

- 長野市の分
- 上膊骨を記せ
- 淋巴管及び乳糜管を記せ
- 肺臓の機能
- 延髓の機能
- 消毒法
- 陰交の穴
- 同伊那町の分
- 下腿骨を記せ
- 前膊の三神經を記せ

- 心臓の機能
- 脊髄の機能
- 消毒法
- 漏谷の穴

●京都府 (大正六年十月施行)

- 腦神經の名稱
- 呼吸は如何にして營まるゝや
- 風市、腰眼、肩髃、天府の解剖的部位及び取穴法
- 金、銀鍼を撰用する理由
- 急性關節炎後の運動不能症を殘す理由及び之に對する灸治の目的
- 下腹正中線に位する穴名を説明せよ
- 昇平水の製法は如何
- 煮沸消毒の方法を記せ

●茨城縣 (大正六年十月施行)

- 肝臓の位置、形狀及び其機能並に之に分佈する脈管
- 眼窠を構成する骨の名稱
- 後頭神經痛の刺鍼法
- 折鍼を如何にして豫防すべきや及び折鍼時の處置

- 下肢禁鍼の部位
- 手指及び局部消毒法並に昇平、クレゾールに就て
- 後頭神經痛の鍼治法

●廣島縣 (大正六年十月施行)

- 副神經の分佈及び其機能
- 唾液の名稱及び神經の唾液分佈に及ぼす作用
- 神經性心悸充進に對する刺鍼、點灸法
- 陽交、陰陵泉、肝兪、上廉の部位及び之に分佈する神經の名稱
- 石炭酸の性状及び其溶解法
- 消毒法の目的

●愛知縣 (大正六年十月施行)

- 名古屋市の分
- 坐骨神經の經過、及び起始其技別
- 血液の成分
- 鍼治に應用する消毒薬の種類、使用法
- 鍼に消毒の必要なる理由
- 巨關、上腕、中腕は何れにあるや其鍼する目的
- 脚氣症に鍼する經穴二、三を舉げよ

(以上鍼術)

- 咀嚼筋の名稱及び起始、停止
- 體溫調節に就て
- 別穴四華、並に息門の取穴法及び點灸の目的
- 大・小腸兪、膀胱兪の解剖的部位並に點灸の目的
- 無水アルコールと普通アルコールとの消毒力の差異如何
- 消毒薬品の名稱並に溶解法
- 同豊橋市の分
- 胸筋の名稱、及び起始、停止
- 脈搏に就て
- 鍼に應用する消毒薬の種類及び使用法
- 鍼に消毒の必要なる理由
- 刺鍼禁忌の部位
- 石門の部位及び其刺鍼の目的(以上鍼術)
- 顔面骨の數及び其名稱 (以下灸術)
- 腎臓の機能に就て
- 無水アルコールと普通アルコールとに於ける酒精成分の含量に就て
- 灸術に必要な消毒薬に就て
- 灸術に適する重なる病症を舉げよ

兵庫縣、徳島縣、岐阜縣、岡山縣

●兵庫縣 (大正六年十月施行)

- 刺鍼法、又は雀喙法の目的及び應用
- 筋痛に對する刺鍼の効如何
- 胃擴張の症候大略及び施灸の目的如何
- 施灸後、水胞、化膿、潰瘍せし場合如何なる處置をするや
- 腎臓の位置、作用を記せ
- 消化液の種類及び作用を問ふ
- 消毒法の種類及び日光消毒を記せ
- 化膿の起る理由及び豫防法

●徳島縣 (大正六年十月施行)

- 顔面神經の經過並に其分佈部位
- 肺臓の構造
- 分泌作用とは如何なるものを云ふや
- 淋巴とは何ぞや其作用を問ふ
- 坐骨神經痛に對する鍼治の効用並に其施鍼すべき穴名を舉げよ
- 興奮刺鍼とは如何なる場合に行ふや並に其方法如何
- 灸の生理的作用
- 施灸部の化膿は如何なる場合に起るや

●岐阜縣 (大正六年十月施行)

- 灸の生理的作用
- 施灸部の化膿は如何なる場合に起るや

●岡山縣 (大正六年十月施行)

- 胃に分佈する神經の名稱
- 後脛骨動脈の起始、經過を問ふ
- 合谷の部位及び其主なる治効法
- 施鍼を禁すべき部位並に場合を舉げよ
- 施鍼部位の消毒方法及び其順序を記せ
- 石炭酸水の調製法
- 前膊の上三分の一を通過する動脈神經を示せ (以上鍼術)
- 横頸動脈の起始及び分佈を問ふ (以下灸術)
- 灸治の作用を記せ
- 八髻の部位及び其主なる治効法

大阪府、和歌山縣、奈良縣、山口縣、宮城縣、熊本縣、東京府

- 主なる消毒薬の名稱及び溶解法を問ふ
- 術者被服の消毒法

●大阪府 (大正六年十二月施行)

- 薦骨の位置、形状を記せ
- 体温の調節作用を問ふ
- 健康なる交感神経の諸官能に及ぼす鍼の作用如何
- 雀喙術とは如何並に如何なる場合に應用するや之を詳記せよ
- 官能的疾病とは何ぞや及び其灸の適應症を挙げ並に其理由
- 施灸せし血管、神経に如何なる影響を及ぼすや
- 風府、淵液、承筋、建里、勇泉の解剖的部位並に其禁鍼灸の區別
- 消毒薬の稱釋法如何

●和歌山縣 (大正六年十一月施行)

- 心臓の位置、形状及び大きさ
- 大腿に分佈する神経及び血管の名稱
- 俗に丹田、承扶の解剖的部位 鍼治に適應する疾病
- 炎症に對して灸治の可否

宮城縣、熊本縣、東京府

- 肋膜炎に刺鍼の可否
- 灸治の血管、神経に及ぼす影響
- 消毒と清潔の區別及び衣類の消毒法

●奈良縣 (大正六年十月施行)

- 三叉神経の分佈及び作用
- 前膊前面の筋肉、血管、神経
- 折鍼の處置
- 承漿、大包、長強、商丘 崑崙の位置を問ふ
- 消毒の必要なる所以を述べよ
- 消毒方法の種類
- 灸治法の種類、作用
- 灸治の禁忌症

●山口縣 (大正六年十一月施行)

- 胸廓の構造及び胸腔内臓器の名稱並に其機能を述べよ
- 腹筋の名稱
- 瘻門、天柱の解剖的位置
- 胃擴張に對する鍼術の目的及び其經穴
- 胃擴張に對する灸治の目的及び灸治點
- 五十倍石炭酸水の調製法及び使用の目的
- 法定傳染病の名稱

●宮城縣 (大正六年十月施行)

- 坐骨神経経路
- 呼吸作用
- 巨關の穴は何筋に相當するや又周圍の血管、神経を挙げよ
- 腓腸筋の痙攣に對する刺鍼の部位、手技
- 消毒法の種類、應用
- 消毒薬の名稱及び使用法
- 脚氣に對する灸點
- 經穴とは如何、十二經を問ふ

●熊本縣 (大正六年十一月施行)

- 胸廓内に藏せらるゝ内臓の名稱並に機能
- 肺循環とは如何
- 乘風、天宗の刺鍼探穴法、主治、目的
- 胞背、秩邊の灸點探穴法、主治、目的
- 手の少陽三焦經に於ては會宗より以下天臑に至る經穴及び禁穴
- 消毒薬の種類
- 消毒の順序方法
- 肺氣腫、齒痛對症治法
- 下肢筋攣痙攣 遺尿症灸治法

●東京府 (大正六年十一月施行)

●福岡縣 (大正六年十月施行)

- 坐骨神経の經過 (第一日目)
- 胃内に於ける消化作用
- 理學的消毒とは如何
- 鍼術に於ける消毒の順序
- 鍼の禁忌症及び適應症
- 灸術の生理的作用
- 消毒及び支溝の部位、並に之に分佈する神經
- 心臓の形状及び各部の名稱(第二日目)
- 尿の分泌作用
- 煮沸消毒に適する物品
- 主なる消毒薬の名稱
- 灸の適應症は如何
- 鍼の作用を問ふ
- 曲差、肩外俞の部位並に其解剖的關係
- 坐骨神経の徑路 (第三日目)
- 鼻腔の生理作用
- 消毒法の種類
- 昇汞消毒に就ての注意
- 肩貞、肩髃の部位並に分佈せる神経の名稱
- 胃痛に於ける鍼術の禁忌症を問ふ
- 慢性胃加答兒に對する灸治法の要穴を問ふ

●福岡市 (大正六年十月施行)

- 同福岡市の分
- 關節の種類及び其構造
- 膽汁の消化作用
- 黄疸の原因及び症候
- 子宮痙攣に對する刺鍼點及び目的
- 脚氣に對する灸治點
- 主なる消毒薬の名稱及び用法
- 同久留米市の分
- 横隔膜の位置、形状、作用
- 血液の成分を問ふ
- 腦充血の原因及び症候
- 顔面神経痛とは如何なるものなりや
- 灸痕の化膿したるときは如何にして處置すべきや
- 消毒の目的
- 同小倉市の分
- 腸管の位置、形状及び其各部の名稱
- 動脈血と靜脈血との區別
- 顔面神経麻痺の原因及び症候
- 鍼治を禁すべき場合及び部位
- 灸の大小、壯數及び灸治の目的を問ふ

●石川縣 (大正六年十一月施行)

- 臼關節の構成
- 心臓の位置、形状、構成及び作用
- 迷走神経の起始及び分佈臓器の名稱
- 眼球及び眼瞼結膜の充血に對しての刺鍼法
- 頭部及び顔に於ける禁忌部位
- 消毒の目的及び藥品種類 (以上鍼術)
- 腓腸筋の所在及び其作用 (以下灸術)
- 前膊の橈骨側及び尺骨側の筋間を通過する動脈、神経の名稱
- 消化器の名稱及び食物消化作用の順序
- 腦貧血病に對する施灸法
- 灸點法の禁忌症及び其適應症
- 皮膚の消毒方法
- 鹿兒島縣 (大正六年十月施行)
- 下肢に分佈する主なる血管、神経の名稱
- 消毒液の種類及び其作用を記せ
- 阿是の穴の存在する理由を記せ
- 脚氣の種類及び症候並に鍼灸治法
- 殺菌の理由は如何
- 三重縣 (大正六年十一月施行)
- 泌尿器の名稱と其作用
- 下肢の重なる動脈の名稱及び位置

福岡縣、石川縣、鹿兒島縣、三重縣

- 肩井の部位、血管、神經との關係
- 便秘に對する刺鍼法
- 消毒の目的
- 衣服の消毒方法
- 月經痛に對する刺鍼法
- 背部の禁灸穴名を挙げよ

●愛媛縣 (大正六年) (十二月施行)

- 腦神經の名稱
- 血液の生理的作用及び體溫發生の目的
- 小兒疳の症候及び治療法の大意
- 陰市、蠶道、腰俞、關戶、期門、身柱、臨門、類車の解剖的部位
- 消毒藥の種類並に溶解法及び生理學的消毒法
- 傳染性患疾に接したる場合の處置如何

●長崎縣 (大正六年) (十二月施行)

- 靱帶の性状、種類及び其作用
- 腎臓の位置、形状、聯接及び其作用
- 大杼、盲俞、懸鐘の解剖的部位並に血管、神經との關係
- 深腓骨神經に沿へる經穴の名稱及び位置
- 昇水水の溶解法及び應用法

- 鍼の消毒法を記せ(以上鍼術、以下灸術)
- 上肢に分佈する血管の名稱及び經過
- 腹膜の位置、構造及び其作用
- 身柱、浮郛、陽池の解剖的部位並に血管神經との關係
- 陽明大腸經に屬する禁灸穴の名稱
- 皮膚の消毒法
- 消毒藥の主なる名稱及び溶解法

●大分縣 (大正七年) (一月施行)

- 甲状腺、肩胛骨、腎臓、子宮、延髓、股動脈及び迷走神經に就て其知る處を記せ
- 呼吸作用とは如何
- 湧泉、伏兔、百會、會陰の部位、並に適應症を問ふ
- 鍼の適應症を記せよ
- 六ツ灸の部位、並に適應症
- 鍼灸施術に際し消毒の必要なる所以を問ふ
- 血液循環とは如何
- 禁忌穴並に其部位
- 鍼の種類、並に施術中注意すべき要點
- 灸の作用
- 鍼灸施術時の消毒

- 鍼術の手法
- 頭痛の治療法

●東京府 (大正七年) (一月施行)

- 坐骨神經の徑路
- 胃の化學的作用
- 鍼術に於ける消毒の順序 (第一日目)
- 消毒法の種類
- 腹衰、腹結、消滯及び支溝の部位
- 腦充血には何れの部位に刺鍼するや
- 神經痛に施さるゝ灸點の部位
- 骨盤を構成する骨の名稱 (第二日目)
- 尿の分泌作用
- 消毒藥の名稱
- 煮沸消毒に適する物品の名稱
- 中瀆、懸鐘、絲竹空、及び曲鬢の部位
- 灸の生理的作用を述べよ
- 刺鍼の目的を述べよ

●大阪府 (大正七年) (三月施行)

- 關節の種類を挙げよ
- 嚙下作用とは如何
- 施鍼するに當りて何を標準又は目的として施鍼點を定むるや其二例を示せ

- 直接刺鍼し能はざる神經變狀に對する處置は如何其二例を挙げ説明せよ
- 神經性消化不良の原因、症候の大概を舉げ並に其灸治の可否を記せ
- 遺尿症とは何ぞや及び灸治點
- 氣海、青靈、育門、迎香、交信の解剖的部位並に禁灸灸の區別を記せ
- 消毒藥の稀釋方法を記せ

●群馬縣 (大正七年) (三月施行)

- 氣管、食管、大動脈管の部位及び呼吸の作用を述べ
- 横膈膜痙攣の刺鍼點を挙げよ
- 消毒藥の名稱及び使用法
- 顔面痲痺の灸治點を問ふ

●東京府 (大正七年) (三月施行)

- 腦神經の名稱 (第一日目)
- 胃の消化作用
- 理學的消毒法
- 天柱、頭維の部位、主治
- 頭蓋の灸治法
- 折鍼の場合に於ける處置
- 頭蓋骨の名稱 (第二日目)
- 唾液腺の名稱及び其生理的作用

- 消毒の目的
- 消毒法の種類
- 足の三里、合谷の部位、主治
- 鍼術の目的

●徳島縣 (大正七年) (四月施行)

- 神經とは如何なるものなりや解剖的に説明せよ
- 肝臓の位置、形状並に之に來れる動脈
- 人は何故に呼吸するや
- 靜脈及び淋巴管の生理的作用
- 鍼の血管に及ぼす作用如何
- 拔鍼の爲し難き場合の處置並に其理由
- 刺鍼の方式並に消毒法
- 顔面神經痙攣に對する經穴並に施鍼部位の血管に及ぼす作用
- 灸の方法
- 風池、氣海、中府の三穴を指示せよ
- 骨盤内疾患に對する施灸
- 滋賀縣 (大正七年) (四月施行)
- 胸腔内臓器の名稱及び其生理的作用
- 下肢に循る血管神經の主なる物の名稱
- 三叉神經の分佈

- 腹の正中にある穴名
- 臀部より膝に至る間にある穴名
- 便秘とは何ぞや其鍼灸治法
- 偏頭痛とは何ぞや其鍼灸治法
- アルコール及び石炭酸の使用法

●愛知縣 (大正七年) (四月施行)

- 同名古屋市の分
- 坐骨神經の徑路
- 皮膚の生理的作用
- 消毒の意義、消毒藥品の種類
- 顔面痛の鍼穴及び其手法
- 腦充血に對する刺鍼
- 五官器の名稱及び其所在
- 肝臓の作用
- 消毒の意義、消毒藥品の種類及び使用法
- 膀胱痙攣の原因、症候及び其施灸穴如何
- 同豊橋市の分
- 腎臓の位置、形状
- 脊髄の反射機能とは何ぞや
- 消毒の意義、消毒藥品の種類及び其使用法
- 鍼の作用及び胃痛に對する鍼穴
- 呼吸器各部の名稱
- 體溫發生の理由
- 消毒の意義、消毒藥品の種類、及び其使

用法

○脚氣の徴候及び其灸穴

●山梨縣 (大正七年三月施行)

○下肢に分佈する神經の名稱

○唾液の作用

○神經痛に對する施鍼の目的を問ふ

○神封なる穴は何れにありや且つ刺鍼の目的、可否如何

○鍼術に適する消毒藥品

○鍼に由り傳染を媒介し得る疾病如何

(以上鍼術)

○胃の位置及び其作用

(以下灸術)

○健康人の呼吸數及び體温を問ふ

○瘰癧なる穴は何れにありや且つ點灸の目的、可否如何

○灸の適應症を問ふ

○消毒藥の名稱を擧げよ

●廣島縣 (大正七年四月施行)

○肝臓の位置、形狀各部の名稱及び之に關係ある血管の名稱

○舌下神經の機能

○心窩部に俄然劇痛を覺え呻吟苦悶せる貧血性の患者あり體温、便通等普通にして既往に於て屢々同様の疾病に罹りたりと

云ふ之に對する刺鍼(灸點)は如何

○膈俞、胃俞、魚際、申脈の部位

○リンダールの性状、及び其調製法

●埼玉縣 (大正七年四月施行)

○筋肉とは如何なるものなりや

○唾液の作用を記せ

○手指の消毒方法を詳記せよ

○鍼術とは何ぞ及び其方法如何

○鍼術に就ての注意

○瘰癧に鍼灸の効ある理由

○灸術とは何ぞ及び其方法如何

○灸術に就ての注意

○脚氣に灸治の効ある理由

●福岡縣 (大正七年四月施行)

○同小倉市の分

○心臓の位置、形狀及び各部の名稱如何

○血液循環の概況

○任脈經の穴名を列記せよ

○喘息に對する刺鍼點

○坐骨神經痛に對する灸治點

○消毒の目的及び其方法如何

○同久留米市の分

○前膊に於ける主な動脈及び神經の名稱

○呼吸の種類並に目的

○督脈經の穴名を問ふ

○胃瘰に對する刺鍼點

○灸治の作用並に適應症

○消毒藥の名稱及び用法

○同福岡市の分

○三又神經の起始及び校別

○皮膚の構造並に其生理的作用

○坐骨神經痛の原因及び症狀

○胃加答兒に對する刺鍼點

○脚氣八處の灸とは何ぞ

○施術時の消毒方法及び順序

●兵庫縣 (大正七年四月施行)

○唾液の成分を記せ

○肝臓の位置及び作用

○喘息に對する刺鍼の部位を記せ

○鍼の内臓に及ぼす作用如何

○施灸後大熱に因せる皮膚の變化

○施灸に注意すべき事項を問ふ

○細菌とは如何なるものなりや

○消毒藥は何故水に溶解の必要ありや

○同京都府

○三又神經の起始及び分佈を記せ

○腎臓の位置及び其生理的作用を記せ

○腰椎の兩側にある穴名及び之を應用する場合を記せ

○喘息に對する刺鍼の目的及び其部位

○施術に於ける消毒の順序

○知り得たる消毒法の一つに就き詳細に記せ

○上膊筋萎縮の原因、症候及び治療穴

○眼結膜加答兒性の主治穴を問ふ

●島根縣 (大正七年四月施行)

○坐骨神經の徑路

○皮膚の機能

○頭部に於ける主なる禁穴名及び其部位

○鍼の種類

○消毒藥の名稱

○施術局所の消毒

○灸の作用

○腰部に於ける禁穴名及び其部位

●神奈川縣 (大正七年四月施行)

○上肢に分佈する主なる血管及び神經の名稱

○消化器の吸收作用

○坐骨神經痛に對する刺鍼點並に其要穴

○施術部及び器械の消毒法

○手指の消毒法 (以上鍼術以下灸術)

○淋巴管、淋巴腺とは如何なるものぞ

○筋肉を説明せよ

○點灸と血液循環との關係

○神經衰弱症に對し施灸の部位及び其要穴

○消毒藥の名稱及び一二の調製法

○點灸後に於ける消毒の價値

●千葉縣 (大正七年五月施行)

○肝臓の位置、形狀及び其作用

○上肢に於ける主なる血管、神經の名稱並に其徑路

○消毒の必要なる理由

○刺鍼の方式及び各手技の名稱

○腹痛に於ける鍼の禁忌症

○鍼治に適する消毒藥の名稱並に其分量

○胸部外表の名稱

●三重縣 (大正七年五月施行)

○灸は如何なる部位及び場合に施すべきや

○手の消毒及び合谷は何神經に當るや

○灸治に適する消毒藥の名稱並に消毒順序

●三重縣 (大正七年五月施行)

○心臓の位置、形狀及び機能

○腋窩を通過する血管、神經の名稱

○置鍼術の應用、目的は如何

○三陽絡の部位及び摘要如何

○化學的消毒法とは如何

○昇水水を以て消毒するに當り注意事項

○上肢の三里の位置及び醫治効用

○承泣は何れに在りや其部に分佈する神經の名稱

●佐賀縣 (大正七年五月施行)

○眼窩を構成する骨の名稱

○唾液の消化作用

○鍼治の目的

○慢性胃加答兒に對する鍼治の部位穴名三を記せ

○五十倍石炭酸水の調製法 (以上鍼術)

○腦神經の名稱 (以下灸術)

○神經纖維の傳導方向

○灸治の効用

○胃擴張に對する灸治部位(穴名)三を記せ

○消毒の必要なる理由

○無水「アルコール」と普通「アルコール」の消毒力の差異

○坐骨神經痛に對する灸治點

○消毒の必要なる理由

○無水「アルコール」と普通「アルコール」の消毒力の差異

長崎縣、栃木縣、香川縣、鹿兒島縣、山口縣、島根縣

●長崎縣 (大正七年五月施行)

- 頭部に分佈する主要なる血管の名稱及び其徑路を記せ
- 大腸の作用に就て記せ
- 客主人、章門、陽交の位置、並に之等諸穴に於ける筋、血管、神經の關係を記せ
- 消毒法の種類及び其方法を記せ
- 鍼術施行に際し行ふべき消毒法の順序 (以上鍼術) (以下灸術)
- 唾液腺の種類及び其位置に就き記せ
- 脊髄の位置、聯接及び其作用を記せ
- 陽池、會陽、膝關の位置、並に之等諸穴に於ける筋、血管、神經の關係
- 膝關節部に在る經穴の名稱を記せ
- 理學的消毒法に就て記せ
- 灸術に應用さるる消毒法に就て記せ

●栃木縣 (大正七年五月施行)

- 股神經の分佈區域
- 唾液の消化作用
- 肋間神經痛に對する刺鍼並に刺鍼點
- 合谷、陽谿、天樞、外陵の所在、經名
- 臍部の消毒は如何にするや
- 手指消毒の方法及び順序 (以上鍼術)

○僧帽筋の起始、停止、作用 (以下灸術)

- 汗に就て知る所を記せ
- 脚氣に對する灸點
- 三陰交、中瀆、風門、肺俞の所在、經名

●香川縣 (大正七年五月施行)

- 泌尿器に屬するもの、位置、並に機能
- 下肢に於ける血管、神經の名稱、經過
- 風池、身柱、合谷、承扶の解剖的部位及び効用
- 神經に於ける機能的強弱と時間の長短とに依り如何なる差異ありや並に顔面麻痺の刺鍼點を問ふ
- 器具及び患者に對する消毒の順序
- 化學的消毒とは如何、其調製法及び自己の使用する消毒藥並に往診用には如何なるものを用ふるや
- 理學的消毒法の種類
- 灸の誘導作用とは如何並に偏頭痛の灸穴名を記せ

●鹿兒島縣 (大正七年五月施行)

- 下腿骨の形狀及び聯接は如何
- 鼓膜の位置、及び機能は如何

○頭部、顔面及び頸部に於ける禁鍼灸穴名

- 膀胱麻痺の種類並に鍼灸治法は如何
- 消毒藥の使用法
- 昇水水の調製法並に使用の場合を記せ

●山口縣 (大正七年四月施行)

- 二頭膊筋の起始、停止
- 骨神經の經過
- 坐骨神經痛の鍼治法及び穴名
- 灸治の作用
- 腎俞、大腸俞の解剖的部位
- 消毒藥の種類及び稀釋法
- 消毒の順序、方法及び消毒の目的

●島根縣 (大正七年四月施行)

- 骨盤を構成する骨の名稱 (濱田町の分)
- 呼吸作用とは如何
- 鍼の施術中注意すべき要點を問ふ
- 齒痛に對する刺鍼點
- 消毒藥の稀釋方法を記せ
- 手指の消毒法を記せ
- 子宮痙攣の鍼灸法
- 肩凝に對する鍼治法
- 麻痺に對する灸の作用
- 胃痙攣の灸治法

○三里の部位及び其適應症

○灸術禁忌の場合

●大阪府 (大正七年六月施行)

- 腎臟の位置、形狀、構造を記せ
- 死體強弱の起る理由
- 神經機能の變狀とは何ぞや之が施鍼に由て治癒する異なる二例を示せ
- 胃痙攣とは何ぞや之に對する施鍼の理由及び其施術部位を示せ
- 灸治の作用を分ちて幾種とするや及び其說明せよ
- 頭痛とは何ぞや之に對する灸治點並に其目的
- 膈戸、腹哀、天樞、尺澤、合陽の解剖的部位並に禁鍼灸の區別を記せ
- 消毒方法を略記せよ

●熊本縣 (大正七年五月施行)

- 血液の小循環とは如何
- 腹筋の名稱、及び血管、神經は如何
- 腹哀、及び大樞の刺鍼探穴法並に主治目的
- 伏兎及び懸鐘の灸點探穴法並に主治目的
- 足少陽膽經に於ける瀰液より中瀆に至る

各經穴及び禁穴の部位を問ふ

- 消毒の効用及び順序
- 消毒の種類及び用法
- 神經衰弱、常習便秘の對症鍼治法
- 比斯的里、癩癩の對症灸治法

●富山縣 (大正七年六月施行)

- 心臟の位置、形狀
- 呼吸神經の中樞
- 胃痙攣の症候、鑑別之に對する鍼治の方法
- 半身不隨を發する疾病の名稱及び穴名並に刺鍼法
- 一般消毒法の種類を記せ
- アルコール消毒と他の藥品消毒との差異
- 痲痛の症候、穴名並に壯數及び大小
- 脚氣の種類を區別し之に對する灸治の方法を記せ

●高知縣 (大正七年五月施行)

- 骨盤腔内に於ける男女構造の差異並に膀胱の作用を記せ
- 延髓に於ける自動的中樞を問ふ
- 承扶、股門の解剖的位置及び此部へ刺鍼

すべき主治症を記せ

- 胃痙に對する刺鍼の部位、穴名を記せ
- 刺鍼治に於ける消毒法を記せ (以上鍼術)
- 膝關に於ける主なる脈管及び神經の名稱
- 筋の種類及び作用
- 上肢神經の作用を失ひたるもの灸治を求む何れの部に點灸すべきや
- 腓腸筋痙攣症に對する施灸の部位を記せ
- 消毒藥中主として慣用するもの三種を舉げ且つ其溶解量を記せ

●北海道廳 (大正七年六月施行)

- 頭部に於ける骨數及び骨名
- 皮膚の機能を記せ
- 消毒の目的
- 主なる消毒藥の名稱及び稀釋法
- 頭部に於ける禁鍼穴、禁灸穴を記せ
- 胃痛に對する鍼灸術の治療法

●東京府 (大正七年六月施行)

- 坐骨神經の徑路 (第一日目)
- 胃の消化作用
- 鍼の消毒順序

大阪府、熊本縣、富山縣、高知縣、北海道廳、東京府

宮崎縣、鳥取縣、大阪府、島根縣

- 消毒薬品の主なるものを挙げよ
- 刺鍼中の折鍼に就て
- 灸治の禁忌並に適應症に就て述べよ
- 肩貞、肩髃、中瀆、懸鐘の部位及び之に分佈する神経
- 唾液の分佈する腺の名稱及び所在 (第二日目)
- 呼吸式の區別
- 鍼の消毒法
- 昇水水使用時の注意
- 刺鍼中に於ける刺戟の強弱
- 灸の種類及び其方法
- 身柱、肺俞、支溝、曲池、の部位及び之に分佈する神経
- 肩髃筋の名稱
- 血液循環の理由 (第三日目)
- 消毒法の種類
- 鍼の生理的作用
- 慢性腸加答兒に施す灸治の要穴
- 環跳、大迎の部位及び之に分佈する神経
- 上膊筋の名稱 (第四日目)
- 尿の分泌作用
- 如何なるものが燒却消毒に適するか
- 喘息に施す灸治の要穴
- 便秘に對する刺鍼法並に要穴

- 陽陵泉、陰陵泉、陰都、水泉の部位及び之に分佈する神経
- 宮崎縣 (大正七年六月施行)
- 三叉神經の分佈狀態及び其分佈せる部位を記せ
- 消化器管の名稱及び消化作用に就て記せ (主要なる二三の消毒薬の名稱及び其溶解法を問ふ)
- 手指の消毒法
- 三叉神經痛の症候及び之に施す施鍼點如何(穴名)
- 缺盆、尺澤、鳩尾、三陰交の解剖的部位並に四穴中に禁鍼あらば其穴名を記せ
- 施灸時に注意すべき事項を記せ
- 子宮内膜炎に施す灸治點(穴名)
- 鳥取縣 (大正七年六月施行)
- 脾白關節の構造を記せ
- 三叉神經分佈の狀況及び其作用を記せ
- 雀喙術とは如何
- 慢性胃加答兒の原因、症候及び刺鍼點
- 消毒の目的、消毒薬の種類度及び何故水に溶解するの必要ありや
- 傳染性疾患に接したる時の處置を記せ

- (以上鍼術) (以下灸術)
- 消化液の種類及び其作用を記せ
- 坐骨神經の經過を記せ
- 炎症痛と神經痛との鑑別を記せ
- 慢性筋肉ロイマチスの原因、症候及び灸點法を記せ
- 理學的消毒法及び化學的消毒法とは如何
- リゾールの性状及びリゾール水の調製法
- 大阪府 (大正七年九月施行)
- 腹壁を構成する筋の名稱を挙げよ
- 體温發生の生理的作用は如何
- 癩とは何ぞや並に其鍼療の部位を記せ
- 頸部刺鍼を應用すべき場合を詳記し並に其鍼療部位の一例を記せ
- 呼吸器系統に屬する灸治の適應症を挙げ並に其一例を詳記せよ
- 消渴とは何ぞや及び其灸治法
- 同名同音異穴を挙げ並に其部の大略を記せ
- 理學的消毒方法とは何ぞや
- 島根縣 (大正七年十月施行)
- 坐骨神經の徑路
- 皮膚の機能

- 鍼の身體に及ぼす作用
- 鍼の種類
- 消毒薬の名稱
- 施術部の消毒法
- 灸の作用
- 坐骨神經痛の灸治點と其作用
- 奈良縣 (大正七年十月施行)
- 上膊に於ける筋肉、血管及び神經との關係を記せ
- 動脈管、靜脈管及び毛細管とは如何なるものなりや
- 折鍼は如何なる場合に起るや
- 鍼治に適する疾病は何か
- 横隔膜に對する施灸法
- 風池、陽池、三陰交、湧泉の灸穴部及び此の四穴中何れが禁穴なりや
- 消毒薬の種類並に其用法を示せ
- 消毒法を行はざるときは如何なる結果を來すや
- 廣島縣 (大正七年十月施行)
- 三叉神經第三枝の主なる枝別
- 體温の發生する理由
- 息者あり俄然左側の前額部上眼瞼及び眼

奈良縣、廣島縣、德島縣、兵庫縣、京都府、富山縣

- 球に刺痛を覺へ顔面最初蒼白なりし後潮紅し頻々瞬目し且つ流涙し苦惱に堪えざる狀を呈するも息部に腫脹發赤又は創口等なく既往に於て之と同様の疾病を經過せる事ありと云ふ之に對する刺鍼法如何之に對する灸術の應用に就て説明せよ
- 天柱及び脊骨の部位
- 石炭酸の性状及び石炭酸水の調製法
- 施灸時に行ふ消毒方法及び施行順序
- 德島縣 (大正七年十月施行)
- 正中神經の經過及び分佈部位
- 喉頭の構造及び作用
- 體温發生の生理的作用
- 石門に刺鍼すれば如何なる作用ありや
- 鍼消毒法を詳記せよ
- 鬱血を灸にて治し得る理由
- 上膊に存する筋肉の名稱及び作用
- 胃の機能
- 曲池、肩髃の二穴を求むる方法並に經名を問ふ
- 兵庫縣 (大正七年十月施行)
- 心臟の構造及び其大循環を説明せよ
- 胃及び腸の機能

- 瘧疾に對する鍼治の可否
- 器丸炎に對する刺鍼法
- 灸の適應症を問ふ
- 脚氣に對する灸點
- 消毒方法の種類及び其應用
- 手の消毒
- 京都府 (大正七年十月施行)
- 上肢に於ける主要なる血管、神經の名稱及び經過を記せ
- 食道及び胃の位置、形狀及び作用を記せ
- 肘關節に於ける經穴の名稱及び位置
- 頸部右側麻痺の形狀其罹病筋、神經の名稱及び應症の灸穴名を挙げよ
- 神經性嘔吐症に對する腹部に於て應用する灸穴名を挙げよ
- 消毒方法の種類を記せ
- 各種消毒薬の適不適を記せ
- 富山縣 (大正七年十月施行)
- 心臟の位置、形狀に就て述べよ
- 筋肉の種類に就て述べよ
- 子宮内膜炎の症候及び灸治法
- 脚神經麻痺の症候及び療法
- 夜尿症の症候及び灸治法

- 胃痙攣の症候及び灸治法
- 煮沸消毒法に就て記せよ
- 消毒薬使用の方法

●岡山縣 (大正七年十月施行)

- 鼠蹊窩を構造する筋及び之を通ずる脈管神経の名稱、位置を問ふ
- 膈管の部分的名稱を記せ
- 普通アルコールと純アルコールとの別及び其消毒力の比較に就て
- 最も適當なる手術衣の消毒法
- 便秘に對する施鍼の穴名及び其目的
- 曲垣、帶脈の解剖的部位及び其主治 (以上鍼術以下灸術)
- 胸廓を構成する骨の名稱及び其聯接
- 尺骨神経の分佈を問ふ
- 理學的消毒の方法及び其應用の一斑
- 昇汞水の製法及び其應用
- 後頭神経痛の灸治點
- 陽白、氣戸、天樞の所在及び其主治を問ふ

●山口縣 (大正七年十月施行)

- 下肢に循る神経の名稱
- 肝臓の位置、形狀を記せ

- 鍼治を禁すべき身體の部位を記せ
- 灸痕の化膿したる時は如何に處置するや
- 孔最、列缺の解剖的位置及び之に分佈する重なる神経の名稱を記せ
- 消毒用石炭酸水及びリゾール溶液の調製法と應用を記せ
- 消毒の必要なる所以を記せ

●静岡縣 (大正七年十月施行)

- 身體の動脈淺在部及び動脈名を記せ
- 脊髄神経の機能
- 鍼の種類
- 腹部の禁穴及び穴名を記せ
- 頭部刺鍼上の注意
- 鍼術者の心得べき消毒法 (以上鍼術)
- 背部諸筋の名稱 (以下灸術)
- 灸の奏効する理由
- 灸術を應用する諸病を挙げよ
- 胸廓部の禁穴々名
- 下肢の點灸穴名及び其部位
- 灸術に消毒法あり其方法如何

●滋賀縣 (大正七年十月施行)

- 下肢骨の名稱及び聯接
- 腹腔内臓器の名稱

- 顔面神経の分佈
- 脊柱兩側各三寸に在る穴名
- 臀部より膝に至る間の穴名
- 偏頭痛の症候及び其鍼灸治法
- 便秘症の鍼灸治法
- 消毒法を記せよ

●北海道 (大正七年九月施行)

- 頭蓋骨の名稱、數、聯接は如何
- 皮膚の機能
- 消毒の目的
- 主なる消毒薬の稀釋法
- 頭部に於ける禁鍼の部位
- 胃痛に對する刺鍼法

●愛知縣 (大正七年十月施行)

- 同名古屋市の分
- 上膊に於ける血管神経の名稱、其徑路
- 舌の効用
- 喘息の症候及び其刺鍼點
- 消毒の目的
- 消毒の順序 (以上鍼術)
- 直腹筋の所在及び其作用 (以下灸術)
- 心臓の作用

- 灸の種類及び其點灸法を記せ
- 生殖器病の灸治點
- 消毒の目的
- 消毒の順序
- 同豊橋市の分
- 大腿に於ける主なる神経、血管の名稱其徑路

- 唾液の生理的作用
- 胃痙攣に對する鍼術の可否及び理由
- 鍼術を禁すべき部位
- 消毒の目的
- 消毒の順序 (以上鍼術)
- 顔面神経の起始及び分佈 (以下灸術)
- 腎臓の作用
- 左顔面麻痺に對する灸治點
- 灸痕の化膿せし時の處置法
- 消毒の目的
- 消毒の順序

●和歌山縣 (大正七年十一月施行)

- 唾液腺の名稱並に神経の分佈
- 前膊前側筋の名稱並に神経の分佈
- 腦戸、風府、横鼻の解剖的部位並に禁鍼灸の有無
- 施鍼の際に於ける注意事項

- 胃痛に對する刺鍼點
- 灸痕化膿せし時の處置法
- 便秘に對する灸穴及び穴數
- 昇汞水、石炭酸水の製法及び應用

●三重縣 (大正七年十一月施行)

- 腹腔内臓器の名稱及び部位
- 消化に要する時間
- 上肢に於ける禁鍼の穴名及び風池、風市の各解剖的部位
- 神経痛とは如何及び其刺鍼の目的は如何
- 瘧門、風府の部位及び壯致
- 尿閉患者 對する點灸部位及び目的如何
- 細菌は如何なるものを云ふや
- 消毒を行ふべき理由

●大阪府 (大正七年十二月施行)

- 頸部を横断せば如何なるものを現はすや
- 神経の傳達機能とは如何
- 鍼治療上、制止法とは如何、並に之を行ふ場合如何
- 世俗小兒指虫及び夜泣とは何を云ふや之に對する施鍼の目的
- 灸治を避くべき場合及び症狀を問ふ
- 三角筋リウマチスとは何ぞ及び其灸治法

- 臍を中心として其上下及び左右の穴名を記し並に禁鍼灸の區別を問ふ
- 昇汞水及び石炭酸に就て記せ

●熊本縣 (大正七年十一月施行)

- 腹部内臓の名稱及び位置
- 小腸の部位、及び消化作用
- 外陵、歸來の刺鍼探穴法並に主治目的
- 臍愈、小腸愈の灸點探穴法並に主治目的
- 足の太陰脾經に於ける漏谷より府舎に至る經穴禁穴
- 消毒の目的
- 消毒の順序、方法

●福岡縣 (大正七年十一月施行)

- 同福岡市の分
- 腸管の位置、及び其各部の名稱
- 内呼吸、外呼吸とは何ぞ
- 顔面神経麻痺の原因、症候
- 齒痛に對する刺鍼點
- 灸の種類方法
- 施鍼時の消毒方法如何
- 同久留米市の分
- 心臓の位置、形狀並に其機能
- 淋巴管とは何ぞ

- 腦充血と腦貧血との區別
- 三叉神經痛に對する刺鍼點
- 灸治の作用並に禁忌症
- 主なる消毒藥の名稱及び用法
- 同小倉市の分
- 皮膚の構造並に其生理的作用
- 消化液の種類及び其作用
- 助腺炎の原因及び其症候
- 鍼治を禁すべき場合及び部位を問ふ
- 助間神經痛に對する灸治點
- 消毒の目的及び順序

●石川縣 (大正七年十一月施行)

- 三叉神經の分佈及び其機能
- 下肢に於ける動脈の名稱及び其路
- 助間神經痛に對する刺鍼法並に其要穴名
- 左の穴名の所在及び其路、禁穴の區別
- 神庭、五處、風池、身柱、鳩尾、期門、小海、三陰交
- 消毒藥の名稱及び其溶解法
- 皮膚の消毒法

●東京府 (大正七年十月施行)

- 坐骨神經の徑路 (第一日目)

- 胃の生理的作用
- 鍼の消毒法
- 消毒藥の重なるもの二三を挙げよ
- 曲垣、肩外俞の部位並に分佈する神經
- 腦充血には何れに刺鍼するや
- 灸の作用及び其目的
- 脊柱各部の名稱 (第二日目)
- 唾液の生理的作用
- 手の消毒方法
- 消毒藥の名稱
- 胃痙攣に對する刺鍼法並に要穴
- 灸の適應症及び禁忌症
- 環跳、中瀆の部位並に分佈する神經
- 腹腔内に存する臓器の名稱 (第三日目)
- 腎臓の生理的作用
- 化學的消毒法とは如何
- 消毒藥の名稱
- 齒痛に對する刺鍼法並に刺鍼點
- 下痢に對する灸術
- 支溝、消滯、天井の部位並に之に分佈する神經
- 肩胛筋の名稱 (第四日目)
- 動脈血と靜脈血との區別
- 消毒法の種類
- 鍼器の消毒に適當なる藥名

●北海道廳 (大正七年十二月施行)

- 心臟の位置及び構造を記せ
- 坐骨神經の徑路及び其作用を記せ
- 鍼灸術の効用を効ふ
- 胃痛に對する鍼灸治療法
- 刺鍼部位、灸點部の消毒法
- 消毒の目的及び消毒藥名
- 乳中の部位、適應症
- 上肢筋肉ロイマチスの鍼治法
- 脚氣の灸治法

●北海道廳 (大正八年二月施行)

- 胸廓の構造及び胸腔の内臟器を記せ
- 交感神經の作用
- 胸部に於ける禁鍼灸の部位を問ふ
- 鍼治に於ける注意事項
- 鍼の消毒藥の名稱
- 消毒法

●埼玉縣 (大正八年三月施行)

- 胃に分佈する神經の名稱
- 體温の發生並に其調節する理由
- 坐骨神經痛の原因並に施鍼、灸點の穴名
- 大迎、胃俞の位置及び該穴は何の疾患に應用するや
- 施灸後の皮膚は如何
- 消毒法の種類を問ふ

●東京府 (大正八年三月施行)

- 腹筋の名稱 (第一日目)
- 鼻腔の生理的作用
- 煮沸消毒に對する時間、其温度
- 石鹼は消毒の効力あるや
- 灸治の生理的作用
- 腹痛の灸治點

北海道廳、埼玉縣、東京府、福井縣、兵庫縣、德島縣、神奈川縣

- 三角筋に刺鍼
- 陽陵泉、中瀆の部位及び神經
- 下腿後側筋の名稱 (第二日目)
- 大腸の作用
- 消毒法の種類
- 昇水使用上の注意
- 坐骨神經痛の刺鍼目的及び其部位
- 胃加答兒の灸治の目的其部位
- 大迎、曲垣の部位及び神經
- 股神經痛に對する灸治取穴
- 胸廓を構成する骨名 (第三日目)
- 大循環、小循環に就て
- 消毒法の種類
- 皮膚消毒法
- 長短鍼と大小鍼との利害得失
- 灸壯に就て
- 消毒、曲池の部位及び神經
- 坐骨神經痛に對する灸治取穴

●福井縣 (大正八年月日不明)

- 三叉神經の分佈を記せ
- 血液の成分を問ふ
- 四華の取穴法如何
- 顔面神經麻痺の症狀及び療法

●愛媛縣 (大正七年十月施行)

- 月經時に對する刺鍼法並に要穴
- 偏頭痛に對する灸治法の要穴
- 胃俞、胃倉、中府の部位並分佈する神經
- 心臟の構造並に各部の名稱其作用
- 脊髓神經の機能
- 痙攣に對する刺鍼の可否
- 脚氣八處の穴名
- 客主人、橫骨、心俞、小商、承筋に對する禁鍼灸穴の有無
- 手指及び鍼具の消毒法
- 最も適當なる實意の消毒

●兵庫縣 (大正八年四月施行)

- 承扶、完骨、神封、心俞、膻門の位置及び分佈神經
- 消毒の意義及び使用法
- 腰痛に對する刺鍼點
- 刺鍼の際の押手の任務
- 頸部に存在する血管、神經及び筋の名稱
- 肺の生理的作用
- 手指の消毒法
- 施術部の化膿する事の理由如何

●德島縣 (大正八年四月施行)

- 三叉神經第一枝の經過及び分佈部位
- 腸管各部の名稱、位置及び生理的作用
- 血液の作用
- 鍼は何故に治療の効ありや
- 鍼を施すに當り最も注意すべき事項二三を挙げよ
- 灸の最も適せる疾病を挙げ並に其有効なる理由を問ふ
- 肺俞、心俞、隔俞の三穴を求めたる法

●神奈川縣 (大正八年三月施行)

- 大腿部に於ける筋肉を説明せよ

- 消化液を説明せよ
- 長鍼、大鍼の特徴
- 胃痙攣時に於ける鍼灸
- 施術前に於ける消毒法
- 二%の石炭酸調製法 (以上鍼術)
- 皮膚の構造を説明せよ (以下灸術)
- 呼吸作用
- 點灸に依り白血球増殖の理由及び効果
- リヨマチスに於ける點灸の價值
- 灸痕化膿時に於ける處置
- 消毒薬二三を挙げよ

●群馬縣 (大正八年三月施行)

- 前腹壁を構成せる筋名及び血管、神經
- 腸の消化、吸収作用
- 便秘の刺鍼點
- 施術局部の消毒法
- 肋骨間を通ずる血管、神經の名稱
- 氣道的作用
- 遺尿症の灸治點
- 灸術を施す前後の處置
- 四華息門の灸穴取穴法
- 天柱、風池、瘧門、三陰交、陰陵泉、腎風の位置

●山梨縣 (大正八年三月施行)

- 胃に分佈する神經の名稱
- 體温の發生及び調節
- 鍼を消毒する理由
- 消毒方法の種類及び消毒薬の名稱
- 灸治後の皮膚の變化
- 坐骨神經痛の原因、症候及び鍼灸の要穴
- 大迎、胃脘の部位及び主治目的

●埼玉縣 (大正八年四月施行)

- 上膊筋の名稱及び之に分佈する神經
- 心臟の位置及び機能を問ふ
- 消毒薬の種類及び應用を記せ
- 灸治の有効なる理由を問ふ
- 鍼治の効用
- 腹痛に對する灸術の方法如何
- 胃痛の鍼治點
- 禁穴に灸術を施さざる理由を問ふ

●静岡縣 (大正八年四月施行)

- 脾臓及び腎臓の位置、形狀
- 動脈の淺在部を記せ
- 腹部刺鍼上の注意
- 胸部禁鍼穴名及び其位置

- 坐骨神經に對する刺鍼點 (以上鍼術)
- 鍼及び手指の消毒法 (以下灸術)
- 胃及び肝臓の位置
- 皮膚と粘膜炎との區別及び二三の例を挙げよ
- 下肢の點灸經穴と其適應病名
- 頸部禁灸穴名及び其部位
- 灸治の適應病名

●愛知縣 (大正八年四月施行)

- 三叉神經の分佈を示せ (以下鍼術)
- 肺の作用
- 消毒の意義
- 消毒薬の種類
- 府舎の解剖的位置、及び之に循る神經並に禁忌症を述べよ
- 刺鍼法並に手技の種類と其術式の概略を述べよ
- 腦神經の名稱を挙げよ (以下灸術)
- 膠液の消化作用
- 消毒の意義
- 消毒薬の種類
- 神經の疾患中灸の禁忌症を記せ
- 肩井の解剖的位置及び其部に存する神經の名稱並に適應症を記せ

●奈良縣 (大正八年五月施行)

- 腦神經の名稱、及び其主なる作用を記せ
- 身體中血液の循環する理由を記せ
- 鍼治に對し最も注意すべき點を挙げよ
- 坐骨神經痛に對する鍼治法
- 坐骨神經痛に對する灸治點
- 灸治に適する疾病如何
- 消毒薬の種類及び各品の鍼灸術上の應用に就き利害の點を述べよ
- 理學的消毒方法を説明せよ

●大阪府 (大正八年五月施行)

- 上膊筋の起始、停止を記せ
- 鼻腔とは何ぞや及び其作用如何
- 施鍼して其刺戟の強烈に過ぎし場合には如何なる状態を呈するや
- 炎症性疾患に鍼術の奏効する理由並に其一例を示せ
- 施灸せば血管及び血球に如何なる影響を起すや
- 脚氣とは何ぞや及び其灸治點を記せ
- 瘡痕、小腸痙、肩貞、三陽絡、隱白の解剖的部位並に禁鍼灸の區別
- 消毒薬の種類及び應用を記せ

●福岡縣 (大正八年五月施行)

- 福岡市の分
- 腦神經の名稱を問ふ
- 循環器の生理的作用
- 胃擴張の原因、症候
- 手指の消毒法
- 水分、商曲、滑肉門の部位及び効用
- 同久留米市の分
- 頭部の知覺神經及び運動神經の名稱と其分佈は如何
- 肝臓の機能
- 膀胱痙攣の原因及び症候
- 石炭酸の溶解法並に使用法
- 帯脈、五樞、維道の部位及び効用
- 同小倉市の分
- 頭部血管の名稱及び其分佈
- 小腸の生理的作用
- 腹膜炎の原因並に症候
- 養滯消毒に就て
- 腹結、府舎、衝門の部位及び効用

●鹿児島縣 (大正八年四月施行)

- 動脈血と靜脈血と異なる點を述べよ
- 膝關節の位置、並に血管、神經の關係

●熊本縣 (大正八年四月施行)

- 肋骨の位置、連接、其數及び神經、血管の關係
- 京門、及び帶脈の採穴並に刺鍼法
- 四華、息門の灸點法
- 足の太陽膀胱經に於ける承山以下金門に至る經穴及び禁穴
- 消毒の順序

山口縣、佐賀縣、秋田縣、富山縣、香川縣、鳥根縣、長崎縣

- 消毒藥の種類
- 小便閉止、蛆血の鍼治法
- 胃擴張、喘息の灸治法

●山口縣 (大正八年四月施行)

- 腹腔内臓器の名稱及び部位を記せ
- 顔面神経の分佈を記せ
- 鍼の効用を記せ
- 膿血を灸治に由りて治し得る理由を問ふ
- 癩風、四白、下關、聽會の解剖的部位及び之に分佈する神経の名稱
- 細菌とは何ぞや
- 消毒藥の種類、調製法、及び其應用を記せ

●佐賀縣 (大正八年五月施行)

- 上膊前側筋の名稱
- 三焦俞、腎俞、大腸俞の部位
- 喘息の鍼治點(穴名)
- 鍼治の禁忌症
- 消毒藥の種類
- 鍼器の消毒方法 (以上鍼術)
- 大腿前側筋の名稱 (以下灸術)
- 風門、肺俞、心俞の部位
- 脚氣の灸治點(穴名)

○灸治の適應症

○灸治部位の消毒方法

●秋田縣 (大正八年四月施行)

- 上膊諸筋の名稱、起始、停止及び作用
- 心臟の位置、形狀及び生理的作用
- 胃擴張の症候及び鍼灸治法
- 鼓脹の症候及び鍼治法
- 職業的痲痺に對する刺鍼點及び灸治點
- 晴明、巨關、合谷の部位は如何
- 消毒藥の名稱
- 皮膚の消毒法並に其時間

●富山縣 (大正八年四月施行)

- 三叉神経の起始、經過、枝別
- 小腦の機能
- 鍼術の生理的作用
- 鳩尾、肺俞の部位並に解剖的關係
- 脚氣の症候並に灸治點及び奏効する理由
- 灸術の生理的作用
- 蒸氣消毒の適用
- 消毒の意義

●香川縣 (大正八年五月施行)

- 骨の聯接並に關節の種類を記せ

- 坐骨神経の起始、經過、並に主なる分枝
- 顏會、癩風、巨關、胃俞、手の三里、承扶
- 三陰交の部位並に背部正中線の四穴を列舉せよ
- 肋間神経痛の刺鍼點並に刺鍼上の注意
- 灸治の禁忌症並に適應症
- 灸痕の化膿せし場合の處置
- 昇采、石炭酸、クレンソール石鹼液の溶解法並に使用法

●島根縣 (大正八年四月施行)

- 心臟の構造及び機能
- 血管と神経との異なる點を舉げよ
- 坐骨神経痛に對する刺鍼(灸治)法
- 鍼灸術の禁忌症の場合
- 消毒とは何故行ふべきものなりや
- 皮膚の消毒法
- 關節リウマチスの刺鍼法(灸治法)

●長崎縣 (大正八年五月施行)

- 下肢の後面に附着せる筋肉の名稱を記せ
- 脾臓の位置、形狀、區別及び其作用
- 大迎、支溝、飛陽の位置並に筋、血管、神経の關係を記せ
- 頭痛に對する刺鍼の部位

○理學的消毒法と化學的消毒法との區別

○鍼の消毒法を詳記せよ (以上鍼術)

○下肢に分佈する神経の名稱及び徑路 (以下灸術)

- 腎臓の位置、形狀、聯接、及び其作用
- 曲池、關門、白環俞の位置並に筋、血管、神経の關係
- 膽石症に對する灸治部位
- 濕熱消毒と乾熱消毒に就て知る處を記せ
- 灸術前後に施行すべき消毒法

●愛知縣 (大正八年六月施行)

- 下肢に於ける主なる神経及び血管の分佈狀態如何
- 血液循環を説明せよ
- 消毒の意義
- 鍼術の禁忌症を舉げよ
- 鍼術の生理的作用を述べよ
- 膀胱の作用
- 灸術に對する注意事項
- 肩外俞の解剖的部位、並に同部に存する筋、神経を記せ

●宮崎縣 (大正八年六月施行)

- 上膊の筋名並に血管、神経の名稱は如何

愛知縣、宮崎縣、東京府、北海道廳

○腸の消毒作用とは何ぞや

○消毒藥の名稱及び溶解法如何

- 缺盆、膈空、淵液、臍中、髀關、巨關の解剖的部位並に禁鍼灸の區別を舉げよ
- 慢性鼻加答兒の症候並に之に施す刺鍼穴名
- 膀胱加答兒の症候並に之に施す點灸穴名を舉げよ
- 曲池、合谷、陰市の部位を記せ

●東京府 (大正八年六月施行)

- 心臟の位置、及び各部の名稱
- 腎臓の機能
- 理學的消毒法の區別
- 消毒の主なるもの二三を舉げよ
- 灸の大小及び壯數
- 支溝、飛陽の部位並に此處に分佈する神經 (以上灸術)
- 坐骨神経の徑路 (以下鍼術)
- 胃の消化作用
- 鍼治に於ける消毒法
- 腦充血に對する刺鍼點及び刺鍼法
- 風池及び下關の部位、並に此處に分佈する神經
- 横隔膜の位置 (以下第二日目)

○呼吸の目的

○石炭酸水の調製法

○クレンソール石鹼液は幾倍にして使用するか

○刺鍼禁忌の部位及び場合

○灸の適應症及び禁忌症

○曲池、三陰交の部位並に解剖的關係

○頭蓋骨の名稱 (第三日目)

○五官器の作用

○消毒不完全に伴ふ危險

○熱湯は何度に於て確實なる効力ありや

○常習頭痛に對する刺鍼點並に術式

○大杼、肺俞、隔俞、心俞、肝俞の部位及び之に分佈する神経

●北海道廳 (大正八年七月施行)

- 血液循環を説明せよ
- 腦神経の名稱及び其作用
- 鍼術、灸術の治病的作用
- 頭部に於ける禁鍼、禁灸穴の部位
- 消毒の意義
- 消毒藥の種類
- 鍼具、手指及び刺鍼部の消毒方法

●大阪府 (大正八年十月施行)

- 肝臓の位置、形状、名稱を記せ
- 心悸動と脈搏の數との關係は如何並に脈搏の増加する場合を問ふ
- 顔面神経痛に對する鍼灸法並に同神經の起始、分佈の大路
- 鍼を刺すには如何なる注意を要するや且つ其後の處置を問ふ
- 浮腫とは何ぞや灸の對症療法を記せ
- 阿是の穴とは何ぞや及び其五例を舉げて説明せよ
- 喘息とは何ぞや及び其灸治法
- 五十倍の石炭酸水五百瓦を調製する法

●兵庫縣 (大正八年十月施行)

- 腎臓の位置、構造及び其作用
- 施術部に化膿を惹起する理由如何
- 利尿筋麻痺に對する刺鍼點
- 誘導の目的に對する刺鍼の方式並に應用
- 痲痛に對する鍼灸の可否 (以上鍼術)
- 消化液の種類及び其作用 (以下灸術)
- 消毒法の種類及び消毒の効果
- 艾の種類及び其治療上の關係
- 胃擴張に對する灸治點

○胸腹部に於ける禁灸部位を問ふ

●東京府 (大正八年九月施行)

- 四肢骨の名稱 (第一日目)
- 血液循環とは如何
- 消毒薬の名稱
- 手の消毒
- 中流並に肩隅の部位
- 衄血に對する刺鍼點並に刺鍼法
- 氣管支喘息に對する灸點並に要穴
- 腦十二對神經の名稱 (第二日目)
- 消毒法
- 皮膚の消毒
- 水泉、消深の部位
- 半身不隨に對する鍼灸術の時期並に用法
- 齒痛に施す灸術の部位

●三重縣 (大正八年十月施行)

- 首腦の部位及び機能
- 橈骨神經の起始及び分佈部位
- 俗に小兒の疳又は虫と稱するは如何なる疾病と見做すや及び鍼灸法
- 至陽、曲泉、日月の解剖的部位及び適用
- 消毒薬の名稱
- 施術の際、術者の心得べき事項

○月經痛に對する灸點法

●滋賀縣 (大正八年十月施行)

- 背部正中線に於ける經穴名及び壯數
- 腹腔の構成及び其内にある臓器の名稱
- 大腿骨に附着する筋の名稱
- 腎臓の位置及び其機能
- 脊柱の兩側各三寸にある穴名
- 坐骨神經痛の症狀及び其鍼灸治法
- 肩より肘に至る間にある穴名
- 胃擴張の症狀及び鍼灸治法
- アルコール、石炭酸の使用法及び其目的

●徳島縣 (大正八年十月施行)

- 股神經の起始、經過及び分佈區域を記せ
- 胸腹二腔を區分するもの、名稱並に其生理的作用
- 尿分泌の理由並に其成分を問ふ
- 胃擴張に對する施鍼穴名並に其理由
- 鍼術の種類其優劣を挙げよ
- 灸術とは如何並に其種類
- 八髎の穴とは如何

●岐阜縣 (大正八年十月施行)

○胸廓を構成する骨名

- 肝臓の位置及び作用
- 腸痲痛に對する處置其目的
- 拔鍼し難き時の處置並に三陰交の所在
- 施灸上注意すべき事項及び衝門の所在
- 灸の大小、壯數を定むる標準は如何
- 消毒薬の種類
- 消毒の理由を記せ

●静岡縣 (大正八年十月施行)

- 肝臓の位置及び形状
- 上肢に分佈する神經の名稱及び其徑路
- 胸腹の尺度
- 腰部の禁鍼穴名及び部位
- 鍼科の用ゆべき消毒薬の種類及び應用法
- 痲痛の原因及び鍼治點 (以上鍼術)
- 胃の位置、形状 (以下灸術)
- 皮膚の厚徑及び身體各部中の厚薄
- 背部の尺度
- 腰部禁灸穴及び其部位
- 關節ロイマチスの灸治點
- 點灸部化膿せし場合の處置

●熊本縣 (大正八年十月施行)

- 小腸、大腸の區別
- 血液循環の徑路を述べよ

静岡縣、熊本縣、京都府、釜山府、富山縣、奈良縣

○鍼の作用及び押手の要點

- 八髎の穴、灸點探穴法並に其主治
- 手の陽明大腸經に於ける巨骨より迎香に至る經穴及び禁灸
- 鍼灸に必要な消毒薬の種類
- 理學的消毒、化學的消毒とは如何
- 膀胱加答兒、助間神經痛の對症鍼灸法
- 眩暈症、遺尿症の對症灸療法

●京都府 (大正八年十月施行)

- 前膊に於ける血管、神經の名稱
- 肝臓の位置、形状及び作用
- 炎症に刺鍼する目的及び其方式如何
- 四白、鄧門、股門、承扶、陽陵泉の解剖的部位及び血管、神經の名稱
- 胃擴張に對する灸治の目的如何
- 肺結核の施灸の時期及び症狀を挙げよ

●釜山府 (大正八年十月施行)

- 鍼術の消毒方法
- 橈骨動脈の部位
- 尺深の部位及び刺鍼の可否
- 橈骨動脈に沿行せる經穴名
- 施灸を避くべき疾病

○消毒薬の名稱及び溶解法

- 助間神經痛の所在
- 氣海の部位及び分佈する神經
- 體溫査定の簡易法

●富山縣 (大正八年十月施行)

- 腋窩を構成する筋の名稱及び通過する血管、神經の名稱
- 體溫の發生する理由
- 消毒薬の名稱及び稀釋法
- 施術者の消毒法
- 子宮痲痺の症狀、鑑別及び鍼治法
- 尺骨神經痲痺の症狀、鑑別及び鍼治法
- 胃擴張の症狀及び灸治法
- 四頭股筋の慢性ロイマチスの症狀と灸治法

●奈良縣 (大正八年十月施行)

- 坐骨神經の起始及び經過
- 呼吸器とは何を云ふや其機能如何
- 橈骨神經の徑路に存する經穴の位置及び其名稱を挙げよ
- 下肢に刺鍼して腹部の疾病に効ある實例及び其理由

山口縣、長崎縣、愛知縣、廣島縣、神奈川縣

- 崑崙、湧泉、陰谷、陰市の部位及び其何れが禁穴なりや
- 灸治の効ある理由を詳記せよ
- 皮膚の消毒法に就て知る處を記せ
- 薬品を用ひずして消毒する方法ありや

●山口縣 (大正八年十月施行)

- 腦神經の名稱を擧げ且つ視神經の經過及び分佈を記せ
- 肺臟の位置、及び作用
- 腹部に於ける禁灸穴名並に其位置
- 後頭部に於ける禁灸穴名及び位置
- 鳩尾、水分、神闕の部位及び之に分佈する神經、動脈
- 無消毒にて手術を施す時は如何なる障害を來すや
- 各消毒薬の調製法及び術者被術者の消毒法如何

●長崎縣 (大正八年十一月施行)

- 大腸の機能を記せ
- 上肢に於ける主要なる靜脈及び其經過
- 頭椎、偏歴、中瀆の部位及び筋、血管、神經との關係

●福岡縣 (大正八年十一月施行)

- 上肢に關する三大關節の名稱並に之を構成する骨の名稱
- 肝臟の機能を記せ
- 肋間神經痛の症候及び刺灸點
- 胃擴張の症候及び灸治點
- 消毒法とは何ぞ

●山口縣 (大正八年十一月施行)

- 加答兒性黃疸の原因、症候及び灸治療法
- 外關、支溝の直刺
- 足の三里、上巨虛、の斜刺
- 加答兒性黃疸の原因、症候及び灸治法
- 知利氣及び痞根の取穴法と効用

●愛媛縣 (大正八年十二月施行)

- 横隔膜の位置、形狀及び起始、停止、作用
- 迷走神經の分佈區域並に機能
- 胃痙攣に刺灸の目的
- 大迎、曲垣、消滯、承筋、三陽絡の解剖的部位並に禁灸穴の有無
- 消毒薬の種類及び溶解法並に使用法

福岡縣、山口縣、愛媛縣、和歌山縣、愛知縣、北海道、廣島縣、福井縣

- 頭部刺灸に於て注意すべき事項は如何
- 鍼具の消毒法を詳記せよ (以上鍼術)

(以下灸術)

- 骨盤を構成する骨の名稱及び聯接
- 脾臟の位置、形狀、作用に就て記せ
- 消滯、中極、合陽の部位、血管、神經との關係

- 正中神經の徑路に沿ふ經穴の名稱
- 理學的消毒法の種類及び方法
- 石炭酸水の溶解法を記せ

●愛知縣 (大正八年十一月施行)

- 血液循環に就て
- 横隔膜の部位、起始、停止、及び其裂孔如何
- 鍼の生理的作用
- 刺入せる鍼の拔除し難き理由及び其場合の處置法
- 鍼具の消毒法
- 消毒の意義
- 灸の生理的作用
- 合谷、不容、の解剖的位置、並に適應症
- 施術部の消毒法

●廣島縣 (大正八年十月施行)

- 煮沸消毒は如何なる場合に使用さるるか
- 神經痛に對する灸治の作用
- 大椎、身柱、命門、心俞、陽池の解剖的部位及び禁灸穴の有無

●和歌山縣 (大正八年十二月施行)

- 前膊筋の名稱
- 腦神經の名稱及び數
- 承泣、淵液、關元、及び四瀆の解剖的部位並に禁灸穴の有無
- 腸疝痛の刺灸點
- 鍼の人體に及ぼす作用
- 神經性消化不良の灸穴及び壯數
- 消毒とは如何なることか並に普通使用する消毒液の調製法
- 灸を施すときの心得

●愛知縣 (大正八年十二月施行)

- 同豊橋市の分
- 大腿諸筋の名稱及び位置
- 尿は如何にして生成せられ體外に排泄せらる、や
- 三陽絡の解剖的部位並に其部に循る血管神經を述べよ

- 腦髓の構造及び腦膜の名稱
- 腎臟の機能
- 腸疝痛に對する刺灸法(灸點法)
- 風池及び崑崙の位置
- 無水酒精と普通の酒精に於ける効用の優劣及び其理由

●神奈川縣 (大正八年十一月施行)

- 腹部臟器の名稱及び肝臟の生理的作用
- 上肢に分佈する血管、神經の徑路
- 刺灸手技の作用
- 手の太陰肺經の内、上膊動脈と橈骨神經に相當する穴名を問ふ
- 手指の消毒に最も適當せる薬名及び其効用
- 化學的消毒の價値 (以上鍼術)
- 背部淺層筋の起始、停止 (以下灸術)
- 唾液腺の名稱及び其作用
- 神經性消化不良に對する要穴
- 末梢性、中樞性、疾患に及ぼす灸治の作用
- 灸痕化膿の理由
- 理學的消毒の種類

- 承扶の解剖的部位並に其部に循る神經を述べよ
- 消毒の意義
- 消毒の方法

●北海道 (大正九年三月施行)

- 坐骨神經の所在
- 胃の位置、構造
- 手指の消毒法
- 主なる消毒薬の種類
- 腹部に於ける施灸の部位
- 脚氣の灸治法

●廣島縣 (大正九年四月施行)

- 上膊動脈の部位並に筋肉及び靜脈との關係
- 心臟の運動に及ぼす神經作用
- 顔面神經麻痺に對する灸治法(灸治法)
- 風門、石門、大腸俞、三陰交の部位
- 石炭酸の性状及び五十倍石炭酸水の調製法は如何

●福井縣 (大正九年三月施行)

- プーバルト氏(鼠蹊)靱帶下を通過する血

兵庫縣、山口縣、京都府、愛知縣、徳島縣

- 管、神經、筋肉の名稱を問ふ
- 外呼吸及び内呼吸に就て
- 化膿は如何なる場合に起るか
- 曲澤の解剖上の位置及び施鍼法
- アルコール使用上の注意
- 常習便秘に就いて知る處を記せ

(以上鍼術)
(以下灸術)

- 血液循環を圖を以て説明すべし
- 皮膚の生理的効用
- 消毒の必要なる理由
- アルコール使用上の注意
- 人迎は何經に屬し且つ其位置及び灸點法
- 肋間神經痛とは如何なるものか及び施灸法

●兵庫縣 (大正九年 四月施行)

- 心臟の位置及び生理的作用
- 脊髄炎に對する鍼灸の可否
- 施術上最も注意すべき要件
- 一般使用せる消毒藥の名稱及び使用法
- 神經性消化不良に對する鍼灸の方法及び其注意
- 下肢に於ける血管神經の名稱及び其徑路

(以上鍼術)
(以下灸術)

- 遺尿症に對する灸治點
- 灸治の生理的作用を記せ
- 消毒藥の種類及び其方法
- 灸の適應症を問ふ

●山口縣 (大正九年 四月施行)

- 下腿を屈する筋名を記せ
- 迷走神經の經過及び分佈する部位を記せ
- 脇痛に對する鍼(灸)治療法及び脇痛痛と脇カタルとの鑑別を記せ
- 腕關節に存する經穴の名稱及び其部位
- 消毒藥の種類及び調製法
- 消毒法及び消毒の目的を記せ

●京都府 (大正九年 四月施行)

- 神經痛に施す刺鍼法
- 膝關節部に於ける經穴の名稱
- 頸部に循る血管、神經の名稱
- 胃液の生理的作用
- 消毒法の目的
- 刺鍼を施す時の消毒法
- 便秘の種類
- 便秘に施す灸治法
- 捻骨神經麻痺の症候及び灸治法

●愛知縣 (大正九年 月日不明)

- 尺骨神經の經過及び分佈
- 脱糞及び排尿の神經的關係
- 坐骨神經痛に對する刺鍼點を經穴に依りて説明せよ
- 脇痛の症候及び刺鍼の奏効する理由を述べよ

(以上鍼術)
(以下灸術)

●徳島縣 (大正九年 四月施行)

- 下腿に分佈する神經の名稱及び徑路
- 呼吸の作用
- 灸痕の化膿する理由及び所置法
- 麻痺に灸術の奏効する理由を述べよ
- 消毒の意義及び消毒藥の名稱
- 心臟の位置、形狀及び作用を記せ
- 大腿に存在する筋肉の名稱
- 坐骨神經の起始及び經過
- 鍼の生理的作用
- 齒痛に對する刺鍼法と穴名
- 足の三里に施灸すれば如何なる徵候を呈するや
- 艾の製法と其良否を鑑別する方法

●静岡縣 (大正九年 四月施行)

- 胸腔内臓器の名稱及び其位置
- 迷走神經とは如何及び分佈臓器の名稱
- 炎症又は腫物に對する禁鍼の理由如何
- 腹部の禁鍼穴名及び位置
- 麻痺に鍼術の効ある理由
- 鍼術に如何なる消毒を要するや

(以上鍼術)
(以下灸術)

- 坐骨神經の徑路
- 動脈の淺在部を記せ
- 胸部の禁灸穴名
- 灸術の効用及び其適應症
- 肩部麻痺に對する灸點法
- 手の消毒法

●大阪府 (大正九年 五月施行)

- 視器構成の概要を記せ
- 呼吸は血液に如何なる變化を來すや且つ呼吸運動の血液循環、に及ぼす關係は如何
- 官能的疾患及び機質的疾患とは何ぞや並に之に對する鍼治の適否を記せ
- 腹痛とは如何、且つ鍼術の適否を舉げよ
- 下腹(神經)叢とは如何之を目的として施

静岡縣、大阪府、奈良縣、鳥根縣、大分縣、長崎縣

灸する疾病を示せ

- 經穴學上禁鍼灸の穴名、各十五穴を記せ
- 黃疸とは何ぞ及び其灸治法
- 消毒を怠りたる時の危險

●奈良縣 (大正九年 五月施行)

- 顔面神經の經過及び分佈は如何
- 膝蓋の位置、形狀及び其作用
- 聽會、天府、命門、臍中、風市の部位及び取穴法を述べよ
- 灸治に適すべき肺結核症の時期其症候及び應用の穴名を記せ
- 押手及び雀喙法の目的並に効用如何
- 胃擴張の原因、症候及び灸治を施す目的を問ふ
- 消毒の必要なる理由を詳記せよ
- 消毒藥の名稱及び用法を示せ

●鳥根縣 (大正九年 五月施行)

- 腋窩を通過する血管、神經の名稱を記せ
- 體溫發生の理由を問ふ
- 業務上最も必要なる消毒藥を舉げ且つ其調製法を記せ
- 消毒藥を使用する理由如何

○痲痛の原因及び鍼治點

- 誘導の目的に對する刺鍼の方式を記せ
- 胃擴張症に對する灸治法
- 水腫とは何ぞ且つ灸の對照療法を記せ

●大分縣 (大正九年 五月施行)

- 心臟の位置、形狀及び之に分佈する血管、神經 (第一日目)
- 腎臟の生理的作用
- 神庭、肩髃、氣海の部位並に適應症
- 施鍼の際注意すべき要件
- 灸の禁忌症
- 消毒の目的
- 胃の位置、形狀、構造並に之に分佈する血管、神經 (第二日目)
- 肝臟の生理的作用
- 大迎、大敦、臍中の部位、並に適應症
- 鍼の種類と其用法
- 肋間神經痛の灸治法
- 消毒藥の種類及び其使用法

●長崎縣 (大正九年 五月施行)

- 顔面頭蓋骨の名稱を記せ
- 肺臟の位置及び機能

高知縣、富山縣、北海道、佐賀縣、宮崎縣、鳥取縣

○養老、曲鬘、然谷の位置及び之等諸穴に於ける解剖的關係

○頸部に位せる經穴の名稱

○鍼に適する消毒の方法

○施鍼前後の消毒法

○胃の位置を記せ

○皮膚の機能

○支溝、中注、漏谷の位置及び解剖的關係

○灸術の適應症

○手指の消毒に用ゆる石炭酸と水との比例

○消毒の理由

●高知縣 (大正九年五月施行)

○四肢骨の主要なる關節の名稱

○交感神經の所在及び分佈

○神經痛に對する刺鍼の目的

○大序、横鼻の部位及び主治

○消毒に用ゆる石炭酸水及びリゾール水の溶解法

○鍼の消毒に必要な所以 (以上鍼術)

○上膊筋の名稱

○腹部臟器の名稱及び作用の大略

○灸の適應症

○伏兎、風門の部位、及び主治症

○消毒の意義

○無水アルコールと、普通、アルコールとの効力の差異

●富山縣 (大正九年月日不明)

○肝臓の位置、形狀及び構造

○體温の調節作用を記せ

○下顎商痛に對する刺鍼點及び奏効理由

○顔面神經麻痺に對する症候及び刺鍼法

○施術に際し消毒の順序を述べよ

○消毒法に幾種あるや其一般を挙げよ

○脚氣の種類及び應用する灸法を問ふ

○灸治の作用

●北海道 (大正九年五月施行)

○胃の位置及び構造

○腹部に於ける禁穴の部位

○手指の消毒法

○坐骨神經の位置

○脚氣の鍼灸治療法

●佐賀縣 (大正九年五月施行)

○胸骨の位置、形狀及び其聯接を記せ

○大椎の解剖的部位、血管、神經の關係

○鍼治に適する疾病を記せ

○坐骨神經痛に對する刺鍼點

○理學的消毒法の種類

○皮膚消毒に使用する消毒薬の名稱

○鷹骨の部位、形狀及び其聯接を記せ

○三焦俞の解剖的部位及び血管神經の關係

○灸の種類及び其方法

○肋間神經痛に對する灸治點

○主なる消毒薬の名稱三を記せ

○施術時に於ける消毒法施行の順序

●宮崎縣 (大正九年六月施行)

○頭部に於ける禁穴の部位、穴名

○鍼の生理的作用

○下腿に分佈せる主なる血管、神經、筋の名稱

○呼吸の種類及び其生理的作用

○消毒薬の名稱及び其用法

○折鍼の場合には如何なる處置を取るや

○管鍼と燃鍼とは如何なる患者にするか

○消毒の方法

●鳥取縣 (大正九年五月施行)

○血液循環の徑路

○腎臓の位置、形狀及び機能

○背部に於ける禁穴名、及び其部位

○膀胱麻痺に對する鍼療法

○背部正中線に於ける經穴名

○痲痛に對する灸療法

○消毒とは如何

○衣服の消毒方法

○頸部を通過する主要なる血管、神經の名稱並に位置

○消毒の意義並に施術時の消毒方法

○股神經麻痺に對する效用及び施鍼部位

○屋脊、居體の解剖的位置之に循れる血管、神經並に内部に存する臟器を述べよ

○下肢に分佈する主要なる血管、神經

○腎臓の生理的作用

○消毒の意義並に施術時の消毒法

○腎俞、足の三里の解剖的部位之に循れる血管、神經及び内部に存する臟器を説明せよ

(以下鍼術)

○肺、胃の位置、形狀及び其作用

○腹部に於ける主なる筋肉、血管、神經の名稱

○胃瘰に對する刺鍼法

○陰交の位置並に其刺鍼方法及び適應症

○何故に鍼を消毒するや並に刺鍼部及び手指の消毒方法

○消毒とは如何、消毒薬品の種類及び溶解法を問ふ

○皮膚の構造を問ふ

○胃の位置、形狀並に生理的作用

○灸術の效用、其禁忌症を問ふ

○消毒とは如何及び消毒薬品の種類

○消毒の目的、手指、皮膚の消毒方法

●熊本縣 (大正九年春期施行)

○關節とは何ぞ其大別を問ふ

○内呼吸と外呼吸の區別、肺、心、胃に來る神經

○曲垣及び肩外俞の部位、經名

○鍼の適應症及び禁忌症を挙げよ

○消毒とは如何

○手指の消毒は如何にして之を行ふや

○月經痛の刺鍼點

○熊本縣、鹿兒島縣、兵庫縣、三重縣、愛知縣

○灸點禁忌の部位及び場合

○脚氣點灸の穴

○下顎商痛の灸穴

○鹿兒島縣 (大正九年十月施行)

○僧帽筋の起始、停止は如何

○腎臓の位置及び機能を問ふ

○經絡と血管、神經との關係

○急性胃加答兒の原因、症候及び鍼灸治法は如何

○消毒薬の名稱は如何

○消毒すべき理由

○兵庫縣 (大正九年十月施行)

○胸腔内の臟器の名稱並に其臟器の作用

○皮膚の構造並に生理的作用

○知覺異常に對する鍼治の可否

○消毒の種類及び應用

○慢性腸カタルの原因、症候及び鍼治法

○妊婦に對する鍼治の可否

○腦神經に對する灸治法

○灸治の醫治効用は如何

○腰筋ロイマチスの原因、症候及び灸治法

○三重縣 (大正九年十月施行)

○血液循環の徑路

○腎臓の位置、形狀及び機能

○背部に於ける禁穴名、及び其部位

○膀胱麻痺に對する鍼療法

○背部正中線に於ける經穴名

○痲痛に對する灸療法

○消毒とは如何

○衣服の消毒方法

○頸部を通過する主要なる血管、神經の名稱並に位置

○消毒の意義並に施術時の消毒方法

○股神經麻痺に對する效用及び施鍼部位

○屋脊、居體の解剖的位置之に循れる血管、神經並に内部に存する臟器を述べよ

○下肢に分佈する主要なる血管、神經

○腎臓の生理的作用

○消毒の意義並に施術時の消毒法

○腎俞、足の三里の解剖的部位之に循れる血管、神經及び内部に存する臟器を説明せよ

島根縣、山口縣、廣島縣、奈良縣、京都府、長崎縣

○便秘に灸術の奏効する理由を説明せよ

●島根縣 (大正九年十月施行)

- 關節とは何ぞ其大別を問ふ
- 皮膚の生理的作用
- 純アルコールと普通アルコールとの消毒價值如何
- 化膿は如何なる場合に起るや
- 刺鍼の際注意すべき事項
- 胸腹部に於ける禁穴名を問ふ
- 灸の作用
- 中風とは如何なる病か及び其灸穴

●山口縣 (大正九年十月施行)

- 上肢の主なる血管、神経の名稱を問ふ
- 腎臓の位置、形状及び其作用を問ふ
- 橈骨神経麻痺に對する鍼灸療法を問ふ
- 直腹筋線に於ける經穴の名稱部位を記せ
- 消毒薬の種類及び其調製法を記せ
- 消毒方法及び其目的を記せ

●廣島縣 (大正九年十月施行)

- 喉頭の形状及び之を構成する軟骨の名稱
- 副神経の分佈及び其機能

○尿意頻數なるに拘らず排尿困難にして利尿の際劇痛を感ずるも尿の性状に異常を認めざる患者あり之に對する刺鍼、灸點の法

○第六胸椎棘状突起の兩側二寸の部(第六肋間)及び脛骨後内緣にして内踝の上方二寸五分の部に位する經穴の名稱

- 消毒法の種類及び手術衣に對する最良なる消毒方法

●奈良縣 (大正九年十月施行)

- 下腿後側の筋の名稱、血管、神経との關係如何
- 腎臓の位置、形状及び其作用を問ふ
- 足趾の穴名及び其位置を述べよ
- 瘰癧に對し鍼の効ある理由及び其刺鍼法は如何
- 消毒の種類及び方法を記せ
- 鍼術に用ゆる消毒薬品の名稱及び用法を問ふ
- 消毒の種類及び方法を記せ
- 腹部正中線の經穴及び禁穴を示せ
- 坐骨神経痛の症狀及び灸治法を問ふ

●京都府 (大正九年十月施行)

- 消毒薬の種類を列挙せよ

○化膿の原因及び豫防法

●静岡縣 (大正九年十月施行)

- 腹部に於ける臓器の名稱を問ふ
- 皮膚の機能を問ふ
- 三叉神経の刺鍼點を問ふ
- 鍼術禁忌の場合を問ふ
- 施術部の消毒方法を問ふ
- 灸術禁忌の場合を問ふ
- 施灸前後の處置

●岐阜縣 (大正九年十月施行)

- 肩胛部の筋を記せ
- 坐骨神経の起始及び經過
- 誘導法を行ふに當り注意すべきこと
- 副神経に對する刺鍼點及び其目的
- 鍼の消毒法及び其必要な理由
- 石炭酸、リゾールは消毒薬として何倍に稀釋するや
- 皮膚の構造を問ふ
- 神経の刺戟とは如何
- 艾の良否及び治療上の影響
- 急性關節傳麻痺斯に對する處置如何
- 手指と手術の局部の消毒法如何

福井縣、靜岡縣、岐阜縣、熊本縣、愛媛縣、岡山縣

○大腿に於ける主要血管及び神経の名稱並に其徑路を記せ

○皮膚は如何なる作用をなすや

○和髒、大迎、經渠、氣衝、解谿の位置及び其部の名稱を記せ

○腹水とは如何なるものか且つ之に對する刺鍼の目的及び部位

○消毒の目的

○傳染病者に接したる時は施術後如何なる處置をなすや

○髒風、頰車、承漿は如何なる疾病に施灸する穴なるや

○横隔膜瘰癧症に施灸すべき穴を記すべし

●長崎縣 (大正九年十月施行)

- 脊柱の位置、聯接及び作用を記せ
- 腹腔内臓器の名稱及び其位置を記せ
- 通天、靈墟、交信の位置及び此等諸穴の解剖的關係を記せ
- 鍼の神經機能に及ぼす作用に就て記せ
- 鍼の消毒に必要な消毒薬の名稱及び其溶解法を記せ
- 鍼の消毒法を記せ(以上鍼術)(以下灸術)
- 腹壁を構成する筋名及び之に分佈する神經を記せ

●熊本縣 (大正九年十月施行)

- 肘窩を構成する筋の名稱及び通過する血管、神経
- 動脈血と静脈血の區別
- 温潤の部位及び經穴
- 便秘に對する鍼の處置
- 結核菌の附着する衣類の消毒方法如何
- 乾熱、滅菌、煮沸消毒、フォルムアルデヒド、昇汞錠の器械的消毒を説明せよ

●愛媛縣 (大正九年十一月施行)

- 迷走神経の起始、經過、分佈及び機能
- 尿の分泌作用
- 食物消化の順序
- 胃脘、横骨、天柱、天府、陰市の解剖的部位及び禁鍼、禁灸の區別
- 麻痺に對する刺鍼の作用
- 手指の消毒法及び消毒薬の名稱
- 齒痛に對する施灸の部位と目的

●岡山縣 (大正九年十一月施行)

- 唾液の消化作用

埼玉縣、長崎縣、徳島縣、大阪府、和歌山縣

- 腦神經第十對目の名稱及び其分佈
- 承扶、巨髀の部位神經との關係及び主治
- 頭維、長強、消滯、懸鐘の解剖的部位、
- 施術の應用を記せ
- 昇承水の應用、使用時に注意すべき事項
- 鍼具の消毒法
- 咀嚼運動に關係ある諸筋の名稱
- 膀胱麻痺に對する灸治の主要なる穴名
- グレンゾールの溶解分量

埼玉縣 (大正九年十一月施行)

- 血液循環の概況を問ふ
- 十二對神經の作用
- 下腹部の鍼灸は如何なる疾病に施すや
- 消毒の目的を述べよ
- 腹部臓器の名稱及び其作用の大略
- 腎臓の生理的作用及び尿の排泄量
- 心臓各部の名稱
- 血液の主成分及び赤白血球の種類
- 脊髄の横断面
- 刺鍼に要する注意事項
- 坐骨神經痛に對する刺鍼點
- 便秘に對する刺灸點
- 鍼の種類及び構造

長崎縣 (大正九年十一月施行)

- 脊髄の位置、聯接及び機能に就て記せ
- 腹部内臓の名稱及び其位置を記せ
- 通天、靈墟、交信の位置及び此等諸穴の解剖的關係を記せ
- 鍼の神經機能に及ぼす作用に就て記せ
- 鍼の消毒方法に就て記せ
- 鍼の消毒に必要な消毒薬の名稱及び其溶解法

(以上灸術)

- 腹筋を構成する筋の名稱及び之に分佈する神經の名稱を記せ
- 消化管各部の名稱之に附屬する分泌腺の名稱を記せ
- 四瀆、大横、水泉の位置、之等の諸穴の解剖的關係を記せ
- 灸の血液循環に及ぼす作用
- 施灸に際し行ふべき消毒方法
- 消毒の目的

徳島縣 (大正九年十月施行)

- 肋間神經を解剖的に説明せよ
- 膝の位置、形状及び作用

- 正中神經痛に對する鍼灸の治療を記せ
- 消毒法の種類
- アルコール、昇承水の用途、並に二十五倍の石炭酸水は何%なるや

大分縣 (大正十年一月施行)

- 顛顛骨の所在部と形状 (第一日分)
- 肝臓の位置、形状
- 上膊動脈の起始、經過
- 坐骨神經の起始、經過並に分佈
- 腎孟の形状
- 體温の度並に其發生及び消散の理由
- 呼吸及び脈搏の數
- 化學的消毒法
- 石炭酸及び昇承水の溶解法並に用途 (第二日分)
- 蝴蝶骨の所在部と形状並に聯接
- 三叉神經の起始、經過、分佈
- 總頸動脈の起始、經過並に之に併行する神經 靜脈の名稱
- 胸腺の位置及び官能
- 卵巢の位置、形状並に作用
- 輸尿管の聯接と其方法
- 血液循環の理由並に其區別
- 消毒薬の名稱並に消毒薬無き場合の所置

大分縣、東京府、山形省濟南府、東京府、兵庫縣

- 如何
- 細菌の種類及び傳染毒を有する細菌の總稱

東京府 (大正十年月日不明)

- 鍼とは何ぞや
- 肝臓の部位
- 皮膚の消毒
- 偏頭痛に對する刺鍼點
- 天樞、關元の位置 (以上灸術)
- 膈の區別 (以下灸術)
- 灸のすへ方
- 灸の温度
- 脚氣の灸治點
- 懸鐘の部位

山形省濟南府 (大正十年一月施行)

- 腹部の主なる筋肉の名稱を記せ
- 健康體の脈搏及び體温を記せ
- 坐骨神經痛の刺鍼點を記せ
- 鍼灸の適應症を記せ
- 鍼灸の禁忌症を記せ
- 腹部刺鍼上の注意を述べよ
- 大小循環の區別及び血液の差を記せ

- 呼吸は如何にして起るや
- 鍼の神經に對する作用
- 消毒法
- 灸の血管に及ぼす作用
- 施灸後に於ける施灸の變化

大阪府 (大正九年十二月施行)

- 大腸筋の名稱及び作用を記せ
- 呼吸とは何ぞや
- 消毒法の種類並に府令に示せる消毒薬の名稱及び稀釋度
- 經穴學上の禁鍼、禁灸の穴名を列記せよ
- 施鍼中折鍼せし其結果は如何
- 下肢の運動障礙は如何なる場合に來るや
- 其主なる五列を挙げ鍼術の適否を記せ
- 施灸後、時に化膿することあり其理由並に其部の組織的變化は如何
- 胃瘰とは何ぞや及び其灸治法を記せ

和歌山縣 (大正九年十二月施行)

- 大腸各部の名稱及び位置
- 三叉神經第三枝の分佈及び其作用
- 承扶、承筋、膈俞の解剖的部位及び禁鍼灸を示せ

- 胃瘰に對する刺鍼點を述べよ
- 便秘に刺鍼の理由を述べよ
- 盲腸炎に鍼灸の効の有無を述べよ
- 前膊筋所在を述べよ
- 鍼尖、龍頭、全部完全なる鍼の注意する所を述べよ
- 被衣、皮膚、手指の消毒及び消毒種類を記せ

東京府 (大正十年三月施行)

- 刺鍼せば局部に如何なる作用ありや
- 毛細管の作用
- 石炭酸の溶解法
- 鍼の制止作用に就て述べよ
- 環跳及び三陰交の部位
- 胃に於ける各部の名稱
- 消化液の種類其性状
- 消毒法の種類其方法
- 灸術の種類及び其方法
- 大迎、肩貞の部位

兵庫縣 (大正十年四月施行)

- 機骨神經痛の原因、病候並に鍼治法
- 慢性筋ロイマチスの原因、病候並に鍼治

法

- 呼吸器各部の名稱及び作用
- 鍼の生理的作用
- 上肢に分佈する主なる神経、血管の名稱
- 消毒薬の種類及び作用 (以上鍼術)
- 灸の内臓に及ぼす影響 (以下灸術)
- 灸治の最も注意すべき要件
- 半身不随を來す主なる原因並に灸治法
- 呼吸器各部の名稱及び作用
- 上肢に分佈する主なる血管、神経の名稱
- 消毒薬の種類及び作用

●愛知縣 (大正十年 四月施行)

- 大腿に於ける血管、神経の名稱、位置
- 排尿作用
- 消毒の意義及び消毒薬の名稱
- 第一助間に於ける穴名及び筋肉血管神経
- 胃諸病中鍼治の禁忌症及其理由 (以上鍼術)
- 骨盤を構成する諸骨の名稱と其聯繫 (以下灸術)
- 腸の作用
- 消毒の必要なる理由と消毒薬の種類
- 三陰交、心愈の解剖的部位及び其關係

●山口縣 (大正十年 四月施行)

- 心臓の位置、形状及び其生理的作用に就き記載せよ
- 背部諸筋の名稱を記せ
- 脱臼、捻挫の區別に就き記載せよ
- 肋間神経痛の刺鍼及び灸點の部位に就き記載せよ
- 手指消毒法に就き記載せよ (以上鍼術)
- 股動脈の起始、經過、枝別を記載せよ
- 胃腸に分佈する神経の名稱を記載せよ
- 鍼術の禁忌及び適應症を舉げよ
- 齒痛に對する刺鍼法に就き記載せよ
- 鍼治に於ける消毒の順序を述べよ

●静岡縣 (大正十年 四月施行)

- 膝關節の直上に於て切断する時は、如何なる筋、血管、神経を切断するや
- 皮膚知覺の鋭敏なる部と鈍鈍なる部を問ふ
- 尺骨神経の刺鍼點を問ふ
- 頸部刺鍼の際注意すべき事項を問ふ
- 消毒薬の名稱、種類及び方法を問ふ

●山梨縣 (大正十年 三月施行)

- 灸の大小、壯数は何によりて斟酌するや
- 有熱者に灸施術の可否
- 消毒は如何なるものか
- 内、外呼吸の區別に就いて説明せよ
- 胃瘧と胃加答兒との鑑別並に該病の原因、症候、刺鍼點其刺入法如何
- 承扶、瘰癧、癰疽、胃愈、鳩尾の解剖的部位
- 鍼灸消毒の理由並に其種類

●熊本縣 (大正十年 四月施行)

- 膝關節を構成する筋の名稱及び通過する血管、神経は如何
- 呼吸の種類を舉げて血液循環との關係を述べよ
- 刺鍼の作用を問ふ
- 疝痛に對する刺鍼點を舉げよ
- 灸の作用を問ふ
- 腰痛に對する灸點の要穴を舉げよ
- 理學的消毒法の主なるものを問ふ
- プロセント、芽胞、溶液、稀釋濃度を説明せよ

●廣島縣 (大正十年 五月施行)

- 坐骨神経の經過及び筋との關係
- 腎臓の位置、形状各部の名稱及び其機能
- 神経性腦痛痛に對する刺鍼法及び灸點法
- 上膊部に於ける經穴及禁穴の名稱其部位
- 施術者の手指を最も完全に消毒する方法

●島根縣 (大正十年 四月施行)

- 頸内臓器の名稱
- 所謂中樞神経の反射作用とは如何
- 消毒の必要なる理由
- アルコールの消毒力の有無に就いて詳説せよ
- 鍼の刺方及び其作用
- 肋間神経痛に對する刺鍼に就て
- 灸の適應症
- 灸點禁忌の部位及び場合

●高知縣 (大正十年 五月施行)

- 大循環及び小循環を問ふ
- 喉頭を構成する軟骨の名稱
- 狭白、尺澤の部位及び鍼の主治
- 不眠症に對する鍼治法

廣島縣、島根縣、高知縣、徳島縣、京都府、佐賀縣、秋田縣

●徳島縣 (大正十年 四月施行)

- 三叉神経を説明せよ
- 膀胱の位置、形状、構造及び作用
- 呼吸と血液との關係
- 胃瘧に鍼の効を奏する理由
- 刺鍼の方法如何
- 呼吸器の疾患に對する灸の適應症
- 炎症に灸の効を奏する理由

●京都府 (大正十年 四月施行)

- 頸部に於ける主要血管、神経の名稱及び其位置
- 神経の反射作用とは如何
- 消毒方法の種類
- 消毒薬としてアルコールを使用する場合の注意
- 上膊部に於ける經穴の位置及び名稱
- 鍼の生理的作用を記せ
- 中風症に灸せる時期及び上肢に於て施すべき主治穴名を記せ

●佐賀縣 (大正十年 五月施行)

- 鼓腸症の原因、症候及び治療穴を記すべし
- 眼窩の形状及び之を構成する骨の名稱
- 上膊動脈の起始、經過
- 氣管枝喘息に對する刺鍼點(穴名)
- 胃瘧に對する刺鍼點(穴名)
- 鍼器の消毒上最も簡便有効の方法
- 鍼術者の使用する消毒薬三種を記せ (以上鍼術)
- 薦骨の位置、形状及び其聯繫(以下灸術)
- 股動脈の起始及び其經過
- 肋膜炎に對する灸治點(穴名)
- 遺尿症に對する灸治點(穴名)
- 被術者の皮膚消毒の方法及び其順序
- 灸術者は如何なる消毒薬を使用するや、其三種を記せ

●秋田縣 (大正十年 四月施行)

- 上膊部筋の名稱
- 肺臓の位置、形状及び作用を記せ
- 胃瘧に對する症候及び鍼灸治法
- 腰腹神経痛の原因、症候及び鍼灸治法
- 胃瘧に灸治効用は如何

石川縣、奈良縣、大阪府、福井縣、福岡縣、富山縣、大分縣

- 晴明、絲竹空、巨髀、神道の解剖的部位
- 一般消毒藥の名稱
- 器具消毒如何

● 石川縣 (大正十年五月施行)

- 下肢の主なる神經及び血管の分佈狀態を略記せよ
- 泄瀉(腸カタル)に對する鍼治
- 施術に際し如何なる消毒方法を取るや
- 禁灸の場合と部位

● 奈良縣 (大正十年五月施行)

- 前膊前側に於ける筋の名稱及び動脈、神經の徑路は如何
- 小腦の生理的作用を問ふ
- 腦戸、陽白、章門、神門、陽陵泉の解剖的位置を述べよ
- 交感神經に對する鍼の作用を問ふ
- 消毒は何故に行ふや
- 消毒藥五種を擧げ其用法を記せ
- 灸の治療的作用を問ふ

● 大阪府 (大正十年五月施行)

- 上膊前側筋の名稱及び起始、停止を記せ

- 體温發生の理由、四季同温を保つ理由如何

○ 皮膚の消毒法

- 經穴學上、下關、鳩尾、青靈、委中、箕門の禁穴となれる理由を解剖上の見地より説明せよ
- 腹部内臓に對し多く腰部に施鍼する目的
- 腦貧血に對する鍼治法
- 灸の消化器に及ぼす作用
- 消渴とは何ぞや及び其灸治法

● 福井縣 (大正十年五月施行)

- 迷走神經の經過を述べ其作用を問ふ
- 唾液腺の種類及び其所在
- 左の經穴の解剖的位置を述べ其施術法を問ふ
- 晴明、天窓、三焦俞
- 三叉神經痛とは如何なる疾病なるや
- 白衣着用の意義を問ふ
- 鍼術に於ける消毒の順序を述べ且つ適當なる藥品を記せ
- 膀胱の位置、形狀
- 内呼吸とは如何
- 灸治は血管、神經に如何なる影響を與へるか

- 消毒藥の名稱を擧げ其優劣を問ふ

● 福岡縣 (大正十年五月施行)

- 胸廓の構造並に筋肉、神經の關係を記せ
- 白血球の作用を記せ
- 折鍼時の注意並に其折鍼の運命を問ふ
- 胃瘕の原因症候並に其刺鍼點の解剖部位
- 腹部内臓の名稱並に其位置を問ふ
- 交感神經の作用を問ふ
- 慢性腸加答兒の症候並に其灸點法
- 施灸部の化膿する場合を記し之が豫防法

● 富山縣 (大正十年六月施行)

- 上膊筋の名稱及び主なる血管神經の名稱
- 腸の消化作用
- 刺鍼の効用及び方法を問ふ
- 後頭神經痛の症候及び刺鍼法を記せ
- 消毒の目的と消毒藥の稀釋度如何
- 手指の消毒法を問ふ
- 漿液性手關節炎の症候及び灸治法を記せ
- 遺尿の症候及び灸點法

● 大分縣 (大正十年六月施行)

○ 手指の消毒法を記せ

● 東京府 (大正十年六月施行)

- 神經の種類及び其機能
- 全身に於ける酸性及びアルカリ反應の區別
- 消毒法の種類
- 三陰交、合谷の部位
- 中氣に對する刺鍼點並に其術式 (以上鍼術)
- 泌尿器の名稱及び所在 (以下灸術)
- 赤血球の中に何かあるか
- 消毒法の意義
- 隔愈、消毒の解剖的部位
- 頭痛に對する灸治點並に其の方法

● 廣島縣 (大正十年十月施行)

- 腋窩動脈の部位並に筋肉と神經との關係
- 膽汁の生成及び其作用
- 後頭神經痛に對する刺鍼法及び灸點法
- 臍部より耻骨結際の上際に至る正中線に沿ひたる經穴及び禁穴の名稱
- 施術時に於て行ふ消毒の方法及び之を行

ふ理由

● 愛知縣 (大正十年十月施行)

- 淋巴に就いて知る處を記せ
- 三叉神經の作用
- 急性氣管枝カタルに對する刺鍼點及び奏効する理由
- 不容、支溝の部位及び解剖的關係 (以上鍼術)
- 胸鎖乳嚙筋の起始、停止、並に作用 (以下灸術)
- 消化液の名稱、作用
- 百會の禁忌症及び禁忌の理由
- 胃擴張に對し胃愈、腎愈に施灸して奏効する理由
- 消毒の意義及び施術時の消毒法

● 岐阜縣 (大正十年十月施行)

- 坐骨神經の起始並に其經過
- 交感神經の中樞點及び其作用
- 自己の使用せる消毒藥の名稱及び其選擇の理由
- 消毒藥の主なるものに就て記せ

長崎縣、東京府、廣島縣、愛知縣、岐阜縣

静岡縣、大分縣、福島縣、兵庫縣、石川縣、鹿兒島縣、山口縣

○後頸部、肩胛上部に深鍼して卒倒する事あり其理由及び處置法

○胃痙攣に對する刺鍼點及び其目的
○灸の種類及び曲池の血管、神經
○麴氣に灸の奏効ある理由

●静岡縣 (大正十年十月施行)

○前膊前側筋の名稱を問ふ
○肺臟の作用を問ふ
○胃痙攣の鍼治法を問ふ
○膝關節リュマチスの刺鍼點を問ふ
○皮膚及び鍼の消毒法を問ふ
○膝關節リュマチスの灸點を問ふ
○胃痙攣に對する灸治點を問ふ
○皮膚の消毒法を問ふ

●大分縣 (大正十年九月施行)

○心臟の位置、形狀
○上肢に分佈する血管、神經の名稱、經過筋との關係
○肝臟の作用、附たり膽汁の作用
○肩井、肝俞、神闕の部位並に解剖的關係
○刺鍼注意の箇所
○喘息の症狀、鍼治法

○腦溢血の症狀、半身不隨の灸治點

●福島縣 (大正十年十月施行)

○肝臟の位置、形狀を述べよ
○腎臟の機能的作用を述べよ
○鍼灸術は如何なる消毒薬を用ゆるか、且つ其溶解法を述べよ

●兵庫縣 (大正十年十月施行)

○皮膚刺鍼の方法及び生理的作用並に治療應用の効果如何
○存髓に就て略述せよ
○鍼の禁忌症を問ふ
○腸痙攣に施す鍼治法
○細菌とは如何並に鍼治に應用する消毒方法

○神經痛に對する鍼治法 (以上鍼術)
○灸の治療的意義を説明せよ(以下灸術)
○灸の大小壯數に區別あるは何故なるか
○腰痛に對する灸術の可否
○腦神經衰弱に對する灸治法
○前膊に於ける主なる神經の名稱及び經過を記せ
○施灸部に消毒の必要ありや若しありとせ

は其理由を擧げよ

●石川縣 (大正十年十月施行)

○橈骨神經及び上膊動脈の徑路に就て
○左記經穴の部位、禁鍼、禁灸の區別
○百會、兪府、石關、天井、三陰交
○手指及び機械の消毒法
○坐骨神經の徑路
○手指の消毒法

●鹿兒島縣 (大正十年十月施行)

○腦神經は何對ありや且つ其名稱を記せ
○血液の性状並に其効用を詳記せよ
○禁穴と鍼灸との關係
○筋ロイマチスの原因、症候並に鍼灸治法
○千倍昇水水の溶解法
○皮膚の消毒法

●山口縣 (大正十年十月施行)

○皮膚の構造を記せ
○膝關節を構成する筋の名稱及び同高を通過する神經、並に血管の名稱を記せ
○上膊部に於ける經穴及び禁穴の名稱及び

其部位を記せ

○腰痛に對する鍼治及び灸點の要穴を記せ
○蒸氣消毒法
○鍼治の生理的作用
○胃痙攣に對する鍼治點を記せ
○消毒方法

●奈良縣 (大正十年十月施行)

○迷走神經の起始、經過及び其機能は如何
○肺臟の位置、形狀及び其機能を問ふ
○蒸氣消毒は如何にして行ふや
○千倍昇水水、五十倍リンネル水の調製法及び用途を示せ
○頸部に存する經穴及び禁穴を問ふ
○子宮痙攣に對する刺鍼の部位其目的を問ふ
○息門の取穴法を問ふ
○灸治に適せざる場合を擧げよ

●富山縣 (大正十年十月施行)

○腸の構造及び之に分佈する血管、神經を記せ
○皮膚の生理的作用を記せよ
○胃痙攣に對する刺鍼方法及び奏効の理由

奈良縣、富山縣、大阪府、熊本縣、京都府、滋賀縣

○坐骨神經痛に對する刺鍼の方法及び奏効の理由

○理學的消毒とは如何之が例を擧げて説明せよ

○消毒薬の種類及び其使用法を記せ
○肩胛部の慢性リュマチスの灸術奏効の理由及び方法

○乾性脚氣に灸術奏効の理由及び方法

●大阪府 (大正十年十月施行)

○三叉神經の起始、分佈を記せ
○觸器とは何ぞや其生理的作用並に附屬器を記せ
○理學的消毒、化學的消毒法の概略を記せ
○客主人、陽池、隱白、石門、腰眼の解剖的部位、禁鍼灸の區別を記せ
○多く腰痛は如何なる場合に起るや且つ其鍼治に適する腰痛を起す疾病を擧げよ
○遺尿症とは何ぞや並に其灸治點及び其壯數
○膝關節ロイマチスとは何ぞや及び其灸治法を記せ

●熊本縣 (大正十年十月施行)

○泌尿器

○肩胛部の筋、神經
○胃痙攣に對する刺鍼點、灸點
○胸部前側に於ける禁穴の二三を擧げよ
○皮膚消毒に適する藥品
○消毒を重んずる所以を述べよ

●京都府 (大正十年十月施行)

○坐骨神經の起始、經過、分佈を問ふ
○生殖器に就て述べよ
○足の指にある經穴の名稱及び部位
○肋間筋ロイマチスと同神經痛との鑑別及び其部の治療
○理學的消毒法とは如何
○石炭酸の性状並に其稀釋度、昇水水使用時の注意
○神經性腸痙攣の原因及び鍼治
○關節脫臼症の整復後灸治を施すべき目的如何

●滋賀縣 (大正十年十一月施行)

○關節の種類及び其作用を記せ
○腹腔の位置、形狀及び内部に存在する臓器の名稱を述べよ

三重縣、長野縣、愛媛縣、長崎縣、茨城縣、和歌山縣

- 皮膚、構造及び其作用
- 腹部正中線の經穴名
- 撥竹、絲竹空、湧泉の部位
- 偏頭痛の症候及び鍼灸治療法
- アルコール、石炭酸は如何にして消毒に
使ふや
- 胃瘧瘵の症候及び鍼灸療法

●三重縣 (大正十年十一月施行)

- 五器官の名稱及び機能
- 坐骨神經の徑路
- 神經痛とは如何及び刺鍼の目的
- 鼻柱の下部人中にある孔穴名並に筋、血
管、神經及び主治療法
- 皮膚の消毒方法
- 消毒を行ふべき理由
- 大乙、天樞、命門の解剖的部位及び灸の
主治
- 痔下血の灸治療

●長野縣 (大正十年十月施行)

- 膈神經の名稱
- 筋の作用及び種類
- 動脈出血と靜脈出血との區別

- 慢性胃加答兒の施術法
- 飛陽の位置
- 消毒藥の名稱及び方法

●愛媛縣 (大正十年十一月施行)

- 大腿に於ける主要血管の名稱其經過
- 三叉神經の作用
- 股神經麻痺に對する鍼の効ある理由並に
刺鍼部位
- 天樞、伏兔、腎俞、三陽絡、客主人の解
刺的部位
- 傳染病者に接したる時は施術後如何なる
處置をなすや (以上鍼術)
- 皮膚の効用及び生理的作用 (以下灸術)
- 横膈膜痙攣症に施灸すべき穴
- 灸治の醫用効用
- 消毒の目的
- 消毒藥の種類

●長崎縣 (大正十年十月施行)

- 膈管各部の名稱及び其長さを記せ
- 膝蓋骨の形狀、位置、聯接を記せ
- 陽白、神封、金門の位置、及び之等諸穴
に於ける解剖的關係

- 鍼の鎮靜作用に就て記せ
- 各種消毒藥の溶解法を記せ
- 鍼術用器の臨床的消毒法を記せ

●和歌山縣 (大正十年十一月施行)

- 子宮の位置及び其構造に就て記せ
- 咀嚼筋の名稱及び其動作を記せ
- 水道、天樞、大白の位置之等の解剖的關
係を記せ
- 灸の誘導作用に就て記せ
- 施灸に際し注意すべき傳染性皮膚病に就
て記せ
- 理學的消毒法とは如何なるものを云ふか

●茨城縣 (大正十年十月施行)

- 上肢皮下靜脈の起始及び分佈
- 肺の部位及び生理的作用
- 消毒藥の名稱
- 鍼は如何消毒するや

●和歌山縣 (大正十年十一月施行)

- 皮膚の構造及び其作用
- 下顎神經の分佈部位及び其作用
- 雲門、股門、關門の解剖的部位禁鍼灸の
理由

示せ

- 肋間神經痛の症候及び鍼灸療法
- 消毒に普通使用するリゾール、石炭酸水
は何%なるや尙アルコールは如何なるも
のを用ゆるや
- 鍼術施術時に於ける消毒方法及び順序
- 灸痕を生ずる理由及び施灸部の化膿する
理由

●福岡縣 (大正十年十月施行)

- 唾液腺の位置、構造、並に唾液の作用を
問ふ
- 迷走神經の經過及び作用を問ふ
- 肋間神經痛の原因及び症候
- 腸管の疾病中鍼の最適應症二を撰み其症
候及び刺鍼點
- 鍼治手技の定義及び其主なる種類
(以上鍼術)(以下灸術)
- 大腿に於ける筋の名稱並に之に分佈する
血管、神經の關係を問ふ
- 交感神經の中樞作用他の神經に異る點を
記せ
- 脚氣の原因、症候並に灸治點
- 灸の神經に及ぼす影響

福岡縣、鳥取縣、東京府、徳島縣、岡山縣

○灸の温度並に其進達する深さを問ふ

●鳥取縣 (大正十年十月施行)

- 下肢に分佈する神經の名稱並に經過
- 皮膚の生理的作用
- 鍼術を禁忌すべき場合
- 胃瘧瘵に對する刺鍼點の位置
- 鍼術法に於ける消毒法
- 消毒藥の種類及び稀釋法 (以上鍼術)
(以下灸術)
- 上肢に分佈する神經の名稱並に經過
- 大腿に於ける筋の名稱を記せ
- 灸を禁忌すべき場合
- 灸術部位の化膿したる時の處置
- 皮膚の消毒法
- 消毒藥の種類及び稀釋法

●東京府 (大正十年十二月施行)

- 血液循環の理由 (第一日目鍼術)
- 血液の心臓に循る理由
- 消毒藥の種類
- 刺鍼の膈管に及ぼす作用
- 腹結、衝門の部位
- 皮膚の生理的作用 (第二日目鍼術)

○消毒藥の名稱

○鍼の神經に及ぼす作用

○卒谷、地倉の部位

(第三日目灸術)

○坐骨神經の起始、經過、分佈

○消毒藥の名稱

○顔面神經痛の施灸點

○命門、環跳の部位

○腓腸筋麻痺に對する施灸點

●徳島縣 (大正十年月日不明)

- 大腿に於ける神經の經過及び分佈を記せ
- 心臓の位置、形狀及び其作用
- 反射作用とは如何
- 瘧瘵に鍼術の効ある理由と其術式を記せ
- 鍼の大小と刺鍼の淺深により治療上如何
なる差異ありや
- ロイマチスに灸術の効ある理由
- 施灸後皮膚に現るゝ状態並に其注意すべ
き事項如何

●岡山縣 (大正十年十月施行)

- ホーバート氏靱帯を通過する血管、神經
の名稱を記せ

長野縣、大分縣、東京府、愛知縣、福井縣

○利尿作用に就て記せ

- 坐骨神經痛に施す鍼術に就て述べよ
- 頸部に鍼術を施す際、危険を誘起する場合ある理由、例を挙げて説明せよ
- 理學的消毒法とは何なるか
- 鍼に適應する消毒薬の名稱及び其溶解法を記せ

- 膽汁の消化作用に就て記せ
- 坐骨神經痛に施す灸術に就き述べよ
- 灸の醫治効用に就て記せ
- 理學的消毒法とは何なるか
- 皮膚に適當なる消毒薬及び其溶解法

●長野縣 (大正十年十月施行)

- 坐骨神經の經過
- 縫匠筋の起始、停止
- 血液循環器の神經作用
- 脚氣に對する刺鍼部並に灸點部
- 經渠の位置
- 消毒の効用並に主要なる消毒薬の名稱

●大分縣 (大正十一年一月施行)

- 肝靜脈の起始、經過
- 攝護腺の位置、形狀

- 灸の作用及び治療の部位を示せ
- 灸痕の化膿したる時の處置

●廣島縣 (大正十一年四月施行)

- 橈骨神經の起始、經過及び動脈との關係
- 膽汁の効用
- 子宮痙攣に對する刺鍼法、灸點法
- 承滿、風門、少海、陽交の位置
- 石炭酸の性状及び其溶解法

●徳島縣 (大正十一年四月施行)

- 脾神經叢より出する枝別の名稱を記せ
- 血管循環の生ずる理由
- 膀胱の位置、形狀、構造並に其作用を記せ
- 石門に施鍼せば如何なる病を治癒せしむるか
- 刺鍼方法並に其治療的應用の差異
- 遺尿症に對する施灸方法を記せ
- 施灸の方法並に其治療的應用の差異

●大阪府 (大正十一年五月施行)

○肩胛關節の構造

廣島縣、徳島縣、大阪府、佐賀縣、山口縣、兵庫縣

○顔面神經の起始、經過、分佈

- 内臟動脈軸の起始、經過、分佈
- 甲状腺の位置、形狀
- 會陰とは何れの部なるか
- パルトリ氏腺の所在
- 舌下神經の起始、經過、分佈
- 延髓の位置、作用
- 呼吸の神經作用
- 血管の神經作用
- 下關、天樞、少商、下巨虛、復溜の部位並に其部に分佈せる血管、神經
- 消毒薬の種類、稀釋度並に使用上の注意事項

●東京府 (大正十一年三月施行)

- 淋巴管の所在及び作用
- 鍼の消毒法
- 偏頭痛に對する刺鍼點及び要點
- 天樞及び衝門の部位
- 大風外側の刺鍼點 (以上鍼術)
- 皮膚の消毒方法 (以下灸術)
- ホーバート氏靱帶を通過する血管、神經
- 消毒及び飛陽の部位
- 灸の壯數

○便秘に對する施灸點及び部位

●愛知縣 (大正十一年四月施行)

- 上膊の筋肉、血管、神經の名稱、位置
- 血液は如何にして循環するか
- 下痢に對する刺鍼の目的及び其禁忌症
- 坐骨神經痛に對する孔穴の解剖的説明並に術式
- 施鍼時の消毒方法 (以上鍼術)
- 腹部の筋肉及び神經の名稱、位置 (以下灸術)
- 脊髄の作用
- 偏頭痛の灸治療法
- 炎症に灸術の効、害を説明せよ
- 施術時の消毒方法及び灸後の處置

●福井縣 (大正十一年三月施行)

- 呼吸の種類を述べよ
- 腦神經の名稱
- 肘窩に於ける經穴の名稱を挙げよ
- 鍼の抜けざる時の處置
- 石炭酸とアルコールと何れが優るか
- 營業上注意すべき二三の事項を示せ

○神經の傳達機能とは如何

- 灸治の効用は如何
- 痔疾に對する灸治の部位(穴名)を記せ
- 消毒の効用は如何
- 酒精を使用する消毒の方法を記せ

●山口縣 (大正十一年四月施行)

- 心臟の位置、形狀並に構造を記せ
- 脊髄の機能に就て記せ
- 脇痛に對する鍼灸療法を記せ
- 三角筋部に存する穴名及び部位を記せ
- 鍼灸術に如何なる消毒薬を用ふるか且つ其溶解法を述べよ
- 刺入せる鍼の折れたる場合の處置
- 前胸部正中線に存する經名及び禁鍼穴を記せ
- 鍼は何故消毒の必要ありや
- 腹部の施灸に際し注意すべき事項を記せ
- 乾性脚氣に對する灸療法を記せ
- 石炭酸の性状並に其稀釋法を記せ

●兵庫縣 (大正十一年五月施行)

○腎臟の位置、形狀、並に作用を記せ

高知縣、熊本縣、香川縣、鹿兒島縣、石川縣

- 神経痛の原因、症状並に鍼灸法如何
- 胃痛に對する刺鍼點並に其治療の意義を問ふ
- 末梢神経に對する鍼の生理的作用如何
- 頭部正中線に於ける穴名
- 鍼灸に用ふる消毒薬の種類如何
- 以上鍼術(以下灸術)
- 心臓の位置、形状、構造並に作用
- 遺尿症に對する灸治點並に其治療的理由
- 消化不良に對する灸治點並に灸灸の意義
- 末梢神経麻痺とは何か其例の二三を示せ
- 灸の禁忌症を列記、消毒の必要なる理由

● 高知縣 (大正十一年 五月施行)

- 胃の位置、形状、各部の名稱其作用
- 體温調節機能に就て
- 三十三倍の石炭酸水調製法及び使用時の注意

- 傳染病患者に接する時の心得
- 命門及び腎風の部位及び主治
- 加答兒性黄疸の症候及び鍼灸法
- 長強、關元の部位及び主治
- 神經性心悸亢進症に對する灸治法
- 神經性消化不良に對する灸治法

● 静岡縣 (大正十一年 五月施行)

- 肩胛筋及び之に分佈する神経の名稱
- 皮膚の作用
- 無水アルコールと、含水アルコールの消毒上の價值
- 坐骨神経に對する刺鍼點、其部位
- 頸部に於ける禁鍼穴名
- 坐骨神経に對する灸治療法
- 頸部に於ける禁鍼穴名

● 滋賀縣 (大正十一年 五月施行)

- 頭蓋骨の聯接
- 腦神經の名稱
- 淋巴腺及び淋巴管の作用
- 左記の部位を記せ、承扶、伏兎、陽關、大敦、申脈、神庭
- 肩より肘に至る間に在る穴名
- 坐骨神経痛の症状及び其鍼灸治法
- 慢性便秘の症状及び其鍼灸治法
- 消毒の必要なる理由を記せ

● 栃木縣 (大正十一年 五月施行)

- 陶道、身柱、至陽、缺盆の解剖的部位を

静岡縣、滋賀縣、栃木縣、福岡縣、大分縣、長崎縣

○ 子宮痙攣症に對する灸治法

● 熊本縣 (大正十一年 四月施行)

- 消化器の名稱及び消化液の作用
- 呼吸器各部の名稱及び之に分佈する神経
- 鳩尾の部位、鍼の可否
- 肋間神経痛に對する刺鍼の部位
- 消毒の意義
- 化學的消毒方法を述べよ
- 坐骨神経幹に當る穴名と其の部位
- 風池の主治、其刺方
- 鳩尾の部位、灸の可否
- 肋間神経痛に對する灸點の部位
- 胃經の禁鍼穴
- 書癩の灸點

● 香川縣 (大正十一年 五月施行)

- 泌尿器に屬する臓器の各種位置、大きさ形状並に機能を記せ
- 消毒薬の種類を列記し其用途を記せ
- 上肢に於ける血管、神経の名稱並に其經過を記せ
- 胃痙攣に對する刺鍼點、其目的

問ふ

- 顔面神経痛の症候及び施術點を指壓せよ
- 胃の化學的消化作用を語れ
- 軀幹骨の名稱及び聯接を問ふ
- 腹腔内臓器の名稱
- 消毒薬の名稱
- 石炭酸の原形状及び溶解法並に五十倍の調製法の説明
- 昇永水の形状及び何倍に溶解するや尙如何なる特色を有するや

● 福岡縣 (大正十一年 四月施行)

- 坐骨神経の起始、經過及び枝別
- 膝臟の位置、及び作用
- 子宮痙攣の症候及び刺鍼點其目的
- 肋間神経痛の原因、症候 (以上鍼術)
- 膽汁の消化作用 (以下灸術)
- 膀胱の位置、形状
- 加答兒性黄疸の原因、症候
- 腹膜炎の原因、症候此灸治の可否如何又灸すれば其位置を答へよ

● 大分縣 (大正十一年 五月施行)

- 胸膜、腹膜の位置、並に翻轉狀態

- 灸の誘導作用及び應用を記せ
- 脐に最も接近せる穴名五つ以上記せ
- 百會、大迎、瘰癧門、不容、曲池の穴の位置を問ふ

● 鹿兒島縣 (大正十一年 五月施行)

- 咀嚼筋の名稱及び起始、停止は如何
- 肝臟の位置及び其機能は如何
- 鍼灸術の生理的作用は如何
- 鼓腸の原因、症候、鍼灸治法は如何
- 普通酒精の消毒的作用
- 消毒薬品の主なるもの、名稱

● 石川縣 (大正十一年 五月施行)

- 正中神経の徑路
- 鍼術の生理的作用
- 下記經穴の部位、陽禁の區別、曲池、瘰癧門、陽陵泉、巨關
- 消毒とは何ぞ (以上鍼術)
- 尺骨動脈の徑路 (以下灸術)
- 灸術の醫治効用
- 心愈、中瀆、天鼎、尺澤の部位及び陽禁の區別
- 消毒とは何ぞや

- 心臓と血管との關係並に大小循環徑路
- 胃に循る神経の名稱、起始、經過、分佈の狀態
- 上肢に分佈する主なる血管、神経の名稱、經過
- 延髓の自動中樞に就て
- 神經刺戟とは如何及び刺戟の種類
- 風池、肺俞、乳中、乳根、曲池の部位並に解剖的關係
- 有痕灸と無痕灸の效果に就て
- 不眠症、半身不隨、腎臟炎、胃痛に對する鍼灸治法
- 腹内諸病中鍼灸を禁ずる病名を挙げよ

● 長崎縣 (大正十一年 五月施行)

- 心臓の位置を記せ
- 坐骨神経の經過に就て記せ
- 陽池、身柱、陰谷の位置及び解剖的關係を記せ
- 消化器病中鍼術に適應する病名を記せ
- 鍼術に供する器具の消毒順序を記せ
- 各種消毒薬中尤も鍼術に適當と認むる者の名稱並に其撰定理由を記せ(以上鍼術)
- (以下灸術)

奈良縣、宮崎縣、埼玉縣、東京府、岐阜縣

- 肝臓の位置、形状、作用に就きて記せ
- 橈骨動脈の経過に就て記せ
- 合谷、中極、伏兎の位置、及び其解剖的關係を記せ
- 呼吸器病中灸術に適應する病名を記せ
- 主要なる消毒薬の名稱及び溶解法に就て記せ
- 皮膚の消毒に就て記せ

●奈良縣 (大正十一年五月施行)

- 膝關節を通過する血管、神經の名稱並に相互の部位の關係を問ふ
- 胃の位置、形状及び生理的作用は如何
- 頭部の刺鍼に當り注意を要すべき諸點を擧げよ
- 遺尿症に對する灸治法を述べよ
- 便秘に對する刺鍼點を擧げ其刺鍼の効ある理由を説明せよ
- 灸の大小及び壯數を定むる主なる條件を擧げ之を説明せよ
- 消毒を行ふ理由を説明せよ
- 消毒薬品の名稱及び其使用法を問ふ

●宮崎縣 (大正十一年六月施行)

- 淋巴腺とは如何なるものなりや
- 胃の運動を主宰する神經は如何
- 刺鍼して遠隔なる部位に感痛する理由並に第七頸椎上にある穴名を問ふ
- 點灸するに當り注意すべき要點並に尺澤の所在を問ふ
- 急性胃腸加答兒に對する刺鍼の目的及び其注意
- 妊娠脚氣症に對する點灸可否及び理由
- 消毒薬として「アルコール」を使用する場合の注意

●廣島縣 (大正十一年十月施行)

- 眼球の構造及び之に分佈する血管、神經
- 皮膚の知覺機能の説明せよ
- 肺俞、水分、腎俞、尺澤、上巨虛の解剖的部位
- 常習頭痛の鍼灸治療
- 灸の効用
- 手指の最も完全なる消毒法
- 膝關節の構造を問ふ
- 血液の生理的作用を問ふ

●大阪府 (大正十一年十月施行)

廣島縣、大阪府、三重縣、大分縣、長野縣

- 大腸後側筋の名稱、起始、停止、及び血管、神經を記せ
- 食物消化の順序に就て記せ
- 施術に際し使用すべき消毒薬の名稱及び溶解法
- 施術時に行ふ消毒の方法並に理由如何
- 腦充血の原因、症候、及び之に對する刺鍼點の部位、穴名を記せ
- 胸腹に存する禁鍼穴の部位穴名を擧げよ
- 氣管枝喘息の原因、症候及び之に對する灸穴は如何
- 前頸部及び頰面に存する禁灸穴名及び部位如何

●埼玉縣 (大正十一年六月施行)

- 鍼の種類を列記せよ
- 鍼の効能を述べよ
- 便秘に對する鍼治點
- 肝の位置並に其機能に就て及び膽汁作用
- 偏頭痛に對する鍼治點
- 脾の位置及び之が機能に就て
- 皮膚の作用に就て述べよ
- 刺鍼の健體に及ぼす影響
- 神經痛に對する鍼治の目的

- 刺鍼刺戟の程度並に其部位と神經亢奮性の關係如何
- 正中神經に沿ふ經穴の名稱並に其中の禁鍼穴あらば之を示せ
- 神經性消化不良とは何ぞ及び其灸治療法を記せ
- 肩外俞、承扶、中樞、大橫、攢竹の解剖的位置及び禁灸の區別
- 消毒とは如何なるものか其種類を記せ
- 「フォルマリン」水とは如何、使用上の注意

●三重縣 (大正十一年十月施行)

- 血液の生理的作用
- 三叉神經の徑路
- 肺之俞、心之俞の各部位及び血管、神經
- 炎症に刺鍼の可否
- 施術部の消毒方法
- 俗に亥の目の穴と稱する灸穴は何穴を言ふや其部位、主治
- 顔面神經麻痺に對する點灸法

●大分縣 (大正十一年九月施行)

- 胸廓を構成する骨名、骨數及び聯接に就

- 胃痙攣に對する鍼治點
- 顔面神經に對する鍼治點
- 三叉神經機能に就きて
- 禁鍼の部位
- 禁鍼の場合をあげよ

●東京府 (大正十一年九月施行)

- 迷走神經の起始及び経過
- 昇木の用途
- 肋間神經痛の刺鍼點及び要穴
- 承光、率谷の部位
- 顔面神經の起始、分佈
- 熱氣消毒方法
- 橈骨神經麻痺の鍼治法 (以上鍼術)
- 頭維及び腹結の部位 (以下灸術)
- 上膊筋の名稱及び血管、神經を問ふ
- 皮膚の消毒
- 灸の禁忌症
- 灸の据え方
- 中府の部位

●岐阜縣 (大正十一年十月施行)

- 横隔膜の位置、作用
- 脾臓の位置、形状、構造
- 總頸動脈の起始、経過
- 坐骨神經の起始、経過
- 脊柱の位置、形状、區別、並に椎骨普通の状態
- 甲狀腺の位置、形状、構造、作用
- 胸鎖乳嚔筋の起始、停止、作用
- 顔面神經の起始、経過、分佈
- 股動脈の部位、枝別
- 體温の發生並に調節に就て
- 脊髄を含む反射中樞の名稱並に之より發する神經纖維の分佈地に至る徑路を擧げよ
- 慢性腸加答兒、月經不順、三叉神經痛の原因、症候、鍼灸治法
- 肺炎に鍼灸の可否及び可とすれば何れの部位に施すや
- 天柱、頰車、脾俞、陶門、後頂、腋門の部位並に其部に循る血管、神經の名稱
- 心臓の位置及び機能

●長野縣 (大正十一年九月施行)

- 顔面骨の名稱
- 鼻血に對する刺鍼すべき經穴
- 鍼治が最も効ある理由如何
- 消毒方法

- 前膊に來る主なる神經の名稱
- 腎臟の位置及び作用
- 體温發生の理由
- 鍼灸術を施す適應症
- 腰痛に對する鍼灸法
- アルコール、石炭酸水使用の目的

●兵庫縣 (大正十一年十月施行)

- 血液循環を説明せよ
- 迷走神經の分佈及び其作用如何
- 折鍼に對する所置
- 坐骨神經に對する鍼治療法
- リゾール水の製法及び消毒法の用途を問ふ
- 灸治の適應症
- 消化不良の灸治療法

●愛知縣 (大正十一年十月施行)

- 三叉神經の分佈部位
- 何故に人は呼吸する必要あるか

- 消毒薬及び刺鍼時の消毒法
- 神經性心悸亢進の鍼治法
- 頭維、承滿の部位、解剖的關係及び醫治應用

- 骨盤を構成する諸骨の名稱及び位置
- 皮膚の知覺に就て知る所を記せ
- 消毒の意義
- 腦充血に對する灸治療法
- 肺經に於ける禁穴、要穴を述べよ

●徳島縣 (大正十一年十月施行)

- 顔面神經の起始、經過及び分佈部位
- 腎臟の位置、形狀及び作用
- 胃の作用を記せ
- 鍼は何故に効を奏するや
- 鍼を身體に刺入する間は如何なる注意を要するや
- 灸術と體質との關係如何
- 灸は何故効を奏するや

●山口縣 (大正十一年十月施行)

- 大腿に分佈する脈管、神經の名稱
- 小腸に於ける消化作用を記せ

- 鍼灸術の定義を記せ
- 腰腹神經痛に對する鍼灸療法如何
- 消毒方法を略記せよ
- 白條線に沿ふ經穴の名稱、部位
- 腦充血に對する療法
- 消毒方法を略記せよ
- 慢性腸加答兒に對する療法を記せ
- 淋疾、翠丸炎に對する療法に就て記せ
- 消毒薬の名稱並に稀釋度を記せ

●奈良縣 (大正十一年十月施行)

- 肩胛筋の名稱並に之に分佈する血管、神經如何
- 肝臟の位置、形狀及び其機能を記せ
- 鍼の誘導作用とは何ぞ且つ其方式を問ふ
- 腰腹神經痛の症候と之れが刺鍼の部位を記せ
- 消毒の種類及び其方法を問ふ
- 鍼術に最も適當なる消毒法を記せ
- 腹筋の名稱、起始、停止及び之に分佈する血管、神經を問ふ
- 呼吸の器械的作用を記せ
- 腰椎の兩側に在る穴名並に其各部位、是

が主治を記せ

- 艾の燃焼温度並に深達作用に就て知る所を記せ
- 各種消毒薬の調製法及び其用途を述べよ
- 灸治に最も適當なる消毒法を説明せよ

●富山縣 (大正十一年十月施行)

- 胸廓を形成する骨の名稱を記せ
- 肺臟の生理的作用如何
- 風池の穴に刺鍼せば如何なる生理的反應を呈するや
- 膀胱麻痺に對する刺鍼穴名及び其術式、奏効の理由
- 消毒薬の種類及び其應用を記せ
- 理學的消毒法は如何なる場合に施すや
- 灸の直後に於ける血脈及び白血球數の變化を記せ
- 慢性胃加答兒に點灸すべき穴名及び奏効の理由

●静岡縣 (大正十一年十月施行)

- 前膊骨名
- 坐骨神經の經過を述べよ
- 皮膚の機能を問ふ

富山縣、静岡縣、京都府、長崎縣、岡山縣

○消毒の意義を問ふ

- 消毒薬の名稱を問ふ
- 鍼術禁忌の場合を問ふ
- 頸部の穴名を詳記せよ
- 胃瘰癧の鍼治療法
- 灸術禁忌の場合を問ふ
- 灸の生理的作用を述べよ

●京都府 (大正十一年十月施行)

- 腰神經叢より出する神經の名稱
- 腸の生理的作用
- 全身貧血の原因、症候及び灸治を施すべき目的
- 尺骨神經麻痺の灸治穴名を記せ
- 督脈經中胸椎及び腰椎に存する穴名及び其位置を明記せよ
- 肋間神經痛の主なる徵候及び刺鍼の方式を記せ
- 主なる消毒薬の名稱を述べよ
- 一般消毒法を記せ

●長崎縣 (大正十一年十一月施行)

- 氣管及び氣管枝に就て記せ
- 尺骨神經の經過に就て記せ

○曲差、承滿、陽輔の位置並に其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ

- 橈骨神經の徑路に位する經穴の名稱を記せ
- 鍼術施行に際して行ふべき最も有効なる消毒法を記せ
- 化膿の意義に就て記せ (以上鍼術)
- 股動脈の經過に就て記せ (以下灸術)
- 鼓膜に就て記せ
- 養老、天谿、中都の位置、並に其解剖的關係を記せ
- 灸術の適應症、及び禁忌症に就て記せ
- 灸を施す際に行ふ消毒法に就て記せ
- 煮沸消毒法に就て記せ

●岡山縣 (大正十一年十一月施行)

- 皮膚の構造及び機能
- 聽骨神經及び其分佈
- 下腿に於ける禁鍼穴名及び其解剖的部位
- 顔面神經麻痺の鍼灸點及び其理由
- 法定の昇汞水、石炭酸水、クレゾール水、フォルマリン水の調製法及び其應用
- 消毒薬の意義に就て記せ
- 便秘に對する灸治點

熊本縣、愛媛縣、和歌山縣、神奈川縣、東京府、福井縣

○背部に於ける禁灸穴名及び其解剖的部位
●熊本縣 (大正十一年十月施行)

- 胸腔内に位する臓器の名稱及び其機能
- 胃の位置、形状及び分佈する神経の名稱
- 石門の部位、經名、鍼灸の可否
- 背部の禁穴
- 消毒法の種別及び其應用
- 昇水水の製法及び其用途

●愛媛縣 (大正十一年十一月施行)

- 三叉神経の起始、經過及び枝別、甲状腺の位置、形状
- 肝臓の生理的作用
- 疝痛の刺鍼點を擧げよ
- 神経痛に對する灸治法
- 天柱、青靈、橫骨、陰陵泉の部位、及び神經、血管との關係
- 施術局部の消毒方法及び其順序
- 消毒薬の名稱及び稀釋度

●和歌山縣 (大正十一年十二月施行)

- 唾液腺の名稱及び唾液の作用

○上膊屈側に分佈する神経の名稱

○承泣、承滿、承扶の解剖的位置及び禁鍼灸を示せ

○偏癱、截癱とは如何及び其原因の概要を記せ

○副神經麻痺の症候及び鍼治療法
○副神經麻痺の症候及び灸治療法
○鍼術施行時に於ける消毒の順序及び消毒に使用する「アルコール」は如何なるものを用ふるや

○施灸部の化膿する理由及び消毒に使用する「アルコール」は如何なるものを用ふるや

●神奈川縣 (大正十一年十一月施行)

- 腦髓の位置、形状及び其の機能
- 脾臓及び骨髓の作用
- 強、弱刺戟の生理的作用及び其必要なる場合
- 頭痛に對する刺鍼法及び其要穴
- 局所と器械の消毒法
- 手指消毒の目的及び其順序(以上鍼術)
- 大動脈弓の位置及び其枝別(以下灸術)
- 皮膚の生理的作用

○灸刺戟と内臓作用との關係を示せ

○鼓腸に對する點灸の方法及び其要穴

○昇水水の消毒的價值

○灸點後の消毒法

●東京府 (大正十一年十二月施行)

- 股動脈の起始及び枝別
- 鍼の消毒
- 興奮及び鎮靜に對する刺鍼法
- 曲池、及び肩外の部位 (以上鍼術)
- 膀胱の位置、形状、構造 (以下灸術)
- 皮膚の消毒
- 喘息に對する灸點部位と灸灸法
- 肺俞及び命門の部
- 三叉神経の起始、經過、分佈(以下鍼術)
- 消毒の種類
- 偏頭痛に對する刺鍼點並に刺鍼法
- 陽陵泉、陰陵泉、水泉の部位

●福井縣 (大正十二年三月施行)

- 上肢に分佈する神経の名稱
- 内分泌とは何んぞや
- 誘導法とは何んぞや
- 人迎、風池、中庭の解剖上の位置を問ふ

○アルコールの殺菌作用

○肺結核患者に招せられたる時の心得

○皮膚の構造及び作用

○患門の穴を取る法

○灸點後より生ずる危害及び豫防法

●兵庫縣 (大正十二年四月施行)

- 上肢に分佈する主なる神経、脈管の名稱
- 顔面神経の分佈及び其作用を記せ
- 麻痺及び痙攣に對する鍼術の效果如何
- 内臓刺戟を應用する部位を記せ
- 大の疾患中より灸術の適應症を摘出し其施術點を擧げ、神經性消化不良、腸潰瘍、胃癌、助間神經痛、肺炎
- 關節炎に對する灸灸の可否
- 淋巴腺の構造の概要と其作用

●東京府 (大正十二年三月施行)

- 鍼の消毒は如何にするか(第一日鍼術)
- 三頭筋の起始、停止、之に分佈する神経の名稱
- 神經痛に對する刺鍼の方法
- 臨泣、通天の部位
- 熱氣消毒とは如何 (第二日鍼術)

兵庫縣、東京府、山梨縣、京都府、廣島縣

○頸部を通過する血管、神経の名稱

○胃痛に對する刺鍼法及び刺鍼點

○頰車、天突の部位

(第三日灸術)

○皮膚に用ふる消毒薬の名稱

○下腹叢の枝別を問ふ

○中瀆、陽陵泉の部位

○遺尿症に對する灸治點

●山梨縣 (大正十二年三月施行)

- 胸腔内臓器に分佈する神経の名稱及び其生理的作用は如何
- 腹部大動脈の名稱並に其枝別如何
- 上肢神経痛の原因、發候其鍼灸療法如何
- 胃之俞、承扶の位置、及び解剖的所見、刺鍼の禁忌症は如何
- 鍼灸術の生理的作用を問ふ

●京都府 (大正十二年四月施行)

- 迷走神経の起始、經過、分佈、並に動脈との關係及び其機能を述べよ
- 腎臓の位置、形状其機能
- 胃痙攣に對する刺鍼部位及び其目的

○鎮靜術、興奮術の刺鍼の異なる點を擧げよ

○消毒方法の種類及び其方法を簡単に説明せよ

○金屬製のもの、消毒には石炭酸と昇水水と何れを用ふるか又其理由、稀釋度並に方法を問ふ

○常習頭痛の刺鍼穴名を問ふ

○上肢の刺鍼穴名を言へ

○胃弱症に灸灸する目的及び脊部に於て最効ある主治穴名を記せ

○遺尿症に對し要部に於ける灸灸する穴名及び其部位を記すべし

●廣島縣 (大正十二年四月施行)

- 總頸動脈の起始、經過、並に筋肉、靜脈及び神經の關係
- 交感神経の機能
- 鍼術は如何なる作用に由りて疾病に奏効するや
- 灸術は如何なる作用に由りて疾病に奏効するや
- 天容、風門、肝俞及び上廉の部位
- 消毒法の種類及び其目的

●静岡縣 (大正十二年四月施行)

- 上膊の神經、血管及び經過
- 肩胛關節の構造及び其作用
- 胃の位置、分佈する神經の名稱
- 鍼の大小を撰ぶべき部位
- 鍼の消毒すべき理由、及び平素使用する消毒薬名
- 消毒の目的
- 尺骨神經の刺鍼點を問ふ
- 胃痙攣に對する刺鍼法
- 灸術の効用
- 灸前後の處置
- 灸術に消毒すべき理由、及び平素使用する消毒薬名
- 脚氣に對する施灸點を問ふ
- 胃痙攣に對する施灸點を問ふ

●愛知縣 (大正十二年四月施行)

- 上膊に分佈する主なる神經、血管の名稱及び位置
- 尿は如何なるものか
- 慢性胃加答兒に施す鍼術の目的、施術部位及び其手技

○慢性氣管枝加答兒に施す鍼術の目的施術部位及び手技

○消毒の意義

(以上鍼術)

○鼠蹊管の位置、構造及び管内を通過するものを記せ

○健康體の脈搏、體温及び呼吸の數を問ふ

○消毒薬の種類及び其應用、濃度

○脊柱部に存する孔穴に點灸すれば如何なる作用を現すや

○四潰の解剖的位置及び主治

●徳島縣 (大正十二年四月施行)

- 肘關節の構造並に運動を司どる筋肉及び其部を通過する血管、神經の名稱を記せ
- 頭部に於ける重要な器管の位置、名稱を記せ
- 消化液の種類、並に其作用を記せ
- 股神經の起始、經過並に分佈部位
- 唾腺の位置及び作用を記せ
- 脾臓の機能を記せ
- 施鍼中に起る不慮なる變化に就き注意すべき事柄を記せ
- 氣海は何經に屬し何處にありや並に其施

鍼上の價値

○灸の誘導作用とは如何

○風池は如何なる經に屬し何處にありや並に其施灸上の價値如何

●鳥根縣 (大正十二年四月施行)

- 三叉神經の起始、經過、枝別
- 膝關節を構成する筋の名稱及び通過する血管、神經は如何
- 顔面神經麻痺に對する鍼灸點並に其奏効の理由
- 理學的消毒法に就て記せ
- 石灰酸水の製法及び應用

●長崎縣 (大正十二年五月施行)

- 上肢及び下肢に分佈する神經の名稱に就て記せ
- 脾臓の位置、形狀及び其作用を記せ
- 膽子嚢、滑肉門、陽陵泉の位置及び解剖的關係を記せ
- 前胸壁に位する禁鍼穴の名稱及び其位置を記せ
- 消毒の目的を以てする石灰酸の用法を記せ

- 施術前後の消毒法を記せ (以上鍼術)
- 皮膚の機能を記せ (以下灸術)
- 肝臓の位置、形狀を記せ
- 三陽絡、魄戶、懸樞の位置及び其解剖的關係を記せ
- 淺腓骨神經の徑路に位する經穴の名稱を記せ
- 灸術に必要な消毒法を記せ
- 消毒薬の種類を列記せよ

●山口縣 (大正十二年四月施行)

- 顔面神經の起始、並に枝別を記せ
- 大腿骨に起始、附着する筋の名稱を記せ
- 前頸部に存在する經穴の名稱部位を記せ
- 神經性嘔吐に對する鍼灸療法を記せ
- 消毒の必要を述べ併せて消毒薬の酒精に就て記せ
- 肋間神經痛に對する鍼灸療法を記せ
- 鍼器の消毒方法を記せ
- 燒灸の生理的作用を記せ
- 神關比隣の經穴の名稱及び其部位を記せ
- 灸術者に必要なる消毒方法を記せ

●大阪府 (大正十二年五月施行)

○胸廓を構成する骨の名稱を揚げ其内臓の位置を問ふ

○血液の生理的作用及び其成分を問ふ

○項部及び肩上に深刻して屢々腦貧血を起すことあり其理由及び所置法如何

○頰車、魚際、橫骨、脊中、痞根の解剖的位置、並に禁鍼の區別

○灸治の適應症と禁忌症を記し併せて其理由

○下腿内側に於ける經穴及び禁灸の區別並に之に分佈せる神經の名稱

○消毒薬の名稱及び其倍量並に(プロセン)トを記せ

○施術前何故消毒を行ふか其理由を説明せよ

●佐賀縣 (大正十二年五月施行)

- 腹壁前面、側面を構成する筋の名稱順を列記せよ
- 三叉神經、第三枝の分佈する部位を記述せよ
- 左記之關係を記述せよ
- 血脈と血管、呼吸運動と血脈
- 左記經穴の解剖的部位と刺鍼上注意すべき事を簡明に記述せよ

次體、三焦俞、靈臺、大敦、承筋

○清潔及び消毒の意義を記述せよ

○左記に就て記述せよ

○流動石灰酸、鍼術實地の際に最適當なると思ふ消毒薬の名稱及び使用法(以上鍼術)

(以下灸術)

○骨聯接の種類を例を示して記述せよ

○左記に就て意見を記述せよ

(イ)胎兒の血管には動脈血及び静脈血が相混じて流れて居るけれども成人にては動脈血は動脈管を静脈血は静脈管を流れて居る

(ロ)「ホルモン」とは如何、簡単に記述せよ

○左記經穴の解剖學的的部位と點灸上の注意を記述せよ

○心愈、上髁、白環俞、天髁

○夜尿症に對する灸治法に就て記述せよ

○癩性末梢神經麻痺に點灸せんとする場合考察すべき事項如何

○消毒薬として昇水水を使用せんとする場合に注意すべき事を記述せよ

●埼玉縣 (大正十二年四月施行)

- 體温の發生する理由を述べよ
- 鍼治に於ける消毒薬の名稱

滋賀縣、惠山鎮、長崎縣、奈良縣、福岡縣、大分縣

- アルコールは何度を用ふるや
- 僧帽筋の起始、停止
- 潤背筋の起始、停止
- 坐骨神経の起始、分佈
- 三角筋の部位及び血管、神経は如何
- 半身不隨に對する鍼灸點

●滋賀縣 (大正十二年四月施行)

- 胸廓の構成並に其部にある器官
- 關節の種類及び其構成
- 唾液、腺汁の生理的作用
- 交感神経に就て記せ
- 坐骨神経の徑路及び徑路にあると思はれる穴名

●惠山鎮 (大正十二年四月施行)

- 頭蓋を構成する骨の名稱及び其數
- 肩の經穴及び其數
- 鍼術の意義
- 灸治の適應症及び其意義

●長崎縣 (大正十二年五月施行)

就て

- 鍼灸術に消毒の必要なる理由
- 消毒薬の種類、性状、用途、附若し消毒薬無き場合は如何にするや
- 伏兎、天樞、身柱、天井、水泉、曲差の部位並に該部に循る血管、神経
- 腰痛の原因並に鍼治、肝臓病中適應、禁忌症を挙げ其の適應症に對する鍼治
- 鍼の術式並に應用
- 脚氣、膈加答兒に對する灸治
- 灸の種類を挙げて効果の優劣を答へよ

●鹿兒島縣 (大正十二年六月施行)

- 骨盤を構成する骨の名稱及び其骨盤内臓の名稱、位置
- 甲状腺、胸腺の位置及び生理的作用に就て知る處を記せ
- 經穴と血管、神経との關係
- 遺尿症の原因、症候及び鍼治、灸治如何
- 藥品消毒の優劣を記せ
- 傳染性疾患を鍼灸術にて豫防する方法

●富山縣 (大正十二年六月施行)

- 下腿に於ける筋、血管、神経の名稱
- 心臟の生理的作用

鹿兒島縣、富山縣、宮崎縣、群馬縣、大分縣、廣島縣

- 上肢に於ける主なる動脈、神経、筋肉の名稱如何
- 肺臟、心臟の位置、各部の名稱並に機能
- 横隔膜痙攣症に對する鍼治法
- 石炭酸、酒精、昇汞の消毒上の價値
- 消毒の理由及び消毒法の種類を問ふ
- 巨關及び中瀆の部位及び主治
- 月經痛に對する灸治法
- 肋膜炎の灸治法

●奈良縣 (大正十二年五月施行)

- 顔面神経の經過及び分佈を記せ
- 肝臟の位置、形状及び機能を述べよ
- 齒痛に對する刺鍼部位、經穴を示し其目的を述べよ
- 心運動に對して影響せしむる鍼治の部位を示し其理由を説明せよ
- 鍼治上消毒の必要なる所以を説明せよ
- 消毒藥品三種を挙げ其調製法、用途並に應用上の利害を記せよ (以上鍼術)
- 腋窩動脈の起始、經過、分佈並に静脈、神経の關係を述べよ (以下灸術)
- 呼吸の器械的作用を説明せよ

●宮崎縣 (大正十二年六月施行)

- 消毒薬の種類及び其應用を記せ
- 皮膚の消毒法
- 書癩に對する刺鍼術式並に其要穴
- 子宮痙攣に對する刺鍼術式並に其要穴
- 點灸の誘導法としての理由を記せ
- 遺尿症に對する施灸術式並に理由
- 大動脈の起始、經過、枝別に就て記せ
- 皮膚の生理的作用を挙げよ
- 消毒の目的に就て述べよ
- 消毒薬の名稱、並に稀釋度に就て
- 鍼の生理的作用を挙げよ
- 腹部に存する禁鍼穴の部位及び穴名を挙げよ
- 灸の種類其効用を挙げよ
- 上肢に於ける禁灸の部位、穴名を挙げよ

●群馬縣 (大正十二年月不明)

- 消化液を分泌する臓器の名稱を記せ
- 肘關節部の深在動脈及び神経を記せ
- 動脈血と静脈血との差異を記せ
- 鍼治に適する疾病を挙げよ
- 施鍼を禁すべき場合を記せ

- 胃の疾患に對する脊部に於ける點灸の位置を示し其目的を述べよ
- 無癢瘰癧及び有癢瘰癧の各長所を挙げよ
- 灸治上消毒の必要なる理由を説明せよ
- 昇汞水、石炭酸水の調製方法、用途並に其利害を述べよ

●福岡縣 (大正十二年六月施行)

- 三叉神経第一枝の起始、經過、枝別
- 神經刺戟とは何ぞ
- 鍼治の病體作用を問ふ
- 胃擴張の原因、症候、療法を問ふ
- 三十三倍の石炭酸稀釋法 (以上鍼術)
- 腰神経叢の枝別に就て知る處を掲げよ (以下灸術)
- 尿に就て知る處を掲げよ
- 神經性嘔吐の原因、症候、療法を問ふ
- 灸治の血脈に及ぼす作用を問ふ
- 「リゾール」に就て知る處を記せ

●大分縣 (大正十二年六月施行)

- 肩胛關節、膝關節の構造並に該部に於ける筋、神経、血管の關係
- 脾臟、甲状腺、心臟の作用附大小循環に

●大分縣 (大正十二年九月施行)

- 肋間神経痛の刺鍼點を記せ
- 蝴蝶骨の位置、形状、聯接
- 胃の幽門部は何れにありや
- 鎖骨下動脈の起始、經過
- 腹膜に就て説明せよ
- 坐骨神経の起始、經過
- 唾液の性状、成分、及び生理的作用
- 消毒薬の種類、性状、稀釋法
- 傳染病患者に接したる場合の處置
- 日射病の症候並に療法
- 皮膚病に鍼灸の可否及び療法
- 刺鍼により組織に如何なる變化を起すや
- 風池、合谷、崑崙の位置、及び血管、神経並に主治

●廣島縣 (大正十二年十月施行)

- 前脛骨動脈の經過並に筋肉、静脈及び神経との關係
- 動眼神経の機能
- 坐骨神経痛に對する刺鍼法
- 胃病に對する灸點法
- 風池、隔命、脊背、石關、曲池の部位

○石炭酸水の稀釋度及び其調製法

●愛知縣 (大正十二年十月施行)

○腦神經の名稱及び顔面神經の起始、經過其機能

○體温の調節機能を記せ

○消毒の必要なる理由

○後頭神經痛の刺鍼點、奏効の理由

○急性腸加答兒の刺鍼點、奏効の理由

(以上鍼術)

(以下灸術)

○直腹筋の起始停止、部位及び作用を問ふ

○動靜脈及び淋巴管の互に異なる點を記せ

○消毒薬名及び稀釋度を問ふ

○灸術の適應症及び禁忌症と其理由

○深部局所の貧血に灸術は奏効するや否や理由を附して説明せよ

●兵庫縣 (大正十二年十月施行)

○下肢に分佈する重なる血管、神經の名稱

○腸の消化機能に就て記せ

○痲癩に對する鍼治方法

○下記の理由を述べよ、療養を備ふる理由

日光に物を暴露する理由

○下商痛の鍼治

○胸腔内の臓器、機能の概略 (以上鍼術)

○三叉神經の分佈狀態

○脚氣に對する灸術並に其効驗如何

○施術を禁する身體の部位並に疾病の種類を記せ

○灸術に應用する消毒法

●静岡縣 (大正十二年十月施行)

○尺骨と橈骨との位置を問ふ

○坐骨神經の經過を問ふ

○胃の生理的作用を問ふ

○施術前消毒の必要なる理由を問ふ

○興奮、鎮靜術に就て其方法の異なる點を問ふ

○疾病により鍼の適否及び其効用を問ふ

○腹部禁鍼穴の部位を問ふ

○三叉神經の刺鍼點を述べよ

○施灸點の注意と其處置如何

○膝關節「レウマチス」の灸治法

○腦充血に對する施灸方法及其要穴、部位

○胸部禁灸穴名を問ふ

●岐阜縣 (大正十二年十月施行)

○神經の種類及び其機能如何

○肝臓の位置及び其機能を問ふ

○太陽鏡に及ぼす鍼術の作用

○横隔膜の痲痺に對する刺鍼點及び其目的

○手指の消毒法に就て記せ

○灸の大小、壯数を定むる標準及び三陰交の所在

○上膊神經痛に對する解剖的灸點及び其目的

●茨城縣 (大正十二年十月施行)

○肝臓の位置、形狀及び作用

○肋間神經の起始及び分佈

○禁鍼の部位

○消毒の意義、施灸の際消毒の順序消毒薬名二三

○肋間神經に對する灸治點

○禁灸の部位

●熊本縣 (大正十二年十月施行)

○上肢を形成する骨の名稱

○血液循環の徑路

○天府、缺盆の穴は何經に屬するや及び解剖的部位

○脊部の禁鍼、禁灸の穴名

○主なる消毒薬の名稱、用途

○薬品以外の消毒法

●奈良縣 (大正十二年十月施行)

○坐骨神經の經過並に分佈を記せ

○腎臓の位置、形狀及び其機能を記せ

○下肢の三里に刺鍼して胃痲痺に奏効する理由を説明せよ

○膀胱痲痺の主なる症狀及び鍼治法を記せ

○鍼術に最も適當なる消毒薬二種を挙げ其調製法を述べよ

○消毒の種類並に其方法を記せよ

(以上鍼術)

(以下灸術)

○下腿後側の筋名並に血管、神經との關係を記せよ

○心臓の位置、形狀並に其運動に就て記せ

○灸の血液並に血液循環に及ぼす作用に就て知る處を記せ

○慢性腸加答兒に對する腰部に點灸の部位目的を記せよ

○理學的消毒と化學的消毒との利害を説明せよ

○灸術に際し最も適當なる消毒方法を詳記せよ

●大阪府 (大正十二年十一月施行)

○脊髄神經分佈の概要を記せ

○口腔に於ける消化方法を問ふ

○管鍼と燃鍼の方法並に其何れを撰ぶや其理由

○至陽、肩髃、盲門、股門、青靈の解剖的位置、並に禁鍼の區別

○健康體に施灸するものあり果して其効果如何

○天髃、志室、陽關、迎香、魄戶の解剖的位置、並に禁灸の區別

○消毒薬の應用

○理學的消毒の種類、方法を問ふ

●福岡縣 (大正十二年十月施行)

○外頸動脈の經過及び其分枝如何

○體温の一定せるは如何なる働きに由るや

○三叉神經痛の原因並に症候

○消毒薬の種類及び其用法

(以上鍼術以下灸術)

○骨盤を構成する骨の名稱、各骨の位置、及び聯接を問ふ

○心臓の機能を問ふ

○遺尿症の原因、症候、療法を問ふ

○灸痕の化膿したるときは如何に處置すべきや

●福井縣 (大正十二年十一月施行)

○足骨の名稱を挙げよ

○膽汁の作用を記せ

○消毒に何故普通「アルコール」を使用するや

○手指消毒の順序

○三焦俞の解剖的位置及び治療的應用

○胃痲痺とは如何

○脚神經の名稱を述べよ

●島根縣 (大正十二年十月施行)

○下肢を構成する骨の名稱及び主なる關節に就て

○血液循環の概況及び血液の生理的作用

○坐骨神經痛の症候、原因及び之に施す刺鍼點、灸穴を問ふ

○三叉神經の起始、經過及び枝別を問ふ

○消毒の目的を述べ且つ消毒薬品二三に就て知る處を記せ

○手の消毒に就て

●鹿兒島縣 (大正十二年十月施行)

- 僧帽筋、胸鎖乳嚔筋の起始、停止、作用を記せ
- 血液循環の理由及び大小循環の別を記せ
- 要穴及び禁穴に就き二三の例を挙げ説明せよ
- 腦溢血の原因、症候及び灸治法を記せ
- 消毒薬と防腐薬との差異を記せ
- 昇水水及び石炭酸水の調製法

●石川縣 (大正十二年十一月施行)

- 軀幹を構成する骨の名稱並に聯接を問ふ
- 膝關節を通過する血管、神經の名稱及び相互の關係を説明せよ
- 消毒薬の名稱並に使用法を問ふ
- 血液循環に對する鍼の作用を述べよ
- 胃瘕瘕に對する鍼治法を問ふ
- 灸治に適せざる場合を挙げよ
- 喘息に對する灸治法を問ふ

●長崎縣 (大正十二年十一月施行)

- 鎖骨の位置、形狀及び聯接に就て記せ
- 喉頭を構成する軟骨の名稱を記せ

- 浮部、曲澤、風府の位置及び其解剖的關係を記せ
- 頭痛に對する鍼療法に就て記せ
- 鍼術施行に際し最も適當なる消毒方法を記せ
- 化學的消毒と理學的消毒法との異なる點を記せ (以上鍼術以下灸術)
- 骨盤を構成する骨の名稱及び其聯接に就て記せ
- 腸管各部の名稱及び其各部の長さに就て記せ
- 支正、地機、梁門の位置、及び其解剖的關係を記せ
- 腦溢血後の半身不隨に對する灸療法に就て記せ
- 皮膚病患者に向ひて灸術を行ふ場合の消毒處置を記せ

●長野縣 (大正十二年十一月施行)

- 坐骨神經の經過
- 腸各部の名稱及び作用
- 動脈と靜脈との區別
- 肋間神經痛に對する鍼灸術
- 鍼術、灸術の有効なる理由を記せ
- 消毒とは何か及び消毒薬の名稱を挙げよ

●和歌山縣 (大正十二年十一月施行)

- 眼窠を構成する骨の名稱
- 腸内に於ける消化液の作用を記せ
- 臨泣、陽谿、靈臺の解剖的位置、及び鍼灸を示せ
- 卒中の症候並に鍼灸療法を問ふ
- 横隔膜痙攣の原因、症候及び鍼灸療法
- 化學的消毒とは如何人並に消毒の必要なる理由を問ふ

●京都府 (大正十二年十月施行)

- 三叉神經の起始、經過及び動脈との關係並に機能
- 肝臟の位置、形狀、機能及び構造
- 瘧疾に對する刺鍼法
- 頸部の穴名及び位置
- 化學的消毒薬五種を挙げ
- 煮沸消毒法とは如何
- 慢性子宮内膜炎の原因、症候並に灸灸點
- 橈骨神經麻痺と尺骨神經麻痺との區別及び症候

●岡山縣 (大正十二年十一月施行)

- 上膊動脈の起始、經過、枝別並に正中神

●經との關係

- 大循環と小循環に就て知る處を記せ
- 齒痛に對する刺鍼法
- 建里、合谷、三陰交、湧泉、長強の所在並に解剖的説明
- 化學的消毒法とは如何
- 施術に當り消毒を要する理由
- 膀胱麻痺の症候及び其灸點法

●愛媛縣 (大正十二年十月施行)

- 腦神經の名稱
- 唾液の成分、生理的作用及び分泌する腺名
- 鍼の人體に及ぼす作用
- 灸治の醫治的作用
- 顔會、人迎、乘風、腹哀、曲池、崑崙の解剖的位置
- 鍼灸家として消毒の必要なる所以
- 消毒薬の種類及び稀釋度

●長野縣 (大正十二年十一月施行)

- 腹腔内臓器の名稱
- 横隔膜の作用及び之に分佈する神經の名稱

○關節とは如何

- 顔面に於て鍼術及び灸術を禁忌すべき部位を問ふ
- 胃瘕瘕に對する鍼術及び灸術
- 鍼灸術に於て消毒上注意すべき點を記せ

●大分縣 (大正十三年一月施行)

- 軟骨とは如何なるものなりや其所在を問ふ
- 細胞とは如何なるものなりや及び其種類を問ふ
- 鎖骨下動脈の起始、經過を問ふ
- 延髓の位置、形狀、聯接を問ふ
- 正中神經の起始、經過、分佈作用を問ふ
- 組織とは如何なるものなりや及び其種類を問ふ
- 心臓の構造、區別を問ふ
- 股動脈の起始、經過、枝別を問ふ
- 三叉神經の起始、經過、分佈を問ふ
- 淋巴液の性状、成分、並に淋巴腺の作用を問ふ
- 血液の性状、成分及び生理的作用を問ふ
- 消毒薬の名稱、溶解法、稀釋度、用途を問ふ
- 耳門、鳩尾、胃脘、天柱、風池の部位血

管、神經との關係及び四華の取穴方

- 癩癩の症狀、鍼灸治の可否並に應用法
- 嗅神經麻痺の鍼灸治法
- 腎臟炎に對する鍼灸治の可否及び治法
- ヒステリー症に對する鍼灸の可否應用法
- 便秘症に對する鍼灸の目的及び施術點

●東京府 (大正十三年三月施行)

- 皮膚の構造及び作用
- 消毒法
- 肩膊に對する刺鍼點
- 命門、支溝の位置 (以上鍼術)
- 肺の位置、形狀、作用 (以下灸術)
- 皮膚に適する消毒薬名
- 胃病に對する穴名
- 灸の炷へ方

●山梨縣 (大正十三年三月施行)

- 大、小循環の概況を述べよ
- 前膊淺層筋の名稱を問ふ
- 内腕、承筋、膈風の解剖的部位を答へよ
- 顔面痛に對する施術の部位並に要穴を問ふ
- 灸、鍼治の禁忌症並に禁穴を挙げよ

鳥根縣、愛知縣、藤本縣、茨城縣、大阪府、兵庫縣

○組織に及ぼす鍼灸治の影響とは如何

●鳥根縣 (大正十三年四月施行)

- 坐骨神經に施す刺鍼及び灸穴を記せ
- 膝關節附近にある禁鍼、禁灸穴の名稱
- 關節の構造、及び其作用を記せ
- 鎖骨の位置、形狀其聯接を記せ
- 消毒薬の名稱、用量、用途
- 治療局所の消毒方法

●愛知縣 (大正十三年四月施行)

- 四肢の皮下を走る重要な神經徑路を圖に就て説明せよ
- 瞬目運動は何の爲めに行はるゝや
- 鍼の消毒に昇永水の不可なる理由
- 健康體に於ける鍼術刺鍼の現象及び其應用
- 刺鍼後に起る障害に對する所置及び理由を説明せよ (以上鍼術)
- 心臟に出入する主要血管の名稱及び位置
- 舌の作用を記せ (以下灸術)
- 石炭酸、昇永水、アルコールを消毒薬として如何に使用すべきか

○施術室の準備及び艾の保存法

●藤本縣 (大正十三年四月施行)

- 肩胛部の筋の名稱
- 健康人の脈搏、體温及び呼吸の數
- 前頸部に於ける經穴名及び禁鍼、禁灸の穴名を擧げよ
- 箕門、陽關は何經に屬するや其解剖的部位を擧げよ
- 理學的消毒、化學的消毒とは如何なるものなりや

○石炭酸と昇永水の優劣を記せ

●茨城縣 (大正十三年四月施行)

- 肺臟の位置、形狀、機能を記せ
- 前脚に分佈する神經の名稱及び徑路如何
- 消毒薬の種類其適否を述べよ
- 消毒法の順序を記せ
- 捻骨神經痛の處置如何

●大阪府 (大正十三年四月施行)

- 腸管の名稱を上部より順序に記せ
- 體温調節に關與する臟器の名稱を擧げよ
- 鍼治療上反射及び誘導法とは如何並に實行せよ

例各二を記せ

○大陵、前谷、崑崙、神道、上關の解剖的部位、並に禁鍼の區別

○灸治の血液に及ぼす影響如何

○陽池、股門、至陽、天樞、臨泣の解剖的部位並に禁灸の區別

○最も簡單にして完全なる理學的消毒法を記せ

○「アルコール」は何の目的に用ふるや且つ其濃度を問ふ

●兵庫縣 (大正十三年四月施行)

- 血液循環に就て
- 坐骨神經の徑路及び分佈を記せ
- 鍼治法の神經疾患に奏効する所以を問ふ
- 膈痛に對する鍼治療法
- 消毒方法の種類及び其必要なる理由 (以上鍼術)
- 顔面神經の分佈及び其作用(以下灸術)
- 皮膚の効用を述べよ
- 灸の生理的作用を記せ
- 肋間神經痛の灸治療法
- 主なる消毒薬の種類及び其調製法を記せ

●德島縣 (大正十三年四月施行)

- 齒痛に對する鍼灸法
- 足の三里に施鍼すれば如何なる状態を顯示如何なる効顯ありや
- 風池に施灸すれば如何なる病に効顯あるや並に注意すべき事項を擧げよ
- 灸の種類と其長短を擧げよ
- 上脚内側を通過する大なる動脈、靜脈に就て記せ
- 甲状腺の位置、形狀並に其作用を記せ
- 顔面神經切斷する時は如何なる病狀を呈するや

●滋賀縣 (大正十三年四月施行)

- 腹腔の構造及び其器官の名稱
- 聽器の構造及び作用
- 内呼吸、外呼吸とは如何
- 淋巴管、淋巴腺とは何なるや
- 膽汁、脾液の作用
- 上肢に分佈する主なる血管、神經
- 臀部より膝部に至る間にある穴名
- 三叉神經の經過及び其部にある穴名

●静岡縣 (大正十三年四月施行)

德島縣、滋賀縣、静岡縣、廣島縣、京都府、福岡縣、山口縣

○肘關節を構成する骨名及び何關節に屬するや

○正中神經の經過及び作用

○三叉神經痛(第一第二枝)に對する鍼灸穴如何

○刺鍼中鍼の屈折したる時の處置如何

○灸法不良の場合如何

○頸部の禁鍼灸の穴名を記せ

○常に使用する消毒薬名

●廣島縣 (大正十三年四月施行)

- 頭蓋底を構成する骨の名稱
- 延髓に於ける中樞の種類及び名稱を擧げよ
- 膈痛に對する刺鍼法
- 脚氣に對する灸點法
- 腦空、或中、風門、命門、外關の部位
- リゾールの性狀並に其溶解法

●京都府 (大正十三年四月施行)

- 胸廓を構成する筋の名稱を擧げ其神經との關係を記せ
- 腎臟の位置、形狀及び其生理的作用
- 刺鍼に際し押手の効用

- 顔面神經麻痺の症候之れに用ゆる穴名
- 熱を用ゆる消毒方法を列擧し優劣を記せ
- 石炭酸の稀釋法並に其三%を五百瓦に造れ

●福岡縣 (大正十三年五月施行)

- 外股皮下神經の起點及び經過
- 生體に呼吸の必要なる理由を問ふ
- 鍼治の反射作用を問ふ
- 急性筋肉リウマチスの原因、症候治療法 (以上鍼術)
- 腎臟の位置及び血管との關係(以下灸術)
- 血液運行の原理
- 肋間神經痛の原因、症候、療法
- 神經性膈痛の原因並に療法

●山口縣 (大正十三年五月施行)

- 三叉神經の起點、經過及び枝別を記せ
- 腎臟の位置、形狀、構造及び其作用を記せ
- 偏頭痛の原因、症候及び鍼灸療法を問ふ
- 肩髃、曲池、伏兔、陰陵泉、解谿の部位を問ふ
- 消毒法の種類を問ふ

佐賀縣、高知縣、長崎縣、福岡縣、千葉縣、埼玉縣

●佐賀縣 (大正十三年五月施行)

- 上膊筋の名稱を列記せよ
- 建里、腎俞、小腸俞、肩井の解剖的部位を記せ
- 鍼治の禁忌症を記せ
- 氣管枝喘息に對する鍼治法に就て記せ
- 消毒薬の種類を列記せよ
- 鍼器の消毒法に就て記せ (以上鍼術)

- 顔面神経麻痺に對する鍼治法
- 關元、大杼の部位及び主治
- 胃瘧瘵に對する灸治法

●長崎縣 (大正十三年五月施行)

- 大腸前側及び後側筋の名稱を列記せよ
- 風門、肺俞、心俞、大椎、身柱の解剖的部位を記述せよ
- 灸治の適應症を列記せよ
- 脚氣の灸治點を列記せよ
- 消毒の効用に就て述べよ
- 施術部位の消毒法に就て記述せよ

- 呼吸器各部の名稱及び其位置を記せ
- 膀胱の位置及び作用に就て記せ
- 迎香、大杼、解谿の位置及び其解剖的關係を記せ
- 便秘に對する刺鍼點及び其刺鍼法を記せ
- 鍼の消毒をなす順序を記せ
- リソール、石炭酸、昇汞の溶解法を記せ (以上鍼術)

●千葉縣 (大正十三年六月施行)

- 坐骨神経に就て記せ (以下灸術)
- 脊椎を構成する骨の名稱及び其聯接を記せ
- 石門、養老、梁丘の位置及び其解剖的關係を記せ
- 膽石症に對する灸治の位置其灸點法を記せ
- 皮膚の消毒法に就て記せ
- 施術者の手指の消毒法に就て記せ

- 坐骨神経の經過を述べよ
- 榮養素の吸収を記せ
- 石炭酸の特徴を挙げよ
- 鍼の消毒法を詳記せよ
- 鳩尾の位置及び刺鍼法を述べよ
- 前頭部に於ける穴名を挙げよ (以上鍼術)
- 乳房の構造を述べよ (以下灸術)
- 血液とは如何
- 石炭酸の特徴を挙げよ
- 灸點後の處置を記せ
- 鳩尾の位置及び灸點法を記せ
- 後頭部に存する穴名を挙げよ

●埼玉縣 (大正十三年五月施行)

- 脊髄神経の前根と後根との區別
- 三叉神経の起始、經過、分佈

●高知縣 (大正十三年六月施行)

- 上腿に於ける主なる動脈、神経、筋肉の名稱
- 胸腔内臓器の名稱及び用途
- 消毒の種類及び其消毒の目的
- 白環灸、陽陵泉の部位及び主治

●福岡縣 (大正十三年六月施行)

- 運動神経の起始及び其作用 (第二日目鍼術)
- 胸腔内臓の名稱及び其生理的作用
- 鍼の禁忌症並に禁忌の部位は如何
- 化學的消毒法とは如何其用途を述べよ
- 不容、氣庫の部位 (以上鍼術)
- 皮膚の一部真皮に就て知る處を記せ
- 耳下腺の位置、及び其作用
- 喉頭の位置及び其作用
- 横隔膜の位置及び其作用
- 鎖骨の位置
- 胸腺の位置及び其作用
- 理學的消毒法の種類及び其用途
- 灸術家は何を以て消毒するや
- 灸の血管、神経に及ぼす作用
- 腓骨神経麻痺に對し灸治點及び其理由
- 四瀆、天井の部位

●三重縣 (大正十三年七月施行)

- 脊髄の位置及び機能
- 膀胱の位置、形状及び作用
- 鍼の感通とは如何なるものを云ふや
- 炎症痛と神経痛との鑑別並に療法は如何
- 阿是の穴に就き知る所を説明せよ
- 義溝、中都の經名及び部位、灸壯
- 施術部消毒の方法
- 消毒方法の種類を問ふ

●東京府 (大正十三年九月施行)

- 脚神經の名稱 (第一日目鍼術)
- 脊柱の區別其機能
- 煮沸消毒と燒却消毒との差異
- 鍼の刺方
- 鍼の効用
- 麻痺の快復する理由を述べよ
- 撥竹、陽白の部位

●青森縣 (大正十三年九月施行)

- 坐骨神経の徑路
- 心臓の位置、機能
- 坐骨神経に對する鍼治法
- 鍼の有効なる理由如何

●大阪府 (大正十三年十月施行)

- 鍼の消毒法
- 消毒薬の名稱及び其消毒を行ふ理由に就き (以上鍼術)
- 尺骨神経の徑路 (以下灸術)
- 胃の位置、形状、機能
- 灸治の有効なる理由
- 消毒薬の名稱及び其應用
- 消化器の名稱及び其位置を記せ
- 汗腺の解剖的位置及び其作用を記せ
- 刺鍼に由りて交感神経の作用に及ぼす影響は如何
- 胸廓下孔の周縁に存する穴名及び其解剖的部位並に禁鍼灸の區別
- 艾とは何ぞや其良否並に治療上に對する關係如何
- 迎香、角孫、期門、間使、陽輔の解剖的部位並に禁穴の區別
- 消毒薬二種を選び之れが稀釋法を説明せよ
- 煮沸消毒の方法並に適用を記せ

●大分縣 (大正十三年九月施行)

- 坐骨神経の起始、經過、分佈

三重縣、東京府、青森縣、大阪府、大分縣

徳島縣、石川縣、愛知縣、福岡縣、静岡縣

- 股關節の構造、並に上膊部に於ける血管神經の名稱、經過
- 肩胛關節の構造並に上膊部に於ける血管神經の名稱、經過
- 肝臟の位置、形状、構造
- 子宮の位置、形状、構造
- 血液の性状、成分及び血球の形状、作用
- 胃の理學的及び化學的作用
- 消毒薬の名稱、性状、稀釋度實地滅菌の順序
- 肋間神經痛、偏頭痛、腹膜炎、神經衰弱の鍼灸治法
- 脊柱、通谷、貫竹、水泉、客主人、積鼻の部位並に血管、神經との關係
- 灸の作用
- 折鍼時の處置

徳島縣 (大正十三年) 十月施行

- 迷走神經の分佈
- 上肢の淺靜脈並に淋巴管の徑路及び其機能
- 胆汁の形成の作用に就て記せ
- 鍼の大小、長短の特質並に其用途を記せ
- 偏頭痛の鍼灸法と効果ある理由を記せ

石川縣 (大正十三年) 九月施行

- 灸の禁忌症を擧げよ
- 石門に灸せし如何なる理由を以て如何なる疾病に効あるや
- 腸管の機能如何
- 坐骨神經の經過
- 消毒薬品名及び其用法如何
- 誘導を目的とする鍼灸法及び其效能ある理由
- 遺尿症に對する鍼灸法
- 反射的效能を目的とする灸點法及び其理由
- 遺尿症に對する灸治法

愛知縣 (大正十三年) 十月施行

- 下肢に於ける血管神經の名稱及び其經過
- 體温の發する理由
- 消毒の意義
- 鍼の長短、細大、刺戟の緩急、強弱等の撰擇を要する理由
- 雀喙術の性質と其適應症 (以上鍼術)
- 呼吸に關する筋肉の名稱及び位置 (以下灸術)

福岡縣 (大正十三年) 十月施行

- 交感神經の作用
- 消毒の種類五種以上を擧げよ
- 出血性疾患に對する灸術の適否及び其理由
- 肩髁、環跳の部位及び解剖的關係
- 神經中樞及び作用
- 書癩の原因、症候及び豫後並に療法
- 消毒の一般に就て簡單に述べよ
- 排泄物の種類に就き述べよ
- ヒステリーの原因、症候並に豫後
- 化膿する理由及び其處置

静岡縣 (大正十三年) 十月施行

- 胸廓を構成する骨の名稱
- 坐骨神經の徑路を問ふ
- 便秘に對する刺戟點を問ふ
- 鍼灸の適及び不適症の穴名
- 腹部に於ける禁鍼穴名を擧げよ
- 消毒の必要なる理由を問ふ (以上鍼術)
- 胸廓を構成する骨の名稱 (以下灸術)
- 坐骨神經の徑路を問ふ
- 消化不良に於ける灸治點及び其作用する

理由を明記せよ

- 灸治の禁忌症を擧げよ
- 腹部に於ける禁鍼穴名を示せ
- 點灸後の處置

京都府 (大正十三年) 十月施行

- 肺臟の位置、構造其機能を記せ
- 肩胛筋に分佈せる神經の起始經過を記せ
- 施鍼を避くべき部位を記せ
- 坐骨神經痛に對する刺戟の方法を記せ
- 消毒薬の名稱五つを擧げ其内二つに就き用法例示説明せよ
- シメルプツシュ氏の煮沸消毒機を圖解し用法を記せ
- 急性胃加答兒と胃痙攣に對する灸灸の目的及び其方法
- 脚氣病の下肢に施すべき穴名を明記すべし

滋賀縣 (大正十三年) 十月施行

- 頭蓋骨及び顔面を構成する骨の聯接
- 心臓の位置及び作用
- 迷走神經の起始、徑路及び其作用

京都府、滋賀縣、兵庫縣、奈良縣、長野縣

兵庫縣 (大正十三年) 十月施行

- 顔面神經の起始、經過及び其徑路に在ると思ふ穴名
- 妊娠には鍼灸を施して可なるや
- 大腿に分佈する血管、神經及び其穴名
- 禁灸とは如何
- 手術者、被術者の消毒の順序
- 脾臟の位置、形状、構造、作用
- 血液の量、成分、及び生理的作用
- 腰腹神經痛に對する鍼灸法如何
- 疼痛に對する鍼灸の適否如何
- リッソールの性状及び有効濃度 (以上鍼術)
- 皮膚の構造及び其効用 (以下灸術)
- 皮膚に分佈する神經の經過及び其作用
- 胃痙攣に對する灸治法
- 石炭酸の製法
- 灸の生理的作用

奈良縣 (大正十三年) 十月施行

- 三叉神經の起始、經過並に分佈を述べよ
- 腸の生理的作用を記せ
- 大迎、曲池、下三里の部位並に解剖的關係

長野縣 (大正十三年) 十月施行

- 二頭膊筋の起始、停止、作用
- 唾液に就て
- 石關の位置
- 鍼灸治の目的如何
- 胃痙攣に對する鍼灸法
- 消毒薬の名稱及び其溶解法

●同伊那町の部

- 胸廓に就て
- 縫匠筋の起始、停止、作用
- 脾臓の位置、形状
- 曲池の位置
- 顔面神経麻痺に對する鍼灸術
- 手指の消毒法

●熊本縣 (大正十三年十一月施行)

- 頭蓋骨各部の名稱
- 飲用したる水分は何れを通じて體外に排泄するや
- 三陽絡、陽池は何經に屬し且つ鍼灸の可否、神闕、乳中の解剖的部位
- 聽骨部の穴名を記せ
- 理學的消毒法
- 主なる消毒薬を擧げよ
- 鍼に對する消毒の方法

●鹿兒島縣 (大正十三年十一月施行)

- 心臟の位置、並に左右房室の作用目的を異にせる點を説明せよ
- 音響の聴取せらるゝ理由を説明せよ
- 肋間神経痛の原因、症候並に鍼灸法は如何

何

- 章門、不容の部位、血管、神経との關係
- 殺菌の理由を説明せよ
- 化學的消毒薬品の作用に就き例を擧げて説明せよ

●長崎縣 (大正十三年十一月施行)

- 頭蓋骨の名稱並に其聯接に就て記せ
- 心臟の位置及び其機能に就て記せ
- 豐隆、水分、曲鬢の位置及び其解剖的關係を記せ
- 胸部に刺鍼する場合特に注意すべき事項を記せ
- 鍼の消毒方法及び其順序に就て記せ
- 一般消毒法の種類に就て記せ(以上鍼術)(以下灸術)

●坐骨神經の起始、經過に就て記せ

- 消化器に屬する臟器の名稱及び其れより分泌する消化液の名稱に就て記せ
- 京門、中瀆、意舎の位置及び其解剖的關係を記せ
- 呼吸器病中灸術の適應するものを列記せ
- 消毒の必要なる理由に就て記せ
- 灸術の際に施行する消毒法に就て記せ

●廣島縣 (大正十三年十一月施行)

- 上膊動脈の部位及び之に關係する筋及び枝別如何
- 胃の知覺及び運動に對する神經機能
- 胃擴張に對する施鍼の目的及び刺鍼點
- 遺尿症に對する灸治法
- 天關、神道、幽門、上廉の部位及び禁鍼禁灸の區別
- 酒精(普通アルコール)と純酒精(無水アルコール)の消毒上に於ける優劣及び其理由

●和歌山縣 (大正十三年十二月施行)

- 腹部内臟器の名稱及び其各數を記せ
- 大及び小循環を説明せよ
- 陰市、承筋、意舎の解剖的位置及び其禁鍼灸を示せ
- 惡吐の症候及び其鍼灸療法を問ふ
- 痲痺、麻痺、截癱、偏癱の中風に就て説明せよ
- 「アルコール」昇水水の用途並に二十五倍石炭酸水は何%なりや

●朝鮮 (大正十三年十一月施行)

- 膝關節の構造に就て
- 坐骨神經の方行
- 外呼吸、内呼吸に就て
- 血管の種類に就て
- 五臓器の種類及び作用に就て
- 皮膚消毒に就て
- 鍼術の適應症及び禁忌症に就て
- 胃痲痺の原因、症候に就て
- 骨膜炎の症候
- 灸の適應症
- 鍼の効用
- 消毒液の名及び其溶解法
- 消毒器を持たずして患者に行々たる時の鍼の消毒法
- 灸の大小及び其施術前後の消毒法

●山梨縣 (大正十四年三月施行)

- 腎臓の位置、形状及び機能を述べよ
- 腹部動脈の起始、經過、枝別を記せよ
- 淋巴腺の作用
- 肋間神経痛の症候、療法を問ふ
- 腰椎の兩側にある穴名を擧げ主治を答へ

朝鮮、山梨縣、東京府、廣島縣、静岡縣

●東京府 (大正十四年三月施行)

- 唾液の作用 (第一日目の鍼術)
- 上肢に分布する主なる神経の名稱
- 結核患者の咯痰は如何に消毒するか
- 下眼窩神経痛の刺鍼法は如何
- 歩廊、兪府の部位
- 香髓の位置及び構造 (第二日鍼術)
- 鼻腔の生理的作用
- 膈痛の刺鍼法
- チアズ菌は何れより排泄せらるゝや
- 四白、陽稜泉の部位
- 皮膚を傷けたる時は如何なる障害を來すや (灸術)
- 總頸動脈、股動脈、橈骨動脈の最も觸れ易き部位
- 室内消毒の方法
- 常習頭痛の灸治點
- 灸治の血脈に及ぼす作用
- 大抒、腰兪の部位

●廣島縣 (大正十四年四月施行)

- 消毒の目的並に理由を述べよ
- 唾液の作用 (第一日目の鍼術)
- 上肢に分布する主なる神経の名稱
- 結核患者の咯痰は如何に消毒するか
- 下眼窩神経痛の刺鍼法は如何
- 歩廊、兪府の部位
- 香髓の位置及び構造 (第二日鍼術)
- 鼻腔の生理的作用
- 膈痛の刺鍼法
- チアズ菌は何れより排泄せらるゝや
- 四白、陽稜泉の部位
- 皮膚を傷けたる時は如何なる障害を來すや (灸術)
- 總頸動脈、股動脈、橈骨動脈の最も觸れ易き部位
- 室内消毒の方法
- 常習頭痛の灸治點
- 灸治の血脈に及ぼす作用
- 大抒、腰兪の部位
- 總骨動脈の起始 經過及び筋肉との關係を問ふ
- 脊髄より發する前根後根及び小腦の機能
- 子宮病に對する刺鍼點、灸部位及び刺入寸法を問ふ
- 天柱、兪府、上廉、肝兪、曲澤の部位を問ふ
- 胃病に對する六つ灸に相當するか
- 消毒の種類は何種ありや、又煮沸消毒時問何程でよきか
- 前頸部に存在する筋の名稱
- 呼吸の生理的作用
- 頸部に於ける禁鍼穴名
- 胃痲痺の刺鍼點
- 鍼具及び施鍼部の消毒方法 (以上鍼術)
- 前頸部に於ける筋の名稱 (以下灸術)
- 呼吸の生理的作用
- 灸の作用
- ヒステリーの施灸點を問ふ
- 肩痛に對する要穴點を述べよ
- 頸部の禁灸點を記せ

●静岡縣 (大正十四年四月施行)

- 前頸部に存在する筋の名稱
- 呼吸の生理的作用
- 頸部に於ける禁鍼穴名
- 胃痲痺の刺鍼點
- 鍼具及び施鍼部の消毒方法 (以上鍼術)
- 前頸部に於ける筋の名稱 (以下灸術)
- 呼吸の生理的作用
- 灸の作用
- ヒステリーの施灸點を問ふ
- 肩痛に對する要穴點を述べよ
- 頸部の禁灸點を記せ

●島根縣 (大正十四年四月施行)

- 腎臓の位置、形状其機能
- 頸部を通過する血管、神経の名稱及び其關係
- 痙攣に對する鍼の作用を記せ
- 鍼の禁忌症と禁忌點
- 理學的消毒法の種類と方法
- 3%の石炭酸水は如何に作るか其五〇〇瓦を作れ
- 慢性胃腸加答兒に灸治の有効なる理由
- 灸術の適應症と不適應症

●愛知縣 (大正十四年四月施行)

- 脾臓の大きさ、形状及び位置如何是に隣接する諸臓器の名稱
- 神経傳達の方向如何
- 刺鍼及び手指の消毒法
- 鍼灸刺戟の血管系に及ぼす作用
- 承滿、胃贛の部位及び解剖的關係 (以上鍼術)
- 手の皮膚に分佈する神経の領域如何 (以下灸術)
- 胃の消化作用を記せ

- 消毒薬五種を挙げ其稀釋度及び用法を詳記せよ
- 後薦骨孔部に點灸の適應症及び其奏効の理由
- 病症及び體質に依り灸の大小、壯数を測定すべき要ある理由

●京都府 (大正十四年四月施行)

- 異なる種類の消毒方法五種を記せ
- 熱の消毒的作用に付て記せ
- 脾臓の位置、形状及び其機能
- 顔面神経の筋肉、血管との關係を記せ
- 膝關節周囲の穴名及び部位
- 神経痛に對する刺鍼の方式及び其効用ある理由を説明し坐骨神経痛に應用する穴名を挙げよ
- 灸の血管、神経に及ぼす影響如何、艾の大小との關係
- 急性胃加答兒に灸の適する場合及び應用穴名を挙げよ

●兵庫縣 (大正十四年四月施行)

- 尺骨神経の經過を述べよ
- 皮膚感覺の性質に就て述べよ

- 上肢神経痛に對する鍼治方法
- 鍼術施行に際しての準備如何
- 消毒の種類及び其必要なる理由を問ふ (以上鍼術)
- 下肢に分佈する神経、脈管の名稱を問ふ (以下灸術)
- 淋巴腺の構造及び其作用を述べよ
- 灸の生理的反應
- 施術上注意すべき事項如何
- 石炭酸水の製法及び其用途を問ふ

●大阪府 (大正十四年四月施行)

- 關節の種類を例を挙げて説明せよ
- 血液の生理的作用を問ふ
- 頸部に存する穴名及禁鍼穴の區別並に其應用を記せ
- 施術部採按の方式及び其効用を記せ
- 艾の大小、壯数を定むる標準如何
- 絲竹空、期門、支正、瘰癧門、股門の解剖的部位並に禁灸の區別
- 施術者の手の消毒方法を問ふ
- 煮沸消毒とは如何且つ之に適應する物品三つを挙げよ

●大分縣 (大正十四年四月施行)

- 其禁鍼灸の別
- 上膊部の禁鍼、禁灸の穴名
- 藥品以外の消毒方法
- 皮膚の消毒方法

●臺灣高雄州 (大正十四年三月施行)

- 心臟の位置及び之れに附隨するもの、名稱を記せ
- 肩胛骨の位置、形状及び隣接する骨の名稱を記せ
- 脊柱の名稱及び個数を記せ
- 大腿部の筋の名稱を記せ
- 腹腔内臓器の名稱、位置、及び形状を記せ
- 血液の循環を記せ
- 消化作用とは如何
- 睡眠感覺の起る原因
- 疲勞と筋肉との關係如何
- 消毒薬の種類五種を挙げ之れを使用する其濃度及び使用方法如何
- 鍼灸術の三作用如何
- 手全部に於ける經穴の名稱如何
- 鍼灸術禁忌の場合

●福岡縣 (大正十四年五月施行)

- 胸鎖乳嘴筋の起始、停止、並に血管、神經に就き記せ
- 消毒薬の名稱並に其効用を記せ
- 肋間神経痛の原因、症候、療法に付き記せ (以上鍼術)
- 腹筋の名稱並に血管、神經に就て記せ (以下灸術)
- 灸治に應用する消毒法の順序に就て記せ
- 灸治の適應を問ふ

●滋賀縣 (大正十四年五月施行)

- 下肢に分佈する主要なる血管、神経の名稱を問ふ

●長崎縣 (大正十四年五月施行)

- 脊髄神経の名稱及び其各對を記せ
- 肺臓の位置、形狀、並に其構造を記せ
- 尺澤、湧泉、絲竹空の位置、及び其解剖的關係を記せ
- 常習便秘に對する刺鍼法を記せ
- 鍼術施行に必要な消毒方法を記せ
- 主なる消毒薬の名稱並に稀釋法を記せ

(以上鍼術)
(以下灸術)

- 顔面頭蓋を構成する骨の名稱を記せ
- 脾臓の位置、形狀並に其作用に就て記せ
- 三陰交、大横、隔俞の位置、及び其解剖的關係を記せ
- 慢性氣管枝炎に對する灸點法を記せ
- 灸術施行に適切する消毒法を記せ
- 昇水水の溶解法并に應用に就て記せ

●奈良縣 (大正十四年五月施行)

- 呼吸筋の名稱、起始、停止、及びこれに分佈する血管、神經を説明せよ
- 血液循環を替む器管の名稱、位置及び成人の血液循環を詳細説明せよ
- 腹部に於ける刺鍼法と其理由を説明し併せて

せて施術上の注意を記せ

- 筋肉麻痺に對する刺鍼法を記し且つ一例を舉げて應用の穴名、及び理由を説明せよ
- 業務上消毒の必要なる理由を述べ且つ常に多く用ひらるる消毒薬品三種の名稱及び其使用方法を説明せよ
- 理學的消毒と化學的消毒とに就て其長所と短所を説明せよ(以上鍼術)(以下灸術)
- 骨盤を構成する骨名同聯接並に骨盤内の臓器の位置、並に主要なる血管、神經を説明せよ
- 泌尿器の位置、並に其生理的作用を記せ
- 灸の腸蠕動に及ぼす影響に就て知る所を記せ
- 慢性子宮内膜炎に對する應用穴名及び其目的を記せ
- 消毒を行ふ理由、並に消毒の種類を説明せよ
- 昇水水、石炭酸水の調製法、用途並に其應用上の利害を説明せよ

●佐賀縣 (大正十四年五月施行)

- 三叉神經の分佈を説明せよ
- 曲池、鳩尾、肩井、箕門、承筋の解剖學的的部位、及び禁鍼穴名を舉げよ

●東京府 (大正十四年六月施行)

- 坐骨神經痛の症候及び其灸治點を記せ
- 5%の石炭酸水は何倍なるや其調製法(以上鍼術)
- 背部に於ける淺層筋の名稱を列記せよ(以下灸術)
- 上肢に於ける禁灸穴名及び腰眼、風市の解剖的部位
- 助間神經痛の重なる症候及び灸治點
- 化膿菌の名稱及び法定消毒薬の應用
- 動脈管と靜脈管の區別 (第一日鍼術)
- 腎臓の作用及び尿の成分
- 木製器具及び金屬器具の消毒法
- 石灰乳の製法及用途
- 鍼の度
- 肝臓の位置及び生理的作用(第二日鍼術)
- 呼吸の目的及種類
- 略痰及び衣類の消毒法
- 刺鍼局部に粟粒の生ずる理由
- 撥竹、迎香の部位
- 胃の位置、及び其作用 (第三日灸術)
- 耳下腺及び外聽道の部位
- 脾臓の位置及び其機能

- 大小便の消毒方法
- 慢性胃カタルの灸治點
- 頭痛の灸治點
- 曲差、臨泣の部位

●宮崎縣 (大正十四年六月施行)

- 上肢、下肢に於ける血管、神經の名稱並に徑路、分岐を舉げよ
- 呼吸の作用及び呼吸式に就て記せ
- 消毒法の種類及び其使用法に就て述べよ
- 鍼治を禁すべき部位及び場合如何
- 坐骨神經痛の原因、徵候並に之に對する鍼治法及び其刺鍼穴名を問ふ
- 胸腹に於ける禁灸穴の部位、穴名を舉げよ
- 尿道加答兒の原因、徵候並に之に對する灸治點の部位、穴名如何

●三重縣 (大正十四年七月施行)

- 脾臓の位置、形狀、機能
- 神經中樞及所在
- 鍼の刺し方、押手の効用
- 橈骨神經麻痺の症候及び鍼療法
- 藥物消毒に依らざる消毒方法

宮崎縣、三重縣、神奈川縣、青森縣、島根縣

- 施術時に行ふ消毒方法 (以上鍼術)
- 脾臓の位置、形狀、機能 (以下灸術)
- 神經中樞の所在
- 有熱患者に灸術を施す時は如何
- 合谷、三陰交穴の所在及び主治
- 藥物消毒に依らざる消毒方法
- 施術時に行ふ消毒方法

●神奈川縣 (大正十四年六月施行)

- 上肢淺靜脈の經過を記せ
- 呼吸の血液循環に及ぼす作用
- 刺鍼時の處置法は如何
- 坐骨神經痛の刺鍼法並に其要穴
- 刺鍼時に適當なる藥液の溶解法
- 器械と息部の消毒法の順序 (以上鍼術)
- 横隔膜の位置、起始及び作用(以下灸術)
- 消化液の種類及び其作用
- 大、小灸の利害得失を記せ
- 咳嗽、吃逆を制止する點灸の方法並に其要穴
- 點灸時消毒せざれば如何なる結果を來す虞れあるか
- 理學的消毒は皮膚消毒に適するや否や

●青森縣 (大正十四年九月施行)

- 上肢神經の種類を記せ
- 皮膚の構造及び機能を問ふ
- 坐骨神經に對する鍼治法を問ふ
- 鍼術の効用を記せ
- 消毒薬の名稱及び消毒を行ふ理由を記せ
- 坐骨神經の徑路を記せ (以上鍼術)
- 腹部臓器の名稱及び機能を記せ
- 痲疹に對する灸治法を問ふ
- 灸の有効なる理由を述べよ
- 消毒を行ふ理由を記せ
- 消毒薬の名稱及び其稀釋度を記せ
- 島根縣 (大正十四年十月施行)
- 下肢を構成する骨の名稱、其数を記せ
- 腋窩を通過する神經、脈管を記せ
- 麻痺に對する鍼の作用如何
- 頸部の刺鍼にて特に注意を要する事項を記せ
- 術者の消毒の方法を述べよ
- 左の物品、器械の消毒方法を記せ
- 被服、ゴム管、鍼、紙屑、瓜先刷毛
- 慢性胃腸加答兒の灸治點、及び其有効なる理由を記せ
- 灸の禁忌點及び禁忌する場合

●北海道 (大正十四年十月施行)

- 上膊の筋肉、及び之れに分布する血管、神経の名稱を記せ
- 血液の生理的作用を記せ
- 施灸部の組織的變化に就て知る所を記せ
- 神経痛に對する刺灸の方式及び其有効なる理由を記せ
- 左の疾病に鍼術、灸術を施して可なりや猩紅熱、坐骨神経痛、胃痛、顔面神経麻痺、急性腹膜炎、便秘、半身不隨、胃瘰
- 熱の消毒的作用に就て説明せよ
- 千倍の昇永水の製法、用途並に注意事項を記せ

●青森縣 (大正十四年九月施行)

- 神經の區別及び生理的作用(第一日鍼術)
- 煮沸消毒及び蒸氣消毒の方法並に之れに適當する消毒物品
- 神経痛の刺灸法及び其手技を述べよ
- 腸骨部に於ける穴名及び部位を述べよ
- 骨の種類及び構造 (第二日鍼術)
- 骨の作用
- 互斯消毒の方法

- 顔面神経痛の刺灸點及び手技を述べよ
- 顔面部にある穴名を述べよ
- 顔面各部の名稱(灸術)
- 筋肉の生理的作用
- 化學的消毒とは如何
- 陶器、金屬及び毛織物の消毒は如何
- 齒痛に對する灸治點
- 灸の化膿したる時の處置法
- 頭部正中線の穴名及び部位

●栃木縣 (大正十四年九月施行)

- 脊髄神經の數及び其の區別
- 唾液の作用及人體の榮養素を問ふ
- 消毒と清潔法及び石炭酸の使用法
- 誘導作用とは如何
- 坐骨神経痛に對する鍼治法
- 肋間神経痛に對する灸治法
- 消毒薬の名稱及び鍼術、灸術に適する消毒薬を問ふ
- 胸腔内臓器の名稱、位置及び形狀を問ふ
- 下腿背面皮下に分布する血管神経の名稱
- 肋間神経痛に對する鍼治法

●福岡縣 (大正十四年十月施行)

- 上腕、陰廉の解剖的部位及び効用
- 腦神經の名稱を舉げよ (以下灸術)
- 人乳の性状及び成分を問ふ
- 法定消毒薬五種以上列記せよ
- 腰部諸點に於ける弱き灸的刺戟の適應症を述べよ
- 痔疾に對する療法及び奏効する理由
- 左記に就きて記述せよ
 - 迴旋椎、屈伸椎、脊髓管、假椎
 - 血壓に就て知る處を記述せよ
 - 膝關節を通過する血管、神経を記せよ
 - 鍼治上鎖靜を目的とする場合の手技及び其理由を簡明に記せよ
 - 左記經穴の位置及び施灸上の注意如何
 - 缺盆、身柱、靈臺、水分、三焦俞
 - 施灸に際して最適當と信すべき消毒方法を詳細に記せよ
 - 直接刺戟を目的とする場合に於ける灸治の作用は如何
 - 左記の經穴の位置及び施灸上の注意如何
 - 心俞、脊中、風門、大椎、天柱
 - 施灸に際して施行すべき最適當と信する消毒方法如何

●沖繩縣 (大正十四年十月施行)

- 喘息に對する灸治法
- 腹部正中線の穴名を問ふ
- 脾臓の位置及び機能に記せ
- 十二對腦神經の名稱を列記し且つ其神經の分布區域並に作用の概要を記せ
- 頭痛の際に於ける鍼治療法に適せる場合を記せ
- 筋運動神經に於ける鍼の生理的作用
- リゾール水及び石炭酸水の製法並に使用上の注意如何 (以上鍼術)
- 肋骨聯接に就て記せ (以下灸術)
- 五臓器の名稱を舉げ且つ之れに分布する神經を記せ
- 消化器疾患中灸療法の適、不適を舉げよ
- 灸術の誘導作用に就て知る處を記せ
- 消毒薬として必要なる條件を記せ
- 延髓の解剖を記せ (以下鍼術)
- 呼吸筋の起始、停止及び作用
- 風府、上廉の解剖的位置
- 加答兒性黄疸の處置

●兵庫縣 (大正十四年十月施行)

- 喘息に對する灸治法
- 腹部正中線の穴名を問ふ
- 脾臓の位置及び機能に記せ
- 十二對腦神經の名稱を列記し且つ其神經の分布區域並に作用の概要を記せ
- 頭痛の際に於ける鍼治療法に適せる場合を記せ
- 筋運動神經に於ける鍼の生理的作用
- リゾール水及び石炭酸水の製法並に使用上の注意如何 (以上鍼術)
- 肋骨聯接に就て記せ (以下灸術)
- 五臓器の名稱を舉げ且つ之れに分布する神經を記せ
- 消化器疾患中灸療法の適、不適を舉げよ
- 灸術の誘導作用に就て知る處を記せ
- 消毒薬として必要なる條件を記せ
- 延髓の解剖を記せ (以下鍼術)
- 呼吸筋の起始、停止及び作用
- 風府、上廉の解剖的位置
- 加答兒性黄疸の處置

●福井縣 (大正十四年十月施行)

- 延髓の解剖を記せ (以下鍼術)
- 呼吸筋の起始、停止及び作用
- 風府、上廉の解剖的位置
- 加答兒性黄疸の處置
- 滋賀縣 (大正十四年十月施行)
 - 腹腔内に於ける臓器の名稱を記せ
 - 大腿に附着する筋の名稱を記せ
 - 皮膚の機能を問ふ
 - 鳩尾、巨關、膻門、天府、俠白の所在を問ふ
 - 坐骨神経痛の症狀及び其鍼灸治法を述べよ
 - 慢性便秘の症候及び鍼灸治法を問ふ
 - 鍼灸を禁ずる場合を問ふ
 - 石炭酸并にアルコールは如何にして消毒に用ふるや
- 鹿兒島縣 (大正十四年十月施行)
 - 胸腔内及び腹腔内に於ける臓器の名稱を舉げよ
 - 胃及び小腸の消化作用に就て説明せよ
 - 所謂禁穴と解剖的禁穴との差異如何
 - 筋ロイマチスの原因、症候、並に鍼灸治法如何
 - 昇永水の製法並に使用上の注意に就て説明せよ
 - 鍼及び手指の消毒に各適當なる消毒薬の品名を舉げて説明せよ

●愛知縣 (大正十四年十月施行)

- 大腿中央部斷面を圖解若くは説明せよ
- 排尿作用を説明せよ
- 施灸時に於ける消毒法
- 慢性胃腸加答兒に對する療法

岡山縣、愛知縣、沖繩縣、滋賀縣、鹿兒島縣

●山口縣 (大正十四年十月施行)

- 肩胛關節の構成を記し之れに分佈する神經の名稱を記せ
- 體温の調節作用に就て知る所を記せ
- 鍼灸の血液に及ぼす影響を問ふ
- 橈骨神經麻痺の原因、症候及び之れに對する鍼灸術式を問ふ
- 消毒の意義を問ふ

●大阪府 (大正十四年十月施行)

- 顔面神經の經過及び分佈を問ふ
- 胃の消化作用を問ふ
- 神經性疼痛と炎症性疼痛の區別並に其鍼灸法を述べよ
- 下關、完骨、風門、合谷、陰陵泉の解剖的部位及び其應用を記せ
- 施灸の血液、血管、並に神經に及ぼす關係如何
- 取穴の方法如何之が二例を挙げ説明せよ
- 日光消毒と蒸氣消毒に適當なる物品各種の名稱を記せ
- 五%石炭酸水を以て三%石炭酸水一五〇〇瓦を作らんに其の石炭酸水と水とを如何なる割合に加ふべきか

●京都府 (大正十四年十月施行)

- 皮膚の構造及び生理的作用を問ふ
- 頸部に於ける主なる血管、神經の名稱を問ふ
- 胸部に於ける刺鍼の法式及び之に効ある疾病を問ふ
- 腰部各側に於ける穴名及び其部位
- 皮膚の消毒薬の名稱及び稀釋するものなれば稀釋量
- 理學的消毒法の種類及び其内の一つに付き委しく説明せよ
- 醫風、膽愈、湧泉、手の小海の解剖的部位
- 麻痺に於ける灸術の可否を問ふ

●奈良縣 (大正十四年十月施行)

- 股動脈の起始、經過、枝別并に靜脈、神經の關係
- 横膈膜に就て記せよ
- 銀鍼の長所を挙げよ
- 太陽叢に刺鍼を興ふる部位と方式
- 鍼術を施すに消毒の必要なる理由如何
- 鍼術者に最も有利な化學的消毒薬三種に就て詳記せよ

就て詳記せよ

(以上鍼術)

●長崎縣 (大正十四年十月施行)

- 顔面神經の起始、經過並に分佈を記せよ
- 消化液の種類并に其生理的作用
- 消化器疾患中灸術の適應症と奏効する理由
- 曲池、三陰交、腰眼、醫風の部位と主治を問ふ
- 灸術を行ふに消毒の必要なる理由
- フォルマリン消毒の利害并に其應用を記せよ
- 上肢皮下神經の名稱並に前脛骨動脈及び後脛骨動脈の經過を記せ
- 血液の効用及び骨髓官能の區別に就て記せ
- 扶突、盲俞、跗陽の位置及び其解剖的關係を記せ
- 正中神經の徑路に位する經穴の名稱を記せ
- 鍼術者に最も必要なる消毒薬の名稱三種を挙げ其稀釋度に就て記せ
- 鍼術を施行するに際し心得可き消毒方法を記せ

の順序を記せ

(以上鍼術)

- 皮膚の構造を記せ (以下鍼術)
- 神經纖維の機能上の種別を記せ
- 四瀆、梁門、章門の位置及び其解剖的關係を記せ
- サフエナ神經の分佈區域に位する經穴の名稱を記せ
- 消毒不完全の場合如何なる危害を生ずるか
- 灸術施行に際し如何なる消毒薬を使用するか其稀釋度及び順序を記せ

●福岡縣 (大正十四年十一月施行)

- 腎臓の位置、形狀並に其機能を問ふ
- 前膊橈骨側の筋肉及び主なる血管、神經の名稱を挙げよ
- 膀胱麻痺の原因、症候及び鍼灸法を問ふ
- 鍼灸を禁すべき場合を挙げよ
- 熱を用ひて消毒すべき品目及び方法を問ふ (以上鍼術)
- 肝臓の位置、形狀並に其機能を問ふ (以下鍼術)
- 腹筋の名稱及び之に分佈する血管、神經は如何ん

●和歌山縣 (大正十四年十一月施行)

- 風池、陽關、孔最の解剖的位置並に其部に於ける灸治の適應症を問ふ
- 灸治を禁すべき場合を挙げよ
- 消毒薬品の種類及び其應用を問ふ
- 前膊に於ける屈筋の名稱を列舉せよ
- 脈搏の起る理由を問ふ
- 承扶、承靈、承漿の解剖的位置及び其禁鍼灸を示せ
- 横膈膜痙攣の原因、症候及び鍼灸療法を問ふ
- 神經性心悸亢進の症候及び鍼灸療法を問ふ
- 消毒に普通使用する「リソール」水、石炭酸水は何%なりや
- 通常「アルコール」と無水「アルコール」とは何れが消毒力優れるか并に理由如何

●徳島縣 (大正十四年十月施行)

- 坐骨神經の經過及び分佈狀態
- 血液の生理的作用
- 筋肉各部の名稱及び其生理的作用を問ふ
- 刺鍼部及び手指の消毒法に就て

●山形縣 (大正十四年十月施行)

- 股動脈の起始、經過、枝別を記せよ
- 消化液の名稱及び作用を説明せよ
- 天柱、曲差、肩外、腹結、水泉の部位を問ふ
- 胃加答兒の症候及び鍼灸法を示せ
- 消毒の目的及び昇水、酒精、石炭酸の消毒の用途を示せ
- 偏頭痛に對する灸治法
- 喘息に對する灸治方法
- 下肢を構成する骨の名稱
- 胸鎖乳嚔筋の起始、停止、其作用
- 横膈膜の位置及び作用
- 動脈とは何ぞ
- 常習便秘に對する鍼灸術
- 石炭酸に就て

富山縣、愛媛縣、埼玉縣、山梨縣、大阪府

●同伊那町の分

- 腹腔内に在する臓器の名稱
- 前脛骨筋の起始、停止及び作用
- 腎臓の位置及び機能
- 坐骨神経を説明せよ
- 氣管枝喘息の鍼灸術
- 昇永に就て

●富山縣 (大正十四年十月施行)

- 鎖骨の位置、形状並に聯接法を問ふ
- 睡眠を催す理由如何
- 刺鍼により上喉頭神経を刺鍼したる時は如何なる反應ありや
- 顔面痛の刺鍼法を記せ
- 被術者が腸チブス患者たりし場合は如何なる處置をなすべきや
- 理學的消毒法とは如何ん
- 施灸温度の達せざる深部内臓機能に反應する理由
- 灸痕の再生機能を記せ

●愛媛縣 (大正十四年十一月施行)

- 肘關節の構造及び深在動脈並に神經を問ふ

●埼玉縣 (大正十四年十二月施行)

- 血管の種類及び血液循環に就て
- 鍼の感通とは如何及び局部に起る變化を問ふ
- 左の經穴に就て知る所を記せ
- 上關、天鼎、心俞、天府、承筋
- 細菌を死滅せしむるには如何なる方法に依るや
- 消毒薬の種類及び稀釋度を問ふ
- 灸の醫治的効能のある理由

●山梨縣 (大正十五年三月施行)

- 運動神経とは如何
- 消毒薬の名稱
- 蒸氣消毒と瓦斯消毒との差異
- 神經に刺戟する時は如何になるや
- 血液の作用 (以上鍼術)
- 頸部の血管、神經の名稱 (以下灸術)
- 燒却法
- 筋肉リヨマチス療法及び五福、腹結の部
- 胃加答兒に對する灸穴及び刺戟が脊髄の中樞ならば何神經をへて遠心性に移るや

●大阪府 (大正十五年三月施行)

- 脾臓の位置、形状、作用
- 上脘諸筋の名稱及び起始、停止を問ふ
- 皮膚の生理的作用
- 顔面神経麻痺の原因、症候、療法
- 左記の穴名の解剖的部位を問ふ
- 昇永使用上の注意事項
- 皮膚の構造を記せ
- 體温發生の理由及び四時同温を保つ理由如何
- 九鍼とは何ぞや並に現今多くは何鍼を使用せるや
- 臍を中心として其上下、左右各二穴並に大略、肩引の解剖的部位、禁鍼の區別及び同穴の應用を記せ
- 灸治に由りて深部臓器の病變を調節し得る理由如何之が二例を示せ
- 隱白、至陽、陽池、附分、京門の解剖的部位、並に禁灸の區別
- 最も完全なる理學的消毒二種を挙げ之を説明せよ
- 排泄物に適當なる消毒薬の名稱、稀釋度を問ふ

●兵庫縣 (大正十五年四月施行)

- 上肢の主なる血管、並に神經の名稱を舉げ且つ其經過の概要を問ふ
- 瓦斯交換に就て詳記せよ
- 鍼の治療的作用を問ふ
- 齒痛に對する鍼治の方法並に其効果如何
- 鍼治に用ゆる消毒薬の種類及び應用 (以上鍼術)
- 皮膚の構造及び作用を問ふ (以下灸術)
- 血液循環を記せ
- 灸の血液に對する影響を問ふ
- 脚氣に對する灸治の方法並に効果如何
- クレゾール液の製法並に効果如何

●福岡縣 (大正十五年四月施行)

- 坐骨神経の起始、及び經過を問ふ
- 肺臓の位置、形状及び機能は如何
- 風府、氣海、大包の解剖的部位並に分佈する血管、神經の名稱を記せ
- 鍼術の疾病に効ある理由を記せ
- 薬品を用ひずして消毒すべき方法を問ふ (以上鍼術) (以下灸術)
- 顔面神経の起始及び經過を問ふ

兵庫縣、福岡縣、北海道、愛知縣、島根縣

●北海道 (大正十五年四月施行)

- 心臟の位置、形状及び機能は如何
- 慢性胃加答兒の症候並に灸治法を問ふ
- 項部並に腹部に於ける禁穴の部位を記せ
- 灸治に應用する消毒の方法を問ふ
- 迷走神経の起始、經過、及び分佈を記せ
- 四頭股筋の起始、停止、及び作用を記せ
- 腓腸筋痙攣の原因となるべきものを記せ
- 左記の二項に就て記せ
- 充血と鬱血の區別、咯血と吐血の區別
- 刺鍼時消毒せず行ふ時の危険を記せ
- 蚤、蠅、蚊の蟲類の媒介する主なる傳染病の名稱を記せ (以上鍼術)
- 縫匠筋の起始、停止及び作用 (以下灸術)
- 唾液の性状及び作用を記せ
- 偏頭痛の原因となるべきものを記せ
- 左記の區別を記せ
- 外出血と内出血の區別、水腫と浮腫の區別
- 消毒薬として昇永水の調製法及び消毒に適する物件を記せ
- 消毒患者を取扱たる時の豫防上の注意を

●愛知縣 (大正十五年四月施行)

- 上脘に於ける重なる血管、神經の名稱及び位置を問ふ
- 反射作用を説明し其類別を挙げよ
- 消毒薬として昇永、石炭酸及びアルコールの使用法を問ふ
- 胃痛に對する鍼術の處置法
- 腦神經と交感神経とに對する鍼術反應の差異及び其結果を説明せよ (以上鍼術)
- 脊柱各部の名稱、形状を問ふ (以下灸術)
- 血液循環は如何なる任務ありや
- 消毒の目的を問ふ
- 神經性心悸亢進に對し天柱、肺俞に點灸して奏効する理由
- 脊髄性末梢神經障害に就て灸治療法の適否を説明すべし

●島根縣 (大正十五年四月施行)

- 上肢の諸筋の名稱、作用及び上脘に分佈する神經の名稱
- 胃の消化作用及び胃に分佈する神經の名稱
- 頸部及び顔面の刺鍼に際し特に注意すべし

京都府、徳島縣、鹿兒島縣、靜岡縣、福井縣

事項

- 氣管枝喘息に刺鍼の有効なる理由及び刺鍼點
- 消毒の必要なる理由
- 二十倍の石炭酸水、五百瓦を作れ
- 灸治の血管及び血液に及ぼす作用
- 遺尿症に對する刺鍼の目的

京都府 (大正十五年四月施行)

- 背部諸筋の名稱、並に血管神經との關係
- 腎臟の位置、形狀、機能、構造
- 頸部に有る經穴の名稱及び刺鍼法式並に注意
- 鍼に依る刺戟の強弱は如何なる方法にて行ふや
- 妊娠時に於ける腹部、腰部、薦骨部に施灸の可否如何
- 百會、腹哀、章門、命門、陽谷、肩貞より禁灸を除き其他の穴の部位、解剖的所見並に醫治的効用を問ふ
- 理學的消毒方法の種類及び其異なる點あらば説明せよ
- 主なる消毒薬五種を挙げ其應用及び其溶解法を問ふ

徳島縣 (大正十五年四月施行)

- 上膊を通過する神經の名稱、分佈部位
- 膝蓋の位置、形狀及び機能
- 心音發生する理由を説明せよ
- 施鍼に際し消毒せざる場合に發する疾病の種類及び其症狀
- 風池、鬩風の部位、並に之に刺鍼する時は如何なる疾病に効ありや
- 心臟疾患に對する施灸の可否同理由を記せ
- 施灸の皮膚及び血液に及ぼす關係

鹿兒島縣 (大正十五年四月施行)

- 違心性神經及び求心性神經の區別に就て説明せよ
- 骨盤の位置、形狀、男女の差異及び構成する骨の名稱に就て説明せよ
- 鍼術に於ける亢奮並に鎮靜作用に就き例を挙げて詳述せよ
- 顔面痛の原因、症候、並に鍼灸法如何
- 理學的消毒の方法並に其應用範圍に就て説明せよ
- 結晶石炭酸の溶解に注意すべき事項及び

三%の石炭酸水は凡そ幾倍に當るや且つ其稀釋法に就て説明せよ

○支溝、陽池、合谷の解剖的部位、刺鍼灸點

静岡縣 (大正十五年六月施行)

- 交感神經中樞の部位を記せ
- 發汗の作用を説明せよ
- 肩貞の解剖的部位、及び之れに關する神經、血管を記せ
- 胸部に於ける禁穴を記せ (以上鍼術)
- 顔面神經の分佈を記せ (以下灸術)
- 曲垣の解剖的位置並に之に關する血管、神經を記せ
- 體温發生を記せ
- 灸痕の化膿する理由及び化膿の處置
- 脚氣に對する施灸點
- 頭部の禁灸點を記せ

福井縣 (大正十五年四月施行)

- ミハエーリ氏菱形窩の解剖に就て知る處を記せ
- 股神經と血管、筋肉との關係
- 内外呼吸にて知る處を記せ
- 鍼の消毒に就て日常實施する方法を明記

せよ

- 坐骨神經痛の壓痛點を挙げ其穴名及び解剖的位置を記せ
- 腹部に鍼の禁する理由を問ふ
- 遺尿性の原因及び處置を記せ (以上鍼術)
- 手の皮神經の分佈圖を記せ (以下灸術)
- 胃の機能に就て
- 腸の蠕動を亢進せしむる灸治法を問ふ
- 胃酸過多症の原因及び症候を記せ
- 灸點施術後化膿する事あり其原因及び豫防法を問ふ
- 瘰癧門、不容、關元の穴の解剖的位置を記せ

奈良縣 (大正十五年五月施行)

- 肩胛筋の名稱並に之に分佈する神經は如何
- 呼吸の器械的作用を記せ
- 交感神經に對する鍼の生理的作用を記せ
- 喘息に對する刺鍼の部位、及び其目的を記せ
- 鍼術を行ふに際し消毒の必要なる理由を述べよ
- 理學的消毒法を詳記せよ (以上鍼術)

奈良縣、石川縣、熊本縣、滋賀縣、富山縣

(以下灸術)

- 肝臟の位置、形狀並に其機能を記せ
- 大腿前側に於ける神經の名稱並に其起始經過、分佈を述べよ
- 灸の温の深達作用に就て知る處を記せ
- 中風とは如何なるものなりや之に對する施灸の時期並に其部位を記せ
- 千倍昇水と三十三倍の石炭酸水との調製法及び消毒上の用途を問ふ
- 灸治上消毒の必要なる理由を説明せよ

石川縣 (大正十五年五月施行)

- 心臓の位置、構造及び作用
- 肩胛骨の所在及び筋、神經の名稱
- 消毒の種類を明細に説明せよ
- 頤會、大椎、上腕、尺澤、内關、陰廉の解剖的部位並に分佈する神經の名稱

熊本縣 (大正十五年四月施行)

- 下肢を形成する骨の名稱
- 肝臟の生理的作用
- 神道、委中の解剖的部位及び肋間神經分佈區域にある禁鍼灸の穴名を記せ
- 氣衝、腹哀は何經に屬するや三角筋中に

ある穴名を掲げよ

- 煮沸消毒とは如何
- 重なる消毒薬に就て記せ

滋賀縣 (大正十五年五月施行)

- 胸廓を構成する骨の名稱及び其内にある諸器官の名稱
- 胃液の消化作用を問ふ
- 交感神經の作用を問ふ
- 上肢に分佈する主なる血管、神經の名稱を挙げよ
- 腹壁にある筋肉の名稱を問ふ
- 坐骨神經痛の症狀及び其鍼灸治法を記せ
- 慢性便秘の症狀及び其鍼灸治法を記せ
- 普通使用する消毒薬の名稱及び其稀釋度を問ふ

富山縣 (大正十五年五月施行)

- 膝關節の構造を問ふ
- 腸の消化作用に就て記せ
- 急性二性の三角筋ロイマチスに對する施鍼を問ふ
- 齒痛の種類及び適應症、不適應症を區別し適應症に對する刺鍼の方法を問ふ

- 手の消毒を問ふ
- 細菌死滅の場合を問ふ
- 鬱滯性乳房炎と化膿性乳房炎との鑑別法及び灸法を問ふ
- 末梢性神経麻痺とは如何なるものなるかに對する灸術の方法を問ふ

●神奈川縣 (大正十五年五月施行)

- 直腹筋の起始、停止並に之れに分佈する神経の名稱
- 上肢の主なる浅静脈の名稱及び經過を述べよ

- 血行に及ぼす鍼の作用を述べよ
- 胃痙攣の要穴を記せ
- 主なる消毒薬二種を述べよ (以上鍼術)
- 鍼器の消毒方法を述べよ (以下灸術)
- 脊柱を説明せよ
- 皮膚の構造及び機能を記せ
- 局所的温熱的刺戟の効用
- 脊柱、命門、長強の解剖的部位
- 患者の皮膚消毒方法
- 理學的消毒法の種類は如何

●三重縣 (大正十五年七月施行)

- 心臓の位置及び作用
- 知覺神経と運動神経との區別
- 神経痛に對し刺戟の効ある理由及び其方式
- 承扶、合谷の部位並に意義並に肩部、頸部に於て刺戟上特に注意を要する穴名及び其理由
- 鍼具と患部の消毒法
- 傳染性患者に施鍼後の消毒法 (以上鍼術)
- 胸部臓器の名稱 (以下灸術)
- 脊髄の位置及び作用
- 大小灸の利害得失を記せ
- 曲池及び小兒斜差の穴の部位及び主治並に身體中灸を禁すべき部位及び理由
- 理學的消毒法は皮膚の消毒に適するや否や
- 二%石炭酸の溶解法及び使用法

●宮崎縣 (大正十五年六月施行)

- 頸部に於ける主なる血管、神経並に筋の名稱
- 皮膚の構造並に作用
- 消毒法の種類及び消毒薬の名稱
- 關貧血に對する刺戟點並に其穴名を記せ

- 靈墟、神封、神道の解剖的部位並に禁鍼穴名を記せ
- 肋膜炎に對する灸治點並に其穴名を記せ
- 期門、日月、人迎の解剖的部位、並に禁灸穴名を記せ

●東京警視廳 (大正十五年九月施行)

- 神経の種類に就て述べよ
- 胃の生理的作用に就て述べよ
- 消毒の種類、金屬製品の消毒法

●青森縣 (大正十五年九月施行)

- 上肢の血管、神経の名稱
- 胃の位置、形狀、機能
- 齒痛に對する刺戟法及び其目的
- 鍼の効用に就て記せ
- 消毒薬の種類及び應用 (以上鍼術)
- 皮膚の構造及び機能 (以下灸術)
- 坐骨神経の徑路を問ふ
- 胃痛に對する灸治法
- 灸の有効なる理由を記せ
- 消毒を行ふ理由を記せ
- 消毒薬の種類を記せ

●大阪府 (大正十五年九月施行)

- 血液の生理的作用を列記せよ
- 腹部内臓の名稱及び其位置
- 胃筋弛緩症(胃アトニー)に適應すべき經穴の名稱、部位、並に其刺戟方法如何
- 刺戟に直接、間接及び反射の三刺戟に就き各々其長所を記せ
- 經穴とは何ぞ現今醫學上よりの見解を述べよ
- 灸灸せば組織に如何なる變化を起すや
- 蒸氣消毒法に就て記せ
- 酒精の消毒力に就て記せ

●兵庫縣 (大正十五年十月施行)

- 食物の消化、吸収の概要を問ふ
- 坐骨神経の徑路に就て記せ
- 皮膚刺戟の治療に於ける價值如何
- 胃潰瘍、肺炎、盲腸炎、筋肉リヨマチス
- 偏頭痛に對する鍼の適否を記し其適するものに就て理由を記せ
- 消毒薬として必要なる條件を問ふ (以上鍼術)
- 消毒薬の名稱及び二三の溶解法 (以下灸術)

●滋賀縣 (大正十五年十月施行)

- 肺の位置及び其作用を問ふ
- 上肢を構成する骨の名稱を挙げよ
- 坐骨神経の徑路を問ふ
- 左の經穴の所在を記せ
- 鳩尾、陰交、石門、肩井、氣舍
- 偏頭痛の原因症狀及び其灸治法を問ふ
- 胃痙攣の鍼灸治法を述べよ
- 鍼治、灸治の禁忌を問ふ
- 酒精及び石炭酸の用ひ方を述べよ

●福岡縣 (大正十五年十月施行)

- 腹筋の名稱其れに分佈する神経の名稱
- 血液運行に就て記せ
- 折鍼したる時の處置
- 坐骨神経痛の症候及び鍼治方法
- 鍼術に消毒の必要なる理由 (以上鍼術)
- 肝臓の位置、形狀及び機能 (以下灸術)
- 總頸動脈の起始、經過並に神経との關係
- 灸の壯數、大小は何に由りて定むるや
- 常習便秘に於ける灸治法
- 灸術に於ける消毒の必要なる理由

島根縣、大分縣、奈良縣、岐阜縣、愛知縣、靜岡縣

●島根縣 (大正十五年十月施行)

- 迷走神経の起始及び其分佈する内臓の名稱
- 腸の消化作用、健康大人の體温、脈搏及び呼吸數
- 瘧疾に對する灸の作用
- 胸部刺灸に際し特に留意すべき事項
- 蒸氣消毒法
- 施灸部の消毒法
- 疼痛に對する灸の作用
- 腦出血の灸治點

●大分縣 (大正十五年十月施行)

- 肩胛關節の構成並に之を通過する血管、神経の分佈
- 腎臟、生理的機能を記せ
- 消毒薬の種類並に其溶解法を記せ
- 腎臟、腎臟、三陰交の部位及び適應症
- 鍼の筋肉機能に及ぼす作用を説明せよ
- 施灸せば皮膚に如何なる變化を來すや

●奈良縣 (大正十五年十月施行)

- 迷走神経の起始、經過並に其機能を記せ
- 腹筋の名稱、起始、停止並に之に分佈する血管を挙げよ

る血管を挙げよ

- 瘧疾、郡門、四白、消渴、陽陵泉の位置並に其部の神経と此の穴を應用する疾病を挙げよ
- 鍼の誘導法とは如何且つ反射作用の差異を問ふ
- 蒸氣消毒の方法並に其應用を述べよ
- 鍼術家に最も適當なる消毒薬品三種を挙げ其調製方法並に應用を記せ(以上鍼術)
- 腋窩動脈の起始、經過並に靜脈、神経との關係を述べよ
- 膝臟の位置形状、構造並に其機能を記せ
- 灸術の治療的原理に就て知る處を記せ
- 慢性腎臟炎に對し施灸部位と目的を記せ
- 生理的と化學的消毒との利害を述べよ
- 生石灰の消毒上の應用を詳記せよ

●岐阜縣 (大正十五年十月施行)

- 腰神經叢の分枝を問ふ
- 蒸氣消毒に適せるもの三つを挙げよ
- 消化液の種類及び其作用
- 鍼治家として常に心得べき要件三つを挙げよ
- 腰部に灸する時は如何なる疾患に効あり

○鎮咳とは如何、此に刺灸すべき場合及び其目的

●愛知縣 (大正十五年十月施行)

- 灸灸の温度の及ぶ深さを問ふ
- 股動脈及び膝關節動脈の所在、経路を記せ
- 拮抗筋を説明し其數例を挙げよ
- 消毒の必要な理由
- 神經痛の刺灸法(雀啄術)と廻施術とは何れが最も善く奏効するかを説明せよ
- 深腓骨神経の分佈する經穴と其適應症及び奏効する理由を説明せよ(以上鍼術)
- 筋とは如何
- 延髓の機能
- 施灸には消毒の必要ありや
- 經穴、關元部の施灸は腸加答兒に奏効するや否や其理由を説明すべし
- 天突の適應症及び奏効する理由を説明せよ

●静岡縣 (大正十五年十月施行)

- 消化器の名稱及び位置を記せ
- 腎臟の生理的作用を記せ
- 麻痺に對し灸治の有効なる理由を問ふ

○腦貧血に對する灸治法

- 鍼治の禁忌症
- 消毒薬の種類及び消毒方法
- 灸術の適應症及び禁忌症を記せ
- 瘧疾に對する灸治の効用を記せ
- 消化不良に對する施灸點
- 施灸後の注意

●鹿兒島縣 (大正十五年十月施行)

- 骨の主成分に就て説明せよ
- 大小循環の區別及び健康大人の常態(安靜時)に於ける脈搏數、體温、呼吸數に就て述べよ
- 消毒の必要な理由
- 酒精と、石炭酸水とは消毒上幾何の優劣ありや
- 手の大陰肺經に於ける禁灸の穴名を舉げて之が血管、神経との關係を記せ
- 盲腸炎の原因、症候並に鍼灸療法如何

●京都府 (大正十五年十月施行)

- 骨盤の構造及び肝臟の機能
- 正中神経と筋肉及び血管との關係
- 大杼、風門、肺俞の部位、並に此の穴を

鹿兒島縣、京都府、和歌山縣、長野縣、長崎縣

應用する主なる疾病を挙げ其奏効する理由を説明せよ

- 胃痛に對する刺灸の部位並に各部刺灸法式及び目的を記せ
- 理學的消毒法二種を挙げ其施行方法の異なる點を説明せよ
- 消毒薬品を列記し其各々に就て用途を詳記せよ

●和歌山縣 (大正十五年十一月施行)

- 大腿に分佈する神経の名稱を問ふ
- 横紋筋と滑平筋との生理上の差異如何
- 青靈、扶突、陰陵泉、強間の解剖的位置及び其禁灸を示せ
- 夜驚症の灸療法を問ふ
- 遺尿症の灸療法を問ふ
- 神經性嘔吐の症候及び鍼灸療法を問ふ
- 鍼術施灸時に於ける消毒の順序及び三割の石炭酸水一リットルを製する方法を問ふ
- 施灸部の化膿する理由及び三割セントの石炭酸を一リットル製する方法を問ふ

●長野縣 (大正十五年十一月施行)

- 後股皮下神経の分佈區域に位する穴名を記せ

●長崎縣 (大正十五年十一月施行)

- 下肢に於ける骨及び血管の名稱並に位置を記せ
- 消化液の名稱並に所在を記せ
- 秉風、攢竹、飛陽の位置、筋、血管、神經の關係
- 坐骨神経の鍼治療法を記せ
- 鍼術に必要な消毒法を記せ
- 化膿とは如何なるものなりや並に原因を記せ(以上鍼術)
- 股動脈の經過並に靜脈との關係を記せ
- 頸部の血管、神経の名稱及び位置を記せ
- 復溜、歸來、委陽の位置、筋、血管、神經の關係
- 後股皮下神経の分佈區域に位する穴名を記せ

警視廳、警視廳、大阪府、兵庫縣、京都府

- 手指の消毒に用ゆる薬品名、稀釋法
- 灸術に消毒の必要とする理由を説明せよ

●警視廳 (大正十二年十二月施行)

- 胸廓を構成する骨及び筋の名稱
- 腎臓の機能は如何
- 煮沸消毒とは何にか及び昇水、石炭酸水の稀釋度其應用、適、不適物、鍼具の消毒
- 血液の成分
- 血液循環の原因及び血液循環の状況
- 焼却消毒とは何か及び石炭酸水の稀釋度其應用、皮膚の消毒法、施灸時の消毒法

●警視廳 (昭和二年三月施行)

- 脳神経の名稱
- 腎臓の生理的作用
- 消毒用石炭酸水の溶解法を記せ
- 左記物品に適應する消毒方法の名稱二種類を記せ
- 衣類、食器、鍼具、書籍、唾痰 (以上鍼術)
- 胃の位置及び構造 (以下灸術)
- 動脈血と静脈血との差異

○蒸氣消毒に適應する物品の名稱を列記せよ

○消毒用薬品の名稱及び其稀釋度を列記せよ

●大阪府 (昭和二年四月施行)

- 腸管の名稱を上部より順位に記せ
- 皮膚の生理的作用
- 頸部に於ける刺鍼の作用並に其應用を記せ
- 血行に及ぼす鍼の作用及び其手技方法を記せ
- 灸治の種類を挙げ且つ其臨床上の選擇を述べよ
- 天柱、股門、天宗、人迎、腹哀の解剖學的部位並に禁穴の區別を記せ
- 焼却消毒とは如何且つ其適否を述べよ
- 昇水の稀釋度並に之が使用上の利害を述べよ

●兵庫縣 (昭和二年四月施行)

- 皮膚の構造並に作用を問ふ
- 消毒液の種類及び其作用
- 失鍼に對する處置如何

○強刺戟及び弱刺戟の灸治上の價值如何

○呼吸の目的及び種類をあげて説明せよ (以上鍼術)

(以下灸術)

- 坐骨神経の起始、經過、並に分佈如何
- 血液循環に對て知る處を記せ
- 灸の醫治應用如何
- 施灸に對する注意事項如何
- 脊髄の中樞機能に就て記せ

●京都府 (昭和二年四月施行)

- 下肢に於ける神経及び血管の關係を問ふ
- 交感神経に對する鍼の作用
- 月經困難に應用する主要なる經穴と其應用する理由を説明せよ
- 消毒薬四種を挙げ其稀釋度及び稀釋法を説明せよ
- 手指消毒の目的及び消毒順序を述べよ (以上鍼術)
- 下肢に於ける神経と血管との關係を問ふ (以下灸術)
- 頭蓋縫合に就て述べよ
- 灸治の免疫體に及ぼす影響を記し其理由を説明せよ

○大白、兪府、三焦兪の應用せらるる場合並に其有効なる理由を説明せよ

●徳島縣 (昭和二年四月施行)

- 頸部に於ける迷走神経の經過を問ふ
- 含水炭素の消化に就て記せ
- 鍼術家としての必要な薬品の名稱並に使用方法
- 鍼術により頸筋ロイマチスの治療法
- 遺尿症の施灸法と其効を奏する理由
- 施灸部の化膿する理由

●高知縣 (昭和三年五月施行)

- 骨盤を構成する骨の名稱及び联接
- 肺臓の位置、形状及び其作用を略記せよ
- 鍼術の手法及び其種類
- 黄疽の原因、症候及び鍼治法
- 消毒とは如何なるものなるか並に消毒と殺菌との區別

●鹿児島縣 (昭和二年五月施行)

○肝臓の位置、形状及び如何にして之を觸

徳島縣、高知縣、鹿児島縣、福岡縣、奈良縣

知し得るや説明せよ

○心尖搏動の位置並に赤血球及び白血球の作用に就き説明せよ

○理學的消毒法とは如何なるものなりや

○手指の消毒に就て説明せよ

○經穴とは何ぞ近世醫學上よりの見解を述べよ

○頸部に於て刺鍼上特に注意を要する穴名を挙げよ

○神経痛に對する刺鍼の効ある理由及び其方式

○施灸せば血液成分に如何なる變化を起すや

○灸を禁すべき場合を問ふ

●福岡縣 (昭和二年五月施行)

- 腰部に於ける筋の名稱及び之に分佈する神経の名稱
- 横隔膜の位置、形状及び機能
- 胃痙攣の症状及び鍼治法
- 副神経麻痺の症状及び鍼治法
- 熱を用ひて消毒を行ふ方法を説明せよ (以上鍼術)
- 肺臓の位置、形状及び機能 (以下灸術)

○咀嚼筋の名稱及び之に分佈する神経の名稱

○遺尿症の灸治法

○脚氣の症状及び灸治法

○化膿は如何なる場合に起るや

●奈良縣 (昭和二年五月施行)

- 腰神経叢の位置並に之れより發する神経の名稱及び其分佈を記せ
- 喉頭の位置、構造並に其作用を記せ
- 指に存する經穴名と其部位を記せ
- 神経性心悸亢進に對する刺鍼點と刺鍼の奏効する理由を記せ
- 鍼術者に消毒の必要な理由を述べよ
- 理學的消毒法の種別を挙げ且つ各消毒法の長所、短所を記せ (以上鍼術)
- 甲狀項軸(脊)より發する血管の名稱並に其分佈を記せ (以下灸術)
- 皮膚の構造並に其の生理的作用
- 灸の血液に及ぼす作用を記せ
- 六つ灸の部位と之れに應用する疾病に就て知る所を記せ
- 施灸に際し消毒の必要な理由を述べよ

滋賀縣、千葉縣、福井縣、北海道、秋田縣、宮崎縣

○法定石炭酸水、昇永水の調製法並に其應用を記せ

●滋賀縣 (昭和二年 五月施行)

- 胸廓を構成する骨の名稱
- 肺臓の位置及び其作用
- 前脛骨動脈の經過を記せ
- 坐骨神経の徑路を問ふ
- 坐骨神経痛の鍼灸治法
- 耳の前後にある穴名
- 偏頭痛の症候、鍼灸治法を問ふ
- 石炭酸の用途を問ふ

●千葉縣 (昭和二年 五月施行)

- 胃の生理的作用
- 鍼灸法並に折鍼したる場合又は抜けざる場合の處置法を問ふ
- 下肢に分佈する主要なる血管及び神經の名稱並に經過
- 衝門、清冷淵、陽陵泉の部位を問ふ
- 消毒の目的
- 鍼術に施す場合の消毒の順序を問ふ
- 灸の生理的作用並に其種類を舉げよ
- 背部の正中線に位する穴名を問ふ

○灸を施す場合の消毒法の順序を問ふ

●福井縣 (昭和二年 五月施行)

- 膝液の生理を述べよ
- 左記の事項を明記せよ
 - (イ)心臓の位置。(ロ)ミハエリス氏菱形高
 - (イ)略痰。(ロ)鍼管。(ハ)書齋
- 不適なる鍼術より起る疾病を舉げよ
- 轉筋、箕門、丘墟の解剖的位置を述べよ
- 顔面神経麻痺の處置を記せ (以上鍼術)
- 灸の温度の深達程度を述べよ (以下灸術)
- 胃擴張の症狀及び處置を記せ
- 梁門、内庭、天容の解剖的位置を記せ
- 蒸氣消毒に適當する物品の名稱を記せ
- 迷走神経の作用を記せ
- 下腿部の皮下神経の分佈を述べよ

●北海道 (昭和二年 四月施行)

- 消化作用に就て記せ
- 血液の成分に就て記せ
- 上肢を支配する脊髄神経中樞の高さを舉げよ
- 腰部の刺點を舉げよ

○脚氣の主要症候及び其の鍼灸法を問ふ

○施鍼時の消毒法を問ふ

○皮膚の構造及び官能に就て記せ (以上鍼術)

○火傷の種類及び症狀を述べよ (以下灸術)

○灸治の作用に就て

○灸の禁忌症及び禁忌部位をあげよ

○消毒薬五種を舉げ其使用法を記せ

○左の病原體の浸入門戸を記せ
腸チフス、結核、黴毒、バスター、丹毒

○上脘諸筋の名稱並に起始、附着點及び作用を記せ

○腎臓の位置、及び生理的作用を記せ

○胃加答兒の症狀及び鍼灸法を記せ

○坐骨神経痛に對する鍼灸法を記せ

○消毒薬の名稱及び其使用法を記せ

○膀胱麻痺に對する刺鍼點の部位、穴名を

舉げよ

- 腹中、靈臺、陽關、承扶の解剖的部位並に禁鍼、要穴の區別
- 解路、三陽絡の解剖的部位を舉げよ
- 慢性胃加答兒に於ける施灸部位の穴名を舉げよ
- 心愈、秩邊、人迎、會陽の解剖的部位並に禁鍼、要穴の區別

●三重縣 (昭和二年 六月施行)

- 關節とは如何
- 肺の作用を記せ
- 胸部、腹部に於ける禁鍼灸穴を記し鍼の注意
- 管鍼法と燃鍼法との利害得失如何
- 鍼の消毒の必要なる理由
- 手指消毒法如何 (以上鍼術)
- 皮膚中に存在する必要なる器官
- 腹部内臓の名稱
- 灸が血液生理に及ぼす影響如何
- 古來より禁灸穴中著名なる穴五穴を舉げ其禁すべき理由を記せ
- 如何なる場合に消毒を行ふや
- 消毒薬の種類及び用法

三重縣、栃木縣、青森縣、警視廳、奈良縣

●栃木縣 (昭和二年 五月施行)

- 尺骨の位置を記せ
- 三叉神経の起始及び分佈部位を記せ
- 皮膚の生理的作用を記せ
- 施術前消毒の必要なる理由を記せ
- 消毒薬品の名稱及び二、三の調製法を記せ

●青森縣 (昭和二年 九月施行)

- 大腿に於ける血管、神経及び其名稱を記せ
- 胃の機能を記せ
- 顔面神経に對する刺鍼點並に目的を記せ
- 鍼治の有効なる理由を記せ
- 患部の消毒法を記せ
- 消毒の目的並に消毒薬の種類を記せ (以上鍼術)
- 尺骨神経の徑路を記せ (以下灸術)
- 皮膚の作用を記せ
- 胃擴張に對する灸治法を記せ
- 灸治を施す場合の心得事項を記せ
- 手指を消毒する目的如何
- 消毒薬の種類を記せ

●警視廳 (昭和二年 九月施行)

- 皮膚の構造を記せ
- 消化液の種類及び名稱を記せ
- 施術局部の消毒の方法を記せ
- 唾痰の消毒の方法を記せ
- 頰面神経の起始、經過並に其分佈を記せ
- 肝臓の位置、形狀及び作用を記せ
- 刺鍼は如何なる部に禁すべきや且其理由を記せ
- 胃弛緩症に對する施術の部位、穴名並に奏効する理由を説明せよ
- 鍼業者に消毒の必要なる理由を明記せ
- 理學的消毒各種の利害を述べよ (以上鍼術)
- 足部に於ける動脈の名稱經過分佈を記せ
- 前脛前側筋の名稱、起始、停止、並に同側を通過する神経を記せ
- 灸の血液に及ぼす作用を記せ
- 肺愈、巨骨、中髕、公孫の部位並に應用疾病を記せ
- 灸業者に消毒の必要なる理由を説明せ

○法定昇水水、石炭酸水の調製方法並に之れが應用上の利害を記せ

大阪府 (昭和二年十月施行)

- 心臓の位置及び各部の名稱を詳記せよ
○血液の生理的作用を問ふ
○鍼術とは如何其應用上特異なる點を記せ
○禁鍼穴中主要なる五穴を挙げ其部位並に理由を記せ
○艾とは何ぞや並に治療上の撰擇を記せ
○承靈、條口、大敦、臍會、腰俞の解剖的部位並に禁灸の區別を記せ
○理學的消毒方法とは如何
○石炭酸は如何なる目的に如何にして使用するや

岐阜縣 (昭和二年十月施行)

- 理學消毒と化學消毒の異なる點を挙げよ
○心臓、胃、子宮に分佈する神經の名稱及び起點を問ふ
○鍼の反射作用とは如何、適例二三を挙げ且つ頸部孔穴名及び部位を列記せよ
○捻、管、打法の優秀並に鍼の細大、長短

の異なる理由

- (以上鍼術)
(以下灸術)
○理學的消毒と化學的消毒の異なる點
○三叉神經の作用及び各枝通過する裂孔の名稱
○急性リユマチスに對する灸術及び其目的各種灸法に發する温度及び肩胛部にある經穴の名稱並に部位を問ふ

滋賀縣 (昭和二年十月施行)

- 骨盤を構成する骨の名稱を問ふ
○咀嚼筋の名稱及び之に分佈する神經の名稱を問ふ
○尺骨動脈の起點及び其分佈を述べよ
○三角筋の起點、停止を問ふ
○坐骨神經痛の原因、症狀、及び鍼灸治法を記せ
○常習頭痛の原因、症狀及び鍼灸治法を記せ

佐賀縣 (昭和二年十月施行)

- 背部に於ける禁灸穴を問ふ
○胸部、腹部に於ける禁灸穴を問ふ
○リンゴルの性状及び溶解法、用途を問ふ
○胃の位置、形狀、構造

○鍼の効用如何

- 灸治の効用如何
○皮膚の生理的作用如何
○膀胱加答兒の原因、症狀、鍼治法如何
○神經性脇痛の原因、症狀、灸治法如何
○消毒藥の種類及び性状如何

鳥根縣 (昭和二年十月施行)

- 坐骨神經の起點、經過、校別
○尿の性状、成分及び其排泄路
○有熱時に於ける刺鍼の可否、可とせば其刺法

- 頸部及び胸部の禁忌點
○熱による消毒法を列舉し各其方法を簡單に説明せよ
○左記の消毒藥の製法
五%石炭酸水、五十倍クレゾール水三百グラム

- 有熱時に於ける灸灸の可否、可とせば其施灸法

○施灸禁忌の部位

長野縣 (昭和二年九月施行)

- 鎖骨の位置、形狀、聯接

○膀胱に就て記せよ

○飲用したる水分は何れの部を通じて體外に排泄せらるゝや

○腦神經は何對ありや其名稱を挙げよ

○臍より耻骨軟骨接合に至る經穴の名稱及び間隔を問ふ

○クレゾール石鹼に就て記せ

熊本縣 (昭和二年十月施行)

- 肩胛筋の名稱及び之に分佈する神經
○呼吸作用とは如何なる事を謂ふや及び呼吸器に屬する器管の名稱
○督脈經に於ける禁灸の穴名及び盲腸炎の症狀及び鍼灸點を示せ
○膝關節部に於ける經穴名
○理學的消毒法とは如何なるものなりや
○消毒藥の種類及び用法

兵庫縣 (昭和二年十月施行)

- 脊髄神經の名稱並に其分佈如何
○發汗の生理及び汗の成分を記せ
○胃痙攣に對する治療方法如何
○施鍼中突然患者卒倒せり如何なる處置をとるや

○淋巴及 淋巴腺に就て詳記せよ

(以上鍼術)

○血液循環に就て知る所を記せ(以下灸術)

○大後頭孔を通過するもの名稱

○灸を禁すべき部位を問ふ

○三角筋リユマチスの施灸法

○尿の分泌並に排泄を記せ

茨城縣 (昭和二年十月施行)

- 打撲より來る腰痛に鍼灸の可否
○治療に際し消毒の順序方式
(腎臓の位置、形狀、生理的作用、マルビキ、氏小體に就て)
○鍼灸に消毒の必要なる理由
○%百瓦の石炭酸の中に石炭酸何程含有するや

臺南 (昭和二年月日不明)

- 腦髓、脊髄と末梢神經とは何なるや
○上肢筋の名稱を記せ
○消化管の作用
○血液循環の理を記せ
○消毒法、消毒の種類、目的並に化學的消毒とは如何

○糞便、手指、衣類、針、ナイフ、咳痰、以上に對し最も適當なる消毒法を記せ

徳島縣 (昭和二年十月施行)

- 股神經の分佈狀態
○生殖器の名稱及び位置
○凝血現象を説明せよ
○鍼の血液循環に及ぼす作用如何
○鍼術の理想的消毒法は如何
○灸の筋肉に對する作用如何
○灸痕化膿の理由並に其狀態如何

京都府 (昭和二年十月施行)

- プーバト氏靱帯とは如何並に其下を通る主なる血管、神經に就て記せ
○消化作用とは如何なる事か
○前膊及び腕關節前面の經穴の名稱及び部位を記せ
○脇痛に對する刺鍼點及び各其奏効する理由如何
○内臓疾患の場合に起る皮膚知覺異常と灸治との關係を記し其奏効する理由を説明せよ
○腰推各側に於ける穴名、部位、並に其應

和歌山縣、神奈川縣、長崎縣、廣島縣、山口縣、愛媛縣

用する場合

- 消毒法の意義を問ふ
- 煮沸消毒法及び其應用に就て記せ

●和歌山縣 (昭和二年十月施行)

- 肩胛部に於ける筋肉、血管、神経の關係を記せ
- 神経の傳達機能及び反射運動を説明せよ
- 晴明、曲澤、承筋の解剖的部位及び其禁鍼を示せ
- 小兒急癇の原因、症候及び療法を問ふ
- 理學的消毒法と化學的消毒法の區別及び左記物品の消毒法を問ふ
- 被服、ゴム管、鍼、爪洗刷毛、手術部
- 石炭酸水は何倍のものを用ふるや其調製法を問ふ
- 承光、長強、隱白の解剖的位置及び其禁灸を記せ
- 月經困難症の原因、症候及び療法を問ふ

●神奈川縣 (昭和二年十一月施行)

- 上肢淺静脈に就て記せ
- 腎臓及び副腎の位置並に機能を述べよ
- 拔鍼後、赤點を生ずる理由及び消失せし

むる方法如何

- 後頸部に於ける經穴の解剖的部位を問ふ
- 鍼術に要する器具の消毒方法
- 術者の手指の消毒方法 (以上鍼術)

(以下灸術)

- 頭蓋骨、顔面骨の名稱及び數を記せ
- 心臟の位置及び構造
- 灸的刺戟と神経作用との關係
- 橈骨神經麻痺治療に必要な灸穴を記せ
- 理學的消毒法と如何
- 昇求及び石炭酸の取扱上の注意を述べよ

●長崎縣 (昭和二年十月施行)

- 股動脈の部位及び枝別に就て記せ
- 迷走神經の機能に就て記せ
- 膈會、人迎、公孫の位置、其部の解剖的關係を記せ
- 偏頭痛に對する鍼治法を記せ
- 化學的消毒法に就て記せ
- 鍼の消毒法に就て記せ

●廣島縣 (昭和二年十月施行)

- 胸鎖乳嘴筋の起始停止及び神經との關係
- (イ)尿の主なる成分(ロ)心臟制止神經

- 氣管枝喘息に對する鍼治法
- 腎風、承滿、肩外、股門、乳根の解剖的部位並に内部に存在する器官の名稱
- 腦充血の灸治法
- 會陽、合陽、環跳、勞宮、水分の解剖的部位

●山口縣 (昭和二年十一月施行)

- 膈神經の名稱並に分佈を記せ
- 胸腔内臓器の名稱並に分佈を記せ
- 顔面神經麻痺の症候及び治療術式を記せ
- 元奮法の手技目的、生理的變化及び治療の例を示せ
- 消毒の目的及び各種消毒法を記せ
- 灸の血液成分に及ぼす影響及び蛋白質療法とは如何ん
- 消毒の目的及び各種消毒法を記せ

●愛媛縣 (昭和二年十一月施行)

- 頭部を循る知覺神經の名稱及び起始、經過を問ふ
- 消化液の名稱及び腸の機能を問ふ
- 鍼の人體に及ぼす作用
- 尺澤、委中、靈臺、懸顛、兩門の部位

並に解剖的關係及び禁鍼灸の區別を記せ
○灸の血管、神經に及ぼす影響

●臺北 (昭和二年十一月施行)

- 下肢に分佈する血管、神經の名稱を記せ
- 腰部に於ける脊髓の中樞とは如何ん
- 鍼灸術に關する注意を記せ
- 大椎の位置及び血管、神經の名稱を記せ
- 石門と三陽絡の位置を舉げよ
- 腎風の位置と深部の血管、神經の名稱を記せ
- 神經性消化不良の原因、症候と刺鍼點を舉げよ
- 肋間神經痛の原因、症候と刺鍼點を舉げ探穴せしむ
- 灸の種類、艾の製造法並に灸の傳來せし時期を記せ
- 管鍼の先祖と其人の傳記を記せ
- 消毒の方法と消毒薬の名稱を舉げよ
- 傳染病患者に接したる時の注意を記せ

●鹿兒島縣 (昭和二年十一月施行)

- 頸、項部に就き解剖的説明を與へよ
- 皮膚の生理的作用に就て説明せよ

臺北、鹿兒島縣、山梨縣、東京府、兵庫縣

○アルコール及び石炭酸水に就き消毒上の價值並に使用上注意すべき事項に就て説明せよ

○臍の上下左右に存する穴名並に解剖的所見を述べよ

○神經性消化不良に應用する主要なる穴名と各々其理由を説明せよ

○折鍼の處置如何

○有、無癩痕灸の優劣を述べよ

●山梨縣 (昭和三年三月施行)

- 腎臓の位置、形状、作用
- 胸廓を構成する筋の名稱
- 天柱、人迎、腎俞、會陰の解剖的部位
- 肋間神經痛の症候、療法
- 消毒の理由並に鍼灸術に於ける消毒の方法

●東京府 (昭和三年三月施行)

- 上膊骨の名稱を舉げよ (第一日目)
- 呼吸に就て記せ
- 消毒の必要なる理由
- 酒精にて消毒する方法

(第二日目)

○上膊の筋及び主なる動脈の名稱

○消化作用を述べよ

○施術局所の消毒に使用する薬液の名稱及び濃度

○熱を用ひて行ふ消毒方法

○知覺神經及び運動神經の病的變化に對する鍼の作用

○通谷、商曲の部位

○心臟の位置、形状各部の名稱(第三日目)

○尿に就いて記せ

○消毒の目的を達するに必要な條件

○消毒用昇求水使用上の注意

○神經痛とリヨマチスとの鑑別及び施灸法

○マラリヤとは何ぞ灸治の可否及び灸治法

○肩髃、支溝の部位

●兵庫縣 (昭和三年四月施行)

- 瓦斯交換に就て記せ
- 中樞麻痺と末梢麻痺との鑑別
- 溢鍼を來す理由及び其際拔鍼の方法如何
- 次の諸疾患に對する鍼術治療の適否並に其理由如何
- (イ)便秘 (ロ)腦膜炎 (ハ)ロイマチス

京都府、大阪府、茨城縣、鹿兒島縣、滋賀縣

- (ニ)脊髄傍 (ホ)ヒステリ
- 煮沸消毒方法に就て記せ (以上鍼術)
- 皮膚の構造並に作用 (以下灸術)
- 神經の種類及び作用
- 皮下靜脈上に施灸すれば如何なる影響を來すべきか
- 穴とは何ぞや
- 石炭酸水の製法と其用途を問ふ

●京都府 (昭和三年) (四月施行)

- 胃の位置、形状、構造並に機能を記せ
- 機骨神經の經過に就き筋肉、脈管との關係を記せ
- 理學的消毒法の種類並に各消毒の際注意すべき點を記せ
- 左の事項を説明せよ
 - (イ)消毒液を作る上に於ける倍及び% (アロセント)の意義
 - (ロ)昇水水の消毒作用に於ける利害得失
- 氣管枝喘息に對する經穴及び各其應用の理由を問ふ
- 神經痛に對する刺鍼法並に坐骨神經痛に應用する經穴の名稱及び部位を問ふ
- 高熱患者に對する施灸の可否の症例を舉

●大阪府 (昭和三年) (四月施行)

- 其理由を説明せよ
- 附分、屋齋、隔齋、志室、三陰交の部位解剖的所見並に應用せらるゝ場合を記せ
- 顔面神經の徑路を詳記せよ
- 血液の生理的作用を列記し之を簡単に説明せよ
- 鍼治療上に伴ふ危害は如何なる場合に來るや且つ之が豫防に關する注意を詳記せよ
- 神道、大谿、巨膠、筋縮、陽池の部位と禁鍼穴の區別を挙げ且つ巨膠、筋縮の主治を記せ
- 施灸の皮膚、血管及び神經に及ぼす變化を問ふ
- 通谷、陽綯、漏谷、天體、巨關の解剖學的部位並に禁鍼の區別を挙げ且つ天體、巨關の應用を記せ
- 煮沸消毒方法を説明し之を應用する物品を記せ
- 消毒薬としてのアルコールを説明せよ

●茨城縣 (昭和三年) (五月施行)

●滋賀縣 (昭和三年) (五月施行)

- 頸部を構成する骨及び筋肉、脈管
- 消毒の順序及び要式、使用藥品
- 半身不隨に對する刺鍼點の部位を一々解剖的に説明せよ
- 慢性氣管枝加答兒の灸治點
- 鹿兒島縣 (昭和三年) (四月施行)
 - 心臟辨膜の位置、名稱及び機能に就て説明せよ
 - 體溫發生の根源及び其調節作用に就て説明せよ
 - 理學的消毒とは如何 (注意其他一切記すべからず)
 - 胸推各側に於ける穴名、部位並に解剖的所見を述べよ
 - 肋間神經痛に對する刺鍼點及び刺鍼上の注意
 - 前頸部刺鍼上特に注意を要する理由を述べよ
 - 灸の神經系統に及ぼす影響
 - 盲腸炎の原因、症候並に點灸の利害を述べよ

- 上肢に關する三つの大なる關節の名稱及び之等を構成する骨の名稱を記せ
- 胃の位置、形状、作用及び之に分佈する神經、血管を問ふ
- 二頭筋の起始、停止並に之に分佈する神經と動脈を問ふ
- 肋間神經痛の原因、症候及び之が鍼灸治法を記せ
- 腦溢血の原因、症候及び其中身不隨に對する鍼灸治法を問ふ
- 昇水の性状及び消毒用昇水水の調製法を問ふ

●熊本縣 (昭和三年) (五月施行)

- 頭蓋骨に就て知るところを示せ
- 消化とは如何なる作用なるや消化器に屬する器官の名稱を示せ
- 側胸部の穴名及び氣衝の解剖的部位其血管、神經との關係
- 便秘に對する鍼灸の處置
- 手指の消毒法

●島根縣 (昭和三年) (四月施行)

○顔面神經の起始及び經過

熊本縣、島根縣、徳島縣、高知縣、山口縣、宮崎縣

- 皮膚の作用
- 胃の諸症中鍼治の禁忌症及び禁忌の理由
- 瘰癧の刺鍼點及び其有効なる理由
- 消毒薬としての昇水水
- 左記の消毒薬の製法
 - 二%クレゾール水五百瓦
 - 二十倍石炭酸水
 - 八百瓦 煮沸消毒法
- 尿道加答兒の灸治點
- 脚氣八處の穴名

●徳島縣 (昭和三年) (四月施行)

- 體溫調節に就て述べよ
- 炎症とは何ぞ施灸の可否及び其二三の例を示せ
- 膀胱麻痺の原因、症候及び鍼灸法を記せ
- 純アルコールよりも稀アルコールが奏効確實なる理由如何ん
- 鍼術消毒の必要なる理由を説明せよ
- 化膿は如何なる場合に起るや
- 風池、陽關、孔最の解剖的位置並に適應症を記せ

●山口縣 (昭和三年) (五月施行)

- 肝臟の位置及び構造を記せ、且つ其機能を述べよ
- 上肢神經の名稱及び其徑路を述べよ
- 肋間神經痛の原因、症候並に其鍼治法
- アルコール(酒精)石炭酸、リゾール、昇水、以上四種の使用法
- 慢性關節ロイマチスの原因、症候及び其灸治法を述べよ
- 無癩痕灸と有癩痕灸の方法及び其各優劣を記せ

●高知縣 (昭和三年) (四月施行)

○皮膚の構造並に生理的作用を記せ

●宮崎縣 (昭和三年) (六月施行)

- 正中神經の經過及び作用を問ふ
- 肝臟の位置、形状及び作用を問ふ
- ヘッド氏帶と經穴との關係を記せ
- 主なる消毒薬の種類及び其調製法を記せ (以上共通)
- 顔面神經麻痺の各性質を記し刺鍼點及び手技を記せ
- 偏頭痛の各性質を記し灸治點及び術式を問ふ
- 下肢の主なる神經、血管の名稱及び下腿に於ける筋名を挙げよ

- 皮膚の構造及び其生理的作用に就て記せ
- 消毒の目的を達するに必要なる條件を擧げよ
- 肋間神経痛の症状及び之に對する鍼灸法並に刺鍼點穴名を記せ
- 承筋、心俞、天突の解剖的部位を記し禁穴要穴を區別せよ
- 施灸に就て記せ
- 白環俞、肩貞、會陽の解剖的部位を記し禁穴、要穴を區別せよ

●奈良縣 (昭和三年五月施行)

- 頸神經叢の位置並に之より發する神經の名及び各其分佈を記せ
- 横隔膜に就て詳記せよ
- 入迎、天府、神門、解谿、大迎の部位並に其部に存する血管、神經の名稱を記せ
- 腹部刺鍼上注意すべき事項を記せ
- 手指の消毒方法を述べよ
- 鍼術業者に適當なる消毒藥品三種を擧げ其性状と調製方法を並に應用を記せ
- 坐骨神經の起點、經過、分岐並に其分佈を記せ

●秋田縣 (昭和三年五月施行)

- 頭蓋を構成する骨の名稱
- 肝臟の位置、構造及び機能
- 脚氣の症状及び鍼灸術を記せ
- 坐骨神經痛の症状及び鍼灸術を記せ
- 消毒薬の名稱及び其應用
- 頭蓋骨の名稱個數及び神經の名稱を問ふ
- 横隔膜の位置、形状及び其作用を問ふ
- (イ)消毒の意義を問ふ(ロ)業務上必要なる消毒薬の名稱及び其用法を問ふ
- 腋窩を通過する神經、血管、筋及び其筋との關係を問ふ

●香川縣 (昭和三年五月施行)

- 頭蓋を構成する骨の名稱
- 肝臟の位置、構造及び機能
- 脚氣の症状及び鍼灸術を記せ
- 坐骨神經痛の症状及び鍼灸術を記せ
- 消毒薬の名稱及び其應用
- 頭蓋骨の名稱個數及び神經の名稱を問ふ
- 横隔膜の位置、形状及び其作用を問ふ
- (イ)消毒の意義を問ふ(ロ)業務上必要なる消毒薬の名稱及び其用法を問ふ
- 腋窩を通過する神經、血管、筋及び其筋との關係を問ふ

●三重縣 (昭和三年六月施行)

- 胃の消化作用 (以下鍼術)
- 皮膚の知覺作用とは如何
- 鍼の大小に對する利害得失は如何
- 止血法として鍼の効ある理由
- 化學的消毒の方法に就て知る處を記せ
- 施術部より浸入し易き傳染病の名稱及び其豫防消毒方法
- 坐骨神經に就て知る所を記せ(以下灸術)
- 内分泌に對て知る處を記せ
- 艾灸と温灸との利害得失
- 胃擴張に對する施灸點三穴並に其解剖部位を記せ
- 昇水水の消毒上の用途
- 施術時に行ふ消毒方法
- 以下昭和五年二月増版了

●青森縣 (昭和三年九月施行)

- 坐骨神經の徑路を問ふ
- 心臓の位置、形状及び機能を問ふ
- 偏頭痛の刺鍼部位、並に其目的を問ふ
- 鍼灸により鎮靜作用を起さしむるには如何なる神經に如何なる刺鍼を施すべきや
- 鍼の消毒方法を問ふ (以上鍼術)
- 前膊に於ける筋及び神經の名稱を問ふ
- 左の臟器の位置、形状及び機能を問ふ
- (イ)心臓 (ロ)胃 (ハ)肝臟 (ニ)脾臟
- 坐骨神經痛の灸治法を問ふ
- 灸の方法と適應症を問ふ
- 消毒の目的を問ふ
- 消毒薬の種類及び使用法を問ふ

●和歌山縣 (昭和三年九月施行)

- 膀胱の位置、形状及び之に分佈する血管神經如何
- 唾液の生理的作用を記せ
- 三石炭酸水の調製法及び其用途を問ふ
- 理學的消毒法とは如何、鍼灸術者としての應用を述べよ (共通)
- 神經性消化不良の症候及び鍼灸法を問ふ
- 玉枕、曲池、附陽の解剖的位置及び禁鍼

を示せ

(鍼術)

- 夜盲症の原因及び灸療法を問ふ
- 扶突、少商、隱白の解剖的部位及び禁灸を示せ (灸術)

●奈良縣 (昭和三年九月施行)

- 三叉神經第三枝(下顎枝)に就て記せ
- 腸の生理的作用に就て記せ
- 刺鍼の深さは如何なる標準に依りて定むべきか
- 心臓疾患に於ける鍼術の適應症、並に應用する經穴を擧げ其の奏効する理由を説明せよ
- 業務上消毒の必要なる理由を説明せよ
- 昇水水、石炭酸水、クレソール水の消毒上の優劣を記せ (鍼術)
- 股動脈の起點、經過、枝別並に靜脈、神經との關係を記せ
- 腎臟の位置、形状及び其の作用を記せ
- 各種理學的消毒法に就て説明せよ
- 消毒の意義を説明せよ
- 腋窩動脈の經過及び、其分佈する筋の名稱を記せ

●大阪府 (昭和三年十月施行)

- 腋窩動脈の經過及び、其分佈する筋の名稱を記せ

○脚神經の作用を擧げよ

(鍼術)

- 急性、慢性機骨神經痛の治療法及び刺鍼後、疼痛の増減せし場合の處置を問ふ
- 大包、天容、痞根の解剖的部位、神經、血管の關係並に其應用法を問ふ
- 直射光線の殺菌作用及び其應用を問ふ
- 皮膚面消毒薬としてリゾールの使用法を問ふ
- 皮膚の構造を詳記せよ
- 體温の起る生理的作用を記せ
- 有熱患者に對する施灸の可否並に其理由を問ふ
- 同名異穴の穴名を擧げ其解剖學的部位並に禁穴の區別を記せ
- 熱を應用する消毒法を列記し且つ之に要する時間及び温度的關係を記せ
- 手の消毒に適する藥品名及び其稀釋度を問ふ (灸術)

●京都府 (昭和三年十月施行)

- 甲状腺の構造並に作用に就て記せ
- 頸部に於ける主要血管並に神經の經過に就て記せ
- 消毒と清潔と異なる點を説明せよ
- 消毒に適せるフォルマリン水の調製法及

○消毒應用上に於ける適不適を述べよ

(共通)

○上肢の主なる神経の神経痛に對する刺灸
穴名及び刺灸方式如何

○子宮疾患に應用する經穴及び各其應用の
目的を記せ (鍼術)

○胃酸過多症に對する主要穴、並に應用す
る理由

○膈戸、鄒門、心俞、期門、膝關の部位、
應用する場合 (灸術)

●兵庫縣 (昭和三年)

○坐骨神経の徑路を問ふ

○(イ)血清とは如何

○(ロ)血液を清浄ならしむる臓器の名稱及
其機能を問ふ

○腹痛を訴ふる場合を挙げ且之に對する鍼
治療法の適否を示せ

○皮膚刺戟の生理的作用

○化學的藥品の種類を挙げよ (鍼術)

○呼吸の生理を問ふ

○腦神経の名稱及び運動、知覺作用を區別
せよ

○中樞疾患に對する灸治療法の目的如何

○神經痛に對する灸術の效果に就て記せよ

○消毒薬として必要な條件を記せよ

(灸術)

●東京府 (昭和三年)

○腦神経の名稱

○呼吸の生理的作用

○腹部、胸部の疼痛疾患の禁忌症(口答)

○刺灸時消毒を怠る時は如何なる結果を來
すや

○左記物品に適應する消毒方法の名稱を記
せ

衣類、鍼具、蒲團、硝子器、紙屑

○肺俞、心俞の部位、筋肉、神経の名稱
(口答)(鍼術)

○大腿に於ける主なる動脈、神経の名稱
(口答)

○血液循環に就て記せ

○脚氣の灸治法に就て (口答)

○水泉、懸鐘の部位、神経の名稱(口答)

○煮沸消毒法に就て記せ

○消毒用石炭酸水調製法

○灸の効用を述べよ (口答)(灸術)

○無水アルコールと普通アルコールとの消
毒上の差異を挙げよ

○術者の手指と被術者の患部と何れを先に
消毒するか及び其の理由を問ふ

○ミハエルス氏菱形窩の部位及び其に存す
る經穴五個を挙げよ

○合谷、三陰交の所在及び之に通ずる神経
を問ふ (鍼術)

○腕骨の名稱

○體温の調節作用を述べよ

○消毒の種類及び用法を問ふ

○自己の使用する消毒薬の名稱及び之を撰
びたる理由を述べよ

○三角筋ロイマチスの灸治法を問ふ

○三里、五里は何處にあるか其治病の効用
を問ふ (灸術)

○齒痛に對する鍼治法を問ふ

○顔面神経麻痺の症候及び鍼治法を問ふ

○鍼術施行時に消毒を行ふ理由並に其順序
方法を述べよ (鍼術)

○肩胛骨の位置、形狀及び其聯接を問ふ

○膝の位置、形狀及び其機能を問ふ

○灸の壯數及び大小を定むる場合を説明せ
よ

○坐骨神経痛の症候及び灸治法を問ふ

○灸治に際し消毒を行ふ理由及び其順序方
法を説明せよ (灸術)

○頸部に於ける主なる神経及び血管の關係
を問ふ

○腎臓の生理的作用を述べよ

○極泉、湧泉、水泉、天泉、廉泉、曲泉、
陰陵泉は何經に屬し且つ解剖的部位

○慢性胃加答兒の症候及び要穴

○主なる消毒藥品の名稱及び其用法

○三叉神経の分佈を記せ

○皮膚の構造及び其作用 (共通)

○頸部に刺灸して失氣卒倒する事あり、其

●静岡縣 (昭和三年)

○顔面骨の名稱

○正中神経の徑路を記せ

○膽汁の作用

○左の穴の位置を示せ (共通)

○(イ)承靈 (ロ)和謬 (ハ)合谷

○鍼の興奮作用とは如何

○胃痙攣に對する施灸法 (鍼術)

○脚氣に對する灸治法及び其施灸の時期

○神経性胃痛に對する施灸點

○施灸後血液に及ぼす變化如何 (灸術)

●福井縣 (昭和三年)

○鼠蹊管に就て知る事を記せ

○肺の機能を述べよ

静岡縣、福井縣、岡山縣、鹿兒島縣、茨城縣

○齒痛に對する鍼治法を問ふ

○顔面神経麻痺の症候及び鍼治法を問ふ

○鍼術施行時に消毒を行ふ理由並に其順序
方法を述べよ (鍼術)

○肩胛骨の位置、形狀及び其聯接を問ふ

○膝の位置、形狀及び其機能を問ふ

○灸の壯數及び大小を定むる場合を説明せ
よ

○坐骨神経痛の症候及び灸治法を問ふ

○灸治に際し消毒を行ふ理由及び其順序方
法を説明せよ (灸術)

○頸部に於ける主なる神経及び血管の關係
を問ふ

○腎臓の生理的作用を述べよ

○極泉、湧泉、水泉、天泉、廉泉、曲泉、
陰陵泉は何經に屬し且つ解剖的部位

○慢性胃加答兒の症候及び要穴

○主なる消毒藥品の名稱及び其用法

○三叉神経の分佈を記せ

○皮膚の構造及び其作用 (共通)

○頸部に刺灸して失氣卒倒する事あり、其

○齒痛に對する鍼治法を問ふ

○顔面神経麻痺の症候及び鍼治法を問ふ

○鍼術施行時に消毒を行ふ理由並に其順序
方法を述べよ (鍼術)

○肩胛骨の位置、形狀及び其聯接を問ふ

○膝の位置、形狀及び其機能を問ふ

○灸の壯數及び大小を定むる場合を説明せ
よ

○坐骨神経痛の症候及び灸治法を問ふ

○灸治に際し消毒を行ふ理由及び其順序方
法を説明せよ (灸術)

○頸部に於ける主なる神経及び血管の關係
を問ふ

○腎臓の生理的作用を述べよ

○極泉、湧泉、水泉、天泉、廉泉、曲泉、
陰陵泉は何經に屬し且つ解剖的部位

○慢性胃加答兒の症候及び要穴

○主なる消毒藥品の名稱及び其用法

○三叉神経の分佈を記せ

○皮膚の構造及び其作用 (共通)

○頸部に刺灸して失氣卒倒する事あり、其

○齒痛に對する鍼治法を問ふ

○顔面神経麻痺の症候及び鍼治法を問ふ

○鍼術施行時に消毒を行ふ理由並に其順序
方法を述べよ (鍼術)

○肩胛骨の位置、形狀及び其聯接を問ふ

○膝の位置、形狀及び其機能を問ふ

○灸の壯數及び大小を定むる場合を説明せ
よ

○坐骨神経痛の症候及び灸治法を問ふ

○灸治に際し消毒を行ふ理由及び其順序方
法を説明せよ (灸術)

○頸部に於ける主なる神経及び血管の關係
を問ふ

○腎臓の生理的作用を述べよ

○極泉、湧泉、水泉、天泉、廉泉、曲泉、
陰陵泉は何經に屬し且つ解剖的部位

○慢性胃加答兒の症候及び要穴

○主なる消毒藥品の名稱及び其用法

○三叉神経の分佈を記せ

○皮膚の構造及び其作用 (共通)

○頸部に刺灸して失氣卒倒する事あり、其

○齒痛に對する鍼治法を問ふ

○顔面神経麻痺の症候及び鍼治法を問ふ

○鍼術施行時に消毒を行ふ理由並に其順序
方法を述べよ (鍼術)

○肩胛骨の位置、形狀及び其聯接を問ふ

○膝の位置、形狀及び其機能を問ふ

○灸の壯數及び大小を定むる場合を説明せ
よ

○坐骨神経痛の症候及び灸治法を問ふ

○灸治に際し消毒を行ふ理由及び其順序方
法を説明せよ (灸術)

○頸部に於ける主なる神経及び血管の關係
を問ふ

○腎臓の生理的作用を述べよ

○極泉、湧泉、水泉、天泉、廉泉、曲泉、
陰陵泉は何經に屬し且つ解剖的部位

○慢性胃加答兒の症候及び要穴

○主なる消毒藥品の名稱及び其用法

○三叉神経の分佈を記せ

○皮膚の構造及び其作用 (共通)

山形縣、長野縣、徳島縣、山口縣、愛媛縣、三重縣

○四華の穴とは如何

●山形縣 (昭和三年九月施行)

- 心臟、肺臓に循る血管、神経の名稱如何
- 小腸と大腸の生理的作用の異なる所を記せ
- 刺鍼禁忌の部位及び其禁忌症を記せ
- 慢性胃加答兒の症状及び療法を記せ
- 昇水水、アルコール、石炭酸及び煮沸の鍼に對する消毒の適否及び其消毒法を記せ
- 中風並に關節脱臼に就て
- 膀胱の位置、形状及び構造を記せ
- 脊柱の機能及び主なる中樞を記せ
- 赤血球、白血球の生理的作用及び灸治により起る處の影響を記せ
- 慢性氣管枝炎に對する解剖的灸治點及び其効果、壯数を記せ
- 石炭酸、クレゾール、昇水水中灸治に必要な消毒藥品を擧げ一々使用法を記せ
- 顔面神経麻痺及び遺尿症の治療法並に部位

- 肺臓の瓦斯交換作用を記せ
- 交感神経に就て記せ
- 顔面神経麻痺の鍼治點及び施灸穴名
- 石炭酸に就て記せ

●徳島縣 (昭和三年十月施行)

- 消化液の種類及び其作用を記せよ
- 造血作用を説明せよ
- 刺鍼による刺戟の強弱方法如何
- パセド氏病の症候及び鍼治法
- 上部腰椎の兩側に施灸せる場合は生理的に如何なる作用を及ぼすや
- 腹膜炎の症候及び之に對する施灸の時期

●山口縣 (昭和三年十月施行)

- 皮膚の構造並に生理的作用を記せ
- 坐骨神経の起始、經過に就て記せ
- 消毒法に幾種ありや、且つ施行上の注意を問ふ
- 單刺術、雀啄術、廻旋術の手法並に生理的作用を記せ
- 月經困難症の原因、症候並に治療を問ふ

●愛媛縣 (昭和三年十月施行)

- 胸骨を構成する骨の名稱及び聯接を問ふ
- 鍼治に於ける制止作用は如何、例を記せ
- 延髓の機能を問ふ
- 左の經穴の解剖的部位及び禁灸を問ふ
- 志室、三陽絡、會陽、腹哀、百會
- 灸の不可なる場合を問ふ
- 自己の使用せる消毒薬の名稱と選んだ理由を問ふ

●三重縣 (昭和四年二月施行)

- 延髓の位置、形状、機能
- 皮膚と粘液膜の區別
- 鍼の血液に及ぼす影響
- 消炎法として鍼の効用
- 鍼治に特に消毒の必要なる理由
- 傳染病患者に對したる時の其の手指は如何にして消毒すべきや
- 白血球に就て知る處を記せ
- 甲状腺に就て

●長野縣 (昭和三年十月施行)

- 肋骨に就て記せよ
- 二頭膊筋、三頭膊筋の起始、停止並に作用

○灸に關する最近學說

- 遺尿症に對する施灸點三穴
- 井水、汚水の消毒に就て
- 灸痕より侵入し易き傳染病及び其豫防

●朝鮮咸鏡南道 (昭和四年)

- 鍼の種類を問ふ
- 刺鍼禁忌の部位及び場合
- 誘導法の刺戟手法
- 頭骨を構成する骨の名稱
- 胃痛に於ける鍼の禁忌症
- 人體に於ける五器官の名稱
- 肺臓の構造及び生理的作用
- 偏頭痛の症状及び療法
- 顔面神経痛の症状
- 灸の適應症

●北海道 (昭和四年三月施行)

- 迷走神経に就て記せ
- 骨髄及び骨膜に就て記せ
- 窒息とは何ぞや
- 三叉神経痛の主なる原因及び療法を記せ
- 丹毒の原因及び症状を記せ
- 手指の消毒法を記せ
- 坐骨神経に就て記せ

朝鮮咸鏡南道、北海道、山梨縣、東京府、大阪府、兵庫縣

○唾液の分泌及び作用に就て記せ

- 浮腫とは何ぞや及浮腫の伴ふ疾病を記せ
- 腰痛の主なる原因及び療法を記せ
- 禁灸穴に就て記せ
- 消毒薬として昇水、石炭酸及び酒精の使用上の注意を記せ

●山梨縣 (昭和四年三月施行)

- 咀嚼筋の起始、停止及び名稱
- 腎臓の位置、形状、構造及び生理的作用
- 下肢に分佈する神経の名稱
- 撰竹、承扶、肩井、腎俞の解剖的部位
- 偏頭痛の原因、症候及び治療法
- 化學的消毒とは如何

●東京府 (昭和四年三月施行)

- 神経の種類
- 皮膚の生理的作用
- 金屬製品に適當なる消毒法
- 蒸氣消毒に適當なる消毒
- 皮膚の効用
- 消化作用を述べよ
- 中風の灸は何處になすや
- 熱氣消毒の種類を列記し且其の一方法を詳記せよ

○皮膚の消毒と其目的

●大阪府 (昭和四年四月施行)

- 顔面神経の起始及經過を詳記せよ
- 腎臓の生理的作用を記せ
- 鍼術の効ある炎症性疾患を記し其中二例に就き奏効する理由を説明せよ
- 神經性消化不良に對する主要なる穴名五個を擧げ其部位と血管神経との關係を擧げよ
- 呼吸器系に於ける灸の適應症三種を擧げ其奏効する理由を述べよ
- 神門、前頂、條口、筋縮、關元俞の解剖的部位並に禁灸の區別を擧げ且筋縮、關元俞の應用を記せ
- 消毒に普通アルコールを使用する理由を説明せよ
- 日光消毒に就て記せ

●兵庫縣 (昭和四年四月施行)

- 感覺神経と運動神経との別を説明せよ
- 炎症に就て記せ
- 脚氣に對する鍼の效果如何
- 次の疾患に就き鍼術の適するものと適せざるものとを指適し其の理由を附せ

— 131 —

— 130 —

- (イ)急性肺炎 (ロ)糖尿病
- (ハ)睡眠麻痺 (ニ)齧齒
- 消毒の種類に就て記せ (鍼術)
- 體溫調節は如何にして行われるか
- 腹腔内臓器の名稱及び其機能を記せ
- 傳染病と灸との關係如何
- 灸の治療上効果ある所以を問ふ
- 左のものに對し最も適當なる消毒方法を記せ

●京都府 (昭和四年)

- 肺の構造及び作用に就て記せ
- 坐骨神經の經過に就て筋肉、尿管との關係を記せ
- 肺尖加答兒に應用すべき經穴と其部位を舉げ灸治方法及び其注意事項に就て述べ
- 施灸の疾病豫防に對する効果如何其理由
- 坐骨神經痛の刺灸法及び之に用ゆる經穴の名稱と部位を記せ
- 胃及び腸疾患に應用する刺灸部位と各其奏効の理由を説明せよ
- 瓦斯を用ふる消毒の方法並に應用に就て記せ

- 石炭酸とクレゾール石鹼液と消毒上似たる點及び異なる點を記せ
- 静岡縣 (昭和四年)
- 坐骨神經の徑路を記せ
- 三角筋の起始及び停止を問ふ
- 皮膚に對する消毒方法を記せ
- 瘧風の施灸は如何なる疾病に最も有効なるか
- 便秘に對する灸治法を問ふ
- 灸の生理的作用を問ふ
- 腦溢血に施灸する時期及び最も有効なる施灸點を舉げよ

●福井縣 (昭和四年)

- 左に就て記載せよ
- (イ)腦室 (ロ)下顎囊
- (ハ)僧帽筋の位置
- 左の作用を問ふ
- (イ)赤血球 (ロ)體溫調節
- ヒステリーの症狀を明記せよ
- 左の藥品にて灸を完全に消毒する方法を問ふ
- (イ)アルコール (ロ)石炭酸
- 後頭神經痛の痛點を舉げ其解剖的位置

- を問ふ
- グロシツヒ氏手指の消毒法を記せ。
- 左に就て知る事を記せ
- (イ)血漿 (ロ)從隔腔 (ハ)股輪
- 唾液作用を問ふ
- 神經痛の原因を明記せよ
- アルコールの消毒上効果ある理由を問ふ
- ヒュールブリンゲル氏の手指消毒法を記せ
- 灸點後の皮膚組織の變化を説明せよ

●廣島縣 (昭和四年)

- 大坐骨孔を通過する血管神經の名稱
- 蛋白質食品は如何にして消化せられるや
- 齒痛種類と灸治法
- 慢性腸加答兒の主なる徵候、灸治部位
- 下關、下腕、承山、承滿、大橫、臂臑
- 昇承水の消毒上の注意事項
- 熊本縣 (昭和四年)
- 腹筋の名稱及び其作用
- 肺臓の生理的作用を問ふ
- 第四肋間にある穴名を舉げ且其禁灸
- 水溝、氣戸の解剖的部位及び之に分佈す

る神經

- 結核菌の附着せる衣類の消毒法
- 佐賀縣 (昭和四年)
- 骨の種類及び其構造を記せ
- 血液の凝固作用に就て記せ
- 痛風に對する灸治法
- 遺尿症に對する灸治法
- 腎孟炎の症候並に灸治法
- 氣管枝喘息の症候並に灸治法
- 石炭酸の中毒症狀を記せ

●秋田縣 (昭和四年)

- 上膊筋の名稱、起始、附着及び作用
- 肝臓の位置、構造及び生理的作用
- 顔面神經麻痺の症狀及び灸療法
- 急性筋ロイマチスの症狀及灸療法
- 奈良縣 (昭和四年)
- 迷走神經の起始、經過、分佈を記せ
- 腹筋の起始、停止並に分佈する血管、神經を記せ
- 腹部に直接刺灸を要する場合を舉げ且其注意事項を記せ
- 客主人、關戸、或中、照海、章門の解剖

佐賀縣、秋田縣、奈良縣、愛知縣、島根縣、福岡縣、大分縣

的部位を示せ

- 施灸に適當なる消毒方法を記せ
- 昇承水の消毒上の利害得失を記せ(鍼術)
- 内頸動脈の起始、經過、枝別を記せ
- 膝關節の形成並に此部に於ける血管、神經の關係を記せ
- 六腑の穴とは何ぞ且其部位を詳記せよ
- 灸の麻痺に効ある理由を説明せよ
- 消毒の意義並に灸術に必要な理由を説明せよ
- 消毒藥の種類並に主なる使用の場合を記せ

●愛知縣 (昭和四年)

- 皮膚の構造を問ふ
- 血液の生成及び人體中の血量を問ふ
- 消毒の必要な理由
- 胃の諸病に就き灸術の興奮作用と沈靜作用と禁忌症とに分類して其病名を舉げ且簡單なる理由を附すべし
- 押手の効害に就き五例以上理由を附して説明せよ (鍼術)
- 腦の十二對神經幹の名稱及位置
- 毛髮の作用
- 灸術を施す場合は如何なる消毒法を行ふ

や

- 灸の最新學說を記せ
- 灸の大小、壯數と病症部位との關係及び理由を説明せよ
- 島根縣 (昭和四年)
- 下腿後部諸筋の名稱並に分佈する神經の名稱
- 左の臓器の位置併に機能
- 肝臓、脾臓、腎臓、脾臓、心臓
- 興奮刺灸を應用する場合並に部位
- 理學的消毒法の種類を列舉し其各々に就き簡単に説明せよ
- 施行局部の消毒を要する理由並に其方法三つを例示せよ

●福岡縣 (昭和四年)

- 腋窩動脈の起始、經過及び靜脈神經との關係を述べよ
- 胃の位置、形狀及び其機能を問ふ
- 灸術の治療に効ある理由を説明せよ
- 肋間神經痛の症狀及び其灸治法を記せ
- 皮膚の消毒は如何にして行ふや
- 大分縣 (昭和四年)

- 胸廓を構成する骨の名稱並に坐骨神經及び頭靜脈の概要を記せ
- 脉搏の起る原因及び其性狀を記せ
- 地倉、尺澤、肘陽の部位、解剖的關係並に適應症を記せ
- 腹膜炎に對する鍼治の利害を記せ
- 消毒の必要なる理由を記せ
- 消毒藥の種類及び其應用を記せ
- 各種神經機能に及ぼす灸の作用を記せ

●鹿兒島縣 (昭和四年五月施行)

- 皮膚の構造並に其生理的機能に就て述べ
- 腎臟及び膀胱の位置、形狀並に其作用に就き大要を述べよ
- 稀酒精の製法及び其應用範圍に就て説明せよ
- 肺俞、腎俞、膀胱俞、上髎及び胃俞の部位並に各穴の應用せられる場合を問ふ
- 鍼の興奮作用とは如何なる事か且興奮作用を目的とする刺鍼法を説明せよ
- 腸神經痛に對する鍼治法如何
- 肺結核に對する施灸の方法並に奏効する理由を説明せよ
- 脊髄炎の症候並に施灸の利害を述べよ

●香川縣 (昭和四年五月施行)

- 蝴蝶骨の位置、聯接に就て記せ
- 脾臟の位置其作用に就て記せ
- 酒精、石炭酸の性狀、應用に就て記せ
- 頸部交感神經に就て記せ
- 脚氣八處の穴名を記せ
- 脊中、關元、地五會、臨泣、尺澤の部位禁灸の區別
- 刺鍼の拔去困難並に體中折鍼の原因及處置
- 常習便秘の原因其灸療法に就て記せ

●長野縣 (昭和四年五月施行)

- 眼窩を構成する骨の名稱を略圖を以て説明せよ
- 靱帯の性狀、種類及び作用
- 坐骨神經の起始、經過及び枝別
- 尿の分泌作用に就て
- 脚氣の鍼灸治法
- 消毒藥の名稱を擧げ各種釋度及び調製法
- 栃木縣 (昭和四年四月施行)
- 僧帽筋の起始、停止、分佈神經の名稱
- 心臟、肝臟、胃の位置を問ふ

- 消毒の目的
- 消毒藥の名稱及用途
- 鍼術の禁忌症
- 麻痺及び神經痛は何故に鍼にて治るや
- 鍼術の效果ある理由
- 合谷、風池の穴を問ふ
- 灸の適應症
- 灸の手法
- 灸の効ある理由
- 滋賀縣 (昭和四年五月施行)
- 消化器系臟器の名稱を列記せよ
- 正中神經の作用を問ふ
- 坐骨神經痛の原因
- 腰痛の原因
- 項部の禁穴
- 坐骨神經痛に對する穴名を問ふ
- 消毒藥の種類並に其製法
- 施鍼部位の化膿したる時の處置法
- 長崎縣 (昭和四年五月施行)
- 三叉神經の分佈を記せ
- 筋運動の起る理由を記せ
- 消痰、水分、解熱の位置及び其部に於ける筋、血管神經の關係を記せ

- 膝關節部に位する經穴の名稱を記せ
- 自己の使用せる消毒藥の名稱及び之を選ばる理由を記せ
- 施鍼に際し消毒せざる場合に發する疾病の種類及び症狀を記せ (以上鍼術)
- (以下灸術)
- 顔面神經の經過を記せ
- 白血球の作用に就て知る處を記せ
- 陽谷、懸樞、陰廉の位置及び其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ
- 三角筋部に位する經穴の名稱を記せ
- 消毒の意義を記せ
- 灸術を施すに消毒の必要なる理由及び其消毒方法を記せ

●千葉縣 (昭和四年五月施行)

- 肺の生理的作用
- 頸部にある血管、神經の名稱
- 消毒の目的
- 刺鍼前後の消毒に就て
- 雀啄術とは如何
- 膈戸、心俞、環跳の部位
- 徳島縣 (昭和四年四月施行)
- 上肢神經の徑路を詳記せよ

- 反射に付き知る處を記せ
- 營養素とは如何
- 施鍼が各種神經纖維に對する影響如何
- 腦性小兒麻痺の症候施鍼方法
- 氣海の穴を求むる方法此部に於ける施灸の作用
- 胃擴張の症候並に之に對する施灸方法
- 高知縣 ()
- 上膊筋の名稱、起始、停止並に其作用
- 唾液に就て知る處を記せ
- 瓦斯消毒方法に就て知る處を記せ
- 蒸氣消毒の要約並に注意を記せ
- 風門、天府の部位、其主治を問ふ
- 神經性消化不良の症候鍼治法を詳記せよ

●臺灣臺北州 (昭和四年五月施行)

- 腋窩を通過する神經、血管の名稱
- 血液の働きに付き知る處を記せ
- 神經痛の原因及び症候を述べよ
- 消毒の目的
- 法定消毒藥品の名稱

●埼玉縣 (昭和四年四月施行)

- 胃の位置、形狀及び作用
- 皮膚の機能を記せ
- 消毒の目的及方法を記せ
- 胸部の刺鍼法及び刺鍼點
- 鍼治の効用
- 下肢の麻痺に對する鍼治法
- 宮崎縣 (昭和四年)
- 腹部臟器の名稱及び其機能を記せ
- 胸腹部に於ける筋の名稱及び其作用を記せ
- グロツシヒ氏手指の消毒法を説明せよ
- 膽石痛の原因、症狀及び之に對する鍼治法如何
- 承筋、角孫、肝俞、天樞の解剖的部位並に禁穴要穴の別を記せ
- 氣管枝喘息の原因、症狀並に之に對する灸治法如何
- 經渠、髀關、四滿、肩井の解剖的部位並に禁穴、要穴の別を記せ
- 臺南 (昭和四年九月施行)
- 頭蓋腔を構成せる骨の名稱

東京府、大阪府、奈良縣、京都府、長野縣

- 血液の生理的作用
- 腹腔内臓器の名稱及び其生理的機能を簡単に述べよ
- 皮膚の生理的作用
- 消毒方法の種類
- 消毒は何故に必要なか其理由
- 昇汞の使用法

●東京府 (昭和四年 九月施行)

- 下肢に分布する血管、神経を問ふ
- 尿に就て記せ
- 煮沸消毒に就て
- 作業衣の薬物的消毒に就て詳記せよ
- 胃俞、腎俞の部位
- 後頸部に刺鍼して卒倒する其理由、處置法

●大阪府 (昭和四年 十月施行)

- 脳髓より發する十二對神経の名稱を記せ
- 消化液の名稱及び作用を記せ
- 小兒鍼の適應症を列記し其奏効する理由を問ふ
- 全身中大なる神経五種を挙げ其各々に就て最も適當なる刺鍼穴一つの解剖的の位置を記せ

- 鍼灸に由り疾病の治療する理由を記せ
- 天府、委陽、腰眼、大横の解剖的位置並に禁穴の別を挙げ其中二穴の應用病名を記せ
- 煮沸及び蒸氣消毒に要する時間と温度との關係を問ふ
- アルコールの殺菌作用を問ふ

●奈良縣 (昭和四年 十月施行)

- 胸部大動脈の位置、枝別、分佈を記せ
- 利尿作用に就て記せ
- 刺鍼時に於ける押手の効用と其注意を記せ
- 常習便秘に對する刺鍼の部位、奏効する理由を問ふ
- 理學的消毒法と化學的消毒法との優劣點を挙げよ
- 石炭酸の性状を記し並に消毒上の應用を述べよ
- 胛骨神經の起始、經過並に其分佈を記せ
- 肝臓の位置、形狀並に其作用を問ふ
- 風池、陽谿、命門、幽門、照海の部位並に應用する疾患の名稱を問ふ
- 灸の肺結核に對して奏効する理由を知る處を記せ

- 灸術業者に消毒知識の必要なる理由を記せ
- 昇汞水とクレソール水との消毒上の優劣を記せ

●京都府 (昭和四年 十月施行)

- 消毒 定義
- 通常使用する消毒薬四種を挙げ各々の稀釋度を記せ
- 心臓の構造及び作用
- 正中神経の經過に付き筋肉、脈管との關係を記せ
- 坐骨神経痛の灸治法(穴名及び部位)及び豫後
- 左記の病名は灸の適應症なりや否や及び其理由を記せ
 - (イ) 急性肺炎 (ロ) 動脈硬化症
 - (ハ) 子宮筋腫 (ニ) 常習便秘
 - (ホ) 鼠蹊ヘルニヤ
- 胃の疾患に應用する背腰部の經穴五ツを挙げ且つ其の部位と奏効の理由を記せ
- 刺鍼の血液に及ぼす作用に就て知る處を記せ

●長野縣 (昭和四年 十月施行)

- 大腿骨を圖にて示し各部の名稱を記入せよ
- 腋窩を構成する筋の名稱及び此處を通過する血管、神経は如何
- 血壓に就て知る所を記せ
- 便秘及び腸充血に鍼術、灸術の効ある理由並に其施術點如何
- 呼吸とは如何
- 鍼術、灸術に用ひらるゝ各種消毒薬の作用特長及用法如何

●岡山縣 (昭和四年 十月施行)

- 正中神経の起始、經過、枝別を記せ
- 大小循環の區別
- クレソール石鹼の長所と短所
- 昇汞水の適應及び使用上の注意
- 作用上に於ける刺鍼點並に分類上の區別
- 血壓下降する灸治點並に作用
- 下痢の刺鍼點並に作用

●神奈川縣 (昭和四年 十月施行)

- 前膊に於ける主要なる動脈及び神経を記せ
- 肺臓の作用を記せ
- 指先、口唇等知覺最も鋭敏なる部位を選

岡山縣、神奈川縣、鳥取縣、鹿兒島縣、福岡縣

- が刺鍼するは如何なる場合なるか又其効果を挙げよ
- 小兒病中吐乳の治療法如何
- 施術に用ふる金屬器具類の消毒方法
- 消毒方法の種類を挙げよ
- 泌尿器各部の名稱及び作用
- 胃の位置を問ふ
- 温熱刺鍼の皮膚を隔て内臓作用に及ぼす理由を問ふ
- 臍部の周圍にある經穴名と其深部の臟器の名稱を記せ
- 消毒法の必要なる理由
- 消毒薬品名を知れるだけ記せ

●鳥取縣 (昭和四年 十月施行)

- 頸部に於ける器官の名稱及び其位置を問ふ
- 脊髄の位置、構造及び其作用を問ふ
- 消毒の目的及び消毒薬の稀釋法を問ふ
- 顔面神経の分佈を記し並に其作用を問ふ
- 肺臓の位置形状及び其生理的作用を記せ
- 消毒の目的及び消毒薬の稀釋方法を述べよ

●鹿兒島縣 (昭和四年 十月施行)

- 肋膜及び腹膜に就て説明せよ
- 赤血球及び白血球に就て説明せよ
- 消毒の目的並に化學的(薬品)消毒法に就て説明せよ
- 次に掲ぐる經穴の部位並に血管、神経の名稱を問ふ
 - (イ) 三里(下脚) (ロ) 伏兎 (ハ) 大横
 - (ニ) 天樞 (ホ) 腎俞 (ヘ) 天柱
 - (ト) 神庭
- 坐骨神経痛に對する刺鍼法並に刺鍼刺戟程度に就て説明せよ
- 鍼の交感神経に及ぼす影響に就て述べよ
- 再施灸と白血球増多との關係に就て述べよ
- 腸アトニー症に對する灸治法如何

●福岡縣 (昭和四年 十月施行)

- 腹部筋の名稱と分佈する神経の名稱を問ふ
- 門脈に就て知る處を記せ
- 神経痛と炎症痛との鑑別を問ふ
- 石炭酸の性状並に其稀釋法
- 動脈管と静脈管との構造上に於ける差異

を問ふ

- 呼吸運動の目的を問ふ
- 腰痛の原因、症候及び灸法を問ふ
- 吃逆の灸治法を問ふ

●滋賀縣 (昭和四年)

- 交感神経の所在及び分佈
- 血液の効用を記せ
- 三叉神経痛の原因
- 常習便秘の原因、症状及び灸治法灸治法
- 膈充血に對する穴名
- 石炭酸の性状並に溶解法及び其用途

●岐阜縣 (昭和四年)

- 肩胛筋の名稱及び之に分佈する神経の名稱を問ふ
- 呼吸の目的を記し其種類を問ふ
- 消毒薬として必要なる條件を挙げ酒精使用上の注意を問ふ
- 小兒淺位鍼の効ある理由並に胃に該當する穴名を問ふ
- 膀胱加答兒に對する刺鍼の可否及び理由
- 門脈系に及ぼす灸點及び其作用
- 心臟興奮症より來る不眠症に對する灸點及び目的並に上膊に於ける機、尺骨神經

に該當する經穴名を挙げよ

●愛知縣 (昭和四年)

- 上膊中央部の横断面を圖解せよ
- 神経の反射機能とは如何、及び其例
- 鍼術に應用すべき消毒薬三種を挙げ其使用方法を詳述せよ
- 肩胛上部に施鍼して貧血を起すことあり其療法及び理由如何
- 鍼術刺戟の分類を問ふ
- 膈室の位置及び形状を問ふ
- 神経の傳達機能を問ふ
- 灸術と消毒との關係
- 加答兒性黄疸に對する施灸法及び奏効の理
- 傳染病に於ける施灸の効害

●和歌山縣 (昭和四年)

- 膝關節は如何なる筋によりて構成せらるや及び此部を通過する主要なる血管、神経を問ふ
- 尿の分泌機能を詳記せよ
- 陽池、缺盆、轅鼻の解剖的位置及び其部に分佈せる血管、神経を記し且つ禁鍼灸を示せ

○腰痛を起す疾病を列挙し其灸治に適する

- 疾病の刺鍼點及び其目的を詳記せよ
- 慢性三角筋ロイマチスの症候及び灸療法を記し其奏効する理由を詳記せよ
- 消毒薬品五種を記し例を挙げて其稀程度及び用途を問ふ
- 理學的消毒法の應用範圍を問ふ

●兵庫縣 (昭和四年)

- 血液は如何にして淨化せられるや
- 中樞麻痺と末梢麻痺の區別
- 腰痛に對する刺鍼法を問ふ
- 刺鍼に經穴の價值如何
- 溫熱的消毒の種類を記せ
- 運動神経と交感神経との別如何
- 助間神経痛の症狀を問ふ
- 艾灸と温灸との作用上の相違如何
- リュウマチスに對する灸の效果如何
- 日光消毒の價值に就て述べよ

●栃木縣 (昭和四年)

- 上膊に分佈する神経並筋肉の名稱を問ふ
- 唾液腺の名稱と其生理的作用
- 煮沸消毒方法に就て
- 消毒薬二三の製法を記せ

○助間神経痛に對する刺鍼法

- 機骨神経の徑路にある穴名を問ふ
- 灸術の手法
- 灸の頸部に於ける禁灸部穴

●愛媛縣 (昭和四年)

- 下顎神経の起始、經過及び分佈の箇所を問ふ
- 腎臓の構造及び尿排泄の順序を問ふ
- 刺鍼の効用につき例を挙げて説明せよ
- 左の經穴につき解剖的關係及び知る處を述べよ
- 頭維、地五會、缺盆、會宗、石門
- 灸の最も適せる疾病を挙げて其有効なる理由を詳記せよ

●徳島縣 (昭和四年)

- 淋巴管とは如何なるものなりや並に淋巴腺の構造を説明せよ
- 大腿中央部を横斷して該部に現はる、筋肉、血管、神経の名稱を列記し且つ其神經の徑路を記せ
- 内呼吸と外呼吸に就て説明せよ
- 酒精、石炭酸、昇汞の使用方法を記せ
- 天柱、風市の二穴を求め之に一寸の直鍼

愛媛縣、徳島縣、福井縣、廣島縣、島根縣

かすれば如何なるものを刺すか

- 腦神経衰弱の主なる症候及び灸治法
- 曲骨、横骨の二穴を求め之れに施灸すれば生理的に如何なる關係を及ぼすか
- 結核性肋膜炎の症候及び之に對する施灸法

●福井縣 (昭和四年)

- プーパルト氏靱帯を通する血管及び筋肉の關係を問ふ
- 温原に就て知る事を記せ
- アルコールとクレゾール石鹼液の殺菌作用を問ふ
- 消毒と清濁の區別を問ふ
- 脊髄癆の原因及び症狀を問ふ
- 尺骨神經麻痺の症狀を問ふ
- 消化器に附屬する腺の名稱及び位置を問ふ
- 乳糜管とは如何なるものなるや
- 沃度丁幾の消毒の効果を記せ
- 作業衣の藥物的消毒法に就て詳記せよ
- 炎症とは如何なるものか之に對する灸術の可否並に其理由を問ふ
- 腓骨神經麻痺の症狀を問ふ

(灸術)

●廣島縣 (昭和四年)

- 下眼窩動脈の分岐及び分佈を記せ
- 凝血作用を説明す可し
- 次の穴の部位并に其部に分佈せる神経を記せ
- 隱白、腎俞、横骨、上廉、臍子髎
- ヒステリー球と癲癇の鑑別并に治療的及び方法を記せ
- 膝關節神経痛とリュウマチスの鑑別并に灸治の目的及び方法を記せ
- 三%の石炭酸水一五立を製するには如何にすべきか

●島根縣 (昭和四年)

- 上膊を運動する筋の名稱及び各筋に分佈する神経の名稱
- 胃の位置、形状、各部の名稱及び作用
- 折鍼の原因
- 皮膚鍼應用の場合
- (イ)石炭酸と稀酒精と何れが消毒力大なるや並に其理由
- (ロ)三%石炭酸水四百瓦の作り方
- (イ)日光消毒の有効理由及び其實施上注意すべき事項

- (ロ)消毒薬としての石炭酸に就て
- 艾の成分
- 呼吸器病中灸の適應症を挙げ各其効果を説明せよ

●山口縣 (昭和四年十一月施行)

- 四肢の皮下を走る神経及血管に就て説明す可し
- 膀胱の位置形状及其作用に就て記せ
- 消毒法に幾種ありや、各消毒法の優劣を挙げよ
- 反射の原理を説明し刺鍼刺戟の反射作用を述べよ
- 気管枝喘息の原因、症候及鍼治處方を述べ併せて其療法理論を説明せよ(鍼術)
- 灸の病體作用に就て述べよ
- 子宮内膜炎の原因、症候及灸治處方を述べ併せて其療法理論を説明せよ(灸術)

●東京警視廳 (昭和五年三月施行)

- 聴器の構造を記載せよ
- 消毒用昇永水の使用法に就き記せ
- 消化液の種類及作用を詳記せよ
- 鍼具の完全なる消毒方法 (以上鍼術)
- 脊髄神経に就て (以下灸術)

- 血液の生理的作用を述べ
- 消毒用石炭酸水の使用法に就て
- 皮膚の完全なる消毒方法如何

●北海道 (昭和五年三月施行)

- 坐骨神経の起始及び分佈を問ふ
- 人體に於ける瓦斯交換に就て記せ
- 坐骨神経痛の鍼治に際し其の施鍼點を解剖學的な名稱を以て記せ
- 施鍼の禁忌症候を問ふ
- 創傷傳染病とは何ぞや
- 十種傳染病とは何ぞや (以上鍼術)
- 三叉神経の起始及び分佈を問ふ
- 人體に於ける新陳代謝に就て知れる所を記せ
- 半身不隨意症の灸治に際し施灸點を解剖學的な名稱を以て答へよ
- 火傷に就て知れる所を記せ
- 消毒薬として昇永水を使用し得る場合及其使用時に於ける注意を記せ
- 理學的消毒法とは何ぞや (以上灸術)

●大阪府 (昭和五年四月施行)

- 上腸間膜動脈の起始、經過及其枝別を記せ

説明せよ (以上マツサージ術)

●鹿兒島縣 (昭和五年四月施行)

- 肋膜(胸膜)に就て左の各項を説明せよ
位置、區分、胸縦隔腔(竇)肋膜腔
- 滋養品(營養品)及び嗜好品に就て知る處を記せ
- 理學的消毒に就き用途上其優劣を與けて説明せよ
- ヘッド氏帶の意義並に之が經穴との關係に就て記せ
- 刺鍼刺戟強度を定むべき要件に就て述べよ
- 腸疝痛に刺鍼の効ある理由並に之に對する鍼治法に就て述べよ
- 名灸とは何か、近代醫學上よりの見解を述べよ
- 神經衰弱に對する灸法並に施行上の注意を述べよ

●島根縣 (昭和五年四月施行)

- 上肢を循る主なる動脈、淺靜脈並に神經の名稱
- 膝臟の位置、形狀並に機能
- 後頭部に深刺して卒倒することあり其理

- 體温の調節は如何して行はるるや
- 豫防衣と書籍類に行ふ可き理學的消毒方法を詳記せよ
- 酒精の殺菌作用を述べ且つ手の消毒に適する稀釋度を問ふ (以上共通)
- 刺鍼を避くべき場所及び場合を挙げ併せて其理由を問ふ
- 天髕、絡却、氣海、飛陽及衝門の禁穴の區別を詳記せよ (以上鍼術)
- 腦充血、肺結核、脚氣に對して施灸の効ある理由を詳記せよ
- 臂臑、胃倉、通谷、髀關の解剖的部位並に應用病名二三を記せ (以上灸術)
- 橈骨の位置、形狀及其聯接を問ふ
- 呼吸作用とは如何之を説明せよ
- 反抗運動法とは如何なるものか其作用を記せ
- 淋毒性關節炎に對するマツサージ法及び膝關節の屈伸度と歩行關係を記せ
- 皮膚消毒に普通使用せらるる消毒薬品の名稱及び其稀釋度を問ふ
- 理學的消毒法の種類を列舉し其方法を略述せよ (以上マツサージ術)

●京都府 (昭和五年四月施行)

由及處置

- 筆癩の刺鍼法及刺鍼點
- 三%石炭酸水五百瓦の製法及び石炭酸使用上の注意
- 術者の手指消毒法を詳記せよ
- 施灸に際して注意すべき要點
- 不眠症の施灸點 (以上鍼術)
- 消化液の種類及其作用
- 脾臟の位置、形狀及機能
- 揉捏法の効用
- 顔面神經麻痺に對するマツサージ術式
- 術者の手指消毒法を詳記せよ
- 三%石炭酸水五百瓦の製法及石炭酸水使用上の注意 (以上マツサージ術)
- 愛知縣 (昭和五年四月施行)
- 交感神經に就て知る處を記せ
- 呼吸は如何にして行はるるや其目的を問ふ
- 七%アルコールと十倍昇永水との消毒上の効力如何
- 慢性腸加答兒に付き鍼術の適否を定め適當と認むるものには鍼術治療の目的及其施術部位を記せ
- 腹痛時の施鍼に付き其効害を述べよ (以上鍼術)

- 舌に分佈する神経の名稱及其領域を問ふ
- 動脈の區別
- 灸を施すに際し消毒の必要あれば其場合を挙げ且つ理由を併記すべし
- 慢性股癱ロイマチスに對する療法及奏効の理由 (以上灸術)

●徳島縣 (昭和五年)

- 甲状腺の位置形狀構造及其機能を問ふ
- 尿の性状並に腎臓に分佈せる神経の名稱及機能を問ふ
- 消毒の必要なる所以並に消毒薬の種類及其溶解方法を記せ (以上共通)
- 膀胱麻痺の原因症候及其灸治法を問ふ
- 小海、神門、陽谿の三穴を求め之に施灸する時は如何なる作用を現すや (以上灸術)
- 神経性下痢症の原因症候及灸治法を問ふ
- 陰都、幽門、石關の三穴を求め之に施灸する時は如何なる作用を現すや (以上灸術)

●福岡縣 (昭和五年)

- 迷走神経の經過及び分佈
- 筋肉中に折鍼せば如何なる障礙を起すや
- 消毒の目的並に施鍼に臨みての消毒法
- 鍼の醫治効用
- 瘰癧門、天柱、肺俞、心俞の部位 (以上學說)
- 齒痛に對する刺鍼點 (口答)
- 齒痛に對する刺鍼法 (實地刺鍼)

●高知縣 (昭和五年)

- 筋の興奮性に就て知る處を記せ
- 脾臓の位置、形狀及構造を記せ
- 倍數と%との關係を記し例を挙げて之を示せ
- 左記の事項を記せ
 - a、消毒とは何ぞ
 - b、消毒方法の効を奏する理由 (以上共通)
- 胃俞、腎俞、委陽の解剖的部位を説明して此穴を應用する二三を挙げよ(鍼術)
- 陰萎病の原因、症候、鍼治法を記せ
- 脚氣八處の灸穴に就て知る處を記せ
- 灸點と血壓との關係を記せ

●大阪府 (昭和五年)

- 輸尿管の位置形狀及各部の名稱を記せ
- 神経は如何なる用をなすやを問ふ

- 麻痺及知覺脱失の中樞性と末梢性との區別
- リゾール水に就て記せ (以上鍼學說)
- 本年廿八歳の未亡人でヒステリー性の婦人なるに昨夜突如臍を中心とした腹痛發作が起り顔色は青白くなつて脈搏が頻數になつて患者は臍を強壓して上半身を屈してゐる其の病名と療法を併記せよ (以上鍼實地)

- 肺動脈に就て知る處を述べよ
- 水腫に就て知る處を記せ
- 施灸部の化膿する原因と其豫防法
- 灸痕の生ずる理由 (以上灸學說)
- 本年五歳の女兒、生後半年頃より腸を苦し一度全快したが半歳程前から少しづつ悪く二週間前から毎朝定まつて下痢をなす、而して右腸骨窩に腫瘍あり、之を強壓すればグーと音が聞ゆる、腹部が膨滿して體が瘦せる食欲不進其の病名と療法を問ふ (以上灸實地)

●佐賀縣 (昭和五年)

- 淋巴腺の構造及淋巴管との關係
- 腎臓の機能に就きて述べよ
- 膀胱麻痺の原因、症候之が鍼治法灸治法
- 破傷風とは何ぞ鍼灸治の可否如何

- 折鍼の防止並に折鍼したる場合の處置を詳記せよ
- 京門、清冷淵、客主人、血海、天地の部位並に應用病名を挙げ其中に禁鍼穴あらば之を示せ
- 灸の血行に及ぼす作用並に其應用及方式を記せ
- 豐隆、内關、痞根、腹哀の解剖的關係禁灸穴の別を述べ併て其應用病名を問ふ
- 日光消毒の方法並に其効力を記せ
- クレゾール水の製法並に本消毒薬の長所に就て記せ (以上灸術)
- 大腎筋の起始停止及之に分佈する神経の名稱を記せ
- 膽汁の作用を問ふ
- 輕擦法の種類並に生理的作用及其應用を述べよ
- 上膊骨體骨折による假關節に對するマツサージ及目的を述べよ
- 最適當なる手指消毒薬品二を挙げ其稀釋濃度を述べよ
- 茶碗、坐布團、襖に對し理學的消毒を行へ (以上マツサージ術)

●沖繩縣 (昭和五年)

- 折鍼の防止並に折鍼したる場合の處置を詳記せよ

- フォルマリンの性状並應用

●山口縣 (昭和五年)

- 五臓器の名稱と構造を簡單に述べよ
- 胃に分佈する神経の名稱
- 消毒法に何種ありや其特徴を挙げよ (以上共通)

- (イ)鍼の醫治的効果
 - (ロ) 脾關、痞根、脾俞、風門、風池
- 肋膜炎の原因、症候、豫後、療法並に治癒する理論
- 大迎、曲澤、百會、陽谿、三里の探穴
- 三里(足)に單刺、雀啄、振顫、廻旋、橫刺(捻鍼、管鍼) (以上灸術)
- 灸の豫防的効果ある理由
- 築賓、伏兔、盲脇、附分、頭維、命門
- 本年廿八歳の男子平常健康體なるに昨夜宴會に行きて今朝になつて熱三八度ホセロが出来て全身かゆい
- 内外膝眼、小海、角孫 (以上灸術)

●千葉縣 (昭和五年)

- 肩胛筋の名稱及三角筋の起始、停止、作用、分佈する神経
- 胃の位置及生理的作用

- 迷走神経の經路
- 水溝(人中、鬼宮、鬼客聽)庫房、五里の解剖的位置を示せ
- 正中神経麻痺の療法
- 何度の酒精が消毒薬として最も効力あるや (以上灸術)
- 淋巴管と静脈の生理的差違
- 百會、和豐、三焦俞の解剖的位置を示せ
- 石炭酸稀釋度により消毒の効力に關係あるや、若しありとせば其理
- ヘッド氏帶の檢出法 (以上灸術)
- 百會、瘰癧門、俞府、神道、神堂、瞳子髎
- 曲垣の指壓、分佈神経、經名
- 膀胱麻痺の原因、應用穴名、指壓
- 鍼、灸の生理的作用 (以上實地口答)

●青森縣 (昭和五年)

- 肘窩を構成する筋肉の名稱を記せ
- ブーバルト氏靱帶の下を通過する主なる血管神経の名稱を記せ
- 皮膚の機能を問ふ (以上共通)
- 腦充血の治療法及肋間神経痛の手法並に注意すべき點を問ふ
- 腹部の疾患中特效あるもの禁すべきものと適應症と然らざるものと鑑別し難きもの

- 石炭酸水の調製法及應用に就て記せ
- 蒸氣消毒法と熱氣消毒法との異なる點を記せ
- 地平鍼及鉛直鍼
- 尺骨神經麻痺に對する鍼治療法及其効ある理由
- 灸治と不適應症を問ふ
- 黃疸の灸治法を記せ
- 四花患門の部位並に筋神經の名稱
- 後頭神經の壓痛點と其要穴の部位

●東京警視廳 (昭和五年)

- 肋膜に就て記載せよ
- 皮膚の生理的作用を述べよ
- 布片類の理學的消毒法如何
- フォルマリン水を使用する消毒法に就て記せ
- 視器の構造を問ふ
- 呼吸作用を述べよ
- 刺鍼の消毒法に就て記せ
- 木製品の消毒法如何

●岡山縣 (昭和五年)

- 如何なる條件を具備すべき藥品が消毒薬として最も適當なるや (以上灸術)
- 腹部動脈管の起始經過並に枝別を記せ
- 肝臓の位置、形狀及作用
- 迷走神經に刺戟を與へ得べき適當なる部位(經穴)を示し且つ其理由を説明せよ
- 三叉神經痛に應用する經穴名と其部位を記せ
- 蒸氣消毒方法を詳記せよ
- 鍼術を行ふ際消毒の必要な理由を説明せよ

●島根縣 (昭和五年)

- 結核豫防に灸療の效果ある理由(灸術)
- 腹部の禁灸及其解剖的部位(灸術)
- 喘息に對する要穴名並に其解剖的部位
- 急性筋肉痙攣質斯の刺鍼法(以上灸術)
- 頸部を通過する血管神經の名稱
- 腎臓の位置及作用
- 消毒薬としてのアルコールに就て
- 三%クレゾール水四百瓦の製法
- 熱に依る消毒方法の種類を挙げ簡単に説明せよ
- 下腿後側筋の名稱
- 腎臓の位置及作用

○瘻狀靱帯に就て (以下灸術)

- 頭固な吃逆に對する刺鍼點
- 禁鍼の穴を挙げ其理由を説明せよ
- 蒸氣消毒に適せざる物品を挙げよ
- 手指の消毒に用ゆる藥品を挙げよ
- 皮膚の構造
- 坐骨神經の皮膚經過に就て
- 禁灸の穴を挙げ其理由を説明せよ
- 膈壓の引下げに對する灸治法を問ふ
- 熱を用ゆる消毒法を挙げよ
- 昇汞と石炭酸との稀釋法を問ふ

●滋賀縣 (昭和五年)

- 腋窩とは如何なる處を言ふや及之を構成する諸筋の名稱
- 施鍼を避くべき部位を問ふ
- 煮沸消毒に適する物品の名稱及其方法
- 肋間神經痛の鍼治療法並に胸筋リウマチスとの鑑別
- 上肢に分佈する主なる神經の名稱
- 灸治の作用並施灸を避く可き部位を記せ
- 腰痛を起す疾病名稱及其灸治穴名を問ふ
- 灸痕の處置如何(消毒を含む)(以上灸術)

●京都府 (昭和六年)

- 脾臓の構造並に生理的作用を記せ
- 股神經の經過に就て (以上共通)
- 鍼の血液に及ぼす作用を記せ
- 肩井穴の經名部位取穴法及刺鍼上の注意並に應用する疾患を記せ (以上灸術)
- 胃疾患と施灸療法に就て
- 左記經穴の部位 天突、關元、命門、俠白、股門 (以上灸術)
- 大動脈弓の枝別に就て
- 腎臓の構造並に作用を記せ
- 肘關節のマッサージの方式
- 下肢にマッサージを應用する場合を挙げよ

●奈良縣 (昭和五年)

- 三%石炭酸水の調製法及應用に就て
- 理學的消毒法に就て詳記せよ(以上共通)
- 顔面神經の起始經過並に分佈を記せ
- 血液の性状及成分に就て記せ
- 施灸部皮膚は如何なる變化を生ずるや
- 腰部に存する經穴名と其部位並に應用する疾病を記せ
- 防疫用石炭酸水の性状並其應用を述べよ

○叩打法の種類及其効用

- 腕關節捻挫のマッサージ法
- 肩胛下神經痛に對するマッサージ法 (實地)
- 膝關節強直に對するマッサージ法(實地) (以上マッサージ術)

●廣島縣 (昭和五年)

- 斜頸の種類及刺鍼の目的 (鍼術)
- 氣管枝喘鳴の灸治點及目的 (灸術)
- 上膊に於ける血管神經の直接皮下に發する部位を記せ
- 腹腔内臓の名稱並に位置を記せ
- 左の穴の部位之に循る神經の名稱 陽明、大都、腹哀、郛門、聽會
- アルコール、石炭酸、昇汞の應用
- 消毒の必要な理由を問ふ(以上共通)
- 神經痛にして壓痛點を欠ぐものありや否や (以下實地口答)
- 下腿前側に寸六一番鍼にて無管刺鍼
- 灸の血管神經に及ぼす影響
- 胸部腹部禁灸穴名

●徳島縣 (昭和五年)

- 關節の種類及其構造を記せ

○脾臓の生理的機能を説明せよ

- 脊髄に於ける神經中樞の種類並に其所在を問ふ
- 理學的消毒法を説明せよ (以上共通)
- 皮膚鍼が胃腸に及ぼす影響如何
- 萎縮腎の原因、症候並に之に施鍼すれば如何なる影響ありや (以上灸術)
- 身柱、肺俞、肩井の部位並に之に施灸せば肺臓に對し如何なる影響ありや
- 陰萎症の原因症候及灸治法(以上灸術)
- 肘關節炎の原因症候並に之に對する運動法を行ふべき時期如何
- 頸部輕擦法に依り血液循環に及ぼす影響を問ふ (以上マッサージ術)

●滋賀縣 (昭和五年)

- 脊髄神經の所在並筋の構造及機能
- プリスニツク氏濕器法を問ふ
- マッサージを禁すべき疾病の名稱
- 腰痛を起す疾病の名稱及其治療法 (以上マッサージ術)

●福井縣 (昭和五年)

- 上肢前面の皮下靜脈を圖解せよ
- 沃度丁幾の消毒力を問ふ

○酒精を使用する器具消毒方法を明記せよ
○睡眠中の人の手に刺戟を與へる時不隨意に或る運動をなすは如何なる作用か及其主要中樞所在部を述べよ

○坐骨神經麻痺は如何なる疾病か
○半身不隨の原因を問ふ (以上鍼術)
○淋巴液とは如何なるものを言ふか
○消化腺の構造を問ふ
○灸痕より丹毒を起すことなきか、あれば其豫防方法を問ふ
○腎臓炎の原因及症狀を問ふ
○理學的消毒方法を舉げよ
○温熱は身體組織に如何なる影響を與へるか。 (以上灸術)

○末梢神經麻痺に對する鍼治法
○頭痛に對する灸治法(以上實地)

●三重縣 (昭和五年) 十月施行

○心臟に分佈する神經作用
○消化器の種類及作用に就て
○血液成分に及ぼす鍼の影響
○痙攣に對する鍼の治療的價値
○法定傳染病に對し蒸氣消毒の方法
○鍼術の消毒方法 (以上鍼術)
○承山の指壓刺戟同穴の筋肉神經の名稱

○神經痛に對する施鍼法
○膀胱疾患に對する施鍼法
○氣管枝疾患に對する施灸法
○脊髄疾患に對する施灸法 (以上實地)

●熊本縣 (昭和五年) 十月施行

○胸廓を構成する骨並に胸腔内臓器の名稱を舉げよ
○脾臓の生理的作用を記せ
○左の二項に就て知る處を記せ
○(イ)交感神經の所在分佈
○(ロ)大腿に分佈する血管
○消毒薬品の種類及各藥品に就て使用法を詳記せよ。
○施術上消毒不完全の場合には如何なる障害を起すものなるや
○手の五里、正營、肩井、懸鐘の解剖的部位並に其經名を問ふ (以上共通)
○刺戟を施し能はざる部位を問ふ(鍼術)
○灸の血液に及ぼす影響を記せよ(灸術)
○深腓骨神經の部並に經路にある穴刺戟
○癩疽病の灸治の適否 (以上實地)

●鳥取縣 (昭和五年) 十月施行

○肝臓の位置形狀及生理的作用を問ふ

熊本縣、鳥取縣、山口縣、長野縣

○便秘の原因症候療法 (以上實地口答)
○臍とは如何なるものか
○分泌物の種類
○癩癬に對し灸の効ある理由
○喘鳴に對する治療法及經穴名
○消毒用昇水の製法
○灸を施す時の消毒方法 (以上灸術)
○脚氣の原因症候療法
○風池、合谷の指壓及應用病並に鼻、照海の指壓 (以上實地口答)

●福岡縣 (昭和五年) 十月施行

○股動脈の起始、經過及神經との關係
○肺臓、心臟、胃に來る神經を舉げよ
○腹部に於ける禁忌症を述べよ
○膀胱麻痺の鍼治法 (以上鍼術)
○四十二歳の男子、事務員、從來時に三角筋、三頭筋、膊骨筋の疼痛があつたが、一週間前から持續性の痛みとなり運動の節激痛が起つて不能となる、病名と療法を問ふ。
○總頸動脈と外頸動脈の起始、經過、枝別を述べよ
○腓腸神經に就て
○副神經麻痺の症狀と療法

○咀嚼筋の名稱及作用を問ふ(以上鍼術)
○胸廓の上孔には如何なるものを通ずるや
○唾液の化學的成分及其作用を問ふ
○消毒の方法及主なる消毒薬の種類を問ふ (以上灸術)

○後頭神經痛、喘鳴、胃アトニー、腸痙攣の原因症狀を問ひ施鍼穴名並に其解剖的部位を問ひ刺戟せしむ (鍼實地)
○喉頭神經痛、喘鳴、胃アトニー、腸痙攣の原因症狀を問ひ灸點穴名並其解剖的部位を問ひ孔穴の指壓をなさしむ(灸實)

●山口縣 (昭和五年) 十一月施行

○胸腔内臓器の名稱位置及其作用
○坐骨神經の起始經過
○消毒の目的及消毒法の種類
○鍼灸療法を經穴に基く理由並に結核症に對する治療的價値を問ふ (以上共通)
○膀胱麻痺の原因症候療法 (口答)
○次に示す經穴の解剖的部位並に其適要を問ふ
○前項、雲門、會陽、承扶、築賓、三陰交、曲池、迎香 (以上鍼術)
○子宮内膜炎の原因症候療法 (口答)

○痔核症の灸治法 (以上灸術)
○七歳の小兒、元來腺病體質であるが既往症に百日咳がある、毎年季節の變り目に一週間位咳嗽をする、本年も其咳嗽が朝夕殊に夜間に多く、灸がよいと言ふ譯であるからとて求めて來た。病名と療法を問ふ (灸實地)

●和歌山縣 (昭和五年) 十月施行

○ブーバルト氏靱帯とは如何、並に其下を通過する主なる血管神經の名稱を問ふ
○左記に就て答へよ
○(イ)神經の傳達機能とは何ぞ
○(ロ)小腸の機能を問ふ
○手術局部の消毒は如何にせば完全なりや其方法を問ふ
○理學的消毒法に就き各優秀の點を詳記せよ
○上膊部に於ける穴名を列舉し其禁鍼を示せ (以上共通)
○神經性心悸亢進の原因、症候及鍼灸療法を問ふ (以上鍼術)
○脚氣(神經性症)の症候及灸療法を問ふ
○上膊部に於ける穴名を列舉し其禁鍼を示せ (以上灸術)

○咽喉加答兒に對する灸治療法と禁灸穴を舉げよ (以上灸術)
○肘關節の經穴と部位指壓 (以上灸術)
○臍より命門に至る横線上の經穴名を述べよ

○肺炎に刺戟せば如何なる徵候を呈するや
○刺戟と經穴と指壓 (以上實地)

●長野縣 (昭和五年) 十一月施行

○鎖骨の位置形狀及連接に就て記せ
○腹部諸筋の名稱及作用を述べよ
○小腸に於ける消化作用を記せ
○半身不隨とは如何なる病なるか
○肋間神經痛に對する刺戟點及灸點の解剖學的部位を記せ
○法定消毒薬四種を舉げ鍼灸療法に際しての使用方法を記述せよ(以上鍼灸共通)
○坐骨神經痛に對する處置と刺戟(實地)
○神經衰弱の處置及症候治療點指壓(實地)
○頭蓋縫合及顳門に就て記述せよ
○腓腸筋の起始停止に就て記述せよ
○尿とは如何なるものなるや
○關節ロイマチスとは如何なる病氣なるや
○腹部マッサージを行ふに當り注意すべき事項を列記せよ

愛知縣、福井縣、富山縣、滋賀縣、秋田縣、兵庫縣

- 手の消毒を要する理由及其消毒法に對して記述せよ (以上マツサージ術)
- 肘關節強直に對するマツサージ(實地)

●愛知縣 (昭和五年 第二回施行)

- 腋窩を構成する諸筋の名稱及位置
- 皮膚の作用
- 消毒の必要なる理由
- 横隔膜痙攣の原因及症候
- 陽交、勞宮、中極の解剖的部位及血管神經に就て記せ (以上鍼術)
- 人體に於ける主要なる關節の名稱及其種類を問ふ
- 神經の反射作用とは如何及其例(三例)を挙げよ
- 灸術を施すに當り如何なる消毒を必要とするか
- 尿道加答兒の原因及症候並療法を記せ
- 顔面頭蓋部に於ける禁灸の經穴名を列舉せよ (以上灸術)
- 膝關節に就て知る處を記せ
- マツサージ術と消毒との關係
- 知覺脱失と鈍麻との區別
- 扁平足痛の治療法を問ふ
- 血液の効用 (以上マツサージ術)

●福井縣 (昭和五年 第二回施行)

- 帽狀腱膜、縦隔腔、ツィーグラス氏窩の位置を明記せよ (以下マツサージ術)
- 頸部内臓の名稱を挙げよ
- 最も使用せらるる消毒薬三を挙げ其稀釋法を述べよ
- 筋肉痛と神經痛の區別を問ふ
- 關節強直を貽す疾病を挙げよ
- 石鹼を使用して手を洗滌する場合其消毒價値を問ふ (以上學說)
- 上肢に發する最も多き神經痛如何
- 神經痛の一般症狀を述べよ
- 橈骨神經痛に對するマツサージを行へ
- 腹部マツサージの全般に就て述べよ。而して腹部マツサージを行へ(以上實地)

●富山縣 (昭和五年 第二回施行)

- 脚氣の灸治法
- 偏頭痛の症狀及灸治法
- 尺骨神經麻痺の症狀及刺鍼法
- 胃擴張の症狀及刺鍼法
- 筋肉の種類及作用
- 動脈血、靜脈血
- 理學的消毒法を問ふ

- アルコールの性状及應用
- 滋賀縣 (昭和五年 第二回施行)
- 腋窩とは如何なる處を言ふや、及び之を構成する諸筋の名稱
- 施鍼を避く可き部位を問ふ
- 肋間神經痛の灸治法並に胸筋ロイマチスとの鑑別
- 煮沸消毒に適する物品の名稱及び其の方法 (以上鍼術)
- 上肢に分佈する神經の名稱
- 灸治の作用並に施灸を避くべき部位を記せ
- 腰痛を起すべき疾病の名稱及其灸治穴名を問ふ
- 灸痕の處置如何 (以上灸術)

●秋田縣 (昭和五年 十月施行)

- 二頭膊筋、内膊筋、三頭膊筋の起始附着及作用
- 腎臟の位置構造及生理的作用
- 顔面神經麻痺の症狀及療法
- 急性筋肉リヨウマチスの症狀及療法
- 兵庫縣 (昭和五年 十一月施行)

●京都府 (昭和六年 四月施行)

- 心臟の内部所見を記し併せて其各部分の作用を記せ
- 前膊前側(淺層)筋の名稱を挙げ其起始停止部並に其筋肉に分佈する神經の名稱を記せ (以上共通)
- 肋膜炎の灸療法に就て左の事項を述べよ (以上灸術)
- (イ)施灸の時期 (ロ)施灸の目的
- (ハ)施灸部位(穴名及其部位)
- (ニ)其他必要事項
- 灸痕化膿の防止法如何 (以上灸術)
- 胸部刺鍼法及刺鍼上注意すべき事項を挙げよ
- 足の太陽膀胱經の中大腿及下腿にある經穴の部位と名稱 (以上鍼術)
- 肩胛關節の構造並に其運動を記せ
- 背筋の自動及抵抗運動法
- 心臟マツサージ方式と應用する疾患
- 消化液四ツを挙げ其各々に就て作用を述べよ (以上マツサージ術)
- 理學的消毒法の種類、各消毒法の際の注意
- 手指消毒の目的及消毒順序と方法を記せ (以上全部共通)

- 横紋筋と滑平筋との別如何
- 中樞麻痺と末梢麻痺との差を問ふ
- 用鍼の種類及其使用上の特徴を問ふ
- 膊神經痛に對する刺鍼上の注意如何
- 消毒の必要なる事由を記せ(以上鍼術)
- 皮膚の作用を問ふ (以下灸術)
- 肩凝の成因を述べよ
- 灸術の醫治的効用を問ふ
- 胃アトニー(胃衰弱)に對する灸療法如何
- 煮沸消毒に注意すべき事項を記せ

●佐賀縣 (昭和五年 十月施行)

- 神經組織とは何ぞや
- 皮膚の分泌に就て記せ
- 肋膜炎の症候灸治に就て記せ
- 流行性耳下腺炎症候並に灸治を記せ
- 神經性心悸亢進の原因症候並に灸治如何
- 吞嚥癆の原因症候と灸治の適否
- アルコールと石炭酸との應用の差異如何
- 大阪府 (昭和六年 四月施行)
- 副神經の起始、經過及同神經の分佈する筋の名稱を記せ
- 淋巴液とは如何其効用を記せ
- 刺鍼の各手技を挙げ之を詳説せよ

佐賀縣、大阪府、兵庫縣、京都府

●香川縣 (昭和六年四月施行)

- 正中神經の經過分佈如何
- 消化器の名稱及其作用
- 施術に當り消毒法を詳記せよ
- 咀嚼筋に付き詳記及神經の名稱と經過如何
- 臍に接近したる穴名を順序に従ひ十穴を列べ大迎、五里、心臑、臍中、太敦の部位
- 鍼の刺戟の強弱に付き詳記せよ
- 胃痙攣の灸療法の目的及方法

●德島縣 (昭和六年四月施行)

- 腹腔内に存在する各臓器の名稱、位置、形狀並に腹腔内を通過する主要なる血管の名稱を問ふ (以下共通)
- 小腸の化學的消化作用を記せ
- 施術の際消毒の必要なる所以を述べ消毒薬の種類並に其溶解法を記せ
- 施鍼の血管並びに血液に及ぼす影響を問ふ (鍼術)
- 三里、五里の部位を記し並に此部に施灸すれば如何なる作用あるや (灸術)
- 壓迫法とは如何、並に其の生理的作用を

記せ (マツサージ術)

●愛知縣 (昭和六年四月施行)

- 膀胱の構造及分佈する神經
- 胃の生理的作用
- 消毒薬の名稱及び其濃度
- 局所療法の適應症と其奏効の理由
- 神經痛と神經炎との區別、何れが適應症なるか及其奏効する理由 (以上灸術)
- 大腿中央を横斷すると如何なるものを切るや
- 體温の調節機能を問ふ
- 石炭酸、昇汞、酒精の消毒上の優劣を記せ
- 猿手(熊手)猿手の原因(如何なる神經の疾患か)治療穴名
- 前腹壁より刺戟して奏効する胃疾患及び其理由又禁忌症を問ふ (以上鍼術)
- 股關節に就て記せ
- 主なる消毒薬の名稱及其利害
- 挫傷、捻挫の主徴と其マツサージ療法
- ウェーベル氏の測定に由る股關節運動範圍並に永く固定せる股關節に就てマツサージ術上注意すべき最瘦削筋名稱
- 動脈管の効用 (以上マツサージ術)

●福岡縣 (昭和六年四月施行)

- 白血球の作用及成生に就て記せ
- 膀胱麻痺の原因及灸療法
- 灸を禁すべき部位を記せ
- 腰痛に對する灸治點を挙げよ
- 慢性神經性頭痛症 (以上灸術)
- 卅七歳の人妻、無職、貧血性、左半頭痛及、左眼充血す、壓痛點なし右診斷、目的及處法穴名試問指壓せしむ (實地)
- 腹部に於て腹膜外にある器管の名稱、位置機能を問ふ
- 胃擴張の鍼療法
- 足の陽明胃經に屬する禁鍼穴名及其解剖學的部位を記せ
- 施鍼に際し術者は如何なる準備を要するや (以上鍼術)
- ランニング選手、外股皮下神經痛、刺戟二分間以内 (實地)

●石川縣 (昭和六年四月施行)

- (イ)交感神經に就て知る所を記せ
- (ロ)腦の位置各部の名稱構造機能を記せ
- 各種消毒法の長短を記せ
- 咳嗽に對する鍼(灸)療法 (以上共通)

●滋賀縣 (昭和六年四月施行)

- 背部に分佈する筋の名稱を問ふ
- 顔面神經麻痺の症狀及鍼療法
- 消毒薬の種類及其使用法 (以上鍼術)
- 腎臓の位置及機能
- 胃痛に對する穴名 (以上灸術)
- 昇汞水使用時の注意

●奈良縣 (昭和六年五月施行)

- 尺骨神經の起始經過及分佈を記せ
- 胃の構造並に其機能を記せ
- 鍼術に依る誘導法とは如何且つ其手技を説明せよ
- 手の指に有する經穴の名稱、部位並に應用する疾患を挙げよ
- 刺戟時に於ける消毒の必要なる理由を説明せよ
- クレゾール水の特質を記し併せて其應用を述べよ (以上鍼術)
- 胸部淺層筋の起始停止並に之に分佈する神經を記せ (以下灸術)
- 心臓の構造並びに其機能を記せ
- 風池、神封、大横、臂臑大敦の部位と應用する疾患を挙げよ

滋賀縣、奈良縣、埼玉縣、鹿兒島縣、和歌山縣

●埼玉縣 (昭和六年四月施行)

- 灸の治療的作用に就て記せ
- 理學的消毒法の二種に就て記せ
- 昇汞水の調製法並に應用を述べよ
- 頸部に存在する血管神經及筋の名稱を問ふ
- 交感神經の機能を記せ (以上共通)
- 施灸部位は如何なる場合に起るや
- 灸治の禁忌部位を記せ
- 灸治の血管神經に及ぼす作用を記せ
- 消毒を施す理由を記せ (以上灸術)
- 鍼術は如何なる疾患に適用するや
- 誘導刺戟は如何なる場合に適用するや
- 消毒を施す理由を記せ (以上鍼術)
- 僧帽筋の所在及形狀を記せ
- 手指の消毒方法を記せ
- 坐骨神經痛のマツサージ應用に就て記せ
- 腹部マツサージを行ふ場合の注意を問ふ
- 顔面神經麻痺のマツサージ應用に就て記せ (以上マツサージ術)

●鹿兒島縣 (昭和六年五月施行)

- 骨の構造並に主要成分に就き其大要を舉

●和歌山縣 (昭和六年五月施行)

- 尿の分泌並に排泄に就き其大要を記せ
- 消毒の目的及人體に應用せらるべき消毒薬品の名稱を記せ
- 治療鍼の細大長短と刺戟との關係に就て例を挙げて説明せよ
- 左に示す經穴の位置及解剖的所見並に該穴に知覺過敏帶の發現するは何疾患の場合なるや
- 風門、附分、魄戶、屋翳、身柱、譚諱、臑中、巨關
- 夜尿症に對する鍼治療法の可否及其理由を述べよ (以上鍼術)
- 唾液腺及唾液に就き知る處を記せ
- 筋肉疲勞の原因並に恢復法に就て説明せよ
- 略痰の處置及日光消毒に就て説明せよ
- 施灸の補體並に調理素作用に及ぼす影響如何
- 肺結核に對する施灸の奏効する時期並に應用せらるる穴名を記せ
- 左の穴の部位並に解剖的所見を述べよ
- 承山、上髁、日月、臂臑 (以上灸術)

- 胃の位置及各部の名稱並に神經を問ふ
- 皮膚感覺の性質に就て述べよ
- 消毒薬には常に水分を必要とする理由を詳記せよ
- 化學的消毒の鍼灸業者として應用する範圍及利害 (以上灸術)
- 小兒對差の灸穴に就て知る處を記せ
- 夜盲症の原因症候療法 (以上灸術)
- 玉枕、神門、箕門の解剖的位置、禁鍼、常習便秘の原因症候療法 (以上灸術)

●大阪府 (昭和六年 五月施行)

- 顔面神經麻痺の鍼灸法 (以下實地)
- 胃痛に對する鍼灸法
- 偏頭痛の灸治法
- 下痢に對する灸治法

●佐賀縣 (昭和六年 五月施行)

- 腸管の位置構造並に各部の名稱を記せ
- 蛋白質の消化器轉を記せ
- 側腹部に於ける經穴の名稱と解剖學との關係を記せ
- 胃擴張の症候並に其鍼灸法及灸治法を記せ
- ホルマリンの性状及應用を記せ

●栃木縣 (昭和六年 五月施行)

- 僧帽筋の起始停止及分佈する神經の名稱を記せ
- 皮膚の構造及効用を記せ
- 鍼術に消毒の必要なる所以及術者の手指と被術者の患部は何れを先に消毒するや
- 鍼術に用ゆる消毒薬二三の名稱及製法を記せ

●岩手縣 (昭和六年 五月施行)

- 前脛骨動脈の起始經過分佈を記せ
- 體温の調節を記せ
- 肋間神經痛に對する鍼灸治療法
- 顔面神經麻痺の原因症候及鍼灸治療法
- 腹水の原因症候及鍼灸治療法

●宮崎縣 (昭和六年 六月施行)

- 泌尿器官の名稱及尿の分泌機能に就て記せ
- 三叉神經の分佈に就て詳細に説明せよ
- 消毒の方法及主なる消毒薬の稱釋法を問ふ (以上共通)
- 胃痙攣、胃潰瘍、神經性腸痛、盲腸炎

膽石痛、腎石痛以上の疾病に於て各其腹痛の特徵及刺鍼の禁忌適應を述べよ

○腹中、靈臺、大迎、幽門の解剖的部位並に禁鍼要穴の區別 (以上灸術)

○胃痙攣、胃潰瘍、神經性腸痛、盲腸炎、膽石痛、腎石痛以上の疾病に於て各其腹痛の特徵及施灸の禁忌適應を述べよ

○尿道加答兒に對する灸治法並に其施灸部位穴名如何 (以上灸術)

○マツサージの生理的作用に就て記せ

○乳汁減少症に對するマツサージの方式並に其効ある理由如何(以上マツサージ術)

●大阪府 (昭和六年 九月施行)

- 正中神經の起始經過を詳記せよ
- 血脈に就て問ふ

●青森縣 (昭和六年 九月施行)

- 上膊骨に起始停止する筋の名稱及各筋に分佈する神經の名稱を記せ
- 血液運行の原因を記せ
- 清潔と消毒との異なる點を記せ
- フォルマリンの調製法及應用に就て記せ (以上共通)
- 胃加答兒に對する壓痛點の要穴を記せ
- 灸痕の化膿せる處置法を記せ(以上灸術)
- 鍼術に於て最も有効なる主なる病名を挙げよ
- 利尿筋の麻痺症狀に對する鍼灸法と要穴を記せ (以上灸術)
- 壓迫法と叩打法との異なる點を記せ
- 肋間神經痛に對する手技の種類を記せ (以上マツサージ術)

●徳島縣 (昭和六年 九月施行)

- 脾臓の位置、形狀及其構造を記せ
- 頭蓋底を構成せる骨の名稱及腦神經の種類を記せ
- 栄養素に就て説明せよ
- 自動中樞の種類並に其位置を記せ
- クレゾール水及昇汞水の溶解法並に使用

●北海道廳 (昭和六年 九月施行)

- 門靜脈の特徵及經過を記せ
- 延髓の自動的中樞及名稱を記せ
- 鍼の興奮作用を説明せよ
- 便秘症に對する療法の大意を記せ
- 刺鍼後に於ける小隆起及紫斑を呈せる理

上の注意を問ふ。

○顔面神経麻痺の症候並に之に對する鍼灸の主治穴を挙げ其奏効の理由を記せ

●宮城縣 (昭和六年十月施行)

- 三叉神経の起始分佈及作用
- 血圧に就て識るところを記せ
- 炎症に對し鍼灸施行の可否
- 施灸並に灸治禁忌の部位を挙げよ
- 脚氣病の徴候及其處置法を問ふ
- 業務上常に多く用ゆる消毒薬三種を挙げ其使用方法を詳記せよ

●富山縣 (昭和六年十月施行)

- 腎臓の位置、形狀並に機能
- 消化液の名稱及分泌する臓器を記せ
- 皮膚の傳染病に就て記せ
- 消毒法の種類を詳記せよ (以上共通)
- 身體に刺鍼の及ぼす影響を記せ
- 腓骨神経麻痺の原因及刺鍼法 (以上鍼術)
- 灸の身體に及ぼす影響を記せ
- 慢性腸加答兒の灸治法 (以上灸術)

●島根縣 (昭和六年十月施行)

○膝蓋腱反射の起る理由

- 消毒法の種類
- 鍼術に用ゆる消毒薬二三の名稱と稀釋度及利害得失を問ふ (以上鍼術)
- 顔面神経の起始經過及分佈を問ふ
- 神經の傳達機能に就きて
- 灸痕化膿時の處置を記せ
- 灸の施術に消毒の必要なる理由と消毒薬二、三の名稱 (以上灸術)

●茨城縣 (昭和六年十月施行)

- 脳髓神経に就て (以下鍼術)
- 心臓の位置形狀機能を問ふ
- 消毒用クレゾール水の%量及其溶解法
- 上肢關節に就て (以下灸術)
- 消毒薬の名稱
- 交感神経の機能

●沖繩縣 (昭和六年十月施行)

- 上膊中央の斷面の筋肉と神經に就て記せ
- 血液の凝固作用
- 常習便秘の原因治療法
- 腸チブスの鍼治療法
- 頰車、上關、肩井(膊井)、秉風の解剖的

茨城縣、沖繩縣、長崎縣、佐賀縣、福岡縣

○迷走神経の起始經過及分佈

- 横紋筋及平滑筋とは何ぞや及其例各二を挙げよ
- (イ)消毒の意義
- (ロ)三%クレゾール水五百瓦中にはクレゾール何瓦含有するや
- 理學的消毒法の種類 (以上共通)
- 腹部刺鍼に際し留意すべき事項
- 臍出血後の半身不隨意症に對する刺鍼法及主治穴 (以上鍼術)
- 灸の醫治効用一般を記せ
- 臍出血後の半身不隨意症に對する施灸法及主治穴 (以上灸術)

●愛知縣 (昭和六年十月施行)

- 交感神経の所在及び分佈を問ふ
- 血液循環を説明せよ
- 鍼術に要する消毒薬を列舉し其用法を明示せよ
- 胃の收縮を起すに足る可き刺鍼部位と同部の興奮術に由て治癒し得べき疾病を挙げよ
- 神經衰弱の主徴六ツを挙げ且つ其鍼治法の目的に付き説明せよ (以上鍼術)
- 脊柱骨の數及區別を問ふ (以下灸術)

○脊髄の機能を問ふ

- 手指の完全なる消毒法を問ふ
- 慢性腸加答兒灸治療法の施灸部位と其目的及奏効の理由を挙げよ
- 左記穴名に付き解剖的部位及び血管神經並びに禁灸の區別を問ふ
- 水泉、委中、五樞、肩貞、陽池、厥陰俞

●三重縣 (昭和六年十一月施行)

- 神經の刺戟物とは如何 (以下鍼術)
- 腹筋の名稱と血管神經に就て
- 鍼術施行上經穴の可否及其理由
- 補瀉迎隨とは如何
- 下記器物の消毒法(セルロイド製玩具、書籍、箸、湯呑)
- フォルマリンの消毒的價値 (以下灸術)
- 腹部に就て
- 頸部を通過する血管神經の名稱
- 灸の結核病態に及ぼす影響
- 心臓疾患に對する灸の治療的價値
- 煮沸消毒法
- 唾痰の消毒法

●栃木縣 (昭和六年十月施行)

- 上膊筋の名稱と分佈する神經の名稱を問ふ

位置を記せ

- 酒精の消毒法の効力を記せ(以上鍼術)
- 舌下腺に分佈する筋肉と神經を記せ
- 血圧に就て記せ
- 常習便秘の原因治療法
- 腸チブスの灸治療法
- 玉堂、或中、神藏、紫宮の解剖的位置を記せ
- 昇永水の消毒する場合を記せ(以上灸術)

●長崎縣 (昭和六年十一月施行)

- 下肢に分佈する血管神經の名稱並びに其經過を記せ
- 迷走神経の作用を記せ
- 天鼎、血海、築賓の位置及び其部に於ける血管神經の關係を記せ
- 鍼術の血液に及ぼす作用に就て記せ
- 鍼の消毒に際し理學的消毒と化學的消毒の優劣を記せ
- 鍼の消毒方法を記せ (以上鍼術)
- 肝臓の位置及其機能を記せ
- 淋巴液の作用を記せ
- 内關、靈臺、輻筋の位置及其部に於ける血管神經の關係を記せ
- 腸加答兒に對する施灸法を記せ

○酒精の消毒に最も有効なる調製法を記せ

- 灸點後の消毒方法を記せ (以上灸術)
- 筋肉の構造及筋膜との關係を記せよ
- 心尖搏動の起る理由 (以上共通)
- 急性熱性傳染病の種類及傳染経路
- 黄疸の原因症候並に灸治法(以上灸術)
- 氣管枝鳴喘の原因症候鍼治法
- 刺鍼時に於ける注意事項
- 灸治療法に類する治療効果(以上鍼術)

●福岡縣 (昭和六年十月施行)

- 頸部を經過する血管及神經の名稱
- 肘關節部に於ける血管及神經の經過並に相互の關係
- 肩井の部位及血管神經との關係並に肩井の刺鍼に就て記せ
- 末梢神經に對する刺鍼の作用
- 臨床、本年廿八歳の既婚婦人、一週間前より婦人病にて醫師にかゝり居りしに醫師は卵巣炎と診斷し、現在に於ても尙ほ卵巣腫脹を認め治療中なるに、左大腿内側より稍々前側に寄りたる部に痛みを覺え特に下腿部に近き部分を押すときは痛

み甚だしと言ふ。夜間は少し忘れ味あり、時々間斷性に痛む、之が病名と鍼治方法を記せ (以上鍼術)

○咀嚼筋の名稱及之を支配する神經
○膈管の運動作用に就て

○灸治の血管神經に及ぼす影響

○夜尿症の原因及灸治點

○臨床、本年五十歳の男子、農業、本年九月末から左膝關節部に痛みを覺え、坐して起立の際に特に痛み膝關節の内外を押しせば痛み内側に於て甚だし、膝蓋骨を下に動かす時は少しキシル様な音を多く其際同骨の内面が痛む、安坐時には餘り痛まぬ、患部は少しく腫脹して居り自動的他動的にも動く時痛む、患部は少し温かく右の診斷をなし病名と灸治方法を示せ (以上灸術)

●鹿兒島縣 (昭和六年十月施行)

○外分泌及内分泌に就き知る處を記せよ

○嚥下運動に就き説明せよ

○フォルマリン消毒の方法並に其應用に就て説明せよ (以上共通)

○ヘッド氏帶發現部検査法並に左記經穴の部位及神經分佈の状態を述べよ

陽綱、育命、三陰交、天關、陽谿、肩井

○次の各項に就き述べよ
(イ) 鍼の無感的刺戟の治療的價値
(ロ) 鍼の連續的刺戟と斷續的刺戟の治療的價値

(ハ) 鍼的刺戟の身體組織の異なるに依り其感受性に差異を生ずる理由

○肥大性頸髓硬膜炎の主徴及之に對する鍼治療法可否 (以上鍼術)

○大赫、志室、光明、四瀆の部位に解剖的所見を述べよ (以下灸術)

○艾炷の大小壯數並灸技術の巧拙は、治病上如何なる影響を及ぼすや簡單に記せ

○胃及腸下垂症の症候並に灸治法如何

●兵庫縣 (昭和六年十月施行)

○脈搏は如何にして起るか (以下鍼術)

○肋間神經痛の症狀及其類症鑑別を問ふ

○頭痛に對する鍼の効果如何

○腸蠕動に對する鍼の影響如何

○理學的消毒法に就て畧記せよ

○腦神經の名稱を記せ (以下灸術)

○白血球に就て知る處を記せ

○灸の疾病に對する豫防的效果如何

○喘鳴に對する灸の効果如何

○濕熱消毒法に就て記せ

○尿とは如何 (以下マツサージ術)

○中樞麻痺と末梢麻痺との差異を問ふ

○乳房マツサージの治療的意義を問ふ

○關節マツサージの順序を記せ

○石炭酸の溶解法と其使用濃度(稀釋度)を問ふ

●京都府 (昭和六年十月施行)

○肝臓の位置、形狀 構造並に作用を記せ

○腋窩を構成する筋肉の名稱並に腋窩を通過する神經脈管の名稱と位置を記せ

○便秘に對する應用經穴名と其奏効の理由如何

○腎脈經中の胸部、腰部にある經穴の名稱と部位及取穴法を問ふ

○次記の病症に對する灸治療法の價値如何

○胃擴張、腹膜炎、脊椎カリエス、副腎丸炎

○天柱に就き知る處を記せ

○蒸氣消毒の目的を達するに必要なる條件を記せ

○昇汞水の作用上注意を要する點と其理由

●滋賀縣 (昭和六年十月施行)

○迷走神經に及ぼす鍼術の作用及肩胛部にある孔穴名並に解剖的位置を擧げよ

○鍼の刺戟とは如何、之が治療上に及ぼす次の事項を説明せよ

(イ) 刺戟の種類 (ロ) 刺戟の長短

(ハ) 刺戟の強弱 (以上灸術)

○鎮咳法として灸術の可否及其理由

○尿失禁症に對する灸の可否及び其理由並に竹杖穴の解剖的位置と其主治効用を問ふ (以上灸術)

●福井縣 (昭和六年十月施行)

○下腿の皮下に分佈する神經及靜脈を圖解せよ (以下鍼術)

○脱尿及排尿の神經的關係を述べよ

○顔面神經麻痺の症狀を述べよ

○脊髄癆は如何なる症狀なりや

○沃度丁幾と酒精の消毒の優劣を記せ

○石炭酸に依る鍼具の消毒方法を明記せよ

○腸の蠕動作用と呼吸作用との關係を述べよ (以下灸術)

○鼠蹊管とは如何なるものなりや

○灸治の適應症及不適應症に就て説明せよ

○胃痙攣と子宮痙攣の區別を問ふ

○灸痕化膿の原因を詳記せよ

○横紋筋と滑平筋とに就き述べよ

○煮沸消毒法及之に適する物品を記せ

○神經性嘔吐の鍼治穴名 (以上鍼術)

○血液の生理的作用

○半身不隨の原因及其灸治點

○皮膚の消毒法 (以上灸術)

●奈良縣 (昭和六年十月施行)

○腋窩動脈の起始經過、並に靜脈、神經との關係を記せ

○肺臓の位置並に作用

○神經痛に對し鍼術の奏効する理由

○曲垣、四瀆、筋縮、血海、水泉の部位並に各其應用すべき主なる疾病

○胃の疾病に於けるヘット氏帶に一致する經穴名と其部位

○肺結核に對する灸の時期と之に應用する經穴名並其奏効する理由を説明せよ

○消毒の意義を説明し併せて消毒藥の種類を擧げよ

○クレゾール水の性状、應用並優劣點を示せ。

●長野縣 (昭和六年十月施行)

○上膊骨に起始停止する筋の名稱

奈良縣、長野縣、岐阜縣、福井縣

○呼吸の機械的作用に就て記せ

○盲腸及蟲様突起の位置(外表より見たる)作用を記せ

○療治中の患者にして赤痢病なりと知りたる場合に於て鍼灸術者の取る可き處置如何

○鍼灸術の疾病に對する治療的作用に就て知る處を記せ

○清潔、消毒、滅菌 (以上鍼灸術)

○皮膚の生理的作用に就て

○腰痛に對するマツサージの生理的作用

○腹膜炎患者にマツサージを施す場合の注意

○マツサージの手法により傳染する皮膚病の名稱を三種擧げよ

○アルコールを消毒藥として使用する場合の注意如何 (以上マツサージ術)

●岐阜縣 (昭和六年十月施行)

○膝窩窩を通過する血管神經の名稱を擧げよ

○尺骨神經の經過及び分佈に就て

○呼吸中樞の所在を明記せよ

○消毒藥選定の要約 (以上共通)

福井縣、山梨縣、警視廳、京都府、滋賀縣

- 消毒上純酒精と稀酒精と孰れが効力大なるか其理由を問ふ
- 齒痛の原因を問ふ(以下マッサージ術)
- 下腿筋の名稱を列記せよ
- 肩胛骨の形狀及各部の名稱を問ふ
- 理學的消毒法の種類を記せ
- 肋間神経の経路を記せ
- 痲痛とは如何なる疼痛を言ふか之を詳細に説明せよ

●山梨縣 (昭和七年)

- 心臟の位置分佈する神經名其作用
- 腹筋の名稱及起始停止
- 鍼術に最も必要なる消毒の方法
- 合谷、四白、靈門、巨脈、長強の解剖的部位
- 顔面神經麻痺の原因、症候、療法
- 脊髄の機能 (以上鍼學說)
- 膝關節神經痛の原因症候療法及天柱へ刺鍼 (以下鍼實地)
- 食道痙攣の原因症候療法及前胸後面刺鍼
- 口腔の消化作用 (以下灸術學說)
- 脳髓内に於ける灸の奏効する疾病名
- 後頭神經痛の原因症候療法
- 呼吸の種類目的

●警視廳 (昭和七年)

- 喉頭の構造 (以下鍼術)
- 泌尿器の名稱と尿に就て知れる處を記せ
- 鍼術の器具の消毒方法を問ふ
- クレゾール石鹼に就て
- 肋膜の所在及構造 (以下灸術)
- 淋巴管系統と淋巴腺の作用を問ふ
- 消毒方法の種類を述べよ
- 石炭酸と昇汞を比較せよ
- 京都府 (昭和七年)
- 心臟の構造及其作用に就き記せ
- 下腹に於ける主要なる神經血管の經過を述べよ (以上共通)
- 神經痛に鍼術の奏効する理由と坐骨神經痛に用ふる經穴名を記せ
- 頸の前部及側部にある經穴の名稱部位並

●滋賀縣 (昭和七年)

- 前頸部に在る筋の名稱
- 常習頭痛の鍼療法
- 肩胛部にある穴名を問ふ
- 鍼具及刺鍼部の消毒法 (以上鍼術)
- 股動脈の起始經過枝別
- 腰部にある穴名を記せ
- 胃擴張の灸療法
- リゾールの性状及使用方法 (以上灸術)
- 腸管各部の名稱
- 斜頸に對するマッサージ法
- 小兒麻痺のマッサージ法

に刺鍼上の注意 (以上鍼術)

- 督脈中に存する禁灸穴の名稱並に解剖的部位 (灸術)
- 消毒とは如何並に清潔との區別を述べよ
- 乾熱滅菌法を詳記し此方法を適用する物品名を挙げよ (以上三科共通)
- 肺臟の構造並に其作用
- 主要なる消化液を列舉して其作用を記せ
- 便秘に對するマッサージ方式と其奏効する理由を記せ
- マッサージの吸收作用に就て一例を舉げて説明せよ (以上マッサージ術)

○手指の消毒法 (以上マッサージ術)

- 大阪府 (昭和七年)
- 腋高動脈の起始經過枝別を記し併て靜脈及神經との關係を述べよ
- 呼吸運動に就て記せ (以上共通)
- 痲痛の種類其特徵並に鍼術の適否及理由を問ふ
- 關元、箕門、懸鐘、青靈、水分の穴を詳述せよ (以上鍼術)
- 灸術の意義を問ふ
- 氣舍、肩貞、陽谿、維道、合陽の解剖的部位取穴法及應用を問ふ (以上灸術)
- 蒸氣消毒の方法を述べ之に適當なる消毒物品二三を挙げよ (以下共通)
- 金屬消毒に適當なる消毒薬に就て記せ
- 心臟マッサージの適應症と手技効用を問ふ (以下マッサージ術)
- 腹筋の名稱及各起始停止を記せ
- 心臟の作用を記せ
- 輕擦法の種類及醫治的効用に就て述べよ
- クレゾールに就て知る處を記せ
- 煮沸消毒に就て知る處を記せ
- 愛知縣 (昭和七年)
- 迷走神經は何れに分佈するや

大阪府、愛知縣、德島縣、北海道

○皮膚の重要なる機能を問ふ

- 無水酒精と普通酒精との消毒力の差異を問ふ
- 胃痛に際して起る運動反射に就て
- 習慣性頭痛と扁頭痛中より何れか其一を選びて目的を異にする鍼術の處法三種を記せ (以上鍼術)
- 腦神經の名稱 (以下灸術)
- 血球の種類及生理的作用
- 石炭酸、アルコール、昇汞水、リゾールの稀釋度
- 便秘を來す疾病中より灸治に適するもの及其奏効する理由を説明せよ
- 臨床上子宮及膀胱の疾患に就き疼痛放散の差異
- 皮膚マッサージの生理的作用及病的應用に就て記せ (以下マッサージ術)
- 胃の位置及各部の名稱
- 血液循環の経路を問ふ
- 消毒薬を五種挙げよ
- 急性膝關節炎症に定型的に現るる膝蓋跳動とは如何なるか
- 德島縣 (昭和七年)
- 唾液腺の位置形狀及其構造を記せ
- フォルマリンの消毒方法を問ふ

●北海道 (昭和七年)

- 三叉神經の起始經過
- 麻痺と痙攣に就て記せ
- 胃痙攣に對する刺鍼點を解剖學的名稱を以て記せ
- 創傷傳染病に就て
- 誘導刺鍼の手技に就て
- 刺鍼時の消毒順序方法 (以上鍼術)
- 尿の分泌作用に就て知る處を記せ
- 皮膚の構造並に生理的作用に就て記せ
- 腰痛に對する施灸點を挙げよ(施灸點は解剖學的名稱を以てすべし)
- 傳染性皮膚疾患に就て記せ
- 遺尿症の灸療法を述べよ(灸治點は解剖學的名稱を以てすべし)

○皮膚消毒に適する薬品名を挙げ使用法を記せ。(以上灸術)

●朝鮮京畿道(昭和七年三月施行)

- 皮膚の分泌作用を問ふ
- 胸廓に就て記せ
- 脊髄癆の原因、症状を記せ
- 一般に使用せらるる消毒薬三を挙げ各特徴並に稀釋度を問ふ
- 鍼治の禁忌症を挙げよ

●福岡縣(昭和七年四月施行)

- 左記の事に就て説明せよ。(以下灸術)
 - A肺活量、B淋巴、C腸液、D股輪、E滑平筋
- 體温の發生及調節作用
- 灸に對する過敏症に就て記せ
- 慢性貧血に對する灸治法
- 本年小學校卒業して大工の弟子に行きカシナ及種々今迄より變つた仕事の爲めにか手の頸が痛み拇指の第二關節より上方に痛み腕關節の上方迄痛む、尙ほ拇指を動かせばクツク音が聞ゆる拇指第二關節より約二寸ばかり腫れて居る。右之病名及處法(臨床)
- 脊髄の機能に記せ(以下灸術)

○鎖骨下動脈の起始經過及分枝を記せ

○腹痛患者に對する處置並に臍の上下左右に近接せる經穴を挙げよ

○小兒の夜泣に對する鍼治に就て記せ

○本年廿五歳の看護婦一週間前多忙にて突然昨夜より頸部痛み胸鎖乳嚢筋部より肩部に痛み動かせば痛む、動かさねば痛まぬ壓して痛み増し多少腫れてゐる。右之病名及處法(臨床)

●熊本縣(昭和七年四月施行)

- 背筋の名稱を列舉せよ
 - 血脈に就て知る處を記せ
 - 手指の消毒方法を詳記せよ
 - 化學的消毒方法と理學的消毒法とに就て各其例を舉げて説明せよ。(以上共通)
 - 沈靜法、誘導法、反射法を説明せよ
 - 鍼術を禁ず可き場合(以上灸術)
 - 誘導法に就て知處を説明せよ(以下灸術)
 - 灸の大小及壯數を定むる場合如何
- 兵庫縣(昭和七年四月施行)
- 血液は如何にして淨化せらるるか
 - 消化液の定義及種類を問ふ
 - ロイマチスに對する鍼の效果如何
 - 昇汞を消毒薬として使用上の注意

○次に付き鍼術の適否を問ふ

○肋膜炎、肋間神經痛、胸筋ロイマチス、喘鳴(以上灸術)

○淋巴腺の官能如何(以下灸術)

○血液の有形成分を記せ

○嘔吐に對する治療方針如何

○灸の腸に及ぼす影響は如何

○理學的消毒に就て詳記せよ

●鹿兒島縣(昭和七年四月施行)

- 唾液の分泌部位及其性状並生理的作用を記せ(以下共通)
- 顔面神經の經過及分佈を問ふ
- 化學的消毒方法に就て述べよ
- 左に示す經穴の部位及用穴上の注意並醫學的見地より應用の場合を述べよ
- 廉泉、顛會、天鼎、氣戶、膈俞、風池
- 短大鍼及細長鍼使用の目的及其病理的應用に就て例を挙げ説明せよ(以下灸術)
- 原因的方面より見て鍼が坐骨神經痛に對する禁忌及適應症を例を挙げて説明し尙適應症に對しては其鍼治法を述べよ
- 急性腸炎に對する施灸時期、施灸部位及施灸量(施灸點數壯數)等に就て治驗例の一を挙げて説明せよ(以下灸術)
- 灸の循環器系統に及ぼす影響如何

●山口縣(昭和七年五月施行)

- 項部を構成する筋肉、血管及神經の名稱を挙げよ
- 胃の位置形狀及其機能を問ふ
- 消毒薬の名稱及稀釋方法を問ふ(以上灸・灸共通)
- 施灸の巧拙は其の結果に如何なる差異を生ずるか
- 灸の循環器系に及ぼす影響を問ふ(以上灸術)
- 禁鍼の部位及場合を問ふ
- 折鍼の原因と結果を問ふ
- 咀嚼筋の名稱を挙げ之に分佈する神經の名稱(以上灸術)

●長崎縣(昭和七年五月施行)

- 盲腸並蟲様突起の部位を記せ
- 動脈血と靜脈血との區別を記せ
- 天井、中都、地倉の部位及其部に於ける筋肉血管神經の關係
- 腺病質の小兒に對する刺鍼法
- 施術に際し鍼の消毒不完全の場合如何なる疾病を起すか、其病と症状(以上灸術)
- 坐骨神經の起始、並に其經過を記せ

○腎臟の生理的作用を記せ

○完骨、天髑、飛陽の位置及其部に於ける筋肉、血管、神經の關係を記せ

○消化器病中より灸術の適するものと適せざるものとを區別して列記せよ(以上灸術)

●長野縣(昭和七年五月施行)

- 膝關節を通過する血管、神經の名稱
- 僧帽筋の起始及び停止
- 背部の禁鍼及禁灸穴名を挙げ其解剖的部位を記せ
- 鍼術、灸術の治療に効果ある理由を記せ
- 三叉神經痛に對する刺鍼及施灸の解剖的部位を記せ

○法定傳染病と鍼灸施術との關係を記せ

●高知縣(昭和七年五月施行)

- 口腔に就て知る處を記せよ
- 觸覺とは何ぞ知る處を記せ
- 蒸氣消毒法に就て知る處を記せ
- 衣類、寝具、敷物、布片等の消毒方法を記せ(以上共通)
- 神經性消化不良の原因、鍼治法を記せ
- 風門、尺澤の解剖的部位及筋、血管、神經との關係を記せ(以上灸術)

○脚氣八處の灸穴に就て知る處を記せ

○遺尿症の症候、灸治法を記せ(以上灸術)

●奈良縣(昭和七年五月施行)

- 咽頭の構造並嚥下作用に對て説明せよ
- 頸動脈の起始、經過分岐並神經との關係
- 麻痺に對する刺鍼の方式並に其の奏効する理由を記せ
- 身柱、腰眼、至陰、後谿、大赫の部位と其の應用する疾患
- 大迎、曲垣、三陽絡、大巨、委中の部位
- 灸の大小壯數を定むる標準如何
- 消毒の意義を説明し消毒と殺菌の區別
- 石炭酸の性状と調製法並に應用上の利害を記せ

●鳥根縣(昭和七年四月施行)

- 頭蓋骨及顔面骨の名稱と骨相互の關係を記せ
- 正中神經の起始經過及其の枝別を述べよ
- 灸の神經に及ぼす影響を問ふ
- 偏頭痛に對する穴名と艾の製法を問ふ
- 鍼術施行上の注意事項
- 顔面神經に對する鍼治點を挙げ且つ鍼治療法の禁忌症を問ふ
- 理學的消毒方法の種類及其の方法優劣を

静岡縣、新潟縣、香川縣、三重縣、埼玉縣、臺北州

記せ

- イ、三十三倍のクレゾール水四百瓦の調製方法を問ふ
- 、酒精を消毒用を使用する場合の注意すべき事項を挙げよ

●静岡縣 (昭和七年)

- 四肢に分布する主なる神経の名稱及経路
- 呼吸の生理的作用 (以上共通)
- 頸部に禁鍼穴あらば挙げよ
- 胃瘧瘵に對する鍼治法 (以上鍼術)
- 下肢の施灸經穴と其適應症 (以上灸術)
- 灸の奏効する理由 (以上灸術)

●新潟縣 (昭和七年)

- 神経痛に對する鎮靜法
- 胃瘧瘵と膽石痛の鍼治法
- 尺骨神經麻痺の刺鍼法
- 下腿に於ける經穴全部の名稱
- 後頭部に於ける刺鍼の注意(以上鍼術)
- 灸の生理的作用
- 胃瘧瘵と膽石痛の灸治法
- 肩背部に於ける神經痛の灸治法
- 腹部内臓器の名稱、位置、内分秘に就て (以上灸術)
- 消毒の必要なる理由及消毒薬の調製法並

に應用

- 側頸部に於ける筋、神経、脈管の關係

●香川縣 (昭和七年)

- 坐骨神經の起始、經過並に分枝
- 腹腔内臓器の名稱及相互の位置を記せ
- 消毒薬五種を挙げ之を説明せよ
- 太陽神經叢に就て記せ
- 偏頭痛に對する鍼治法に就て
- 神經に對する灸作用に就て
- 左記穴の部位並に取穴法
- 懸顛、懸釐、章門、痞根、水突、足の三里、孔最

●三重縣 (昭和七年)

- 心臓の作用
- 三又神經の経路及枝別
- 手の小腸三焦經の禁鍼穴と位置
- 小兒鍼の效果
- 防疫用石炭酸水の製法
- 無水酒精の消毒効力 (以上鍼術)
- 皮膚の機能
- 白血球の作用
- 大陰脾經の禁灸穴と位置
- 血脈充進症に對する灸の效果

- 日光消毒に要する時間
- 左記の物品の消毒方法
- 湯呑、重箱、セルロイド製玩具

●埼玉縣 (昭和七年)

- 胸鎖乳嚢筋の起始停止及作用
- 迷走神經は何れに分布するや(以上共通)
- 頸部に刺鍼の際注意すべき點を記せ
- 横隔膜瘧瘵に對する刺鍼點
- 腎臟炎に刺鍼の可否
- 施術せんとする場合如何なる順序に消毒をなすや (以上鍼術)
- 施灸後施術部位に起る變化
- 遺尿に對する灸治法
- 腦充血に對する灸治點と其解剖的部位
- 手指の消毒法 (以上灸術)

●臺北州 (昭和七年)

- 坐骨神經の起始、経路、枝別を記せ
- 胃の消化作用を記せ
- 三又神經痛の症狀療法を記せ
- クレゾール石鹼水の製法及特長を記せ
- 施灸の血液に及ぼす影響を問ふ
- 施鍼の神經に及ぼす影響を問ふ

●宮崎縣 (昭和七年)

- 頸部筋肉の名稱及其作用に就て記せ
- 内分秘腺の種類を挙げ之を説明せよ
- 消毒の必要なる理由を述べ、各自の好んで使用する消毒薬の二、三に就て説明せよ (以上共通)
- 刺鍼の手法に就て詳細に説明せよ
- 膀胱麻痺の症狀並に之に對する鍼治法に就て記せ (以上鍼術)
- 胸腹部に於ける禁灸穴の解剖的部位及穴名
- 陰萎症の原因並に灸治法に就て記せ (以上灸術)

●大分縣 (昭和七年)

- 肩胛關節を構成する筋、骨、並に其部を通過する血管、神經に就て記せ
- 腎臟及副腎の生理的作用を記せ
- 百合、天楨、商陽、豐隆の部位、解剖的關係並適應症
- 藥液消毒に就て三例を挙げ詳記せよ
- 熱氣消毒とは如何 (以上共通)
- 鍼の大小長短に應じ施術上特に留意すべき要件如何 (鍼術)

○灸の種類並其施術方法に就て説明せよ (灸術)

●山形縣 (昭和七年)

- 迷走神經の作用及其分佈する部位を問ふ
- 横紋筋と滑平筋とに就て記せ
- 皮膚消毒に適當なる藥品の種類及其使用濃度を記せ (以上共通)
- 三陽絡の部位及之に鍼治を行ふ可否如何
- 便秘に對する刺鍼部位を問ふ(以上鍼術)
- 胃擴張に對する灸穴名を問ふ
- 大腿に於ける禁灸穴名及其部位を記せ
- 鼠蹊窩の部位と之を構成する筋肉の名稱及通過する血管、神經の名稱を問ふ (以上灸術)

●滋賀縣 (昭和七年)

- 五官器の種類及作用
- 咳嗽及吃逆に對する灸治法 (以上灸術)
- 日光消毒の價値を問ふ (以上灸術)
- 眼の生理的作用
- 慢性胃加答兒の鍼治穴名並胃疾患に對する鍼の禁忌症を挙げよ
- 細菌とは如何なるものなるや且つ之に因起る重なる疾病の名稱を記せ (以上鍼術)

●大阪府 (昭和七年)

- 神經性疾患に鍼術の著効ある理由を記せ
- 期門、漏谷、膈戸、氣衝、四瀆
- 右五穴の部位、筋、血管及神經の關係を述べ禁鍼穴あらば之を指摘せよ (以上鍼術)
- 灸の適應症、不適應症各々三つを挙げて各々其の理由を記せ
- 風池、肩髃、至陽、五樞、委中、諸穴の解剖的部位取穴法及應用に就て詳記せよ (以上灸術)
- 外腸骨動脈の起始、經過、枝別及分佈筋の名稱を記せ
- 鼻腔の生理的作用を記せ
- 傳染病毒に汚染せる巻煙草一個あり、如何なる消毒方法を行ふ可きか
- 唾壺に使用する消毒薬に就て述べよ (以上共通)
- 膝關節を構成する筋肉の名稱及其部を通過する主なる神経、血管の名稱を記せ
- 肝臟の生理的機能を記せ
- アルコールの消毒に適當なる含水量並に其理由を記せ (以上共通)

●青森縣 (昭和七年)

- 膝關節を構成する筋肉の名稱及其部を通過する主なる神経、血管の名稱を記せ
- 肝臟の生理的機能を記せ
- アルコールの消毒に適當なる含水量並に其理由を記せ (以上共通)

宮崎縣、大分縣、山形縣、大阪府、滋賀縣、青森縣

- 三叉神經の起始、經過及分佈區域に屬する穴名を問ふ
- 刺鍼後抜鍼し難き場合に於ける理由及其處置法を記せ
- 鍼術に應用する消毒藥の名稱及其稀釋度を記せ (以上鍼術)
- 腸疝痛の要穴を記せ
- 灸の大小に對する利害を記せ
- 灸術に應用する消毒藥の名稱及其稀釋度を記せ (以上灸術)

●北海道 (昭和七年)

- 心臓を支配する神經の機能を記せ
- 體温の調節作用を記せ
- 萎縮腎の症候及療法を記せ
- 刺鍼によりて障害又は危険を來す疾病を列舉せよ
- 傳染病の發病要約を記せ
- 施術時の消毒方法の順序を記せ (以上鍼術)
- 脊髓の構造を記せ
- 口腔の消毒作用を記せ
- 關節リウマチスの症候及療法を記せ
- 施灸に依て起る局部の組織的變化を記せ
- 石炭酸の取扱上の注意及石炭酸による消毒の方法を記せ

●神奈川縣 (昭和七年)

- 創傷傳染病の主なるものを列舉せよ
- 貧血性疼痛と充血性疼痛とに於ける施灸上の應用如何
- 施灸中副刺戟法の目的並に之が應用の場合如何
- 腎臓の位置、構造を述べよ
- 肺臓の機能を記せ
- 昇水の消毒的効果に就き述べよ
- 患部の消毒方法 (以上鍼術)
- 施灸直後に於て血脈の充進する理由如何
- 肥瘦老若等に於ける灸治の治療的應用如何
- 腹部臓器の名稱並に其機能の概要を記せ
- 上膊に於ける主なる神經の經過を記せ
- 主なる消毒藥三種を舉げ其の用途を記せ
- 衣類の消毒方法を述べよ (以上灸術)
- 和歌山縣 (昭和七年)
- イ、蟲様突起の位置
- ロ、心臓の作用
- 化膿は如何なる場合に起るや
- 普通アルコールと無水アルコールとの消毒力の優劣及其理由 (以上共通)
- 腋窩を構成する筋の名稱及此部を通過する血管並に神經に就て
- イ、施灸の血管及血球に及ぼす影響
- ロ、施灸の末梢神經に對する生理的作用
- 狭心症の症候及灸療法 (以上灸術)
- 下顎關節の構造
- 顔面蓋の禁穴並解剖的位置
- 顔面神經麻痺の原因症候、療法 (以上鍼術)

●鹿兒島縣 (昭和七年)

- 左に示す各穴の部位並鍼灸の病理的應用を解剖的見地より説明せよ
- 志室、秩邊、外丘、清冷淵、天臑
- 唾液の分泌部位及其性状並生理的作用を説明せよ
- 昇水の消毒作用並其應用に就て述べよ
- 胸廓に就て述べよ (以上共通)
- 神經興奮の變狀により刺鍼刺戟感受力の比較を述べよ
- 痙攣性脊髓麻痺の症候並に對する鍼灸療法の適否に付理由を舉げて説明せよ (以上鍼術)
- 副神經麻痺の症候並灸治法を記せ
- 灸の結核性疾患に及ぼす影響如何 (以上灸術)

●徳島縣 (昭和七年)

- 體温發生の理由及體温調節中樞の所在を記せ (以下共通)
- 左記に付き其位置及構造を記せ
- イ、心臓、副腎、攝護腺
- ロ、外頸動脈の起始經過並其枝別を記せ
- 消毒藥の種類及用法を記せ
- 胃瘡癩の類症鑑別法並其施灸法と奏効の理由を記せ (鍼術)
- 患門穴を求める方法並之に最適なる疾病一を舉げ其奏効理由を記せ (灸術)
- 奈良縣 (昭和七年)
- 肩胛筋の名稱及び之に分佈する神經を記せ
- 腎臓の位置、形状、構造を記せ
- 常習便秘に對する施灸點(經名)及び其の奏効する理由を説明せよ
- 頸部施灸に當り注意すべき事項を舉げよ
- 刺鍼に際し消毒を行ふ理由を説明せよ
- 昇水の性状並に應用を述べよ(以上鍼術)
- 腹筋の名稱並に起始、停止、之に分佈する神經を記せ
- 肋膜に就て知る所を記せ
- 胸門、陽池、三焦俞、承筋、靈墟の部位

●岡山縣 (昭和七年)

- 並に應用疾患を問ふ
- 無痕灸の治療的作用
- 理學的及び化學的消毒の長所短所を述べよ
- 手指消毒法を述べよ (以上灸術)
- 正中神經の經過及び枝別
- 唾液の作用
- 蒸氣消毒の要約
- 施灸に當りて如何なる消毒法を取るや
- 腸に及ぼす鍼の作用
- 書癩の治療法
- 寸六二番鍼を以て實地施灸(但し摺鍼) (以上鍼術)
- 上膊動脈の經過及び枝別
- 胃の作用
- 消毒藥を五種舉げよ
- 化學的消毒に依らざれば消毒し能はざるものは何か
- 前頸部の經名及び實地探穴せよ
- 前頸部の穴に施灸すれば如何なる病氣に効ありや
- 養生灸健康灸或は身體のダレイ様な時の灸治法を問ふ(經穴名) (以上灸術)

●静岡縣 (昭和七年)

- 前膊筋の名稱
- 脂肪の消化吸收の道程及び其の生理的作用
- 人中、天突、鳩尾を刺鍼することありとせば如何なる注意を要するや
- 陽明大腸經の經路の解剖的部位
- 神經衰弱の灸治點
- 兵庫縣 (昭和七年)
- 消化とは如何、且つ消化液の種類を問ふ
- 顔面神經麻痺の原因及び徵候を記せ
- 刺鍼中突然失神せる患者あり其の原因並に之に對する處置如何
- 喘息に對する鍼の治療方針
- 蒸氣消毒に當り注意すべき事項 (以上鍼術)
- 皮膚の構造如何
- 坐骨神經痛の症候及び診斷を問ふ
- 次に就き灸術の適否を問ふ
- 乳兒脚氣、喘息、齒痛、百日咳、便秘
- 下痢に對する施灸方針
- 消毒としての必要條件を問ふ(以上灸術)
- 富山縣 (昭和七年)

廣島縣、鳥取縣、岐阜縣、愛知縣、長野縣

- 腎臓の機能を説明せよ
- 顔面神経の走路を説明せよ
- 腰腹神経痛の原因、症状、刺鍼法
- 鍼の強弱、刺鍼の生理的作用並に應用 (以上鍼術)
- 脾臓の位置、形状、構造
- 膝關節脈の分枝の走路を示せ
- 氣管喘息の原因、症状、並に灸療 (以上灸術)

●廣島縣 (昭和七年)

- 胸廓を構成する骨名聯接
- 迷走神経に就て知る處を記せ
- 理學的消毒の種類其應用
- 石炭酸、昇汞水、アルコールの應用 (以上共通)

○偏頭痛に對する刺鍼の目的及刺鍼點

○腰俞、脊骨、陰陵泉、隱白、臂臑、秉風、京門、天樞、頰車、懸顛の部位

●鳥取縣 (昭和七年)

- 内分泌腺の名稱、位置、構造、機能及び之が脱落症を詳記せよ
- 筋により構成せらるゝ門窩を挙げよ、且つ其處を通過する主要器官の名稱
- 消毒藥品の固體にて奏効せざる理由を記せ

し並に左の言葉の説明せよ

- イ、殺菌
- ロ、滅菌
- ハ、滅毒
- ニ、消毒
- ホ、防腐
- ヘ、制腐
- 一プロミルレの昇汞水五百瓦造れ
- 上肢の神経を記せよ (以上鍼術)
- 腎血管に於ける神経の作用及び尿水中に分泌さるゝ物質を記せ
- 石炭酸、クレゾール石鹼液及び酒精の稀釋法を述べよ
- 灸療後壞滅せし局部の消毒法中の有力なるもの一種を記し其の有力なる理由を説明せよ (以上灸術)

●岐阜縣 (昭和七年)

- 皮膚の構造を詳記せよ
- 血液の生理的作用並に動脈血と靜脈血との差異
- イ、術者の手指と被術者の患部と何れを先に消毒するや其の理由を説明せよ
- 、二十倍石炭酸水と二、〇%石炭酸水との濃度の差異を問ふ (以上共通)
- 鍼術の有感及無感的刺戟の治療上に及ぼす作用を問ふ
- 末梢性神経疾患に鍼術の特効なる理由と腰眼の穴の主治効用を記せ (以上鍼術)
- 盲腸炎の後療法としての灸療の價値を舉げ

げ密門に點灸して如何なる作用を呈するや

- 灸の治療上に及ぼす作用に就き其の要項を問ふ (以上灸術)

●愛知縣 (昭和七年)

- 前胸部筋肉の名稱を挙げよ
- 迷走神経の機能を記せ
- 消毒薬五種以上を挙げ其の使用プロセントを記せ
- 股神経に對して最も適當なる刺鍼點五ヶ所を挙げよ
- サフエナ神経に沿へる穴名を記せ (以上鍼術)
- 赤白血球とは如何
- 皮膚は如何なる作用をするや
- 無水酒精と含水酒精との消毒上の優劣如何
- 熱度の組織に及ぼす影響に就て記せ
- 腦卒中後の麻痺に就き灸療の効用を記せ (以上灸術)

●長野縣 (昭和七年)

- 僧帽筋の起始、停止
- 背部の禁鍼灸穴及び其の解剖的部位
- 神経痛と神經麻痺

○鍼灸術の治療的作用

○腎臓の位置機能

○商痛の刺鍼、施灸點を挙げ其解剖的部位

●茨城縣 (昭和七年)

- 坐骨神経の起始、經過
- 肺臓の機能
- 鍼具の消毒法に就て

實地

○神經麻痺に對する鍼治法

○命門、承泣、天府、客主人、曲澤の解剖的部位及經名 (以上鍼術)

○後頭部一鍼

○腸を區別し其の名稱を記せ

○交感神経の機能

○石炭酸に就て記せ

實地

○施灸の神經に及ぼす影響

○天突、人迎、肩髃、大椎、列缺の禁灸穴名及び解剖的部位、經名、應用する病名を問ふ

●長崎縣 (昭和七年)

- 外頸動脈の經過並に内頸動脈の起始を記せ
- 小腸の機能を記せ

茨城縣、長崎縣、北海道廳、磐前縣、山梨縣

○支正、大包、水泉の位置及び其の部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ

○鍼術の白血球に及ぼす作用に就て記せ

○防腐法と制腐法との區別を記せ (以上鍼術)

○齒牙に分佈する神経の名稱、並に其の起始を記せ

○白血球の作用に就て知る所を記せ

○腦會、歸來、僕參の位置及び其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ

○灸療の血液循環に及ぼす作用に就て記せ

○消毒と清潔との區別を記せ (以上灸術)

○齒牙に分佈する神経の名稱、並に其の起始を記せ

○白血球の作用に就て知る所を記せ

○腦會、歸來、僕參の位置及び其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ

○灸療の血液循環に及ぼす作用に就て記せ

○消毒と清潔との區別を記せ (以上灸術)

○齒牙に分佈する神経の名稱、並に其の起始を記せ

○白血球の作用に就て知る所を記せ

○腦會、歸來、僕參の位置及び其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ

○灸療の血液循環に及ぼす作用に就て記せ

○消毒と清潔との區別を記せ (以上灸術)

○齒牙に分佈する神経の名稱、並に其の起始を記せ

○白血球の作用に就て知る所を記せ

○腦會、歸來、僕參の位置及び其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ

○灸療の血液循環に及ぼす作用に就て記せ

○消毒と清潔との區別を記せ (以上灸術)

●北海道廳 (昭和七年)

(實地試驗)

- 刺鍼により貧血を起す部位並原因
- 交感神経の特徵を述べよ
- 陽陵泉、陰陵泉、三陰交の部位
- 寸三鍼にて坐骨神経痛に對し刺鍼及部位指壓 (以上鍼術)
- 神經炎にして神経痛を來す場合と麻痺する場合とあり其の治療方法如何
- 陽陵泉、陰陵泉、三陰交の指壓及之に施灸せば如何なる神経を刺戟するか
- 脚氣の患者にして心臓を患ふ場合と普通の場合とある、其の施灸方法、及各種の施灸點の指壓 (以上灸術)
- 警視廳 (昭和八年) (三月施行)
- 傳神經叢及び其枝別を問ふ
- 健康大人の脈搏數、呼吸數及體温を問ふ
- 衣類の消毒方法を問ふ (以上鍼學說)
- 昇汞使用上の注意 (以上鍼學說)
- 背部第一側線の孔穴名
- 間代性橫隔膜痙攣の刺鍼點
- 腓腸筋に刺鍼し雀啄術、廻旋術、振顛術等の手技 (以上鍼實地)
- 氣管及び氣管枝の位置形状
- 泌尿器の生理的機能
- 蒸氣消毒の方法に就て記せ
- 消毒薬の名稱を挙げよ (以上灸學說)
- 前膊に於ける孔穴名を述べよ
- 灸の血液に及ぼす影響
- 白血球の増多する理由を述べよ
- 灸は何故に効ありや
- 腰腹神経痛は何處より起るか
- 腰腹神経痛の灸治點と壓痛點を述べよ (以上灸實地)
- 山梨縣 (昭和八年) (三月施行)
- 腎臓の位置、機能

北海道、大阪府、石川縣、滋賀縣、愛知縣

- 坐骨神經の起始、經過、枝別
- 頸筋の數と名稱
- 鍼術に必要な消毒法
- 膀胱麻痺の原因、症候、療法
- 天井、歩廊、長強、飛陽の部位
- 咀嚼筋痙攣の原因、症候、療法
- 吐血の原因、症候、療法
- 肩外、曲垣、尺澤、陽池の指壓
- 脊髄の機能
- 肝臓の位置形状、機能
- 胸筋の數、名稱並に二、三の起始停止
- 化學的消毒法に就て述べよ
- 橈骨神經麻痺の原因、症候、療法
- 俠白、建里、消滯、陽陵泉の部位

- 胃加答兒の原因、症候、療法
- 惡阻の原因、症候、療法
- 四瀉、神藏、騎風、大腸俞、關元俞の指壓
- 皮膚の感覺器官を説明せよ
- 血液の凝固作用を説明せよ
- 神經衰弱の症狀及び療法を記せ

●北海道(昭和八年)

- 皮膚の感覺器官を説明せよ
- 血液の凝固作用を説明せよ
- 神經衰弱の症狀及び療法を記せ

- 顔面神經痙攣の療法を記せ
- 化膿菌に就て知る處を記せ
- 理學的消毒方法の種類を記せ

●大阪府(昭和八年)

- 胸管(左總淋巴管)の起始、經過並に受容淋巴管の名稱を記せ
- 筋の收縮を起す理由を説明せよ
- 刺鍼の刺戟は神經に如何なる反應を現はすや且其効用を問ふ
- 完骨、雲門、間使、帶脈、陽陵泉の部位
- 灸法の疾病に對する作用を問ふ
- 歸兪、風門、天樞、血海、光明の部位及經名と應用を記せ
- アルコールの消毒力に就て記せ
- 蒸氣消毒法を記し之に適當なる物品を記せ
- 一、二、七、八は共通、三、四は鍼術、六、七は灸術

●石川縣(昭和八年)

- 横隔膜の位置、形状、機能及分佈せる血管神經を記せ
- 手指の消毒を詳記せよ
- 膀胱カテーテルの療法を記せ

- 喘息の療法
- 顔面神經麻痺の療法
- 鍼術手技の種類

●滋賀縣(昭和八年)

- 體温に就て
- 鍼の鎮靜作用に就て
- 顔面神經麻痺に對する刺鍼點
- 鍼術施行に際し最も有効なる消毒法
- 腹部臓器の名稱及腎臓の機能
- 灸の種類及方法
- 腰痛に對し灸點の場所
- 施灸後の消毒法及主なる消毒薬の名稱

●愛知縣(昭和八年)

- 大腸中央部の横断面を圖解若しくは説明せよ
- 赤白兩血球とは如何なるものなるや
- 鍼術に消毒の必要な理由を述べよ
- 神經痛と神經炎との鑑別要點を挙げ其の何れが鍼術の禁忌症なるかを説明すべし
- 閉鎖神經痛の刺鍼の部位を挙げよ
- 胃に分佈する神經の名稱並に其の經路を

述べよ

- 白血球の生理的作用を問ふ
- 左の物の最も適當なる消毒法を述べよ
- 1手指 2仕事着 3吐瀉物 4體温器 5傷面
- 利尿促進を目的とする灸點の部位及其の理由を説明す可し
- 深腓骨神經の經路に沿へる經穴、名稱を挙げよ

●静岡縣(昭和八年)

- 横隔膜に接する臓器の名稱並に之れを通過する器官の名稱とを列記せよ
- 舌に分佈する神經の名稱を挙げよ
- 足の太陽膀胱經に於て大杼穴より白環俞穴に至る各穴の部位を簡單に記せ

●埼玉縣(昭和八年)

- 神經衰弱に對する鍼治法如何
- 喘息に對する灸治法如何
- 大腿に分佈する血管、神經の名稱を記せ
- 腓腸筋の所在及び其の作用を記せ
- 神經の傳達機能とは如何
- 頭部に於ける施術の可否に就て記せ

静岡縣、埼玉縣、茨城縣、三重縣、富山縣、島根縣

- 腹痛に於ける鍼の禁忌症を問ふ
- 鍼器の消毒には如何なる藥品を使用するや
- 皮膚呼吸とは如何
- 點灸するに當りて注意する要點
- 妊婦に對する灸治の可否は如何
- 消毒薬の種類、其の使用法を問ふ

●茨城縣(昭和八年)

- 頸部の動脈に就て
- 病毒に汚染せる鍼、鍼箱及手指の消毒法
- 腸各部の名稱及び機能
- 筋肉リユウマチスに對刺鍼點
- 腎臓の位置、形状、機能を問ふ
- 千倍昇水の製法並に消毒適否の物品を記せ
- 膽囊の位置、形状、機能を問ふ
- (試問) 遺尿症に對する灸治點
- 禁灸穴の名稱及び其理由を記せ

●三重縣(昭和八年)

- 淋巴腺の構造、作用
- 頭部を通過する血管神經
- 衣服の消毒方法

左記物品の消毒方法

- タオル、毛布、金盥、革製財布
- 折鍼に就て述べよ
- 次の穴の位置、適應症及禁灸穴を挙げよ
- 手の五里、陽陵泉、承筋、靈臺
- 灸の免疫血清に及ぼす影響
- 六つ灸に就て

●富山縣(昭和八年)

- 上肢に分佈する神經の走路を問ふ
- 肝臓の構造並其の作用
- 痛風の症狀及之に對する刺鍼方式を説明せよ
- 副神經痙攣の症狀及之に對する刺鍼方式を問ふ
- 下肢に分佈する主なる神經の走路を問ふ
- 血管の構造並作用を問ふ
- 胃擴張に對する穴名及灸治法を問ふ
- 橈骨神經麻痺の症狀及灸治法を問ふ

●島根縣(昭和八年)

- 上肢にある三大關節の名稱及び之を構成する骨名を記せ

- 1 大動脈弓より分岐する動脈を列記せよ
- 2 下肢に分佈する主なる神経の名稱を問ふ (以上共通)
- 夜驚症の原因、症候及び主治穴名を記せ
- 胸部及腹部に於ける禁穴を挙げ其の理由を説明せよ (以上鍼術)
- 大迎、肩髃、膝眼、湧泉、絶骨の部位及び適應症を問ふ
- 神經衰弱の灸治點を挙げ、其効ある理由を説明せよ

●鹿兒島縣 (昭和八年)

- 肺循環を説明せよ
- 泌尿器の名稱を挙げ各臓器の作用を記せ
- 左に示す經穴の部位並に各穴の解剖的所見に付き述べよ
- 鳩尾、股門、肩井、人迎、紫竹空
- 消毒薬としてのアルコールに就て述べよ (以上共通)
- 刺鍼刺戟の強度を定む可き要件につき詳記せよ
- 狭心症の原因、症候並に之に對する鍼治療法の可否に就き述べよ (以上鍼術)
- 血色素量、並に赤血球数を増加せしむる施灸法を記し且つ増加する状態、持續時間に就き説明せよ

- 脚溢血後の半身不隨に對する灸治法並に施灸上の注意 (以上灸術)

●奈良縣 (昭和八年)

- 股神經の起始、經過、分佈を記せ
- 肝臟の位置、形状、作用を記せ
- 膈空、巨骨、神門、腰眼、崑崙の部位並各其の應用疾病を記せ
- 鍼術による誘導及び反射作用とは如何、例を挙げて説明せよ
- 消毒と滅菌とを例を挙げて説明せよ
- 鍼術家に最も適當なる消毒薬品二種を挙げ各其の優劣點を述べよ (以上鍼術)
- 股動脈の起始、經過、枝別、並其の分佈を記せ
- 横隔膜の起始停止並其作用を記せ
- 艾の燃焼温度並に其の深達作用を記せ
- 肺結核に對する施灸の部位と其奏効する理由を説明せよ
- 施灸時消毒を行ふ理由を説明せよ
- 蒸氣消毒に就て詳記せよ (以上灸術)

●臺灣臺北 (昭和八年)

- 下腿筋の名稱
- 腰神經痛に用ふ可き主なる穴名と之等の位置並に分佈する血管神經を記せ

- 肺臟の生理的作用を記せ
- 肋間神經痛の症狀及療法を記せ
- 消毒薬の名稱及使用法を問ふ

●香川縣 (昭和八年)

- 顛顛骨の構造及び連接を記せ
- 膈臟の位置及生理機能を記せ
- 左記の消毒方法を記せ
- 手指、坐蒲團、書籍、金屬製品
- 頸動脈の經過を記せ (以上共通)
- 腰痛と其療法を記せ (鍼術)
- 炎症に對する灸療法を記せ (灸術)
- イ、腕關節及膝關節の周圍にある穴名
- 口、左の經穴に就き取穴並禁穴を指摘せよ
- 帶脈、商丘、缺盆、五處、白環俞
- 實地、胃病の種類、胃痙攣の症狀、治療點、手の三里に刺戟、養生灸の目的、方法、作用各穴の指壓

●長野縣 (昭和八年)

- 内臟の意義及之に屬する臓器の名稱を記せ
- 腎臟の位置及其機能に就て記せ
- 太陽囊に就て知る處を記せ
- 白血球に就て知る處を記せ

○酒精の性状及使用上の注意を記せ

○施灸の前、施術者として注意すべき事項

○灸施灸前の施術者及被術者の注意事項

●福岡縣 (昭和八年)

- 迷走神經は何れに分佈するや
- 反射運動とは如何、例を挙げ説明せよ
- 鍼の大小、長短、其生理的作用と其關係に就て記せ
- 胃痙攣に對する鍼治の可否及理由を記せ
- 實地試問、三十八歳になる男子職業は大工、一昨日飲み過ぎ下腹張りクジクとやく、大便に昨日は七八回行き少量の粘液を混じチヨク、とする癖あり其病名、原因、治療の目的と場所
- 三又神經に就て記せ
- 飲用する水分は何れより體外に排出せらるや
- 肩の凝りに對する灸治法を問ふ
- 上膊に禁灸の個處あるや其の部位名稱
- 實地、灸、二十七歳の男子職業會社員、三週間前より寒冒に罹り熱三十七度五分乃至三十八度、乾咳、喀痰出でず、背部の側方に痛み聴診上ガリノ、とする音がある其病名、症狀、發病の移行経路、施灸目的と場所並實地取穴

福岡縣、兵庫縣、徳島縣、宮崎縣、群馬縣

●兵庫縣 (昭和八年)

- 骨盤を構成する骨の名稱及び其の連接を問ふ
- 皮膚の生理作用を記せよ
- 神經性消化不良に對する鍼治の方法及び其の注意を問ふ
- 鍼の適應症及び禁忌症を挙げよ
- 理學的、化學的消毒の種類を挙げて其の各方法に就て略記せよ (以上鍼術問題)
- 胸腹部臓器の名稱及び其の位置を問ふ
- 腸の生理的作用に就て記せ
- 半身不隨症を來す原因及之に對する灸の可否如何
- 灸の血液に及ぼす影響を記せ
- 消毒薬としての必要條件を問ふ

●徳島縣 (昭和八年)

- 左記に就き其の位置及び機能を問ふ
- イ、膈下垂體
- ロ、甲状腺
- ハ、膀胱
- ニ、副腎
- 延髄に於ける反射中樞の名稱を列舉せよ
- 腸痙攣の症狀及び施灸法並に其類症鑑別を問ふ
- 八髻の穴とは如何、並に子宮内膜炎に對して如何なる目的を以て之に施灸すべき

や

○理學的消毒法を詳記せよ

●宮崎縣 (昭和八年)

- 三又神經の起始、經過、分佈に就て
- 大腸と小腸の機能に就て
- 化學的消毒法と理學的消毒法とに就て各其例を挙げ説明せよ (以上共通)
- 慢性腸加答兒の原因、症候及び此に對する刺戟法に就て
- 上肢に於ける禁穴の名稱、經名並に解剖的部位且つ之に繞る神經を挙げよ (以上鍼術)
- 氣管枝喘息の症狀之に對する灸治法
- 上肢に於ける禁灸穴名、經名並に解剖的部位、之を繞る神經の名稱を挙げよ (以上灸術)

●群馬縣 (昭和八年)

- 腦頭蓋骨縫合の種類及び所在を問ふ
- 胸廓の上孔には如何なるものを通ずるや
- 嘔吐の起る原因を問ふ
- 神經痛と神經炎との區別
- 脚血に對する刺戟法及び刺戟點 (以上鍼術)
- 四頭股筋の起始、停止、並に分佈する神

熊本縣、鳥取縣、山口縣、大阪府、三重縣

經動脈の名稱を記せ

- 肺臓の位置、形状及び構造を問ふ
- 胆汁の消化作用を問ふ
- 水腫と浮腫との區別を論ぜよ
- 偏頭痛に對する灸の要點を論ぜよ
- 月經痛に對する灸治法を問ふ

(以上灸術)

●熊本縣 (昭和八年四月施行)

- 坐骨神經の起始及經過
- 胸部を構成する骨の名稱及び上膊筋の名稱、並に之れに分佈する神經を問ふ
- 消毒を施す上に於て注意すべき事項
- 實地、通常能く使用される前膊後側の穴に刺鍼すべし且つ雀啄術を施せ、尙ほ雀啄法は如何なる場合に用ふるや

(以上灸術)

- 皮膚の消毒を問ふ
- 指を屈する筋の名稱及び分佈する神經
- 皮膚の構造
- 灸術に消毒の必要なる理由
- 實地イ、灸の血液に及ぼす影響
- 陽白、承泣、顛息の指穴

●鳥取縣 (昭和八年五月施行)

○横隔膜に就て

○迷走神經に就て記せ

- 坐骨神經の起始、經過及枝別を問ふ
- 内呼吸に就て
- 膝動脈に就て
- 前頸動脈に就て
- 手指の消毒法を記せ

○「ホルムアルデヒド」の一プロセント水溶液七百グラムの調製法を問ふ

(以上灸術)

- 髀白に就て
- 上膊骨に就て記せ
- 筋の種類及構造を問ふ
- 僧帽筋に就て知る處を記せ
- 甲狀腺の作用を記せ
- 血管を主宰する神經の種類及其中樞の所在を問ふ
- 鎖骨下動脈に就て記せ
- 消毒に用ふる藥品五種以上を挙げ且つ其使用濃度を記せ

●山口縣 (昭和八年五月施行)

- 上膊を通過する神經血管の名稱を問ふ
- 消毒薬に幾種あるや其優劣を比較せよ
- 皮膚の構造及生理的作用 (以上共通)
- 消毒の順序を述べよ
- 張介賓氏の四華患門の取穴法及其の應用

○鍼の神經に及ぼす影響 (以上灸術)

- 手指の消毒方法
- 脚氣八處の穴名並に其部位
- 灸の血液に及ぼす影響 (以上灸術)

●大阪府 (昭和八年九月施行)

- 門靜脈とは如何其經過を詳記せよ
- 腸に於ける吸收作用を記せ
- 次の場合の處置如何
 - 1 施鍼中腦貧血を起せし場合
 - 2 施鍼中肋間神經痛を起せし場合
 - 3 施鍼中抜鍼困難なる場合
- 顔面上半部に於ける經穴を挙げ其の應用を略記せよ
- 施灸による皮膚に起る變化を記せ
- 和髀、中腕、章門、血海、足三里の取穴法其應用を記せ
- 手指消毒の必要なる理由と其消毒方法を記せ

●三重縣 (昭和八年九月施行)

- 顔面皮膚に分佈する知覺神經の名稱を記せ
- 膝動脈の位置及其分枝を記せ
- 鍼の生理的作用に就て述べ
- 頭部に於ける禁鍼穴名如何

○石炭酸水の使用方法を述べよ

- 日光消毒の效果に就て記せ
- 實地、橈骨神經痛の鍼治法 (以上灸術)
- 筋肉收縮を起す原因を述べよ
- 腸の蠕動に就て述べよ
- 灸の炎症に對する效果如何
- 灸の血壓に及ぼす影響如何
- 左記物品の消毒方法を記せ
 - 革製カバン、毛筆、机、ビンセット
- 熱を利用する消毒方法の種類應用を記せ
- 實地、膀胱炎に對する灸治法、脚氣八處の取穴 (以上灸術)

●滋賀縣 (昭和八年九月施行)

- 腦神經の名稱を挙げ其生理的作用を述べよ
- 鍼治の適應症並に巨關、上腕、中腕の解剖學的的位置を問ふ
- 横隔膜痙攣の症狀及び鍼治法を問ふ
- 消毒薬の種類及び其使用方法を述べよ (以上灸術)
- 自律神經に就て知る所を記せ
- 灸治の血管及び神經に及ぼす作用並に天柱、風池の解剖學的的位置を問ふ
- 子宮内膜炎の症狀及灸治法を問ふ
- 皮膚の消毒に適する主なる消毒薬品の名

滋賀縣、青森縣、京都府、熊本縣、富山縣

稱及び使用法を記せ (以上灸術)

●青森縣 (昭和八年九月施行)

- 大腿屈筋の名稱及坐骨神經の分佈の大意を記せ
- 消毒、陽酸泉の部位、經名を説明し其の疾病應用に就て知る處を述べよ
- 消毒の必要なる所以を述べよ
- 肺臓の機能と呼吸原理とに就き述べよ
- (鍼)坐骨神經痛の鍼治法に就きて知る所を記せ
- (灸)腰痛に對する灸治法如何

●京都府 (昭和八年十月施行)

- 橈骨神經の經過並に筋肉、脈管との關係を記せ
- 膀胱の位置、構造及び機能を述べよ
- 器械的消毒法と理學的消毒法との差異を問ふ
- 三%クレゾール水の調製法、其の原消毒薬の性状並に適用消毒物件を示せ
- 便秘に對する刺鍼點並に其の理由
- 股門、承扶、陽酸泉の經名、部位並に應用せられる場合

○子宮疾患に對する施術點並に其の理由

●熊本縣 (昭和八年十月施行)

- 禁忌症の症例をあげ其の理由を説明せよ
- 大腿部の神經、血管の名稱及經路
- 皮膚の構造及其作用を問ふ
- 消毒薬二種を選び之れが稀釋法及用途を説明せよ
- 理學的消毒とは如何
- 皮膚の知覺脫出の原因、症候、並に鍼治療法 (以上灸術)
- 肩胛部筋肉の名稱
- 下腿に於ける骨、血管、神經を列記せよ
- 消毒法の意義を問ふ
- 灸術の際に施行する消毒法に就て記せ
- 灸痕の保護
- 血管運動神經に及ぼす灸の影響
- 胃弱の症候及灸治療 (以上灸術)

●富山縣 (昭和八年十月施行)

- 下腿に分佈する主なる神經血管に就て記せ
- 膀胱の位置並に機能を問ふ
- 患門の取穴法を問ふ
- 鍼の強弱刺戟が身體に及ぼす影響を問ふ
- 滅菌法並に消毒法に就て説明せよ

○左の消毒薬の性状並に應用上の利害得失を問ふ

アルコール、石炭酸、フォルマリン、クレンジール石鹼液

○(實地)イ、肋間神経痛に對する鍼灸法

ロ、顔面神経麻痺に對する鍼灸法 (以上鍼術)

○四肢に分佈する主なる血管神経に就て記せ

○肝臓の位置並に機能を問ふ

○四花の取穴法を問ふ

○灸の温熱刺激の強弱が身體に及ぼす影響を問ふ

○消毒學の問題は鍼科と同じ

○(實地)イ、常習便秘に對する灸治法

ロ、遺尿症に對する灸治法(以上灸術)

○膝關節を形成する筋の名稱並に神経と尿管との關係

○三叉神経の起始、經過、分佈に就て (以上鍼術灸術共通)

○痔疾の原因並に主治穴名を問ふ

○腦貧血の原因、病狀並に其鍼治療法を記せ

○細菌死滅の要約

○イ、純アルコールと稀アルコールとの消毒上の優劣に就て述べよ

ロ、理學的消毒法の種類を挙げ最も完全なる消毒方法並に其用途を記せ

○盲腸炎の原因、病狀並に灸治療法を問ふ

○左の灸穴の解剖的部位並に其適應症を記せ

客主人、天地、犢鼻、天井、氣海俞

○消毒學は鍼術と同じ (以上灸術)

○福岡縣 (昭和八年) 十月施行

○腦神経の名稱を挙げて其運動知覺の區別を記せ

○體温の調節機能を記せ

○折鍼後に於ける皮膚の變化を説明せよ

○交感神経緊張症の症候及び鍼灸法

○皮膚の構造及び生理的作用を問ふ

○ブーバルト氏靱帶の下を通過する血管、神経の名稱を挙げよ

○下肢に於ける禁灸穴名を問ふ

○關節に發する疾病と其灸法を記せ

○秋田縣 (昭和八年) 十月施行

○坐骨神経の起始及經過に就て記せ

○陽白、衝門、三里、曲垣の位置

○齒痛に對する鍼灸法を記せ

○鍼灸業務に關し消毒を怠りたる場合は被術者及術者に障害を來すや

○愛知縣 (昭和八年) 十月施行

○頸部を通過する主要なる血管及神経の名稱を述べよ

○血液の成分を問ふ

○鍼術を施したる部位の化膿する事あるは何故か、之を豫防するには如何にす可きや

○脛骨神経麻痺と腓骨神経麻痺とに付き其主徴及び之に施す鍼灸法を記せ

○莖狀乳頭外孔の障害による場合の顔面神経麻痺の症候及び鍼灸法 (以上鍼術)

○左記各項の位置を問ふ

1 半月灘 2 肋間神経 3 烏喙筋 4 環狀軟骨 5 正中静脈

○皮膚の生理的作用を問ふ

○消毒薬五種を挙げ其調合法を述べよ

○血壓の高くなる諸病につき灸治法の可否を述べよ

○神経性胃痛と胃潰瘍との鑑別に就て記せ

○心臓の構造を説明せよ

○イ、後頭神経痛に對する刺鍼法を問ふ

ロ、禁灸穴の名稱を問ふ

○イ、後頭神経に對する灸治法を問ふ

ロ、禁灸穴の名稱を問ふ

○消毒薬の名稱及び其使用法

○消毒方法の種類を挙げ其大要を記せ

○奈良縣 (昭和八年) 十月施行

○上膊動脈の起始、經過、並に静脈、神経との關係を記せ

○心臓の位置、構造、作用を記せ

○皮膚鍼の治療的作用を記せ

○腕關節部に存する經穴と經名並にこれに相當する神経の名を記せ

○消毒の意義並に要件を記せ

○クレンジール石鹼液の性状並に應用を述べよ (以上鍼術)

○脊髄に就て記せ

○小腸の構造並に其の生理的作用を述べよ

○子宮内膜炎の灸治法を挙げ各其の奏効する理由を記せ

○灸の血壓に及ぼす影響に就て

○室内の消毒方法を記せ

○消毒薬として具備すべき要件を挙げよ (以上灸術)

○鹿兒島縣 (昭和八年) 十月施行

○肝臓の位置、形状、其機能を問ふ

○迷走神経の作用を記せ

○次に掲ぐる左の諸穴の部位及應用に就て述べよ

イ、陷谷 ロ、漏谷 ハ、靈道 ニ、陽谷

○石炭酸水の調製法及其用途を問ふ (以上共通)

○鍼術の血液に及ぼす影響如何

○胃潰瘍の主徴候並に之に對する鍼灸治療的價値に就き述べよ (以上鍼術)

○灸とヘット氏帶との關係に就て説明せよ

○遺尿症を起す理由並に之に對する灸治如何 (以上灸術)

○長崎縣 (昭和八年) 十月施行

○坐骨神経の起始及經過を記せ

○人體に於ける消化作用に就て記せ

○交信、顱髒、五樞の位置及其部に於ける筋、血管、神経の關係を記せ

○刺鍼の血液に及ぼす作用に就て記せ

○鍼により媒介せらるゝ傳染病の名稱を記せ (以上鍼術)

○肝臓の位置形状及其作用を記せ

○静岡縣 (昭和八年) 十月施行

○頸部に於て舉握し得る筋の名稱及其作用

○體温と脈搏と呼吸との關係 (共通)

○鍼の適應症及禁忌症

○坐骨神経麻痺に對する鍼灸法(以上鍼術)

○慢性ロイマチスに對する施灸點

○禁灸穴の部位及其理由

○岐阜縣 (昭和八年) 十月施行

○上肢及下肢に分佈する神經に就て述べよ

○血球に就て知る處を記せ

○消毒を行はざる場合の結果如何 (以上共通)

○頭痛を發する疾患中鍼の特効あるものに對し各々其刺鍼の部位並に其目的を問ふ

○鍼の健康神經及病的神經に及ぼす作用並に耳下腺叢に該當する穴名を記せ (以上鍼術)

○腰部八點灸の取點法及之れが効果に就て説明せよ

○次の疾患に對し灸點及其目的を挙げよ

1 便秘 2 下痢 3 疝痛(腸疝痛)

○長野縣 (昭和八年) 十月施行

○横隔膜の位置、構造、作用

○内分泌腺に就て記せ

静岡縣、岐阜縣、長野縣、愛知縣、鹿兒島縣、長崎縣